

# 女性の歴史 上

高群逸枝

ることができるであろう。

### はしがき \*女性の歴史・上/女性中心の社会

をうながすものをも、たぶん、これはもっているであろうから。 としては、なお専門家の一顧をもえたい気がする。従来の史観 きたようにおもう。この書は、こうしたげんざいの立場で、研究の余暇に一枚二枚と書きつぎながら、 しかけ二十四年になる。そして、ここにきて、私はいまいくらか、じぶんの見方や体系をもつことがで 応まとめてみたものである。一般的な教養書としての要請のもとに筆をとったものであるが、著者 私が、武蔵野の片ほとりに、自分の仕事場をもうけて、女性史研究に専念するようになってから、あ ――ことに男性本位の史観 ――の訂正

るが、はたして、どれだけの真実をとらええたであろうか。 歴史は、それへの解答でなければならない。私はこの書で、それを、たしかめてみようとしたのであ され、女性の歩みもゆがめられがちなこんにちほど、それの切実にもとめられているときはあるまい。 「われらいかに生くべきか」は、人間の永遠の課題であるが、人類の平和や民族の独立がおびやか

まれないならば、私の-さいわいに、この書を手にせられたひとびとが、著者のかんがえにきょうみをもたれ、 ――そしてわれわれの ――学問も、また実践も、もっともっと確実なものにす 助言をおし

世田ケ谷の草屋で

著

者

目次

| 無痛分娩の母たち | の住居と集落 | の住居と集落 | 農耕のはじまり  | 然物獲得の段階 | 原始の生活条件 | 論        | 家庭を知らなかった社会 | 原始女性は太陽であった  | 神話もすてられない | しらべるのに都合のよい日本 | 立ちあがる女性 | 日本列島のもつ原始性 | 女性が中心となっていた時代 |   |
|----------|--------|--------|----------|---------|---------|----------|-------------|--------------|-----------|---------------|---------|------------|---------------|---|
|          |        |        |          |         |         |          |             |              |           |               |         |            |               |   |
|          |        |        |          |         |         |          |             |              |           |               |         |            |               |   |
| 垂        | 亳      | ≡      | $\equiv$ | 七       | 五       | $\equiv$ | $\equiv$    | <del>-</del> | 八         | 六             | 五       | 五          | 五             | _ |

|           |          | Ŧī.       |            |          | 四               |       |         | 三          |            |          |
|-----------|----------|-----------|------------|----------|-----------------|-------|---------|------------|------------|----------|
| 女性文化悼尾の抵抗 | 女性文化とは何か |           | 女性天皇について   | 天皇制国家と女性 | l <del>el</del> | オヤの変化 | 氏族から家族へ | п.         | 女性の私産現象    | 男女の分業の上に |
| 文         | 文        | 女性文化がくずれた | 关          | 盖制       | 国家ができた          | かの    |         | 氏族がこわれた    | 生の         | タの       |
| 化         | 化        | 文         | 皇          | 国        | が               | 変     | 5       | が          | 私          | 分        |
| 悍屋        | ک<br>14  | 1Ľ<br>が   | につ         | 豕レ       | でき              | 15    | 豕佐      | こわ         | 産租         | 兼の       |
| 色の        | 何        | 3         | い          | 女        | った              |       | )J.     | れ          | 象          | 上        |
| 抵         | か        | ず         | 7          | 性        |                 | 祖から親へ |         | た          |            | に        |
| 犰         | :        | れた        | :          | :        | i               | から    | i       | :          | i          | :        |
| ÷         | i        | /_        | ÷          | i        | ÷               | 親     | i       | i          | i          | :        |
| ÷         | ÷        | ÷         | ÷          | i        | ÷               | ^     | ÷       | ÷          | ÷          | :        |
| ÷         | ÷        | ÷         | ÷          | i        |                 | :     | ÷       | ÷          | ÷          | :        |
| ÷         | i        | i         | ÷          | i        | ÷               | ÷     | i       | i          | i          | :        |
| i         | i        | i         | ÷          | ÷        | ÷               | ÷     | i       | i          | i          | :        |
| i         | i        | i         | i          | i        | i               | i     | i       | i          | i          | ÷        |
| ÷         | i        | i         | ÷          | i        | ÷               | ÷     | i       | i          | i          | :        |
| i         | i        | i         | ÷          | ÷        | ÷               | ÷     | i       | i          | i          | :        |
| :         | :        | :         | :          | :        | :               | :     | :       | :          | :          | :        |
|           |          |           |            | :        |                 |       |         |            |            |          |
|           |          |           |            |          |                 |       |         |            |            |          |
|           |          |           |            | :        |                 |       |         |            |            |          |
|           |          |           |            |          |                 |       |         |            |            |          |
|           |          |           |            |          |                 |       |         |            |            |          |
| ÷         | i        | :         | ÷          | ÷        | ÷               | ÷     | :       | :          | i          | ÷        |
| i         | ÷        | i         | i          | i        | i               | i     | i       | i          | ÷          | ÷        |
| i         | i        | i         | i          | i        | i               | i     | i       | i          | i          | ÷        |
| ÷         | ÷        | ÷         | i          | i        | i               | i     | ÷       | ÷          | ÷          | ÷        |
| i         | ÷        | i         | i          | i        | i               | i     | i       | i          | ÷          | ÷        |
| i         | i        | ÷         | ÷          | i        | ÷               | ÷     | ÷       | ÷          | i          | :        |
| ÷         | i        | i         | ÷          | i        | ÷               | ÷     | i       | i          | i          | ÷        |
|           |          |           |            |          |                 |       |         |            | i          | :        |
| •         | •        | •         | •          | •        | •               | •     | •       | •          |            |          |
| 蓋         | 罿        | 罿         | 霻          | 薑        | 薑               | 薑     | 三七      | 三六         | 卆          | 品        |
| _         |          |           | <i>,</i> \ | _        | _               |       | ٦       | <i>,</i> \ | <i>,</i> ` |          |

第一章

女性が中心となっていた時代

# 日本列島のもつ原始性

立ちあがる女性

とが根底とならねばならない。 と、そう簡単にはいかず、どうしてもこの面のことは、女性自身の真の自覚と、女性自身の真の動き らが究極において、「母性」を疎外しえない点にあるとおもう。婦人運動や女性史が、単に女権だけ の問題にとどまるものであれば、それはがいしてわかりやすく、誰でも発言ができるが、母性となる 私のかんがえでは、婦人運動や、また私がこの書でかこうとしている女性史のむずかしさは、

をなして示されていたとおもう。 れた世界婦人大会での「婦人の権利の宣言」にも、この母子の権利というものが、一つの重要な内容 う。男性の諸運動は、父子問題を伴うことがないが、女性のそれは――ことに進歩的な女性のそれは 母子の権利こそ、じつは女権の究極であり、女性独自のものであることが、理解されてほしいとおも あって、景気もよいが、母子の権利ということになると、問題はふかくてじみになってくる。しかし、 つまり、男女同権といえば、ちかごろでは落語家の口にさえのぼるくらい、一般的なはでなもので 必然に母子問題を伴わずにはいない。近い例では、 一九五三年の六月、コペンハーゲンで開

性の問題にしても、男性は性欲

つまりひとくちにいえば射精

に帰結するが、

女性は生殖

性」がある。平和運動でも、 つまり妊娠、 出産、育児 **女性のそれが切実なのは、女性のもつ母性我のゆえであるとおもう。-がそれにつづくので、男性のようには衝動的になれない。ここにも「母** 

女性が立ちあがるということは、こうしたじみな、しかし独自な面からであって、これによって男

性偏向の世界が、すこしずつでも是正されるならばしあわせであろう。

ら での歴史を、日本の枠内でみることであるといえよう。 私がこの書にかこうとすることを、ここに手みじかにいえば、それは原始の母性我的な母権社会か 男性の個人我による父権社会をへて、つぎにそれの訂正としての現在ないし将来が展開されるま

# しらべるのに都合のよい日本

る 日本列島は、地質学上の第三紀まではアジア大陸の一部であったといわれるが、その後、日本海 のには、 ひじょうに便利な条件をそなえている国である。

われわれが、現に住んでいるところの日本は、いろいろな資料に富んでいて、原始の事情をしらべ

れなくし、不貫徹なものにしているのである。これを歴史家はみおとすべきでないとおもう(このこと とは、それはまちがいないけれども、 封建、近代というぐあいに、単純に割りきれては発展していない。大局的にそのような経過をとるこ の性格が、日本の歴史を特徴づける運命におかれることとなった。つまり日本の歴史は、 できて分離し、太平洋に属する島国となり、後にわかるが、太平洋諸島的性格と大陸的性格との二重 その反面に、 原始的なおくれたものが、いつも各段階を割りき 原始、

は日本の民族性と深い関係をもっている)。

うまでもあるまいけれど、一八○二一万平方キロといわれる大海の秘蔵しているそうしたものが、ど の論も、 んなに特徴的で、どんなに学界に貴重なものであったかということは、 太平洋諸島的性格というのは、つまり、あらゆる原始性の停滞というような意味に、ここでは解釈 モルガンの母系説も、マクレナンのそれも、近いところでブリッフォルトの説も、マリノウスキー 原始性を保っている地域が、太平洋以外の地域にもたくさんあるだろうことは、 太平洋諸島または太平洋の領域内における未開部落の調査に、そのすべでが負わないものが 周知のとおりである。 もちろんい

系・母権制の存続がみられるといわれ、日本につづく琉球、台湾等にその種のたくさんの遺俗がある こびもしたのである。私は、このことをくわしく『招婿婚の研究』という本に、まとめて書いている。 資料があるかどうかということで、危惧をもったが、研究をすすめていくうちに、資料がないとかあ 研究していない事実がわかると、私もはじめは不安になり、はたして歴史的研究を可能にするだけの ことも、佐喜真、伊波、鳥越、岡田等の人たちによる貴重な研究で知ることができる。 るとかどころでなく、あらゆる文献の一皮下に、じつに大きな埋蔵量を発見しておどろきもし、 しており、それが遺物や遺俗や文献のなかに、豊富に埋没して、発掘者をまっているのである。 こうした太平洋諸島的原始性は、前にもいったように、当然わが日本列島にも、強く深くしんとう ポリネシア、メラネシア、オーストラリア、ミクロネシア、インドネシア等の島々では、 この文献的資料の豊富であるということでは、今日知られているかぎりでは、おそらく日本をもっ 私の経験でいうと、私は日本の原始婚 (招婿婚) を研究したが、この方面のことは、だれもこれまで まも母

の各分野にも、大きな宝庫となって、潜在している部分の多いだろうことが、類推されるのである。 て最とすべきであろうと、私は確信するのであり、 したがって、文献だけでなく、考古学、民俗学等

### 神話もすてられない

しょうこをみつけることができる。 原始社会をしらべるのに、日本は都合のよい国だと、前にいったが、たとえば神話などにも、

史実を反映しているものであって、この点で、いちがいにすてさるべきではない。 た思惟の世界をもちうるとは、かんがえることはできない。だから、神話といっても、 であるはずはない。われわれは、 神話は、いうまでもなく歴史ではない。しかし、神話は、それのつくられた社会と、けっして無縁 知能の発達のひくい段階の人たちが、ぜんぜん現実の生活をはなれ なにほどかの

のが、きょうみふかくのぞかれる。 日本の神話を、ユダヤ神話、印度神話などと比べてみると、それぞれの史実の反映とおもわれるも

はり女は男の性的伴侶として男にあたえられたが、蛇のうねりとか、風のうわ気とか、孔雀の虚栄と ちやすい性格をもち、禁断の果実によって、人類を永遠の不幸におとしいれたことになっている。 とは男のことである。それから女は男の伴侶として、男の肋骨からつくられた。その女は、邪道にお 印度神話の創世記も、これと似たもので、トワシュトリ神によって、世界のつぎに人がつくられ、や **|約聖書の創世記によると、エホバ神がはじめに天地万物をつくり、つぎに人をつくった。その人** 

かの材料でつくられている女は、いつも男をなやましつづけ、堕落させることになる。

ことはうたがいない。

が、その表現している内容からいうならば、かえってぎゃくで、日本神話がいちばん原始的である。す トは力の権化としてかんがえられ、共同社会をみだし、血をこのむ暴力者として、あらわされている。 姉のアマテラスオホミカミは愛の権化として性格づけられているのにたいして、弟のスサノヲノミコ その性的伴侶としてではなく、政治的協力者として、姉にたいする弟としてつくられている。そして、 これらの三つの神話を、成立年代からみるならば、日本神話がいちばんおくれているとおもわれる 日本の創世神話は、これらとぎゃくで、神が国生みをしたのち、その主宰者として女をつくり、男は

している)、女は男にあてがわれた雌なのである。 父系・父権の神話では、人間は男であって (英語の man や、 だから、この雌が、雌としての立場をこえた、さしでたおこないをすれば、 仏語の homme は人間で同時に男性を意味 古代中国の

なわち、日本神話が母系・母権の社会を反映しており、他の二神話が父系・父権の社会のものである

神話では、もともと男をよろこばせるためにつくられた女性美や、エロや、ちょっとだけならむしろ 永遠の不幸をまねくことになる。ユダヤ神話がそれをものがたっている。 げるようなことでもあったら、それこそとんでもない不祥事件だといってあるように、人類にとって いう本にも、「牝鶏無」晨云々」、つまり牝鶏はときを告げないはずのもので、 そうかといって、雌としての立場を、図にのって強調しすぎるのもいけないことで、すなわち印度 もしまちがって時を告

9 かわいいうわ気、不人情なども、こうじてくれば、害毒になるというのであろう。 ところが、日本では、女性は姫、男性は彦としての、つまり氏族社会の複式酋長 (南洋にも、琉球に

会では、警戒されるのである。だから、 ŧ 追放の決議をうけ、これによって、ことがおさまったというのである。 ちまえの個人主義を発揮し、家父長化へのきざしをみせるのであるが、そういう動きこそが、氏族社 みられる。 後にいう)の役割のみがうたわれている。そのばあいに、男性の彦は、ややもすれば持 男性のスサノヲノミコトは、八百万の氏族員による大会議で、

## 原始女性は太陽であった

ことではなかろうか 女性 (そして月を男性) としていることである。このことは、かんがえてみると、ちょっとおもしろい 国では、男性 (そして月を女性) としているばあいがおおいようにおもわれるのにたいして、日本では 神話に関連して、もう一つおもいだされるのは、太陽にたいして、性を付与するばあいに、 多くの

あったことを、私はおぼえている。もう二十何年も前のことであったが。その学者のかんがえはこう かつて、印度の学者で、このことをとりあげて、日本民族の本質を論ずる基準とまでしたひとが

この国の古典によく親しまれてつかわれている言葉どおり、威嚇的でない光をもった太陽であったこ のことがかんがえられる。一つは、この国のむかしの太陽が、「朝日の直射し、夕の日照る」云々と、 せず、女性に擬して敬い親しんでいた民族が、この国の遠いむかしにはいたのである。それには二つ は不可能とされ、おそろしいとされているのがふつうである。それなのに、そういう太陽をおそれも いったい太陽というものは、強烈なる光源体なので、じかにみることさえ、われわれの弱い視力で

と、もう一つは、この国の民族の本質が平和愛好者であること、この二つのことがかんがえられる。が、 いずれにしても、太陽に女祖をみるという民族は、めずらしい民族である。

まで滞っていたために、先祖とも、 父系・父権の社会が開幕した結果、太陽を男性とみたのであり、日本では母系・母権の社会がおそく もしれないけれど、私のかんがえでは、これも前にみた神話とおなじで、多くの国では、 こうした意味のことを、その印度の学者は説いていたと、私はおぼえている。 ひいて母とも太陽を擬したわけではなかったろうか (一説では、太 そういえば、 いちはやく

熱帯では男、温帯では女とされるともいう)。

その国の太陽も、もしかしたら、はじめは女性であったのを、訂正して男性としたものかもしれない カミの性を、中性や男性に訂正しようとする運動などが、みられることとなるのである。 日本でも、室町前後から江戸期にかけての父系・父権全盛の時代になると、太陽アマテラスオホミ 私はかんがえる。いずれにせよ、日本では「元始、女性は太陽であった(平塚らいてう)」のである。 だから、よ

ちはカバトシアのテルモンドの岸にテミスキールという主都を築いたのである。この月の巫女たちの で進出してきた。スミルナ、エフェソス、キメ、ミケネ、それからパフォスをつくった後で、 のことなのだが) 女神に礼拝を捧げていた。コーカサスからやってきたアマゾンたちは黒海の沿岸にま 利から生まれたのである。アマゾンたちは事実、アナイティスという美しい名前で呼ばれる(無論、 アキレス、テゼウス)の月族(女性、イポリス、パンテジレ、トニリス等のアマゾンの女王たち)に対する勝 太陽を男性とみる例としては、ギリシア神話のアポロなど誰でも知っていよう。モーリス・テスカ 『女性に関する十五章』(関義訳)には、ギリシアの誕生を、「ギリシアは太陽族(男性、ヘラクレス、 彼女た

11

づかわれるから。

風習は、 の象徴として現われているのがわかる。」などと記してある。 太陽の崇拝者の風習とはまるで違っていた。この頃から月は女性の象徴として、 太陽は男性

尊くして上に処し、地は卑しうして下に処す。日にはみちかけがないが、月にはある。 中国の宋の司馬光の説によると、「夫は天、妻は地、夫は日、妻は月、夫は陽、 妻は陰である。 陽は先唱して

物を生み、陰は付和して物をそだてる。」とある。

中国では、こうした陰陽的観念が、周の時代ごろから顕現したといわれる。

# 一 家庭を知らなかった社会

### 家庭(ホーム) 論

い婚でまんぞくしていたし、生んだ子は、群なり氏族なりが保障していた。 女性が中心となっていた原始時代には、 家庭(ホーム)はなかった。そこではひとびとは、群婚や通

撥心をそそるたぐいのことが、あまりにもおおすぎるであろうために、とても順調にはいくまいと気 こでうったえたいとおもう。そうでなければ、これからのこの書の進行は、おそらくはひとびとの反 生活し、味わい、そしておおらかな気持で、この書をつくりあげていきたいという切なる望みを、 さて、私は、ねがわくは読者の協力によって、この書をたのしく進めていきたい。ともにこの書を

ともあれ、 家庭は、男系・男権の象徴である。このことは、後章でおいおいとわかってくるが、りくつはどう 何千年このかたの、かぞえきれない家庭争議が、このことを立証している。そこでは罪人

ている。さいきんの日本でも、おおくの有名人の妻たちが、家出をしたり、 家庭争議は、われわれの二○世紀では、末期的現象をあらわし、いよいよたえきれないものになっ 自殺をとげたりしている

している。 が、そのほとんどが、当事者の自覚無自覚はべつとして、敵は夫ではなく、「家庭」であることを示

こぼみ、むりやりに「人」のうえに罪を転嫁するので、トラブルがおこると、それがただちに「醜聞」 ところが、男の世界の哲学は、「家庭」を神聖不可侵とするところから、「家庭」を被告とすることを

「何かあったな。」

を意味してくる。

「姦通か。」

「メカケ狂いか。」

女性が中心となっていた時代

そして、なるほどトラブルは、それに似た事件をともなうこともおおいが、それでもなお、原罪は

う。それは制度を超えた同志的な関係であろうから。また、われわれ貧困者の家庭も、制度を超えて るほど、いいかえれば「家庭」を否定している夫婦であるほど、最善の家庭の持主でもあるといえよ 「家庭」にあるのである。だから逆説的にいえば、こんにちでは、このことにめざめている夫婦であ

団結することがあるが、そのばあいには、やはりそうした最善の域に達することもあろう。 これに反して、世の肯定者流の家庭は、全部とはいわないが、一般には、夫婦のどちらかが、または

13 双方が、不満であったり、苦しんでいたり、または妥協していたりするが、なによりもいけないこと

を信ずる者同士の家庭)へと転進したためであろう。

この境地は男女においてのみ完全には成就するものであるが、それが可能でないとき、ひとはむしろ同性愛に 愛的な同志に飢えるあまりに、男でも女でも、むしろ異性を去って、同性愛へと転ずることも多い (真 は、そこでは夫婦が同志でないことであろう。こういう家庭や、またこういう雰囲気のなかでは、 真の全人的同志-――肉体と肉体とを一体化するものこそ心と心をも一体化するものである。

転ずるのであろう)。後にふれる予定のボーヴォワールがみつめる女性の同性愛も、なにほどかの意味

で、この範疇に入るものとおもう。

捲したのち、省都広州市にまで侵入したといわれる前記「拝承知」の結盟などになると、 士で家庭をつくるのであるが、そのうち一人が亭主格で、あとのものが妻の格になる。革命後の 度と嫁入しないと誓いあったり、広州市の近郊の順徳村というところからおこって、番禹県地方を席 知」とかいう結社は著名で、そこでは里帰りしたまま夫の家にかえらない女同士が結社をもって、二 では、もちろんこういう風習は一掃されたというが、それは中共の家庭が、たぶん同志的家庭 革命前の中国には、女の同性愛による結社が往々みられたという。広東の「金蘭会」とか、「拝承 未婚の女同

移につれて、なにほどかの偽装が必要となり、そして今日の偽善状態の家庭 (このことについては、 のことにかけては、英米のクリスチャン的社会学者において最たるものがみられるとおもう。 さきに私は、男の哲学が、家庭否定的思想を、きびしくタブーしている事実についてふれたが、こ 男系・男権の思想は、 個人主義の思想とともに、ヨーロッパを本場として結晶し、その後、 だいた

ンゲルスの一夫一婦論にくわしい)へと移ってきたが、それでもなお、つよく最後の一線に執着し、これ

に抵触するものは、 学説といわず、 風習といわず、そのすべてにむかって、 猛烈に反撃する体勢がみ

軟性に富むものかもしれない。 これにくらべると、 数百年前まで原始婚を保っていたようなわが国などの家庭(ホーム)は、 案外柔

#### 原始の生活条件

久しく学界でせんさくされているが、まだ不明のことがらがおおく、 ていない。 原始の日本人――われわれの先祖たちは、いつどこから日本列島へ渡来したか、その人種は何か等、 はっきりした解答はあたえられ

化、それに土器をともなうことを、特徴としている磨製石器の時代で、母系氏族制もこの段階で盛行 遺跡は、 ひじょうにおおく、それを学者たちがしらべたところでは、新石器時代を明確にさかのぼ いまのところ不可能らしい。新石器時代というと、一般には、 牧畜や農耕、 機織、 巨石文

ヨーロ ッパの各地でも、地母神といわれる母性土偶が、この段階の地層からおびただしく出土し

併用の時代ともされている) の両期からなっているが、前にいったように、はやくも日本の二重性格 (島 国的な遅滞性と大陸による進歩性との) が、この段階ですでに示されている。

周知のように縄文土器および弥生土器(この弥生土器の時代は金石

ところが、目本の新石器時代は、

われわれの新石器時代では、はじめのおそらく何千年かのあいだは、よその旧石器時代と

にはまだ入らず、いぜん自然物獲得の状態にあるらしい。モルガンのブナルア群婚の時代がこのへん おなじい自然物獲得時代に停滞していたし、そしておなじく旧石器時代のように、 であって、したがって母系がようやく氏族制をとりはじめたころも、このへんであるとおもえばよか くるような傾向にもなるらしい。そして母性土偶なども盛行する。とはいえ、農耕を中心とする時代 山窩に似た移住の生活を、営みつづけていたらしいのである。 もっとも、縄文土器の時代も中後期になると、群(転じてムラ)の名のままで、定住して、集落をつ 『考古学概説』四七一ペ- ジ)、打製石器もつかい、群 (ホルド) をなして、山から海へと、 縄文土器の時代がこれである。 機織も知らず(駒

系婚でその基底に母系家族を終焉までともなったもの-くない。 長制がはじまり、 か太夫とかいったらしいことが、中国の古書にみえている。そこでこれらの、輸入の金属器とか、中 ただ、この時代にわが国には、銅・鉄等が一時に外国から輸入されたので、そうした遺物もこの期 ととのい、 磨製石器がつかわれ、農耕もはじまり、機織や巨石文化もみられ、かくて完全に新石器時代の条件 国の古書などの記事とかを過大にうけとり、生活条件の基礎的な部分を無視して、この時代から家父 層から出土する。また、この期の酋長たちは、それら外国との交際上、じぶんを酋長とはいわず、王と 紀元前二―三世紀ごろから、大陸のえいきょうで弥生土器時代がはじまる。この時代には主として それに、 したがって後にみるように、この時代が母系氏族制盛行の時代であることはうたが 私が研究した「招婿婚」 小国家群の成立をみるというようなかんがえかたをするものもあるが、 南北朝頃(一四世紀頃) まで支配形態として存続した母 ――からいっても、そのようなはやまった考え 私はとりた いない。

かたはまちがっているだろうことを、 私は指摘せねばならない。

事している「古代女性史の研究」以下でつぐなうことになるとおもう。 とはできないので、それは前記『招婿婚の研究』その他(『母系制の研究』)およびそれらにつづいて従 いがあり、それらの点がこの小著を特徴づけてもいるわけであるが、 ついでにいえば、女性史においての私の研究の結果と諸家の説とのあいだにはいろいろの食いちが 紙幅の制約上、詳細をつくすこ

### 自然物獲得の段階

そのほかに、魚類、 きょうみふかく観察されるのである。というのは、貝塚のなかには、 を掘ってみると、その時代の自然物獲得、つまり、狩猟や漁撈を主としたその時代の生活のようすが、 や、丘陵の突端の洞窟の遺跡や、山地の敷石の遺跡などから、ほぼうかがうことができる。 ろうか。その模様は、いままでに発掘された約一八○○ヵ所の貝塚の遺跡や、湖や河川の水底の遺跡 貝塚の多くは、 このような段階での、 縄文土器時代の跡(もちろん弥生時代のも、もっと後の時代のもあるが)なので、 鳥獣類、人骨など、また、人工遺物として土器、 われわれの先祖たちの生活のしかたは、 具体的にはどのようなものであった 石器、 自然遺物として貝殻はもとより、 骨角器などの類がうもれ そこ

出るという。貝類は、グリコーゲンに富んで栄養価がたかいうえに、よういに干潟でとれるので、こ 日本の貝塚で発見される貝の種類は、巻貝、二枚貝をあわせて、 アサリ、 シオフキ、赤ニシ、ハイ貝、マテ貝などが、やはりどこの貝塚からも、いちばんおおく 約五○○種ほどで、 カキ、 ハマグ

ているし、なかには住居址までが、かくされているから。

焼くかして食べたのであろう。貝塚の貝殻は、たいてい、二つに開いているという。 れが先祖たちの主食といってよかった。食べかたはカキなどは生でも食べたろうが、二枚貝は煮るか

三七七ページ)。 ものとおもわれるが、そうしてみると、舟がそうとう発達していなければならないが、泥炭層から出 どで捕えたものらしく、この類の道具も出土する。マグロや鰹などは、沖に出て、船の上から釣った 土する石器でくりぬいた丸木舟などでは、とても沖漁に耐えるとはおもえないともいう (『考古学概説 エビ、河でとれる鯉、ウナギなど数十種がみられる。こんな魚類は、骨や角でこしらえた釣針や鈷な 魚の骨では、 鯛やスズキが圧倒的におおいという。そのほか鰹、マグロ、ヒラメ、アカエイ、

部民制となって、全国的に普及したほどであるから。 なお、アマ(海女)による手捕り法もおこなわれたであろう。 後には男の成員もいれ、アマ部という

兇されたそうである。ヨーロッパの旧石器時代にも、 ラスなど。 ニアン期の馴鹿の角でつくったカギのあるみごとな銛のことなどは、なかでもたいへん有名である。 て、木や竹にしばりつけたものもあり、常陸椎塚貝塚からは、この類の銛が、鯛の頭骨に刺さって発 **「野犬も家犬も)もみられる。そのほか、狸、** 貝塚からは、 東北地方では、鹿の角でつくった突き銛や投げ銛がつかわれたようで、なかには数本一まとめにし **魚骨とともに獣や鳥の骨も出るが、獣の骨では、鹿とイノシシがいちばんおおい。犬** 野兎、猿、穴熊など十数種。鳥の骨では、カモ、 漁撈や狩猟などに銛がつかわれたが、マグダレ キジ、

これらの禽獣を捕るには、 石鏃、石斧、石槍がつかわれたらしいが、 石鏃(すなわち弓矢)は、

つぎに、

土器のことを、すこしみよう。

昔の先祖たちの時代からのことだと、書いてある。ワカメなどは、 海草なので、むろん原始時代からこれを採って食べたであろう。

なおさらどこの海沿いでも採れる

事の一つであったろう。『続日本紀』の霊亀六年(↩ ̄)条に、昆布を採ってたべものにする習慣は、 に出て海草を採ってきては、洞穴や竪穴の軒端にかけつらねてかわかす仕事なども、女たちの年中行 をかたるものであろう。ヨーロッパでは、野牛や馴鹿などが捕食されたらしい。 かわれた月桂葉石槍や側抉石槍なども(そのどれも精巧で鋭利)、やはり群のひとびとによる共同狩猟 をつかって、共同狩猟をしたのだろうという説がある。 的な武器ではあるが、個人狩猟の域を出ない。だから、 に採集しては、 漁撈や狩猟のあいまに、クリ、ヤマモモなどの果実や、ヤマイモ、笹の実類なども、女たちが手まめ 石皿でつぶし、土器に貯えて、酒にして雨の日にのんだり、よく晴れた夏の日に、浜 ヨーロッパ旧石器のソリュートレアン期に 獣などをしとめるためには、 石斧や石槍など

在を示すものとすれば、縄文土器時代の自然物獲得的な停滞性は、 種の遺跡は、かなりあちこちに在ることが判明し、したがって、いまの学界でのきょうみある問題 したが、これは、 相沢忠洋が群馬県の岩宿というところのローム層のなかから、土器をともなわない特異な石器を発見 つとなっている。そこでもし、土器のない岩宿式文化が、たしかにわが国における旧 土器は、 旧石器時代には、なかったということが通説となっている。そこで、昭和二四年(四九)に、 旧石器時代の遺跡ではないかという議論がとうぜんおこってきた。その後も、 あるいは岩宿社会からひきつがれ 石器時代の存

たものではないだろうかという考えもおこる。

格の存在 縄文土器という新石器文化の表徴と、その土台にわだかまる自然物獲得的旧石器的文化との二重性 何にしても縄文土器時代の過渡性(旧石器から新石器への)をかたっているもののように、

私にはおもわれるのである。

は、 を塗って(『古事記』などに目無し籠とある類のもの)、水などをいれていたのが、偶然にそれを火の上 その容器なども籠であろうという説がある。 木に登って鳥の巣をとろうとしている絵があるが、その人物が手にとってのついた容器をもっている。 の容器なら、それは旧石器時代からあったらしい。たとえば、後期旧石器時代のカプシアンの絵画 にかけてお湯をわかしたりしたことなどから、土器の発明となったものらしいという。ところで、籠 縄文土器は、 つぎにみるような型ぬり式を祖型としたものらしく、というのは、つまり最初は、籠の容器に泥 初期の典型的縄文式のものほど、型も、焼成も、原始的であるといわれる。この土器

生きていた女性 ても、また現に南洋などに遺っている俗からかんがえても、 こうして、籠から縄文土器へと進んだが、 ――であったろうことは、うたがいないとおもう。 これらの発明者なり、 たぶん女性 作り手なりは、 原始社会の中心となって 用途からか

泥をぬりつけてつくるものや、手で泥の塊をおもうままの形にこねあげる手ごね式のもの や、泥

縄文土器の製法には、前にいったような型ぬり式のもの――たとえば、

籠などの内がわや外がわに

どがある。こうして形ができあがったところで、短い棒に縄を巻きつけ、これをまわして、土器面に る輪積み式のものなどがかんがえられる。その形には、カメの形、鉢の形、 のひもをつくり、 回転しながらくるくる巻きあげる巻き上げ式のものや、 泥の輪をつみかさね ツボ、 щ ドビンの形な てつく

21

いうことがいえよう。

おしつける。これが縄文式である。それから焼くのであるが、焼成温度は、摂氏六○○─七○○度ぐ

らいというから、ごく原始的な露天焼のような焼きかたであったことがわかる。

もある。 なると、 だから出来上がりは、色がどすぐろくて冴えず、重みのある厚手の土器になっているが、 模様や形に、いろいろなくふうがくわえられているので、りっぱな芸術品になっているもの 中後期

#### 農耕のはじまり

年ともしれない長い年代のあいだを、われわれの先祖たちは、主として石器による自然物獲得、 わち、狩猟と漁撈とですごしてきた。 瀬戸内海岸などの洪積世層からの旧石器時代的出土物があった)から、縄文式文化の時代にかけての、 前にもみたように、岩宿式文化の時代(岩宿発見以前にも、一九三六年に、直良信夫報告の兵庫県西八木、

からみても、また、有史以後のギリシアとかドイツとかにのこる母系的遺俗からみても、 経過したのである。そしてその氏族の社会が、主として母系制であったことは、この期の地母神出土 し、七、八千年前から二、三千年前までを新石器による農耕・牧畜時代として、氏族の社会のなか から約一万年前におよぶ洪積世の時代を旧石器による自然物獲得時代として、群の集団 のである。したがって、農耕の開始と母系氏族制と新石器時代とは、一般的にいって、不離のものと これをヨーロッパの石器時代に比較してかんがえてみると、ヨーロッパの人類たちは、 のなか 数十万年前 うかがえる で経過

は、 然物獲得」という旧石器または中石器的な段階に滞っていたからとおもう。そういうわけで、母系制 がえでは、 の時代であって、 ところが、わが国では、新石器時代といわれる縄文時代は、後にくわしくみるように、主として群 次の弥生期に盛行したが、それというのも、この弥生期になって、はじめて母系制と不離な生産 この縄文期は、 母系氏族制の時代ではない。このくいちがいはどこからきたかというと、私のか なるほど土器だけはもっていたが、生産段階はひどくおくれていて、 白

と食いちがってズレるので、 このように、 わが国では、 土器などでは、進んだ文化を表示しても、その基底の生産段階が、 族制もまた後者に対応しておくれるのである。 それ

段階である農耕段階が顕現したからといえる。

ちは、 造がおこなわれている)。ところが進歩的な一部の歴史家たちは、それとはぎゃくな立場から出発して、 早々から搾取社会の歴史であるとみることを進歩的である所以だとしてはいないか。 **なおうとしている(すでに八世紀のはじめに編纂された『日本書紀』や『古事記』においてその種の第一の偽** をおかしてはいないかということを、指摘せずにはいられない。たとえば、保守的な一部の歴史家た しかも、おなじ結果に帰着しているといえる。つまり進歩的な一部の歴史家たちは、わが歴史は開幕 い君主国であって、父系家族制の文明社会であったというたてまえを前提として、歴史の偽造をおこ 制の歴史はもっと究められねばなるまいとおもう。 私はここで、前にもいったように、おおくのわが歴史家たちが、族制の点では、 わが国の野蛮でなかったことを誇りたい気持からか、すでにはやく紀元前後には、 故意にすらも誤謬 いずれにしても、 か が んやかし

れ以前の縄文時代は、旧石器もしくは中石器の時代に該当するとすべきではなかろうか。 どであるが、これらのうち、牧畜をのぞいたほかのものは、すべてわが国では、 ている条件なのである。 文化(支石墓など)、牧畜、氏族制度(この時代以後、 したがって、わが国では、 弥生時代こそ典型的新石器時代というべきで、そ まわりに土堤やミゾをもった区域なども出現する)な 弥生時代を特徴づけ

の中石期時代までは、 末ともいわれるカンピニアン期の遺跡には、 て麦作、中国では、華北はキビなどいわゆる五穀、 ており、また土器の製作等もはじまっている時代である。 新石器時代に農業は生まれる。 とくに、 中石器時代は、周知のように世界史的にも貝塚時代(わが縄文期のように)としてあらわれ 農業は生まれない。 農業の種目は、 炉をもった竪穴住居址などもみられるという。そしてこ 各地各様で、たとえばヨーロッパなどでは、 華中南は米、朝鮮でも南部は米、 出土物には家犬も石斧もみられる。 この期

竪穴群の遺址 物を蒸した器物だとか、江古田の泥炭層から麦が出たが、これは縄文時代の遺物だとか、縄文時代の もっとも学者のなかには、縄文土器のなかに、底部に穴のあいたコシキに似たものがあり、これは穀 た。アメリカ・インディアンの母系部落では、 は農具も出ない。 いう想像をしているものもあるが、まだそれらは、考古学的に、不確実なものだし、それに縄文圏から 日本ではどうかというと、その前にもう一度いわねばならないが、日本の新石器時代(金石併用期 は、 耕地のあともみつからない。その反面、 原始農業の社会を想像させるとかいうような理由で、縄文時代にも農業があったと 縄文と弥生の二期があるが、 トウモロコシやジャガイモなどが栽培された。 縄文期は自然物獲得の時代で、農耕の時代では 縄文時代の生業の中心が、狩猟や漁撈、す 北部は稗をつくっ ない。

るのがみられたという。

れ

た。

なわち自然物獲得の段階にあったことの証拠は、 貝塚の研究で、 確実に示されているのである。

のあとなどで、 弥生時代になると、あきらかに農耕段階に入っていることが、 実証されている。 籾痕や、 稲穂の束や、 農具や、 水田

からは、 としてあらわれている。 弥生時代にはじまった日本の農業は、前にみた華南や南鮮の新石器時代の農業と同様、 その他信濃や飛騨、 稲穂の束まで出土している。 北九州の遠賀川式の土器や、熊本県の重弧文土器、 甲斐等、たくさんの場所から、 籾痕のついた弥生式上器が出る。 大和の唐古、 大和 尾張 稲作を中心 の唐古 の西志

争がおわると、昭和二二年 ( 四七) から三ヵ年、ひきつづき委しくしらべられ、一部の報告書も出版さ もあってまだみられなかった)、木の鍬、木の鋤、 つのキメ手となった。 昭和一八年(四三)、静岡県の登呂で、水田の跡が発掘されたことは、 農具としては、 穂先を摘みとるための石庖丁や石鎌の類 (その頃は根元から刈りとる方式は道具 ちょうど戦争中で、学者たちの調査も、 その他、木の臼や杵、田下駄などが出土する。 おもうようにはすすまなかったが、 弥生時代の農業を知るための、 の

は、 干の住居址 ○坪から六○○坪ほどに区画されており、約一メートル幅の畦道の両側を、木柵や矢板でかためてあ この遺跡は、 現在の水田の約一メートル下のところに、 (次条にいう)と、 駿河湾の近傍、安倍川の領域の扇状地帯にあり、標高二メートルの低地で、 水田址であるが、 ねむっていたという。 この調査でわかったところでは、 いままでに発掘されたのは、 登呂の 水 発掘前 田 四〇 まで

類が、 て作ったものだろうといわれているが、鉄の道具は、みあたらない。このことは、大和の唐古遺跡と 数多く出ている。木の串は別としても、木の鍬や木の鋤などは、おそらく鉄製の利器をつか

いろいろな遺物が出たが、農具としては、

前にいったような石器類や木器

住居址や水田址からは、

大和の唐古遺跡は、 登呂のばあいとおなじく、土木工事にともなって発掘されたもので、登呂は水 大和盆地の中央

同様である。

きれないところから、古くからの狩猟や漁撈等もあわせておこなわれていたらしいことが、 た関係によるものであろう。そのほか、縄文時代と関連のあるイノシシ、シカなどの骨や魚貝の類も もに、弥生時代の稲作地帯として、注目されている。 ここの出土遣物が、登呂とおなじく、石製や木製の農具がおおく、稲束なども出たりしたことから、と みられるし、シイノミ、ヤマグミのような植物性の遺物などもある、とても稲作だけでは、 トルという低地である。昭和一一年(☲六)以降の大発掘で、一○○をこえる竪穴部落があらわれたが、 からやや東によった地点で、初瀬川と寺川にはさまれた標高五○メートル、盆地床との比高一○メー 田の下にうもれていたが、唐古遺跡は、唐古池の水底にねむっていた。この遺跡は、 登呂遺物のなかに、田下駄があったことは、当時の水田が、沼沢地を利用してつくられた深田 想像され まかな であっ

つぎに、唐古からも、 出土物は、 木製のオサや、機台、糸まきなどで、これらは地機の部品であろうという。 登呂からも、 紡織の道具が出土している。 これは縄文圏にはみられ なかっ 地 た

機はアイヌ機ともいい、もっとも原始的なもので、アイヌやインドネシア系では、こんにちでも、

るのである。

の類のものがつかわれている。

女たちは、布のまんなかに首をだす穴をあけたのを、たくみにワンピース式に着こなしていたらしい。 われ あとでもみるが、麻や栲の繊維でおったものを、縫わずに、けさがけに男たちが着ると、 われの先祖たちは、このような地機で、いったいどんな織物をおって着たのだろうか、

そして貝殻の耳かざりだの石の首輪だの土の腕輪だのを身につけていた。

ろう。弥生時代には、九州からは銅鉾・銅剣が出士する。近畿地方からは銅鐸といって、 重品であろうという。 た吊り鐘のような形のものが出る。そのどれも、中国から輸入した銅器を日本で鋳直してつくった貴 登呂遺跡からは、ガラス玉や、青銅器なども出たというが、たぶん中国から輸入した貴重品であった 銅でつくっ

生式遺跡から鉄滓やフイゴの口も発見された。 鉄の利器でつくられたといわれているし、原始箱式棺の副葬品に鉄剣があった例もあり、 また、わが国では、 同じ弥生時代に、鉄器も出るのである。前にみたような、唐古や登呂の木器は 南九州の弥

刷目のある土器などが続出、それによると、弥生後期にいちど製鉄所があり、 らが同製鉄遺跡を発掘したところ、直径一五センチ、長さ二○センチのフイゴ 崎忠蔵が発見していたが、二七年(五二)一二月、県文化財保護委員坂本経堯、 **玉名町蛇ケ谷に、古代製鉄所跡二一ヵ所があったことを、二六年(ڃੋ)四月、** 私の故郷の熊本から出ている『日本談義』という雑誌の昭和二八年 (五三) 二月号にも、 玉名高校教官田辺哲夫 荒尾市史跡研究会の江 その後奈良時代に大規 の火口が Ŧį, 同県玉名 六個と、

模な製鉄所があったことが判明した、という報告記事が出ていた。

ところが、日本では、紀元前一、二世紀または紀元前後の石器時代に、青銅器と鉄器とが、

時を同

Ŕ 代があり、 うほとんど原始文化は払拭されつくし、 て、紀元前二世紀の漢代は、もうまったく鉄器普及の時代であり、さんらんたる文明の時代であった。 い、そのつぎの周までが青銅時代、紀元前八世紀―同三世紀の春秋戦国時代に鉄器があらわれ、秦をへ におよぶ支配的使命をになって誕生するのを普通としている。たとえば、おとなりの中国などにして よその民族では、石器から鉄器までの中間には、 いまから三千数百年前の殷代には、すでにおどろくべきほど精巧な青銅器がつくられていたとい 石器と併存するので、この時期を金石併用時代という)、それを経過して鉄器時代に入ると、 都市が出現し、都市文化すなわち文明の時代が爾後こんにち 青銅器の一時期があり(厳密には、石器末に純銅時

代なので)、もっとずっとおくれた状態にあるわけなので、だから総体的にいって、この時代が石器中 心時代であることは、 して、好適な沼沢地帯や低湿地をもたない地域に住むひとびとは (灌概農耕がまだおこなわれていない時 生産分業はまだおこなわれていないので)、その要具はいぜん石矛や石槍や石鏃や骨角器なのである。 占や登呂のような稲作地帯でさえも、古い時代の生業である狩猟や漁撈を兼業せねばならず(この類の や木串という段階なのだから、青銅器や鉄器の時代とはこの時代はかんたんにはいえない。それに唐 は石類がおおく、生産要具である農具をみても、前にみたように、石庖丁や石鎌、それに木鍬や木鋤 じくして中国から入ってきたので、時代区分がむずかしい。弥生時代 (あるいはもっと後まで) の利器 まちがいない。

する説が有力らしい。つまり、後期は古墳時代と交錯しているわけであろう。長崎県有喜貝塚から発 弥生時代の年限については、定説はないが、紀元前二、三世紀ごろから紀元三、四世紀ごろまでと

という。

た土器や、石器時代人のものらしい人骨が入っており、その一つの人骨の左胸部に古墳時代のものら 見された蓋のない箱式石棺には、石斧、石庖丁、石鏃、 しい鉄鏃が射込まれていたというが、石器時代終末期と古墳時代との交錯を、これは示すものだろう 骨角器などといっしょに、縄文期のものに似

できない。 原始農法の段階であったので、主要生業といっても、この稲作だけで、口をまかなうことは、とても 馬を使用せず、車もなく、肥料もなく。ジキマキ式で、田植えを知らなかったこと、収穫は石庖丁を たが、石器や木器での原始的耕作、灌漑を知らず自然の沼沢地に依存した原始的農地方式、また、牛 弥生時代に、はじめて主要生業として登場した農業は、右にみたように、稲作を中心としたのであっ いていての抜き穂、 摘み穂式で、稲刈ということをしなかった、というように、ひじょうに幼稚な

体がみられるのは、直良信夫によると、古墳時代の土師文化の中期ごろで、水田の裏作法はまだしらず、 見されていないこれらの遺物が弥生圏では、米とともに、あるいは土器の圧痕として、または泥炭層 専営で、おそらくはばらまきであったろうという)。そして、いうまでもなく、これら畑のづくりも、 から、あいついで、出土している(このうち、麦はとくに米についでたいせつな食糧であるが実際にその遣 の道具や木の道具でおこなわれたのである。 そこで、いっぽうでは畑づくりをして、粟、麦、稗、大豆、瓜などを栽培したらしく、 縄文圏では発 畑作

などと、『古事記』にあるのをみると、山城のような農作地帯でも、ずっと後まで、木鍬がつかわれ

山代女が木鍬もち、打ちし大根やましろめ きぐわ

こうして、水田や畑作が、縄文時代の自然物獲得の生産段階を、しだいに克服していき、総体的生

団結や連合の機運がうまれてくる。 産力の発展となり、 したがって人口もふえ、社会組織も整ってきて、祭治 (まつりごと) による氏族

ていたろうことが想像される。 とはいえ、前にもふれたように、縄文時代の生産段階も、なおつよくいりまじってのこっているの 男たちは狩猟や沖漁に手をとられることがおおく、農作や村のことは、女が主となって受け持っ

般にみられることだという。労働省婦人少年局の一九五三年一月発行の『世界の婦人たち』に、 ンカバウ地方の人である)の報告がのせてあるが、それによると、現在インドネシアの婦人は、三つの ドネシアの婦人運動家トエマン・エング(この婦人は、いまも母系制をつづけている中部スマトラの、ミナ こうした形での男女分業は、いまでもおおくの漁村などでおこなわれており、また南洋などでも、一

なく、精神的にも物質的にも、 にすぎない。これらの婦人は、その日その日の最低額の必需品をつくるためにのみ働いているのでは 社会層に区別されている。すなわち、デッサ(村)の婦人、普通教育のある婦人および知識層の婦人で 最初の層は、もっとも人数がおおく、農耕の主体者となり、男子はわずかにこれを助けている 社会の背骨をなしているというのである。

女性が中心となっていた時代

の段階では、交易のしごとも、婦人が受け持っている。いまでも東南アジアの諸国や、琉球等の婦人 くに、ジキマキ式稲作の段階では、婦人が主体者となることは、一般的現象である。したがって、 東南アジアの水田地帯では、このインドネシア婦人のばあいと同じことが、どこでもみられる。 ものであるという。

が、 この段階では、 市場での主権をにぎっていることは、原始農業の段階に対応するものといえよう。 爾余の産業にも、婦人の貢献が大きい。 ばかりでなく、

豊受姫を最高神として、オホゲツ姫やウケモチの神など、すべて女神とされている。 始の農・工・商の各部門に、 都)の国営市場には守護神として市姫神が祭られたことや、工業の祖神に石凝姥があることなどは、 八世紀のはじめにつくられた『古事記』『日本書紀』『風土記』等にさえ、 女性が指導的な役割をもっていたことの反映であろう。 農業の神は、 また平安京(京 伊勢の

しの女たちは、こういう部門の労働にも、 著『母系制の研究』参照)。 た石凝姥とは、石作姫の意味であるから石工にも関係があったらしい。 玉造部の祖神も女神らしい (別 によると、鏡作部の祖神ともされている。いまでも、鍛冶屋さんたちは、この女神を祭ってい ついでにいうと、石凝姥のことは三種の神器の鏡の製作者として、神話にみえているが、前記の諸 弥生時代の遺跡には、玉造所や石工場や、若干の製鉄所もみられる。 率先して従ったのであろう。

だとみる歴史家もあるが、考古学者によれば、弥生土器のおおくはやはり輪積み法による手ごね式の 唐古や登呂から出た木製の高圷などに、 最後に、この時代の土器については、北九州の弥生中期に属する須玖の遺跡から発見された大甕や、 ロクロをつかったあとがみえるというので、一 般にロ クロ

があることを、特徴としている。というのは、けっきょくは、上部の文化物も、よくしらべてみると、 らわれる一部の文化物と、 私たちは、 日本の歴史を観察するのに性急であってはならない。 内部や下部にわだかまる生産関係や構造とのあいだに、 日本の歴史は、 ズレや食いちがい V わ 饧 る上 部に 女性が中心となっていた時代

朝ごろまでつづき、室町時代以後に、ようやく嫁取婚がはじまった。このことは、 だろうように、 のに、いままでの歴史家たちは、まるでこのことを無視していたが、それは重大な手落ちであった。 ひいては生産組織や段階を知るためにも、けっして軽視してはならないことなのである。 こに父系氏族制がはじまっているのであるが、わが国では、それと反対の婿取婚が、一四世紀の南 や、インドや、中国等では、紀元前一千から数千年前の青銅時代に、すでに嫁取婚になっていて、 家督)が、あまねく遺存していた。つまり、こうした下部構造のうえに、各時代がきずかれてきたこ とがおおいことを、意味するのである。現在五十歳以上の地方出身のものなら、たいがい記憶がある 律令時代の律令のように、空文の部分をおおくもっているというような、浮き上がったものであるこ われわれは忘れてはならない。婚姻制なども、メソポタミアやエジプトや、ギリシアやロー 日本の各地には、 明治大正ごろまで、原始時代の年齢階級制や、 妻問婚や婿取婚 わが 国 それである の家族構造 そ

#### 群 の住居と集落

然物獲得のころのひとびとや、農耕開始の時代のものたちは、

群団や、

共同

体に属

うものは、 位のものではなかった。二軒でも三軒でも、融通してつかえる式のもので、 個人の男が自己の所有物としての妻子を従えることでなりたつ生活組織、 それで、 この段階のひとびとがもった住居は、こんにちの家庭がもつ住居とちがって、 まだここでは知られていなかった。 すなわち家または家庭とい ちょうど登山隊や旅行者 軒 軒

にみられるあのテント生活のようなものであった。もっとも、群の時代がすぎて母系氏族時代に移っ

31

てくると、母と幼児の小屋、老人の小屋、若者の小屋、娘の小屋、 くるが、それでもなお私有物ではないので、融通してつかえたのである。 族母の詰所 (母屋) などに分化して

ある。 た原始時代の住居址や、その集落の形態が、しだいに明らかになってきたことは、ありがたいことで つぎにみることにしよう。それにつけても、考古学者たちの努力によって貝塚の底などにうもれてい では、日本にみられる自然物獲得時代すなわち縄文土器時代の群の住居の模様はどうであったかを、

れのないことではない――には、それはどうすることもできない運命であった。大自然の前にあまり 経済の段階のひとびと――その血をうけている私たちに、ともすれば放浪癖がよみがえるのも、 あっけなくわかれ去って、ふたたび相逢うこともなかった。 たない。だから、たがいにしばらくは呼応しあいながらも、本群は山へ、分岐群は海へというように、 にも無力な先祖たちであった。 いだに、 縄文時代のひとびとは、あとでみるような群婚をおこないながら、自然を追って彷徨をつづけるあ 蜜蜂の分封のように、しだいにおおくの群をわかつか、それらはまだ族制的なつながりをも 自分たちで生産することのできない採集

すくない。これらのことは、学者たちの説によると、 などの狭い場所に、貧弱な規模で点在している。たとえば、そんな遺跡をみると、 ぞんざいであるし、 そうした先祖たちの仮の住居址は、 柱穴も不規則、 炉のあともない。 現在の集落位置とはかなりちがう丘陵のはずれや、 だから炊事は屋外でしたものらしい。 われわれの先祖たちの移動生活が、どんなにあ 竪穴のほりかたも 台地 出 の斜 土物も

わただしいものであったかを、ものがたるものであるという。

のものらしいのもみられる。

方に出入口をつけた形のものがみられ、また、ちょうどわが国の天地根元造のような柱のない切妻式 をたて、それを中心に円錐形に木の枝かなにかをわたし、その上へ草や木の葉または獣皮をのせて、一 ある学者たちはいっている。同時代の壁画に表現された家屋とおもわれるものにも、中央に一本の柱 の住居址(黄土中にあり、焚き火のあとも発見されている)なども、たぶんそうしたものであったろうと、 に出入口をつくった饅頭形のものであるという。ヨーロッパの後期旧石器時代のオーリニャシアン人 このブッシュマンたちの小屋も、敷地の土をすこしばかり凹めてつくる竪穴式か、そのままに均して つくる平地式であって、その敷地へ木の棒をまげて骨組みをこしらえ、その上を獣皮で蔽って、一方 南アフリカのブッシュマンたちは、五○人から八○人の群をなして、移動生活をしているというが、

花輪台貝塚では、五個の住居趾が発見されたが、そのうちの一つをみると、 の竪穴で、炉址はなく、柱穴は中央に一つ、他は周壁にそって存在している。 ここにきょうみがあるのは、この花輪台住居址の遺物のなかに、乳房の表現された土偶 われわれの縄文人たちの住居も、おそらくはそのような住居と似通ったものであったろう。茨城県 一辺約五メートルの方形 が あったこ

とで、 の母の像が見いだされている。 性崇拝は、群の段階からみえはじめるもので、ヨーロッパでは、旧石器人の彫刻のなかに、たくさん 確な系譜的意識を自己との間にもつものではないが、ただなんとなく人類の母胎とされて、一般的 おそらく縄文人たちの母性崇拝をかたるものであろうという。くわしいことは後にいうが、母 かつ群婚のばあいの偶像ともされたものではなかったかとおもわれる。群人の祭祀物には、 群の段階での、これらの母の像は、 母系氏族での母祖神ほどには、 明

になり、

母の像のほかに、 血縁的な自覚の度が加わるにつれて、母の像ないし母神意識のみが、 そして母系氏族結成の象徴へとそれが推移してゆくのであ 鳥獣類や天然現象等もあり、そうした種類の土製品もすくなからず発見されている 優越的な地歩をしめるよう

縄文時代も中後期となるにつれて、漁区や狩猟区を中心に、定着性をましてくる。一つ一つの住

ર્વુ

をみると、角の丸い方形や楕円形等の平面をもった敷地の中央には、ほとんど例外なく炉址がみられ るようになり、 柱穴も四隅近くに四個あるのが通例となってくる。

は、全群を統一する祭場であると同時に、あとでみるようなプナルア群婚のクナド (公開の婚所) でも 建造物などで象徴される「祭りの広場」とでもいうような区域を、もつことである。私は、この区域 一区か数区に分けられており、 とくに、集落のありかたで、注意せねばならない変化が、この期にはおこっている。それは、 その中央部に、 母性土偶や、石棒や、大きな特製品の土器や、 群が、

ある。 そうした集落の実例としては、千葉県の姥山貝塚の住居址や、長野県の尖石遺跡の住居址が有名で 前者は海 の漁撈者たちの遺跡、 後者は山 の狩猟者たちの遺跡である。

あるとおもう。

ルの環状の貝塚の中央部に、直径五○メートルの凹地があって、そこには、貝がないのである。 姥山貝塚では、三○○坪を発掘して、二○個以上の竪穴住居址が発見されたが、 直径一五〇メート

二、○○○坪を発掘して、住居址三三、炉址四五が発見された。つまり、計七八の住居址が確認され 一○年もかかって、ほとんど独力で調査した遺跡として有名である。総面積一二、○○○坪のうち、 尖石遺跡は、八ケ岳山麓の南と北が谷になった舌状台地に位置しており、その土地の宮坂英弐が、 約

られたというのである。 てみると、 たわけである。 づく一大独立土器、地表に構築された炉址等からなる、「社会的地区」らしいものの存在が、 特殊建造物らしい一連の竪穴群と、祭祀のあとらしい円形に並列した列石群と、それにつ ところが、この住居址は、南と北の二群にわかれており、その中間の広い部分を掘 みとめ

れるという。 この二例のほかにも、東京都下の草花住居址群のまんなかに、濠をめぐらした円い台地のあること 千葉市の草狩場貝塚にも、 貝のない場所があることなどが、 同じ頃の同じ類の遺跡としてあげら

ちがいはあっても、前の姥山遺跡以下の例と、同類であるようにおもわれる。 る理由は薄弱だという。してみれば、やはり祭場かとおもわれるが、このころの祭場は、 は巨大な炉があり、柱穴のごときも、たぶん一抱えもある柱がたっていたろうことをおもわせるもの の祭場でも一つの神事としておこなわれたわけではなかったろうか。そうとすれば、 ように、 であったらしいといわれているが、和島誠一説によると、現在のところこれを階級の発生に結びつけ で、遺物には、精巧な母性土偶や石棒などがあるなど、祭祀の場所か族長の家か、とにかく特別のもの また、埼玉県の真福寺貝塚では、 群婚の場所でもあることを特徴としているので、いまも民俗に遺っているザコネなどが、こ 面積一○○平方メートルほどの大きな竪穴が発見されたが、 屋外と屋内との 前にいった 中

源 これらは、 個々的なものもあったわけではあろうが、エンゲルスもその著『家族、私有財産および国家 のなかの、プナルア群婚のところで、「カリフォルニア半島の土人について、バンクロフトの語 プナルア群婚時代をしめすもので、群婚の方式には、もちろんこうした公開! 群 婚 0 ほ

係をものがたるものとおもう。

とである。」といっているように、祭礼としての公開群婚こそ、むしろこの段階の群婚では、正式の るところによれば、彼等には、無差別の性交の目的で多くの種族が集合するある祭礼があるというこ

ものとされていたのである。

禁婚とか、同母兄妹の禁婚とかの傾向が生まれてくると、群内婚は、しぜん狭隘なものとなる。 うに、分岐群とも分離してしまうのだから、いきおい群内婚に終始していたが、そのうちに、母子の したもので、仲間というようないみのことばだという。群だけで彷徨している時代には、 ここで、ついでにいうと、プナルアというのは、モルガンがハワイ人の原始語を引用して学術語と 前にみたよ

なのである。前にみた尖石遺跡での、祭りの広場を中間にしての南群と北群との対立は、こうした関 で、群は自群内での婚姻を禁止し、他群つまり分岐群とのあいだでの群婚をはじめることになる。 れるし、そのクサビとしても、相互間を通婚圏とすることの必要がおこってくる。つまり、この段階 してしまわず、隣合わせに住めるようになる。そこで、分岐群とのあいだに、族的な結成もおこなわ こうなると、甲群の全男子は、乙群の全女子と夫婦であり、乙群の全男子は、甲群の全女子と夫婦 ところで、一方では、ちょうどそのころから、土地への群の定着性がましてきて、分岐群とも分離

ところが、こうした関係は、分岐群がふえ、通婚圏が拡大すると、つぎにみるカミラロイ族のよう 制限された進みかたをすることもあるかもしれないが、わが国などでは、自群以外の男女となら、

どの分岐群の男女とでも(後には分岐群以外の男女とでも)、連帯的通婚関係をもったようである。 その

となる。

群との婚姻にも制限がある。すなわち、 よって通婚圏がつくられているが、厳重な規律によって、群内男女の禁婚がおこなわれると同時に、 南 **|オーストラリアのカミラロイ族の習俗として紹介されたところによると、そこでは四つの群に** ある一群の全男子は、他の特定の一群の女子とだけしか群婚 他

生まれた子供は、とうぜん、母の群に属することとなるので、ここに母系氏族の端緒がめばえること いずれにもせよ、こうしたプナルア群婚の段階では、二群ないし数群の集落がみられることとなり、

ができない。その他の群とは禁婚なのである。

## 氏族の住居と集落

立する。 をつづけ、 世紀のころではなかったろうかとおもわれる。その後当分のあいだは、群か氏族か、あいまいな状態 もって、時代のうごきにタッチし、母系・母権制の性格を、もりあげていくこととなった。 ちの先祖の日本女性たちは、この書のはじめのところでいったように、ようやくみずからの母性我を 日本列島に、母系氏族制が芽生えたのは、前にみたプナルア群婚の頃であって、それは紀元前数十 自然物獲得の段階から、農耕を主とする生産段階へと推移すると、その基礎のうえに、 その氏族制は母系氏族制で、それは、前のプナルア群婚期からの継承である。ここに、 婚姻制の面などでも、ひさしく群婚が維持されたとおもわれる。 氏族制が成 私た

母系制の遺俗を存しながらも、すでに父系氏族制にすすみ入っており、その状態で周代に推移し、前 ところが、おとなりの中国では、前一千数百年の殷代ごろ、すでに青銅期に入り、族制もいくぶん

37

三世紀末からの秦・漢代には、もはやじゅうぶん、 鉄器文明がらんじゅくして、古代国家の確立がみ

江 半島からヒメコソという族母を中心に、稲のヒモロギを携えたり、鉄の利器をもったり、機織や、 などと、『山海経』という中国の古書にみえている。『古事記』や『日本書紀』や『風土記』などには、 けだしすくなくなかったことであろう。 が、それはとにかくとして、半島人で日本列島へ渡ってきて、日本人の先祖となったひとびとの数は、 陶の技術を身につけている一族たちが、前後して渡来し、北九州や但馬地方や、大和のカツラギ、近 までもない。前三世紀ごろ、周末列侯の燕が、半島に進出すると、倭(すなわち日本)も属領となった こうした中国のうごきが、 丹波等に、ひろくいりこんで、日本民族の指導層となったなどいう神話伝説がおりこまれている たえず朝鮮半島を通じて、わが国にえいきょうをもたらしたことは

書』という漢代の史書によると、 となり、おかげで向こうの書物にこちらのことも記録されて遺されることとなった。たとえば、『漢 たが、そうなると、半島人も、日本人も、楽浪郡を通じて、 前二世紀の漢の武帝の時代ごろになると、 朝鮮には、漢の直轄領として楽浪郡以下四郡 あらそって文明国の漢と交渉をもつこと が設置され

「楽浪海中有」倭人」分為」百余国゚」

などとあって、当時のわが国の事情がわかる。この文に、

百余国とあるのは、

部族

(氏族のあつまった

もの)が、百あまり、まだ部族連合も結成せずに、ばらばらになって散在している状態をいうのである。 中国語の「国」については、中国の学者郭沫若も、その著書のなかで、「わが中国で昔いっている

なかなかまだそういう線にまでは進んでいなかった。 国家的ないみに受けとっているのもみられるが、私はこれにははんたいである。わが国のその時代は、 からの語ではない。戦後にかかれた史書のなかには、この『漢書』の「百余国」を、 れは、純然たる氏族制時代をいうのであって、古代ギリシアのポリスのような小国家としてみる見方 ている。この見方は、そのまま『漢書』にあるわが国の「百余国」という語の説明ともいってよい。そ ほかならない。天子といい帝というのも、また一つの大きな族の最高頭目にほかならない。」ともい はない。『易経』にあらわれたいわゆる「国」なるものも、当然に、この例以外のものではない。」と やもすれば、万国、万邦などと称したが、それはこんにちいうような世界のことなどを意味するので 国 いっている。そして、「王といい、侯というのは、これら大きなあるいは小さな 宗 の酋長や軍長に なるものは、その実、単に一つの大きなあるいは小さな宗であるにすぎない。 あいまいに、小 したがって、や

とは、この家が稲作農家であったことをしめしている。 形の径一○─二○尺ぐらいという。遺物として、石庖丁や、石鎌や、籾痕のある土器が発見されたこ 墓地も発見された。ミゾの一辺は、二○間から三○間ぐらい、なかの竪穴には方形と円形があり、 にのぞみ、御笠川と那珂川の中間に位置した標高五〇メートルの低い台地にある。発掘の結果、六個 の竪穴住居址と井戸が、方形のミゾにかこまれて出現し、ミゾの外には、甕棺の群在する当時の共同 いちばん進歩的であったとおもわれる北九州地域の比恵遺跡についてみよう。この遺跡は、 博多湾 円

39 者鏡山猛は、正倉院文書の郷戸に比定し、竪穴の一つ一つを房戸としてかんがえているが、紀元前一、 まず、ミゾをめぐらした六個の住居址ということについてかんがえてみよう。この一区域を、 発掘 と膨張する。

和島誠一説によると、「弥生式文化期の竪穴は、隅丸の方形か楕円に近い平面形で四本

基点として家族制を指向している姿のものであるが(くわしくは 『招婿婚の研究』 参照。 位体の姿 いとおもう。むしろ、そうした奈良式郷戸が一つ一つの房戸へと分化しない以前の姿 |世紀もしくは紀元前後のこの遺跡を約一千年後の奈良時代の族制に比定することは、やや穏当でな を、これは示すものとみなければならない、奈良式郷戸は、氏族制が崩壊して、 後にもみる)、こ ――氏族制の単

れは氏族制盛行の時代の状況なのである。

もっと大きな範囲のもの、すなわち、ここにみている一区域の分岐族たちが、たくさん集結して、一 漢字では氏にあてた)という。そして、その成員は、ウチの一族といういみで、ウカラともいう。 大血縁圏をなしているものをいう。それを古語ではウチ(イッケウチのウチ、すなわち内である。 (戸、部)とも、イへ(家)ともいっているものである。へというのは、フレすなわちムレ (群)の約語で、 物置などを総括する妻屋 (ツマヤ――端の小屋という意味) とで、なりたっている住居址であるとおもう。 族母(トジ)の詰所である母屋(オモヤ)と、女たちが幼児を育てている小屋や老人たちや若者の小屋、 すようになった。それが氏族制の時代になると、農耕や牧畜の発達にうながされて、集落はいちだん かつての群(ホルド) の定着した姿をいう。しかし、ムレの転じたムラ (村) という語は、この時代では、 つの群だけが孤立してくらすということはなくなり、 この一区域は、つまり、わが氏族制の単位であるヤカラ (同居族) の住むところで、 そこで、前にもみたように、この六個の住居趾は、 ついでだから、もっと見てみよう。前の項でみた「祭りの広場」をもった、プナルア群婚期以来、一 融通して住み合っている一族の共有物であって、 かならず二つ以上の群が、集落をなして、くら 別の古語ではへ

営まれたことは、 在を想像する論者もある。 台地の殆んど全域に亘り、 合が多いのであるが、集落の規模は俄然拡大する傾向が見られる。例えば東京都の久ケ原では、広い 土床に炉を持つのが標準型で、規模も縄文式のそれと大差なく、寧ろ小形のものが見出される場 小集団にわかれて存在するという。 想像するに難くない。」というのである。そして、この久ケ原遺跡も、 勿論その全部が同時に存在したわけではないが、尚かなり大規模な集落が 然も相当密集して既に数十個の竪穴が発見され、 全体では数百の竪穴の存 ある規制

をいったもので、クニは、モルガンの規定する同一領域に結集し同一方言をつかっている部族 (ギリ リーにあたるとおもえばよい。 シアのフィレ) のことである。ついでにいうと、イヘはギリシアのゲノスで、ウチはギリシアのフラト ふれた血縁領域といういみである。『漢書』の百余国というのは、こうしたクニ(またはウチ)のこと は古語ではクともいう。火所はクドとよむ。日々並めてというのを、カカ並めてともよむ)で、陽光のみちあ ウチはさらに大きく集まって、クニをなすのである。クニというのは、日根または日野という意味(ヒ これが氏族制の集落の光景なのである。前にはイへが集まってウチをなすというところまでみたが、

婿婚の研究』でくわしく証明している)、父は父の母系の一族と暮らし、子は子の母系の一族と生活する ろでべつべつにくらしており、生まれた子は、原則として女のところで成長したので (このことも 『招 する夫婦単位のものではない。わが国では、ひじょうにおそい時代まで、夫婦は自分の生まれたとこ という事情にあった。 さて、もとにかえって、北九州のミゾをめぐらした比恵住居址は、けっして後代の家や家庭をいみ

41

うかというと、 平安中期ごろから原則的に婿取婚となって、ここで夫婦が妻の家で同居生活をするということになっ 屋に住み、他族から婿を迎えて婚姻生活をしているようである。つまり、前者は妻問婚 (通い婚) をし てているというが、モルガンがしらべたイロクォイ族では、 子たちと起臥し、女子はその周囲のあまたの小屋に住み、他族の男子を通わせて子供を生みそれを育 ているらしく、これにたいして、後者は婿取婚 (夫婦が女の家で同居する) をしている。 わが国ではど おなじ母系制でも、ドイツのグロッセがかいているモートロック島などでは、酋長が一大家屋に男 わが国では、大化ごろまでは、 妻問婚で夫婦が別居しており、大化後は過渡期の状態、 一団体は二〇ばかりの区画をもった大長

た(くわしいことは後にみる)。

うな共同体のイへであり、後代のような孤立した夫婦単位の家庭ではなかったことがわかろう。 0) 高さ二○センチ内外の土堤があると、報告せられている。 号住居址 かの、すべてのイへが、このようなミゾを各自にめぐらしていたのだろうか。静岡の登呂遺跡の第 がみえている。「父母兄弟臥息異」処。」というのである。『魏志』がみたのは、すなわち前にいったよ 夫婦同居の段階のものでないことは、いうまでもない。三世紀の半ばごろのわが国の見聞記が、 ところで、比恵遺跡のミゾは、いったいなんのためのものであったろうか。ウチ (フラトリー) のな 『魏志』という史書に出ているが、そのなかに、「父母兄弟は同じ所に住まない。」といういみの語 このような事情なので、いくどもいうように、われわれがいま見ている段階の住居址が、けっ (昭和二十二年に五個発掘された)も、ミゾではないが、木柵を二重にめぐらし、さらに柵内に 中国

ここで、ちょっと心にうかんだことは、琉球の共産部落では、 その部落での根源である家を根とい

もに、複式酋長として、イヘやウチやクニのことを司るようになるのである。 ラ (同胞) という自覚がおこり、始祖的な、本家的なイへのトジ (姫) が、トジの兄弟のトネ (彦) とと れをたくみに運営していかねばならないこととなるので、共同の核心としての祭祀というものが、ひ 特定の母祖神崇拝となり、イへの成員も、ウチの成員も、そのおなじ母祖神の腹の子すなわちハラカ じょうに重い役割をもってくることになる。そこに以前からの母性崇拝が、いっそうきわだってきて、 があったり、なかったりで、ごく自然な集団であったろうが、氏族制となると、一定の組織をもち、そ て、祭主の補佐者であるというのであるが、ミゾをめぐらしたり、柵を結ったりしているのは、そう した始祖的な、 い、そこのトジを根神(ネーガン)といって、部落の祭主であり、トジの兄弟を根人(ネンチュー) といっ 本家的なイへなのではなかろうか。群(ホルド)の時代までは、そのときどきに指導者

え、あるいは芽生えさせられることとなろう。 発展していくにつれ、酋長への崇敬ということも、しぜん自発的に、 母系制の社会といっても、かならずしも完全な自然社会ではなく、その組織が強固なものになって、 あるいは強制的にすらも、 芽生

うようなことも、往々ある。台湾のアミ母系族や、モルガンがえがいたアズテック連合の大頭目など **酋のように、多妻をもち、ぜつだいの権力を、甥姪をはじめとする母系族内のひとびとにふるうとい** その状態が、いっそうすすんで、酋長が男性だけになってくると、たとえばトロブリアンド島 日本では、古墳時代ごろ (四世紀前後―七世紀前後) から、それに似た状態になり (ただし、 たいした威厳をもって、族員たちにのぞんでいるようである。

43 はいろいろな形でのこるが彦の権力がそのころは姫のそれよりは、ずっと強くなる)、さらに族制は母系をつ

る。この事情は、

後にみる族母卑弥呼の墓を生みだす前提である。

態をつくりだすようになる。こんなところからも、日本が南洋の母系族などに比べると、 づけたが族長相続は父系にかわるというような一種のおもしろいやりかたで、父・母系併存という事 おなじ母系

制に発しながらも、 原始の状態を踏みやぶって進化の経路をたどってきた道すじがわ

式甕棺が出土し、 気がする。 家の存在を推定するというような新旧の歴史家たちのかんがえには、私はやはりさんせいができな はなかったなどという事実が判明したのを、さっそく階級社会の発生とみなして、家父長家族や小国 おりであるが、だから北九州の比恵遺跡のミゾの外にある共同墓地を掘ってみたときに、合口 母系制社会を、 いわゆる理想的な自然社会などとのみかんがえてはならないことは、いまい ある特定の甕棺には、 青銅の剣や矛が副葬してあり、 他の甕棺には、そんな貴重品 の . つ 弥生 たと

このひとびとは、 やフラトリーの族母やイへの族母たちではないか。 比恵や須玖や三雲のような北九州地域の遺跡に銅剣や銅矛とともに葬られているのは、 後にはハカ(母所 ――墓) の標識によって死後もハラカラたちの偶像となるようにな 古典にミオヤといわれているひとびとではな クニの族母

味での封鎖式経済(家父長家族式な)をものがたるものでもなく、いちおうの単位性を示すものであり、 比恵遺跡のミゾについての私のかんがえは、けっきょく防衛的なものでもなければ、 きわだっ

さらにいくぶん宗教的な意味をもつものではないかというのにある。

互に切り合うものもあるので、その全部が同時に存在したわけでなく、多く見積ってもこの一区画 ここでまた、 和島説を引用させてもらう。それには、「比恵遺跡で発掘された六個の竪穴の中には、 の独自性を持ちながらも、

あり、 ŋ , れた如き小集団は、 或る程度大きい労働力の結集と集中的な統制が前提されなければならない。従って、比恵遺跡で見ら の低い生産技術を以て大面積の田に立ち向う時、 耕作する程度の低い技術的条件で、増加する人口を養うためには、 四百坪で、 われるので、 地域もズレているが、唯一例として登呂遺跡に現れた田の遺構を見るに、一枚の田が六百坪乃至 またこの夥しい木柵を必要とする耕地の配置が計画的である点を見ても、その造成に当っては、 畦の土留めの木柵が延々として連っているのである。 粗放ではあるが大規模な形態がこの時代の農耕に通じて見られる特徴かと思われる。 決して近代的な家族のようにバラバラなものでなく、 随時多人数の協業が行われることは不可決な条件で 木製の農具 大面積の耕作が必要であったと思 集落の構成要素として一応

住民は恐らく二三十人を出でず、働き手は更にそれよりも少かったわけである。

(鍬・鋤・土串) を用

他方、

時期も若干降

が 出 これにつけ加えて、さらに、 一来る。 その統制力の本質は、この時代以後次第に階級的な性格を帯び、 その

尚集落全体に依存し、その規制を受ける面の多かったことを推測すること

女性が中心となっていた時代 於いて間接的に捉え得るのみで、 過程に照応して、この小集団の性質も変って来るのであるが、 いのである。」ともいっている。 今のところ集落遺跡の家相を通じて直接掴み得る段階に達していな その間 の 動向 は古墳文化 の形 成過程

間 係をうちやぶって純粋ないみでの「富」において階級をつくったギリシアなどとは、この点だいぶん 後にもだんだんとみていくであろうが、 つねに族員対族長の関係において顕現したのであって、 わが 国における階級的性格は、 紀元前五、 六世紀には完全にそうした関 後代におよぶまでの 長 い期

45

まとうことで存立したこと、 者即金持として理解されている点にみても、富ですらも族 (しかも家族ではなくて氏族) の長者の衣服を ちがっているとおもう。だからといって、発展の法則にはちがいはないが、たとえば、 血縁性との苟合を必要としたことがかんがえられるのである。これはだ わが国では長

世紀から六、七世紀の間のこととおもえばよい。 地にいまも小山のような形でのこっている古塚をつくった時代のことで、三世紀の後期または四、五 比恵遺跡時代の氏族のことはこのくらいにして、つぎに古墳時代に移ろう。古墳時代というのは、

いぶん後のことであるが。

にしたがうわけでもなし、それに、夜がれ、床離れなどと平安ごろでさえ、結婚したかとおもうと、す はあるが、多少は奈良頃の房戸めいたものになりかけてもいる。しかし、どの婿もが、そういう方式 なると、その小屋には、いくぶん独立性が付与され、むかしのように、融通してつかうこともあるに 方の屋敷内に、婿がツマヤを建てて、かよってきては滞在したりなどもするようになっている。こう 夫婦は別居しており、しかし、「ふせやたて妻問ひしけむ」などと『万葉集』の歌にもあるように、妻 れるとおもうので、ここには、そうした古墳時代の庶民の住居と集落を中心にして、かんがえてみよう。 につよく響いてくる。各氏族は、連合し、闘争し、侵略しあう。このことは後に卑弥呼のところでふ つくる土師土器をおおく用いているが、土師土器は弥生土器のいわば規格品化した程度のものという。 考古学者の研究によると、この時代の庶民の住居は、いぜん竪穴式で、土器は土師部という部民の ところで、このころのイへのありさまは、どんなぐあいになっているかというと、いぜん妻問婚で、 古墳時代になると、その古墳のぬしである族長 ―とくに男の族長 の経営能力が、 氏族 の盛衰

があったろうことはまちがいない。 ある。ただ、母子小家族というものが、一軒のツマヤを根拠として、だんだん明瞭になってくる傾向 われる。このような俗は、奈良、平安にまでも、尾を引いていたから、それによって類推されるので 同時にたくさんの婿を通わせることも自由で、かえってそれが自慢のたねでさえあったろうともおも 墳時代ごろは、一生に一婿などとは、もちろんけっしてきまっているものではない。よい女になると、 ぐ離婚をするといったようないわゆる対偶婚的な不安定な事情がのこっていたほどだから、まして古

なら別のツマヤとかで、めいめいの暮らしかたをする。また、もちろん屋敷内の小屋小屋を融通しあっ ても住んだであろう。 もっとも、息子でも、娘でも、年頃になると、母のツマヤには常住せず、息子なら若者小屋とか、娘

級からの妻問をうけたり、大氏の族員が通ってきたりすると、すでに父系観念にめざめてきているこ 高めに板をわたし、その上に象徴物 (ミカタ) とか、祭器とかを祭ったらしいことが想像される。また てきた。ユカといって、竪穴の住居のばあいでも、平地のばあいでも、たぶん北壁につけて、すこし から、この期には、マツリゴトが、イへのなかでも、フラトリー内でも、いっそう大切なものになっ 所属することもある。こういうヤカラ (同居族) たちの統制には、トジ (姫) もトネ (彦) も苦労する。だ がって母系の氏族名を名のりながら出自的には父系氏族のそれにかわり、現実にも同盟的なつながりをもって) の期では、それを名誉とし、またはその父系の氏族へ亜氏族的に(身柄は母系の氏族に属しており、 しかし、とにかく、複雑にはなってきた。婚姻単位や小母子族の姿がめだってきた。それに、 カマドがそのまま祭神とされる俗なども、このころから発祥したものであろう。

ことと、それらの竪穴が、ほとんど例外なく、北壁に接してカマドをもっていることである。 の竪穴住居址が発掘されたが、ここで注意されることは、 このころの住居址としては、 和島誠一調査の東京都板橋区の志村遺跡がなだかい。ここでは、三一 竪穴の規模が不揃いで大小さまざまである

た。また、出入口のところも、 仕切りのあとがみとめらわる。それと、カマドのところが台所らしく、土器類がたくさんおいてあっ かためた土床の両側に、一人ずつしか寝られない。カマドには煤けた炊事用の土器 (コシキ) が、 ル、カマドまでの土間の両側に、二人ずつぐらい寝られる小部屋が二個ずつ、だから都合四部屋: てあった。これにたいして、最大の竪穴は、八本柱で、面積は前者の一○倍にちかい六八平方メ 最小の竪穴は、わずかに七平方メートル、柱穴はなく、南側の出入口から正面のカマドまでの踏 かなり広い土間なので、これら全部に、二人ずつ寝るとすれば、 ) | | | 間

このように、大小さまざまの竪穴であるが、カマドの大きさや、数や、 そこにかけられた蒸気用

0

人は寝られるかんじょうである。

甕、その上のコシキなどは、みんな同じであって、それらには大小はない。

などで、「家の構えの大小が身分的差異を現すものでないことを知る。」と、和島説はいってい つまり、ここに示されているのは、大屋妻屋式の共同体で、大屋を中心に、妻屋 (ツマヤ 全体を通じて出上する遺物は土器のほか、 鉄の小刀、刃物らしい鉄片、 土製 数の紡織 -端の小 る。

があり、 になっても、 屋) 群がそれをとりまいている姿 マキとか、クルワとか、ソトマキとかいわれる同族群が、それをとりまいている形になって 同族組織の上に遺存し、オモヤとか、オホヤとか、ナカヤとかいわれる中心になる存在 ――これが日本の氏族共同体のありかた なのである。  志村遺跡は、

このような事情を、

和島説が、

小屋にも、

融通性はある。

中心としての役割を果す建物として戸主が住み、この土間や分房の一部などが、大家族の共同の使用

「分房に挾まれた土間の面積が大きな部分を占めている点より見ても、

ひじょうによく反映しているとおもう。

この遺跡の最大の竪穴に

大家族

位というものが、それほどあらわれていない。ところが、ここにみた志村遺跡のころになると、それ があてがわれる。 日ずつ泊まりこんだり、もっと永く滞在したりするようにもなってきている。子供が生まれると、幼 があらわれてくる。そのうえ、むかしは夜だけ通った婿たちが、時によると「住み」といって二、三 戸外的にも, 室内的にも、まだそうした群婚形式がみられたし、したがって、建築のうえにも、婚姻単 通ってくる婿たちの寝室にあてたという。つまり、一種の群婚形式なのである。 夫婦別居で妻問婚に終始していた飛騨の白川村では、毎晩チョーダという共同寝部屋を、家中の女と が、それほどはっきりしていなかったのである。江馬三枝子「白川村の大家族」によると、最近まで 外婚またはザコネ婚 ろうと、かまわず一つところに寝起きしたりしていたからであろう。はやくいえば、まだ群婚 跡ごろまでは、 いあいだは、 この大屋妻屋式傾向は、氏族共同体の最初からみられるものではあるが、たとえば北九州の比恵遺 母子別に育てられる。したがって幼児をおおくもった母には、それだけの大きさの小屋 外見にはそれほどあらわれていない。 とはいえ、共同体の性格は、まだけっしてうしなわれてはいないのだから、食事に ――の方式もつよくのこっていたろうし、イへのうちでは、婚姻単位というもの 融通して住んだり、幾組の母子だろうと、 比恵遺跡の段階では、

いる。

おもう。この大屋は、分房が四個もあり、 に供せられる場合が多かったとする想像も可能であろう。」といっているのは、肯けるものがあると つしかない。だから、この竪穴を戸主の詰所で (戸主の家族はここには想定しない) 、全成員のための共 土間もひろいが、カマドはほかのに同じい大きさなのが

用物だろうというのは、当たっているとおもう。

する。 るのである。ここにも、志村人の属している性交観念の段階というようなものが、うかがわれる気が であろう。 もあったろう。ツマヤをまだもたないものや、さしあいを生じたものたちが、この寝宿を利用したの り、クラブでもあったのだろう。そして、四つの小部屋は、ときとしてツマヤの補足、 私見によれば、この竪穴は、戸主の詰所であるとともに、 白川村式の共同寝部屋が、ここでは、クミド式 (一組ずつこもっておこなう婚所) になってい 全員用の公会堂であり、祭りの場所 いわ がば寝宿 であ

る 跡の大屋妻屋は、むかしのへでありイへであるが、むかしよりは婚姻単位の分化によって、全体とし もとのクニの族長である国造や、おなじ氏族名をとなえる団体 りこみ、それらがサト(稲所)を形成し、稲置(稲君) にすべられるばあいもあり、 ろく水田が営まれ、それを、この遺跡人たちが、耕作していたのだろうという。してみると、この遺 て、この共同体の上部の、むかしのウチすなわちフラトリーには、よその氏族員や、部民などもまじ てはかえって大規模となっているらしい。それだけ氏族制はあらゆる点で崩壊しかけているのであっ この遺跡は、武蔵野台地のふちにあり、台地下の湿地で、現在泥炭層として認められるあたりに、 **-の族長である氏の上などが、支配者となって君臨している状態なのであろう。** ――いまでは全国的な規模をなしてい さらにその上部に、 Ŋ

会にはなかったことである。 婦別居の族制を踏みきって、 ヨメトリ婚にかえ、家父長家族制にあらためるだけの力がまだ当時の社

めの俗にほかならない。 人もいる例などもみられるが、これらはみな、母系的または類別親的氏族制が、つよく遺っているた たり、弟を兄といったりして、 な類別親的なオヤコ (祖子) が主体となっているのである。 存続しており、その治下の族員たちの続柄は、けっして父系的な等親的な父母妻子ではなく、 だから、イへの族長にしても、氏の上にしても、 混乱しているのが物語などにみられるし、また長女や長男が二人も三 国造にしても、いぜん姫と彦の男女複式酋長制 日本では、平安末頃までも、 姉を妹といっ

女性が中心となっていた時代 もあろうが、 長の統制力は、 おもえばよい。 がいで、 るわりには、 わっているであろう。また、氏族制の規制によって擬制の子とされているヤツコなどもあろう。 したがって、若い歴史家などが、この志村遺跡的段階のイへの族長を、家父長などとみるのはまち 続柄としては曾祖母ぐらいの女がトジであって、 前にもみたように、この段階のイへの族長制は、 わが国では最下部の労働組織であるイへは、支配層がつくるイへとともに、 かえってその反対に崩れ 族員ではなくても、労働成員のなかには、時には通ったり住んだりしている婿なども トロブリアンド島の酋長などのように、家父長をおもわせるほど、 かけているのである。 その兄弟などが普通のばあいトネであると この事情は、 族長自身が統制力をつよく希望してい 大化以後でも変わらない。 時には強いばあ 長期間家父

51 長制になりきれず、大化以前は平等な共同体をなし、以後は夫婦別産が示すように家族個々人が私産

ある。

権をもっていたのであるから、生殺与奪の家父長権などはみられなかった。 貴族層から総体的に奴隷的に掌握されるところに、 わが国のデスポティズムの特徴があったので しかも、そういう共同体

(擬制氏族) であるか、 志村遺跡時代には、 何某姫とか彦などの私民(私設の擬制氏族 すでにこの特徴があらわれていた。部民がもつ共同体は、ある氏族の共有奴隷 ――子代の民)であったのである。

あったのかもしれず、あるいは中大兄とか、その母のヒメミコとかの、私民であったのかもしれない。 ひょっとしたら、この志村遺跡の共同体も、 蘇我氏や中臣氏の共有部民としての蘇我部や中臣部

## 三 無痛分娩の母たち

## 性交の方式について

なものになっている。残忍な表現ではあるが、ゆるしていただくとして、たとえば、その極端なけれ の妊娠期間だけ断絶するというぐあいにはいかないことがおおい(強い同志的夫婦は別として)。 ども普通な一例をあげるならば、われわれの家庭では、妊婦を対象としての性交が要求されつづけて 形態であるこんにちの家庭制では、性交の方式は、男にとっても、また女にとっても、きわめて不自然 いる事実がある。 個人の男性が自己の所有物として妻や子を従えている家父長家族制では、また、 つまり、文字どおりの一夫一婦の家庭では、ひきつづき妊娠する妻との性交を、そ それの末期的

状におかれている。つまり、はやくいえば、性器の奥にある子宮には、すでに受胎がとどこおりなく 露骨にいえば、ここでは妊婦の性器が、しばしば自然の機構から分離して解釈されねばならない現

完了しているのにもかかわらず、その入口でだけ受胎以前の行動がとられるわけで、これはなんとし わゆる、サジズムかマゾヒズムか、または悲しい自己妥協かが必要でもあろう。 ても反自然的であり、きょくたんにいえば母子凌辱の行動であるから、これをあえておこなうには、い

庭制以外にはない なければ 套手段は、 そうかといって、ここで一夫多妻の必要と必然性をもちだすかもしれない一部の男たちの狡猜な常 **(従来ではそういう形がとられたが)一夫多妻の実現は可能でないから。けっきょく、原罪は家** 理論的にゆるせない。なぜなら、男女の数はほぼおなじであるから、偏した形においてで

威と、閨房のなかでの性交のたわむれとを、どのようにして調和すべきかというわけであるが、この のつかいわけなども、 的態度に出るかする。 てはそっけない性交方式でのぞみ、ただ嫡子を生むだけの方便とするか、または故意に暴君的、 があることも、こんにちの家庭での性交を不自然にしている一つの原因でもある。 一事こそは、じつは、家庭制開始以来の難問題とされたものなのである。いっぱんには、妻にたいし また他面では、 家父長の権威というものが、閨房のなかまでも、保たれねばならないという不文律 従来はおこなわれた。 他方、性の享楽方面は、これを売淫婦なり、婢妾なりにもとめるという方式上 つまり家父長の権 強姦

大多数の妻たちを、恐怖と萎縮と、したがって、不感症または変態的不満足性の状態におとしいれて いる。「寝席の(まじわりについての女訓は、好んで中国儒家の説くところで、そこでは、女はきょく そのばあい、妻たるものの閨房における心得は、女訓書のなかにもとかれ、実践的にも教えこまれて、

53 たんに受動的であるべく、身じろぎさえしてはならない。笑ってもならない。漢の曹大家の『女誠』

は、

たいていこの時の心のもちかたにあるという。

心が女にきざし、またはそれを男にみすかされでもしたら一大事、夫から嫌われて追い出される原因 によれば、「房室周旋」のときが、妻にとって最大の危機で、このときにふざけちらして、 馴れ侮る

とか。 問的に指摘した点で、 り、若い娘がされるがままになっていたのでは十分ではないということだ。」と彼女はかいている。 点に達したときにかぎられており、そしてこういった頂点はまずあらゆる抑制 その体は普段に見られぬ力をおびて弓なりにそる。しかし、このような現象が生じるのはある種 は友人からすすめられて読んだが、この部分は、閨房における不合理や難問題を、 かも中国儒家の前例でもみたとおり、何というタブー、禁止、偏見、立場の不利等が女にはおおいこ ボーヴォワールの『第二の性』(生島遼一訳)のうち、「女はこうしてつくられる」という部分を、 ――が存在しないで、全生活エネルギーの性的集中を可能にするのでなければ達しられない。 画期的な書であるとおもった。「彼女たちは、 かきむしり、 -精神的` 女の立場から、 あるいはかみつき、 または生理 の頂

いていの女が、似たり寄ったりな目にあいながら、外科手術に似た毎夜をすごしている。なんという うまったく無感覚で、痛みしか感じなかった。こうした侮辱 (これは前にいったような家父長的な虚勢の 種かもしれない)が、妻の不感症や神経症の原因になることは、女にはひじょうにおおいことで、た ある若 彼女の夫は、こうした暴言を吐いたあとで、やおら愛撫にとりかかったわけであるが、彼女はも 彼女の夫が、 い女が、 彼女の夜具をとりのけて、「おお、なんて大根足だ!」といったことに原因があっ いくつかの神経症状と、完全な不感症を固疾としてもっていたが、それは結婚

位や、社会風習や、解剖学的先天性 もった、およそみにくい正体を、 これに反して、男の立場は有利である。なぜなら、彼はびっくりするほど毛むくじゃらで、 花嫁の前にバクロするにもかかわらず、彼の属している家父長的地 攻擊的器官 -のおかげで、いかなるばあいにもふてぶてし 悪臭を

性の自主性ないし自主性への渇望が、もはやなまやさしいものではなく、こうしたぎりぎりの性交問 ボーヴォワールが、私たちの前に、ひっきりなしに展開してみせるこうした学説をよんでいると、女

へまでもおよんだことを知るのである。

く彼の幸福に有利な猪突的行動をとりうるから。

関、 ど難問題でもなく、主客立場を転ずることにさえならないともかぎるまい。 が、つねに難問題の一つとしてとりあげている解剖学的先天性 なんらかの根本的変革がおこるということのそれは前提ではなかろうか。たとえば、ボーヴォワール しかし、女性の白主性や自主性への渇望がこういう段階へまでおよんできたということは、 女性の複雑で受動的とされる性機能の問題 ――などにしても、家庭制さえ改めれば、案外それほ -男性の単純で主動的にみえる性機 もは

女性が中心となっていた時代

自然の律動 うにみえている男性ではなくて、じつは女性なのである。女性は生殖の当体なので、それにもとづく さめたひとのようにおもい知るであろう。というのは、 から離脱したあかつきには、女性はみずからのうちに、いかに自然の秩序が脈うっているかを夢から **事実、イギリスの一女医は、こういっている。女性が何千年来の性的抑圧** ―たとえば月経等 を表徴とする周期律的発情期をもっているのであって、男性の性 性の発情者は、 かのいかにも現在主体者のよ 女性性器の用具化

器は、それの反応としてのみ能動的でありうるのである。 サジズム的衝動によって可能なのだが、それとて、そのサジズム的行為で相手を挑発し、それによっ とかの、なんらかの外界的刺戟によってのみ発動する。それと、自発的には、一種変態的衝動つまり 性はもたない。女性の発情につきうごかされてのみ、それは勃起する。だから、これらの法則がふみ めちゃめちゃになっている現在でも、なお男性の性衝動は、 つまり、男性の性器はそれみずからの 記憶とか、連想とか、 運動

て、それの反応として性衝動をおこすのだから、男性の衝動は、けっきょくこうしたばあいでも、受

なサジズム的な動機にもとついたもので、その勢いを借りてしか、彼は臆病な自分をむちうち、 て駆り立てることがあるいはできなかったことになるのかもしれない。 ボーヴォワールが引例した初夜の無礼な花婿の言動なども、右の説によるとすれば、 案外そのよう

動的衝動以外ではないと。

ろうのに、 サジズムぐらいおこるのも無理はなかろう。 結婚を職業とかんがえているから、このように期せずして打算的である)を前にしては、男としても多少の 自分に陶酔しきることをのみもとめている女性(これは性の問題よりは、 花婿が、これからするであろう義務的所業を、協力せずに見守っている女性、自分は陶酔せず、 自然の内命によって、烈しい色情を発した女性を前にしてこそ、 の任環は、 こうかんがえてくると、家庭制的性交の方式は、男にとっても、けっして自然なものではな 「結婚の夜菩薩のような格好で坐りこんだ花嫁の姿ほど無気味なものはない」といったが、 家庭制度のもとでは、歌を忘れたカナリヤとなった、つめたい性の化石となった、しかも 男の性も自然に発動するわけでもあ 生活の問題からきている。 男が

子守女としての母婦型などにしたところで、すべてボーヴォワールがいう「つくられた女」の型でした。 とおおいことか。 かないのである。しかもこれら「つくられた」領域にとどまり、自然性を喪失している女性たちの何 はじめて緩和されることであろう。ヴァィニンガーの分類のような意味での色売女としての娼婦型、 てそのうえ、さらに、母としての愛をも兼ねもったときに(だからじゆうぶん自然性を復活したときに)、

を求めるかたわら、毒婦にすがって蹴飛ばされているが、けっきょく、かれらを引きつけて離さない をマゾヒズム的に渇望してさえいる状態におかれつづけているといえる。だから、彼等は「永遠の女」 るほど政治的経済的には勝利者となったのだろうが、性的には罰せられつづけ、また彼等自身その罰 るよりも、 かつて別著『恋愛論』のなかで、「男性の寂蓼」という一章を設けて、男たちが性のゆえであ よりおおく政治的経済的理由から、 結婚制すなわち家庭制を創始して以来、男たちは、

のは、後者のほうではなかろうかと私はおもう。男たちはがいしてサジストであるといわれるが、じ

つはそれよりも多くマゾヒストである、という意味のことをかいたことがあった。

の乳房をあらわに露出したまま強弓をひいたという彼女たち。この彼女たちが手にした刃物はという していたといわれるアマゾン女軍たちの勇姿をみよ。丈なす黒髪や金髪をきりりとうしろに束ね、円 このへんにあるのではないか。ギリシアの周辺にいて、ギリシアの英雄たちをみなごろしにしようと 錘形のかぶとや、ふちなし帽をかぶり、脚を露出したみじかいスカートで馬に乗った彼女たち。 ーロッパの男性たちが、ローレライの妖女や、アマゾンの女軍などを渇望する理由も、

57

雄たちを手玉にとって斬りまくったというのである。じつにこれは勇ましい姿態であって、つまり男 凸形の刃のついた野蛮人の斧であって、この野蛮人の斧をかるがるとふりまわしながら、 敵 の英

たちに厳罰を下す式の姿態なのである。

惑の前には、あるいはどうしようもなかったのではないか。あの有名な英雄アキレスでさえ、アマゾ 雌の餌食になってしまうといわれるカマキリだの、サソリだのの雄のように、アマゾンたちの斧の蠱槃。 をさえなくしたというではないか。 女王パンテジレを腕の中に抱きかかえたとき、彼はもろくも性の芳香にまどわされて、敵味方の分別 ンの女王パンテジレに致命の重傷を負わせ、そのすでに抵抗力はなくしたが気品はうしなっていない ひょっとしたら、ギリシアの英雄たちは、交尾の一瞬間後、あっというまもなく、一種の法悦感で、

まったという千年の岩山の支配者エフシナ姫の物語があるのをおもいだす。そして、こういう物語が うグルジア国の女王の話や、一目みたいとあこがれて登山する若者たちを、片っぱしから石にしてし をおびきよせて、一夜の餌食にしたのち、急流テレークに投げこんで、ものすごい血祭りをしたとい つくられたのも、アマゾン女軍の伝説がつくられたのとおなじ理由つまり性的厳罰への男たちの渇望 ―マゾヒズム的渇望― また、われわれは、南ロシアの殺伐剽桿のきこえある遊牧民族たちのあいだに、旅路にまよう若者 ――にもとづくのではないかとおもうのである。

百幾千の病理学的な性的伝説や物語の類型をつくり、 女性の性器が用具化され、性交の方式が歪曲されて以来、 また現実の女性にたいしても、おなじことをあ 人類は、とくに男たちは、 このような幾

くことなく要求してきた。こうして女性は、あるいは永遠の女性型 (母婦型) 、あるいは毒婦型 (娼婦

型)等の種々の類型につくられ、そしていまやそれが、ボーヴォワールたちによって、 されはじめているのである。 ばかりでなく、実践派のボーヴォワールたちは、 いまやそうした「つくられた」類型はこれを返上 学問的に分析

度をとることを。だから夫や恋人の前で女は完全に自分自身であることを感じない。女友達相手だと、 うとも向きあうときには多少とも――見栄をはっている。特に女は男からつねに何らかの注文をおし 男は時々は相手の女のからだを前にして興味索然たる不快を感じる。女と女のあいだでは、内的な愛 女の恋人達が肉体をはなすときにはふたたび他人になる。男のからだが女にはいとわしい気さえする。 似がもっとも完全な親しさを生む。女同士の結合では色情は一小部分でしかないことが多い。……男 見栄をはらないでよく、偽る必要もなく、たがいに同じにできているから底まで見せあえる。 ることに誇りを感じ、いつまでも自主的な主体でいようと欲する。……男と女とでは 索しはじめた。ボーヴォワールはいう。「男の支配をきらって同性愛者になった女は、他の女に自分と めには、めんどうな男性を去って、性愛的同志をむしろ同性のなかにみいだそうとする方式をさえ模 同様な自尊心のつよいアマゾーヌを見出してよろこびを感ずる。……彼女達は自分が女性の選良であ して、男たちとおなじ性の主動者で自分たちもありたいことを熱望しはじめている。そして、そのた つけられているからそうだ。模範的な貞操、魅力、媚態、子供っぽさ、あるいは厳粛さ、といった態 夫婦であろ

態度をとりたい。なぜならそれとおなじことは、男の立場からもいえようとおもうからである。とく このようなボーヴォワールの説はたしかに正しいだろう。しかし、私はちょっとここで、批評者の

情はもっと平坦でもっと連続的だ。」

59

に人格的交流がないばあいもまれでない。夫は心の消息を妻よりはむしろ友人にうちあけているとい にわが国では、よく男同士の惚れ合いというような言葉が、作家や政治家や顔役たちのあいだで、い われることがある。かれらの家庭では、夫は妻に大事な相談をせず、妻は夫の仕事を理解せず、相互

うような家庭は、わが国ではよくみるところである。

えるわけで、男同士の同性愛などもここから生まれるのだろう。 達同士だと、見栄をはらないでよく、偽る必要もなく、たがいに同じにできているから底まで見せあ れているわけだろうから、彼とても妻子の前で完全に自分自身でありうるともいえまい。 俗から、または家庭制から、家父長らしくあれとか、夫らしくあれとかいうような注文をおしつけら 全に自分自身であることを感じない。」とボーヴォワールはいうが、男も女からではないにしても、習 また、「特に女は男からつねに何らかの注文をおしつけられているから……夫や恋人の前で女は完 それ が男友

うして、ついに、くるところまできた。ものいわぬ者ときめられていた女が、ものをいいだした。 最初からあったので、男性はそれを食いとめるために、あらゆる女性圧迫の方式を案出したのだとい がいつかはものをいうことへの男性の恐怖は、モーリス・テスカにしたがえば、ギリシアやローマの でアジアがあるように願ったのが、その限度が近頃みえはじめたのにもこれは類している。 ていて知らないふりをし、女は知っていても云えなかったのが云えるように近頃なりかけてきた。 いずれにしても、家庭は性愛の墓場であるが、こうした家庭の誤謬については、 その限度はもう見えはじめた。ちょうどヨーロッパが、永遠にまでも原料と消費の地 男は早くから知

われわれは、ここでもとの話題にかえろう。男は主動的、女は受動的とされていた性交の方式にも、

## わが先祖たちの性交の方式

からみていくわけである。

と集落」の項などで、すでにふれた。 が先祖たちの性交の方式については、 そのいくらかは、「群の住居と集落」 の項や、 「氏族の住居

女性が中心となっていた時代 たがって、雌の発情期を中心として営まれていた。このばあい、雄は、こんにちのようには、性器 しかし、乱婚というよりは、私は純自然婚といいたい。そこでは、性交は生殖を大本としており、 群の時代のさいしょの性交方式はわからないが、 たぶん乱婚といわれる方式であったろうという。

常用者でなかった。

界にはない現象であるが、うぬぼれのつよい人間たちは、畜生道などといって、畜生の世界 男娼さえも存在する。このように、生殖から性欲が分離して横行しているような乱雑な現象は、 わち白然界 るものである。だから、こんにちの性欲 (変態性欲)の世界には、 こんにちの雄の性交方式は、性欲(生殖中心の体系から分離して変態的に再生産された性欲)を大本とす を不当に悪罵する。 しかし、 いわゆる畜生道は、 性欲専用の売淫婦がおり、 右のように、じつは人間の雄が創始 鶏姦用 自然

純自然婚から、幾十万年後かわからないが、長い年代がすぎたところで、前記の群の項でみた花輪台

61

した性交方式自身の謂でしかない。

を象徴するもので、 遺跡あたりへ到着する。 房を表現した母性土偶があったことが注意された。 ギリシア以後こんにちにいたる性欲の対象としての乳房の表現とは、 この遺跡は貧弱な規模の五個の竪穴群からなっていたが、 この段階での乳房は、 まだ純粋に生殖すなわれ 遺物のなかに、 そのい ち母

異にしていた。だから、この土偶は、すなわち尊貴な母神であり、生殖の守護神なのであった。

と繁栄の象徴であった。 ろう。原始時代の祭礼は、 おこなったとおもう。その祭礼は、 この段階でも、 女性の発情期(春から秋にかけての)は尊重されたので、群は代表的祭礼をこの それ以外にはいみがなかった。ここでは群婚は、共食とともに、群の団結 たぶん明るい戸外で、 群婚を中心とする舞踏会として催されただ 期

夜とも明けるのであるが、 奔放な場面が展開される。 きな輪をつくり、 若が鎮守の森にあつまる。 月十三日から三日間おこなわれる。社内でならす太鼓の音に夕月の影が濃くなるころから、 があった。 春の祭礼でも、近いころまで昼間このことがあったと、土地の老人が話しているのを私も聞いたこと 踊りが縁となってむすばれた男女は、 こうした群婚の遺俗は、 他村の者はいっさいこの踊りには加わることが禁じられているというから、族内群婚の遺俗な 中山太郎『日本婚姻史』によると、美濃国郡上郡東村大字祖師野の氏神の秋祭りは、 女を擁しながら踊りつづける。そして踊りながら共鳴する男女があれば、 夫もその妻も、処女も寡婦も、ここではなんらの制限もない。こうして三 多くの村や町ではこんにちでもなおみられるという。 この奇習が生むおおくの喜悲劇はすべてが神の裁きとして解決され、この 音頭につれて踊り狂う男女の群れのなかには、 氏神のゆるした夫婦として、村人から羨望されるのである。 村の顔役もまじって、 肥後南部 村中の 許された 例年 房 お Ш

のであろう。

示しているような構想のものである。 たありかたが示されているらしくおもわれる。 コグールのダンスとして知られている旧石器時代のスペインの壁画などにも、やはり群婚のそうし その中央に性器を露出した一人の男をかこい入れて、尻振リダンスか何かで、性の発情をでも誇 その壁画は、 特殊な装いをして乳房を出した九人の女

には、事実上、 秩序のためにも危険であったので、このようなお祭り式群婚のみがここでは性交の正式なのであった。 の必要などもなかったばかりでなく、一夫一婦の偏向は、機会の不均等をきたすおそれもあり、 わるべきものであった。もとより所生の子どもたちは個人には属せず集団に属していたから、 「父」というものになってみたい要求などは、男たちにはまだ知られていなかった。だから、一夫一婦 族内群婚は、 こうした時代では、前にもいったように、性交は厳粛な共同生活の一要素として、神の広場でおこな 群が孤立して移動生活をしていた縄文初期には、それに適応したものであった。 特定の 集団 そこ

しかし、 人類は早い時期に、実母子間の禁婚をおこない、そのことによって、母子の肉親感をつよ

弟から姉妹をイモ、姉妹から兄弟をセとよんだことをしめすものであろう。

夫婦をいみすると同時に兄弟姉妹をもいみするわが古語「イモセ」は、おもうにこうした時代に、兄

| 兄弟姉妹婚が展開した (ただし、兄弟姉妹といってもこんにちのように狭義のものではない) 。

の禁婚にまで進まざるを得なくした。そして、このことは、群がようやく定着し、 性感を反撥したとおもわれるが、それがやがて同母の兄弟姉妹の禁婚となり、 集落をつくり、 けっきょく群自体

63 定の狩猟区や漁撈区を背景にして、協業をおこなうべく、より強固な結束をひつようとした事情に応

じたものでもあった。ここで、族内群婚 (血縁群婚) は、主として分岐族との間の族外群婚 (亜血縁群婚)

と推移して、プナルア時代となる。

だに、個人と個人ではなく、全集団的に、連帯的に、通婚圏をつくったことであった。 おこなわれたのである、ただ、従来とちがうことは、同群内の男女はかたく禁婚され、他群とのあい の二群または数群の中央部に、「祭りの広場」がもたれ、その広場で、従来どおりのダンス式群婚が プナルア群婚の性交方式については、前に姥山貝塚や尖石遺跡の条で、若干観察したように、

でも、 俗がみられることからでも、証明されるとおもう。 ようなものであったという事実には、まちがいはなく、それは後代にまで、その原則を裏書きする遺 とも、実際には、はたして原則どおりの秩序が保たれたかどうか、それは不詳であるが、原則がこの ら、モルガンは、プナルア婚もしくはプナルア群の範囲を、ひじょうに尨大なものとみていた。 体)が、個人たちの婚姻にともなって、たちまちにして群婚的通婚圏をなしてしまうのである。 他の遠方の群の個人と婚約して、通い婚をするようなこともおこるが、そうなっても連帯性はどこま この段階では、性の連帯性ということが、ひじょうに重要な問題であって、後には、ある群の個人が、 かれらを追っかけるのである。すなわち、かれら個人たちの連帯する群全体(または兄弟姉妹全

ガヒ (歌垣) は、後代まで遺っていて有名である。イモセ山とか、フタカミ山などにかたどられた性の れも前に真福寺貝塚の大竪穴でかんがえたように、祭祀所での室内ザコネ婚ともなったろうとおもう。 また、共同の母祖を象徴する聖なる山域なども、群婚の適所であったろう。筑波、杵島等の群婚カ

通婚圏の大小や、その時々の便宜等にしたがい、群婚方式は、祭りの広場式の戸外婚ともなれば、こ

すなわち歌問答は、

神、さらに交通の要路(チマタ)に立つチマタの神、 村境にしずまるサヘ(塞)の神なども、よろこんで

その場所を提供したであろう。 これらの公開婚所は、わが古語ではクナドとよばれた。 クナという古語は性交をいみし、 動詞

読者は、たとえば、大和の海柘溜市というような市場における群婚カガヒのことを、前にいった筑波村境のチマタは、後には物々交換の場所となり、市場となったこともかんがえられるが、そういえば、 『古事記』などにみえているように、前記のチマタの神やサへの神の別名ともされている。さらにサ 山のカガヒなどとともに、古文献で知っていよう。 立つチマタの神サへの神が、同時にクナドの神ともなって、その広前を群婚の場所にあてたのである。 ばクナグとなる。ドは所である。だから、クナドの神は、婚所の神という意味である。クナドの神は、 **ルタヒコや、道祖神や、遊女の守護神である百太夫なども同神とされる。つまり村境の交通の要路に** 

カガヒとは、橘守部の説では、「かけ合ひ」ということだそうで、「歌のかけ合ひ」 (歌問答) という

村地方にのこっていたヒヨドリヲドリというのが、ちょうどカガヒをおもわせるもので、そのカガヒ ところから、歌垣ともいうとのこと。近いころまで、遠江国川根村地方と、その国境の駿河国伊久身ところから、歌垣ともいうとのこと。近いころまで、遠江国川根村地方と、その国境の駿河国伊久身

心よく持て峰の松心わるいと風にあう

子持ち姿で子の無いは鳥の巣殺しなされたか 心わるくはござらぬが立場わるくて風に

鳥の巣殺しはわしゃせぬが殿さしたかもそりゃ知らぬ

といったようなものをいう。つまり、こうした歌問答をしたり尻振りおどりを演じたりして、男女が、 とくに女性が、じゅうぶんに発情のそぶりをしめして男性を挑発すると、男性もこれに勢いをえて、と

約 (神前婚約) の場所ともなってきた。かれらはその揚所で好ましい相手を知り合い、婚約しあう。 や 約ができると、それからは男が女の群へ個別的に通うようになる。 りあえず受けて立つこととなる。 このようにして、プナルア群婚は実施されたが、後には、このクナドが、クナドであると同時に、

式の婚約とされていたという。 たヒヨドリヲドリのばあいもおなじで、このヲドリ場 (村境の森の中のヲドリ場) での婚約が、村では正 ヒで、婚約の贈りものを男からもらえなかった女は、女としての価値がないというのである。 カガヒの場所がクナドであると同時に婚約の場所でもあることは、『常陸風土記』の筑波山 筑波峰之会、不レ得||娉財||者、児女不」為矣。」とあるのでもわかる。 意味は、 筑波 Ш 前にみ の条に、 0 カガ

決をとる現象などもはじまる。そのことをしめしているのが、『日本書紀』の武烈天阜条にみえている のらしい。 である。この記事はたぶん六、七世紀の古墳時代ごろの伝説かとおもわれるが、これによれば、その ヘグリのシビと武烈とが、海柘榴市のカガヒで、物部の影姫への求婚者として、闘歌で決をとった記事 族外群婚 (プナルア式) の段階では、このように、カガヒなどを足がかりとして、その場で神前婚約 カガヒが婚約の場所となると、一人の女に数人の求婚者があらわれるようにもなり、闘歌によって とくに、 まだ群婚カガヒは、当時の妻問婚とならんで、正式なものとされておこなわれていたも 婚約の公認的場所としての機能は、全面的にさえも発揮せられていたのであろう。

も連帯関係をもつのである。

側にもいえる。 も副次的に連帯関係が生ずる。 係がもたれるのである。たとえば、ある男がある女と婚約して通うことになると、 なお持続しており、したがって婚約をした相手だけでなく、相手の姉妹または兄弟とも、 をなすものである。 をし、それからは男が女の群へ通うようになる。こうして一人の男が一人の女と婚約した点にお 歩個別的な性関係にふみいることとなった、この形態は招婿婚、とくに、そのなかの妻問婚の祖の祖ののはいいのない。 ある男の兄弟は、 けれども、この段階にきても、さきにちょっといったように、 姉妹は一体なので、性関係も波及するわけである。 ある男と一体なので、ある男の妻にたいしては、 とうぜん自分たち 群婚式連帯観 ひいて女の姉妹と おなじことは男の 連帯婚姻関 念は、 i

えば、垂仁天皇と丹波の五姉妹(『日本書紀』)、オケ、ヲケ二皇子と根日女(『播磨風土記』)のたぐいで んどプナルア群婚に該当することを指摘している。また、中川善之助『ミクロネシア婚姻法』によれ ある。エンゲルスは、 こうした連帯婚は、 女子共有に関するカエサルやヘロドトスその他の古代の華述家の報告が、 偏向し歪曲しながらも、 全招婿婚期(南北朝頃まで)にわたって遺存する。 ほと

ば、「夫が遠く他の島へ渡って永らく帰らないような場合に、その妻を他人、多くは兄弟 その期間夫の如き地位につく。」とあり、「私がトラック付近の島を廻るのに連れて歩いたトシゾウと な人為的のものもある――に託して行く慣習がある。この託妻はかなり広く行はれてゐる。受託者は イ又はプイプイといひ、 て自分はもう入れなかったといってゐた。」とある。このばあい、兄弟に託妻するというのは、 託妻をしないで暫くポナペへ行ってゐたので、帰って見たら家には別の男が入ってゐ 吾々の兄弟といふより遙かに範囲が広く、従兄弟も含めば、義兄弟といふ様

性であるとするエンゲルスの説は肯ける)。

占することができないという。 路国の出島では、結婚式の前夜、花婿のぞくする若者組の代表者三人が、花嫁を鎮守の森につれだし て交会するのが習憤で、花嫁はこの義務をはたした後でなければ婚家に行けず、花婿もまた花嫁を独 花婿に婿添いと称する男が同行し、性的行為まで共にする俗なども、プナルア式の遺存であろう。淡 ヨーロッパの初夜権も起源はこれらとおなじで、つまり、プナルア群

婚の遺俗だといわれている。

うまったく、それとは別種の婚姻制がみられるという事実だけは、とにかくこれでわかった。 性たちの性交方式のうえにはみられなかった (ただし、 プナルア末期の妻問式では、 性の連帯性の桎梏をか の一夫一婦婚が、案外そうでなく、わずか一、二千年にたらない近い過去にさかのぼっただけで、 んずるのがより多く女性であったろうことはかんがえられる。この点で、つぎの対偶婚への推移の主体者を女 ところで、こうした段階では、ボーヴォワールが分析したようないわゆる受動的な兆候は、 だいぶんながくかいてきたが、劫初から劫末にかけての唯一の制度とさえ誤解されているこんにち まだ女

北地方の海浜等で、三脚をすえていると、その近所の女たちにとりまかれて、たちまち困難な境地に立 炭坑や工場や農村などで男にまけない働きをしていて周囲からもそれを認められているような女たち りおおく「つくられた」階層の女性たちであって、瀬川清子『海女記』にみえるような女たち、または のなかには、 ついでに、ここで、ちょっと心にうかんだことをいいたい。こんにちでも、性的に受動的なのは、 まだかなり、原始女性の自主性が伝統しているといえる。ある著名な画家の随筆に、東

「よい兄さんだ!」

「今夜抱いて寝るか。」

などと、大声で笑い飛ばしたりして、大の男をオモチャにし、モミクチャにしてしまう。これにはた いがいの都会の男は参るだろう、というような意味のことが書かれてあった。

に若干の革命が必要であった。それは、通婚圏の拡大もしくは自由化によってもたらさるべきもので なくした、そして一時的にもせよ一夫一婦である招婿婚 (モルガンの対偶婚) となるには、方法のうえ すすんだとき、必然にそれが妻問形態となったことは前にみた。しかし、それはまだ本質において、 一重にも三重にも連帯性の付帯したプナルア段階のものであったことも、前にみた。連帯性の部分を 族外群婚が、クナドにおける神前群婚から、それを足がかりとしての個別的神前婚約ひいて婚姻

単位ブロックの限界をこえた経済事情をひきおこした点にあろう。 じめたが、その原因は、たぶんすでに農耕時代に入っていて、その生産力の発展が、一単位ないし数 通婚圈 の自由化をめぐる要求は、個人のうえにも、団体のうえにも、たえず時とともに自覚されは

あった。

あるという説もある) をおどり、隣接外族の若者たちを婿にとることに成功した.、こうして通婚圏の拡 いいつけによって、それらクナドの神前で、きわめて煽情的な身振りの踊り(ヲトリすなわち雄捕りで そして、ますます、村境のチマタやサへの神花やかな時代がやってきた。 村の乙女たちは、 族母 Ŏ

69

大となり、ひいてそれが部族連合の契機ともなった。

打ち負かせたという神話である。 上着の細帯のはしを、はだけた下腹部にたらし、あざけり笑って向かい立ち、そしてついに猿田彦を が七咫で背の長さが七尺余という見なれぬ異人の猿田彦にたいして、アメノウズメが乳房を露出し、 ウズメと猿田彦の神話は、このことを象徴している。それは、村境のチマタに立っている鼻の長さ

者の娘たち) による招婿式の群婚に由来するといってよい。 みつかることとおもう。 リ (雄捕り) につかって、他族を征服し、または他族と和合するこうした俗は、なお探せばいくらでも 的な姿態をした祭女を先頭に立たせたというが、これもおなじ理由からであろう。 向けにした鹿をのせて、邪霊の侵入を防いでいるというが、やはりウズメ神話などと、同源の俗 アフリカのコンゴの土人は、村の入口に二本のマタ木をたて、それぞれのマタのところに、 古琉球でも、他地に侵入する、軍隊などでは、サキパリと称して、 鎌倉時代などで長者制として知られている私娼制なども、こうした族女(長 ウズメに似た煽情 女性の性器をヲト 口を仰 であ

帯婚へと進み入ったこととおもわれるが、これと併行して、この段階では、 始なのであった。 されたとおもう。これは、神前群婚とか、神前婚約等の連帯式ではなく、人間の愛による個別婚 とうとう、こういう性交の方式へとたどりついたのであった。 他族との公開群婚も、このようにして発生し、やがては、これも、 群の時代を去って、ようやく氏族の時代が熟してきたときに、 忍び妻問式の婚 神前婚約による個 われわれの先祖たち 姻 が開 莂 の開 連

このことは、個々人のうえにおける才能とか、美とか、適性とかの特殊性の芽生えをしめすもので

もあるが、それはまた同時に、部族連合のいっそうの発展による通婚圏の尨大化に対応するものでも

通婚圏が尨大化すれば、群婚や連帯婚の秩序は、とうぜん破綻してくるからである。

そしてわれわれの先祖たちは、ようやくにして個別的性愛を知ったが、しかし、こうした個別的

機会がなかった。また族母たちは、表面上、そうした忍び婿を許容するわけにいかなかった。ここに、 アメリカ、アフリカ、アジア等の未開種族のなかにひろく遺る「義母回避」―― 人間的愛着は、 群団とそれの守護神の秩序を冒濱するものであったから、「忍び」としてしか発現の 義母と婿との仇敵関

と個人との婚姻となった。ここにこの婚姻の革命的な性格があり、従来の群婚を克服して、氏族婚と けれども、この「忍び妻問婚」は、「忍び」のゆえに、かつての連帯式をともなわず、 ――を示す奇異な俗や、わが国にもみられる婿いじめの俗の由来がある(『招婿婚の研究』参照)。 純粋に個

た廟内での共同婚 なって成長しうる未来性があった。 のあいだは、野外の草むらや畑等を婚所とするそうである。中国の占俗とされる廟婚 この方式も、はじめは野外式であったろうとおもう。石川県の舳倉島の海女部落では、新枕から当分での方式も、はじめは野外式であったろうとおもう。石川県の舳倉島の海女部落では、新枕から当分 ――でも、これと併存して個別の野外婚があり、これを野合と称したという。 ――母祖を祭っ

も室内式となる。そして、同じ室内式でも、ザコネ式の方式ではなく、クミド (隠り所) 式の個別方式 宿式のものであろうとかんがえておいたが、民間伝承の俗にももちろんザコネ式の寝宿もあるが、ク こうした野合も、しかし、後には認められて、「現れ妻間婚」となり、ツマヤがあてがわれて、 さきに「氏族の住居と集落」の項でみた志村遺跡の大竪穴の四部屋は、クミドの集まった寝

71

ミドの集まった寝宿(柳田国男「智入考」)もあるようである。

生活は、 は、 **婿取婚(夫婦同居)となるが、これもそれ自体においては母系婚にはちがいない。** わないで、室町ごろまで男子と同様であったのは、つまり氏族崩壊期が、 がなくなれば、男は通うことをやめたり、または女のところから離れればよく、女は拒絶すればよい。 存続したし、したがって、夫婦関係がただちに生活組織を意味し、経済単位を意味するような家父長 して遅延していたからである。だから、この基礎のうえに、母系婚である招婿婚 の親族や、自己の財産が保障する。氏族制が崩壊しても、 ることで成りたつ) は、純粋に母系氏族婚であって、平安中期ごろから男が女のところに生涯住みこむ **愛を中心にしての妻問婚 (夫婦はべつべつに生涯各自の氏族に属しており、** 通じてモルガンの対偶婚に該当するもので、したがって夫婦生活は、ひじょうに自由である。 妻問婚では各自ともに自己の氏族が保障するし、 平安期以後の婿取婚では、 わが国では、すぐには女は財産権をうしな きわめて原始的な形をのこ 婚姻は男が女の家へ通ってく この妻問と婿取 (妻問、 男女ともに自己 婿取) も長く (D) )両婚

態は、 するころには、その基底に、いちはやく聚嫁婚 これが外国 (ローマ、ギリシア、中国など) になると、氏族が崩壊しかけて過渡的の父系氏族制 ほとんどただちに誕生する機運にあり、 その機運が父系氏族制を急速度に形骸化していったの (嫁取婚)が芽生えており、 したがって、家父長家族 が出

家族形態も、よういには熟しなかったのである。

た図式化にながれるようなことは、 の外国の事情のみを念頭において、 これらの 外国 の事情と、 わが国の事情とでは、その点ひじょうにことなるもの 科学に立脚する歴史家のけっしてなすべきことではない。 わが族制への注意をおこたり、 おしあての時代区分や、はやまっ が あるので、 これら

したがって、女性中心のものであった。

## 無痛分娩の母たち

性交の主体者であった原始の女性たちは、分娩においても主体者であった。というのは、その点、彼

女たちが自然人であったという意味になる。

昔は云ったものだが、都会の女ごは働かんことに決めとるのかと思ひます。此処では女ごが海へも 瀬川清子によれば、「都会の女ごは働かない。ちっとも働かない。職人は女を養ふと云ふ事ぢゃ、と

の海女たちは、「わしらは海にゐる中、コキンコキンして人魚みたいに動きますがな。お腹がよく空 はまる。 畑へも走り込む。女ごが皆働いて男を大事にする所です。」とさかんにきえんをあげる志摩

ます。私は八日で入ったし、嫁は十二日で口明けに出ました。」というのである。 あるが、この彼女たちにとっては、分娩などもらくなもので、「誰でも十二日たてば、 勢で自分のええ事ばかり喋るのです。」ともいう。いかにも元気な姿が目にみえるような彼女たちで ……長く潜って寒くなると、ガタガタ震えて陸に上って、浜の焚火のまはりで温まりながら、大 はや海に入り

所に煩はされず、 の生活は鳥を追ひ魚を漁るに忙しく、自然と体脳を鍛へるので、病気に苦しむことなどは全くまれ\_ 藤沢衛彦によれば、「生れながらに頑健なる体胴の持主で、日に晒され、雨に打たれ、風に荒び、住 食物は得るにまかせ、 山から山、村から村へと渡渉してやすむ間もなく、 自給自足

73 である山窩群の女たちも、前の海女とおなじく、分娩はひじょうに軽く、たまたま旅の途中にその時

を背中に、スタスタと、先行の群に追いつくといったぐあいであるという。 がきて、遅れて留まっても、出産がすむと、川で乱暴に産水をつかい、それがおわるとすぐ、

でもなかろうとおもう。 これから逆推しても、 原始時代の群や氏族の女たちが、どのような健康な出産をしたかは、

法がしめす唯一の目標ともなる。 産のことをかんがえている。だから、またの世には男に生まれるということが、仏教などの女人救済 死の危険をともなう激痛分娩の母たちでもある。彼女たちは、女の業というふうに、月経や妊娠や出 えたり神経症におちいったりするが、そういう受動的な弱々しい立場の妻たちにかぎってまた同時に 恐怖と萎縮とで結婚の夜を迎えるこんにちの妻たちは、それからの夜々の性交を外科手術とかんが

んであるとされる。 かさがあるという。だから、産婦としても、そういう罪の児は、生まないようにすることが、かんじ は、そもそもの出生からはじまる。女の児の出生は、周囲から歓迎されない。そこに女の児の罪のふ とをこれは示唆している。また、女性の十悪を説いている『仏説玉耶女経』によれば、女の悪の一つ つにかぞえているほどで、分娩すなわち自然現象から離脱しないかぎり、女性の救われる道はないこ たとえば、『増一阿含経』などには、「多く子を生まむことを欲す。」というのを、女性の五悪の一

ざ分娩というときまで、「どうぞ女の児でないように。」と、産婦はなやまねばならない。 あまり妊娠すると、「多く児を生まむことを欲す。」というわけで、淫獣のようにみられる。また、い こういう宿命のなかで、女性たちは、どう生きたか。妊娠しなければしないで石女といわれ、だが

こんにちのいわゆる「大厄」的な分娩観念となったかは、けだし察するにかたくなかろうとおもう。 副作用をひきおこして、ひいて激痛的なものとなったか、そしてそれらが積みかさねられて遺伝され、 娩する母たちにとっては、その分娩がどのように重い負担であり、したがって神経症状や、その他 かも、それは、分娩後の母子の保障形態という問題とも、密接かつ不離な関係をもつものでもある。 このようなタブー、偏見、 抑圧のなかで、そしてここでも受動的に、ただ他の利便のためにのみ分

れども、母子保障の面でいうなら、それは恵まれていたといえるのである。なぜなら、群や氏族は、連

群や氏族にあっては、その総体としての原始的環境は、けっして恵まれているとはいえたかったけ

帯灼藁任をもって、母子たちを文句なしに保障したからである。したがって、そこでは、ひじょうな 分娩法」の名でしられているが、ついでに紹介してみよう。 あわせて、この無痛分娩の研究がなされはじめたのは、とうぜんのなりゆきであって、それは 安心感があり、同時に無痛分娩もありえたのであろう。 こうかんがえてくると、社会主義を理想として歩みはじめている若干の社会で、母子の保障問題と 無痛

面的な、 的な人為的な病理現象とする理論であり、しかも臨床実験によって、従来の医学の疹通必然論が、 科医が永年にわたる研究の結果、最近成功をみたもので、それは、婦人の分娩にともなう苦痛を、 無痛分娩法」は、ソビエトの生理学者パヴロフの「条件反射」 しかも想像さえまじえた、こじつけのものにすぎなかったという事実をはっきりと証明した の学説を基礎として、ソ同 0

75 ヴロフの条件反射説には、「大脳皮質は、条件反射の機能を運用して、病因があっても病作用をお

たし、渇望してもいた。

ごく軽微な刺戟でしかない 尿等の排泄作用とおなじであって、べつに痛むわけがない。胎児を圧出する時の子宮収縮の作用等は、 めて、ついにますます条件反射的激痛をつくりだしたのであるが、しかし、分娩そのものは、本来糞 娩時の苦痛を、無知のために、分娩そのものが必然にともなう苦痛だと誤解し、医師もまたそれを認 はすなわち後者のばあいであって、すなわち、従来の種々の悪条件のなかで分娩した婦人たちは、 きる。」という一条があり、この説は、すでにおおくの実験によって、証明されているが、激痛分娩 こさせないようにすることができるし、また病因でないものによって、病作用をおこさせることもで

三月から、 この方法は、ソビエトでは、ひじょうな成功をおさめているというが、また中国でも、一九五二年の 種の観念によって形成された条件反射による疹痛を、おなじ方法で除去すればよいというわけになる。 このように、分娩時の疼痛の本質があきらかにされた以上、この予防法は、きわめてかんたんで、一 上海、天津の軍医学校産婦人科を中心に、その研究と臨床実験がすすめられ、すぐれた成

# 母たちは自分の社会をどうつくったか

果をみているという。

制 がって全体にたいする桎梏感もほとんどなかった。ばかりでなく、個人は全体を不離的に要求してい の社会 原始の母性我が、それと対応する生活諸条件の進化をふまえて創出した社会―― は、 いわゆる共同体的社会であった。 個人はこの段階では、 あまり個性的でなく、 主として母系氏族

ものであった。かくてわが先祖たちは、当時の最高の霊覚者でありえた族母たちの指導下に、光輝あ る被害や、正体不明の霊魂たちからうける災禍などもあって、この地上は、恐怖と謎とに充ち満ちて らの低気圧や、南洋からの台風がもたらす暴風雨や霖雨の害におびえきっていた。飛ぶ鳥や匍う虫の る人類史の第一歩としての「社会組織」を創始したのであった。 いた。したがって、わが先祖たちが、集団をたのみ集団に庇われたいとする心は、ひじょうに大きな わざわいなども、 わ 族母たちは、いうまでもなく、ごく身近なところから、とりかかった。 れ ·われの先祖たちは、全面火山に蔽われ、日に数回の地震がある日本列島に住み、いつも大陸か ノリトにみえるように、原始人にはおそろしいものであった。ましてケダモノによ 母子の保障がこれである。

れら母性我的制度が、ちゃくちゃくと実現していった。 成長すると、男は若者組の、女は娘組の年齢的集団に入れられ、教育や仕事が授けられること等、 生まれた子にたいしては、その監護から、扶育まで、これもすべて氏族やその連合の責任であること、 ちがそのような共同家屋に入っている期間中は、その生活は氏族やその連合が保障すること、つぎに こで、母系社会では、母となる娘や、母となった女のために、月経小屋や産屋の設備がなされ、

悪条件のもと、 **児等における、そのような共同施設や共同保障等の事実は、ぜんぜんみられない。それらは孤立した** ような末期-ここでついでにいうと、父系・父権社会の個人我的制度のもとでは、いうまでもなく月経や出産、 娘や母の屈辱的犠牲のもとで、 過渡期には、産院、 保育院等の設備もみえはじめるが、そのおおくは営利事業であり、 家々の私事として見すごされる。 ただし、こんにちの

その利用度も、

富者か貧者かによって、決定される。こんな状態での施設は、だからやはり個人我的

月経小屋については、

施設でしかなく、 母性我の意図するそれとは、 およそ似もつかないものでしかな

南洋へんの母系部落に例がある。

中川善之助「カナカの島々」によれば、

その前後半月近くも「パール」に入ってゐる。 に立ってゐて入って来ないのだから仕方がない。 **る入ってゐた。てんでに機を織ったり、煮物をしたり、寝転んだりしてゐたが、何しろ通訳の男が側** へ来ないので一向に話が出来なかった。この村の禁忌だから、 「ファイスにも月経小屋がある。 ヤップのより大きくてきれいだ。集会所かと思はれるほど、四間に六間もあらうか。 ヤップでは『ダパール』というが、ここではただ『パール』とい 月経に対する男女双方の忌みは非常なもので、女は 男は遠く『パール』の敷地外のところ 二十人くら

けて、それを月経小屋の代用にするという。 松岡静雄 「ミクロネシア民族誌」によれば、 マーシャル島では、 住宅の側面 に差しか けを設

が国でも、 この種の遺俗として、たとえば、 喜田· [貞吉 「随筆日記」に、

とみえている。こうした俗は、女性の生理を尊重し、それと男たちによる性交の強要等からも女を庇 く村中の月経時の婦人も皆其の月小屋に経時を送る習慣があるさうで、 べて来られた事であった。木曾の山中にも、 「若狭国に近い越前の常宮あたりでは、産小屋、月小屋といふのを設けて、ただに産婦ばかりでな 駿河の由比あたりにも、今尚此風があるといふ。 先年京大の梅原君が精しく

おこなわれた隠岐島の風俗調査等でも、初潮をみた娘を、家や村で祝福する行事のあることが報告せ 護したことを示すもので、こうした部落では、女の子が成長して月経小屋入りをすることは、 が若者小屋入りをすることと同様、 ともに、氏神の祝福を受ける事件とされていたのであった。 男の子 先年

女性が中心となっていた時代

うとおもう。 う出血の憂欝さ、運動からの拘束等、これら幼い一身に一時に課せられる生理的負担とその自覚にた を明かすことすら容易である。そのわけは母親達自身がこの女性の屈辱にたいしてひどく恐怖をいだ えきれず、ついに発狂したり、自殺をとげたりするかれんな女の子の実例なども彼女はいくつかあげ も大きなものの一つであるからだ。 にとって、娘に月経の秘密を明かすくらいなら、妊娠や出産の秘密を明かすことはおろか性交の秘密 るものはない。しかもおおくのばあい、母や姉までが知らないふりをしているが、それは、「母親達 どく淫らな気の置ける肉塊にでもなりさがったように、そこでは受けとられるのが普通であるから。 る。たまたま、父や兄弟がそれをしれば、そのことで娘はいっぺんに従来の無垢な女児から、何かひ そこでは、それは娘だけの秘密な恥ずべき事件として、父にも兄弟にもしらされずに葬り去られてい ているが、 いているからだ。」つまり、月経なるものは、「母親達が代々子孫に伝えてきた恐怖のなかで、 のなかで、初潮をみるこんにちの娘たちにとって、この事件くらい自己嫌悪や厭世の原因となってい ボーヴォワールは、そのようにかいている。また、そうした精神的な孤独のほかに、一 ボーヴォワールの『第二の性』によれば、このような雰囲気-これらにくらべると、父系・父権的社会は、娘の初潮をどのように迎えているか。いうまでもなく、 およそおおかれすくなかれ、これに似た経験をもっていない女性というものは それに今日のこうした家庭制のもとでは、妊婦の性交と同様、 ――家庭と社会を問わない雰囲気 経婦の性交も強要せられ 生つきまと いないだろ もっと

ている実情にある。それにくらべると、母性我によって企画せられた原始社会の月経小屋の制度など

は、 あらゆる点で女性を讃美したものであり、かつ庇護したものであるといえるであろう。

月経小屋の遺俗は、前にみた越前の例をはじめ、カリヤ、ヒゴヤ、ヒマヤ、カギヤ、ヨグラなどと わが国にはまだほうぼうの農山漁村でみられるという。「血のけがれ」を忌むというイデ

オロギーなどは、後代の付会でしかない。

くさん記されているし、民俗のうえにも数おおく遺存している。 られていることからでもうかがえるように、きわめて一般的にみられた施設であって、古典等にもた 月経小屋でさえそうであるから、産屋の施設は、ウブヤという語が、こんにちでもなおひろく用い

引「南方海島志」)」 の事ある者、また臨産の婦人これに入る。其法、経水の婦人は八九日、産婦は五十余日。」(『古事類苑』 他屋と称して、人家を隔て山側などに地板もなき小茅舎をつくり、村ごとに数ケ所あり、 婦 人月

共同性をしめすもので、ここでは生む権利も、育てる義務も、一個の母親だけのものではない。 のでなく、全共同体に属するということの表示である。 と同輩、すなわち同年齢階級層の女性がおこなう俗で、 の伝承に「チオヤ」の俗がある。それは、生児への最初の授乳を、 とあるのなども、一例であろう。いうまでもなく、こうした俗は、 つまり、生まれた児が、生母のみに属するも 部落の刀自的女性か、 母子への共同保障と同時に出 または産婦 民間 産

の長老男女層のすべてが、それに該当した。民俗にのこっている多数のオヤの制度なども、この原始 みるだろうように、大化前後からとおもえばよい。それまでは、オヤは祖と書かれていて、共同体内 母がオヤとして、大きく顕現してくるのは、氏族崩壊期以後のことで、 わが国などでは、 あとで

時代の制度の名残りであろうとおもう。

専門化して、いまの託児所や保育所的設備であるユエ部、ミブ部などという部門をおいた。 である。古墳時代ごろになると、氏族間に大小貧富の別が生じてくるが、大氏などでは、共同保育を んど区別がなかった。このことは、最近まで遺っていた白川村の大家族制などに徴してもわかること チオヤが意味する共同授乳制でもうかがえるように、母系社会では、保育も共同化されていてほと かわらず、

は、 式的でなく、実際的な意味をもった集会所制や相互教育制があり、男の子はすこし大きくなると若者 未開社会には似合わないとしかおもわれない共同集会所の設備と、整然とした年齢階級制度とをもっ 娘の集会所に入って教育を受けたり、年頃になると、妻屋をもらって他族から婿を通わせたりする。 宿に入り (または老若共通の集会所に入り) 、種々の相互訓練や、上級年齢層からの指導をうける。 共同の月経小屋や産院等を設備し、産児のためには共同保育がなされるなど、後代の孤立無援の母子に 南洋や台湾等に現存しているという母系部落の報告書をみると、そうした部落のほとんどすべてが、 これでみると、母系社会は、人類史上きわめて未開な段階に位置しているが、それにもか 想像もできないほどの仕合わせな構造をもった社会であったといえる。しかもこの社会には、形

系制をとるアミ族 (パンツァハ族) とパナパナヤン族とに顕著で、すでに父系制に入っている北ツオウ 族等にも遺存してはいるけれども、その制度的意義は前者のようには重大でないという。 アミ母系族では、男の子が一定の年頃にたっすると、成年式をうけて若者組に入り、夜は集会所に

台湾の例をあげてみよう。岡田謙『未開社会に於ける家族』によると、この

種の制度は、

とくに母

ているのには驚かされる。

81

部族の頭目が、 寝泊まりして、長老たちから教育されることになる。成年式をうける準備としては、 して、昼は木蔭にやすみ、夜になると野原や海岸で踊、跳躍、疾走等の練習をする。その日になると、 神前に高く酒盃をささげて、「マラタウ及び諸神よ。今朝これから若者たちが出発し 七日前から断食

す。若者たちは飛ぶように海岸へ走り、海水に足をひたす。ここで、若者たちの宣誓がある。「われ ます。豹のように山鳥のように鹿のように鷹のように彼等は走ります。なにとぞ途中の邪魔物をのぞ 道路を明るくしてください。」という意味の、美しい祝詞をとなえる。そして若者たちを送り出

らは常に蕃刀を手にして離さない。道路の掃除を怠らず、蕃社のために働く。」

等では、寝る位置も階級によってわけられ、また上級よりさきに寝てはいけない。下級組は走りつか に口を出さず、酒煙草は禁止である。 教えこまれたり、いろんな訓練をうけ、警備その他の実務につく。階級の規律はきびしく、卑南アミ いや、炉の火をたやさない注意をし、 これで式がおわり、若者たちは、その夜から集会所に寝泊まりし、長老たちから蕃社の慣習云説を 夜は歌や踊のけいこをし、娘の家をあそびまわらず、 蕃社会議

育的諸機能を営む。 こうした教育をうけたものたちは、一団となって、上級層の指導下に、 エンゲルスは、『家族、 私有財産および国家の起源』に、イロクォイ母系氏族について叙したあと、 軍事的、 政治的、 教

誠実、性格の強さおよび勇気を驚嘆する。」 「これらのまだ堕落しないインディアンと接触したすべての白人は、これらの未開人の人格的威厳、

とかいているが、これらの原始人的な美徳は、たぶん右にみたような母性我の共同体的体制のなかで

かわって、偽善、えらがり、怠惰、恐怖心、専恣等の不徳が横行するのを私たちは現にみている。 だけ、とくに顕著に、培養されるものではなかろうか。そして、個人我の文明人の社会では、これに いったい、どういうやりかたをしていたのだろうか。それは、つぎの項でかんがえてみることにしたい。 ここにみたのは、主として社会施設に関してであったが、さて政治面ではわれわれの遠い母たちは、

#### 四 族母卑弥呼

### 三世紀ごろの日本

ることは、当時の日本は三十余国以上の連合からなっていたが、その中でいちばん大きい邪馬台の国 どといい張ったものである。 この『魏志』の記事を不快として、故意にとりあげることを拒んだり、あるいはこの卑弥呼は、 ると記されてあることで、だから男尊女卑的な思想のまだかなり強かった明治時代の学者たちなどは、 には、卑弥呼 (ヒミコ――姫御子) という女王がおり、この女王が大倭すなわち全連合をも統轄してい と、三世紀ごろの日本のことが、いろいろと観察されていておもしろい。なにより不思議におもわれ にちの日本国の系統の人物ではなく、九州へんのいまは亡びてしまった蛮族かなにかの女酋のことな 中国の魏の国の歴史をかいた『魏志』という書のなかに、「倭人伝」という項目がある。 それをみる

以外の存在ではなく、 かし、 いうまでもなく三世紀ごろの段階では、われわれの先祖たちは、 したがってそのいずれの地域の女王にしろ、それもまたいうまでもなく女酋以 九州と畿内をとわず蛮族

外ではなかった。

ると、あきらかに畿内が中心となっているから、卑弥呼のヤマトが畿内のヤマトであることは否定で 世紀ごろ以後中国(三国時代の魏や呉をはじめとして)から移入した鏡や剣等の出土状況をかんがえてみ で考古学者高橋健自の考古学的見地からの支持によって、妥当性を増してきた。高橋説によると、三 内藤湖南「卑弥呼考」は、従来の九州女酋説を否定し、畿内説をとったものであり、この説は、つい

は、「万二千余里」の道のりであった。 『魏志』の記事によると、当時、魏の国の直轄領であった朝鮮の帯方郡から、卑弥呼のヤマトまで

きないというのである。

千余戸。爾支という首長と、その副官に泄謨觚 (島子) 、柄渠觚 (彦子) というのがいる。ここは帯方郡 般におこなわれていたらしい)の起源をこれに帰している。つまり、水にもぐるとき、魚害を防ぐため の金海へんのことらしい。ここから千余里の海を渡ると対馬国。ここには卑狗 (彦) と卑奴母離 (夷守)郡を出て海岸沿いに南下すること七千余里で狗邪韓国につく。狗邪韓国というのは、いまの南朝鮮 の使者たちがいつも駐在するところで、卑弥呼のいわば出先機関の所在地なのである。ここから東南 にイレズミをしたのだという。マツラを出て、東南へ陸行五百里、伊都国(福岡県の糸島地方)につく。 は、この漁法が一般におこなわれているのをみて、倭人――すなわち日本人――のイレズミ(これも一 が、その方法は、海水の深い浅いを問わず、底にもぐって手捕りにするアマ式漁法である。魏の使者 ナモリがいる。三千余家。若干の田地があるが、それだけでは食えない様子。ここを出て、さらに千 がいる。戸数千余。漁撈で食っている。ツシマからまた千余里で一支国につく。ここにも、ヒコとヒ 余里の海をこえると末盧国 (長崎県の松浦) である。戸数四千余。ひとびとは魚を捕ってくらしている

て東行百里、不弥国につく。千余家。多模という首長と、その副にヒナモリがいる。 百里の地点に、奴国 (博多地方) がある。戸数二万余。首長に兕馬觚、副にヒナモリがいる。

をおいたのがみられる。この事実、このヒナモリなどという明らかに辺地防衛をものがたる特殊機関 おいたように、この当時はイトに出先機関をおき、爾余の諸国のすべてにはヒナモリという特殊機 おもう。 が設けられている事実からも、卑弥呼のヤマトが北九州でなく、畿内であったことがうかがわれると この九州諸国は、 卑弥呼のヤマトからは、当時としてみれば辺遠の地域なので、後には、 太宰府を

であろう。敦賀はそのころはツヌガといって、やはり但馬族の根拠地であった)、そこから南へ陸行一月の であるが、投馬からヤマトははるか南方の方角にあたっていて、水行十日 (敦賀へんまで船を廻したの **カバネの女酋が住んでいた)という首長や、弥弥那利 (耳成) という副首長がいた。さていよいよヤマト** から、いままでにない大集落らしい。ここには弥弥(耳――但馬には、『古事記』などでみても、 の途中、九州から水行二十日のところに、投馬国 (但馬国か) というのがあり、ここは戸数五万という つぎに、これからいよいよその卑弥呼のヤマトへゆくことになるが、ところで『魏志』によるとそ 耳という

り多いこと、伊支馬、弥馬升、弥馬獲支等の首長等がいることなどを記し、つぎに、その近傍の国々り多いこと、伊文馬、ジャッ、ジャッ の名前が付記してある。 魏志』の記者は、ここで、卑弥呼のヤマト国が、戸数七万余で、前記の投馬国よりは二万戸ばか それによると、シマ、イセ、イガ、ミノ、サヌキ、 トサ、キ、ハリマ、ケヌ

地点なのであった。

85 等が判読される。このうちケヌ(毛野 ――後の上野、下野か)だけは、女王に属せず、男王卑弥弓呼(彦

御子か) がいて、卑弥呼と不和である様子がうかがわれる。

かったろうか。 の彦御子も、たぶん倭族であって、あるいはこの男が卑弥呼と並んで副総首長たるべき候補者ではな れており、その弟が副総首長としてこれをたすけている (『魏志』に有||男弟| 佐||治国| とある) 。 いるのであって、そのうち畿内のヤマトに連合政府がおかれ、総首長として姫御子の卑弥呼が推挙さ いま魏の国に使者を送っているのは、卑弥呼のヤマトをもふくめて三十余国だとある)が、連合形態をなして いう)といい、大小三十国以上の国々(『魏志』によると、もと漢の時代に朝貢したのは、百余国であったが、 これらのことで想像すると、当時のわが国は、総称を倭または大倭 (ヤマト連合の略である。 次項で ケヌ国

うかいている。 たらしく、その選挙の当否を最後的に決定するのは、人民であったらしい。すなわち『魏志』は、こ 『魏志』によると、こうした総首長たちの相続は、まだ世襲ではなく、なんらかの選挙法によってい

すなわち共に女子を立てて王となす。名を卑弥呼という。」 「其の国もとまた男子を以て王となせり。住まること七八十年、倭国乱れ、相攻伐して年を経たり。

胎では、また男王を選挙したらしいが、人民たちは、またまたこれに不服で、大暴動をおこしたので、 たちの問では、すでに男性の首長を希望しているが、一般の人民大衆はまだ女性の首長に執着してい 男王は取りけされ、卑弥呼の宗女壱与 (『北史』には台与) が立てられ、これで国中がはじめて納得した と記してある。ここには、人民による選挙制の姿がみえており、また、それとともに、一部の長老者 「共に一女子を立てる」とあるのは、公選を意味している。のちに、卑弥呼が死んだとき、選挙母

すでに末期的歪みはみえはじめているが)。 が、とにかく、ここには母系氏族制のまだ生きている姿を知ることができる(もちろんいろいろな点で ることが、はっきりとしめされている。この段階のもつ意味については、おいおいということにする

ところで、母系氏族制時代の酋長のありかたはどうかというと、それは、地域のちがいによってい

る。『唐書』以前の史書、たとえば『隋書』などにも「女国」の記事があるが、ここでも女王と小女王 は女酋と男酋の複式酋長制になっているところがあり、モルガンのイロクォイ母系族では、男酋だけ とが、「共知,|国政'。」とある。王居は九層楼侍女数百とある。また後にみるが、南洋へんの母系族で 側近に侍女数百人がおり、政治の条令は女官が内から伝えると男官が受けておこなうことになってい の二女王は、複式酋長のようでもあるが、また女王と宗女の関係でもある。この東女国では、女王の あって、女王と小女王とが並んで立っており、女王が死ねば小女王が女王になるという順序である。こ みえているが、ここでは「子従,|母性。」とあってあきらかに母系制であるが、「求,|淑女二,立」之。」と ろいろな形態をとるものらしい。中国の唐時代の歴史をかいた『唐書』のなかに、 東女国というのが

をたどっての世襲になっている。マリノウスキーがしらべたトロブリアンドの母系族などでも、 の複式酋長制である。これが台湾のアミ母系族等になると、男性の大頭目が一人、そして相続は母系 これと同様の制度らしい ほぼ

であると同時に霊覚者 (祭主) であり、生涯結婚せず、「事||鬼道。」とあるから、つまり母祖神を祭り、 卑弥呼を女酋とした三世紀ごろのわが国ではどうかというと、だいたい、卑弥呼という女酋は族長。

神がかりして、母祖神の教旨を伝える。すると、男弟がこれを受けて、執行するのである。この関係

七世紀推古帝ごろ、われと隋と往来したとき、その『隋書』には、わが風俗を叙して、「無|城郭|」

〔姫彦制というもの条参照)。

は琉球の共産部落の根神 (女)と根人 (その兄弟) との関係と同じで、男女による複式酋長制の姿である

するであろう)、彼女は前記のように、生涯を独身ですごしたり、「自、為、王以来、少、有、見者。」 とあ るように、一室にこもって、たえず神業に専念したりしなければならなかった。つまり、雑念から隔 ので(万一卑弥呼女酋がその能力を喪失したならば人民はかつて男王を忌避したように彼女をも忌避して放逐 このばあい、卑弥呼女酋は、その霊能を維持することが社会から課せられた唯一の社会への義務

離することによって、たえずみずからの霊能を研磨せねばならなかった。

侍女数百とか、千とか、城郭云々とかいうことは、よほど割引してかんがえねばなるまい。 百、勝兵万、八十城の主人で、国人たちは女王が死ぬと金数万を王族に納めたとある。しかも、 に省いたが、方五、六里の城郭云々の記事がみえるし、『唐書』の東女国の女王賓就なども、侍女数 また『女人政治考』の著者佐喜真興英のように、女治制度とこれを呼ぶことも差し支えないであろう。 それぞれ女酋またはミオヤとしてみられた。この現象は、原始時代によくある女性祭祀の現象であり、 のように母系制の未開族なので、ここに女王とあるのは、うたがいもなく女酋以外ではない。 式記述は、それほどあてになるものではない。前に記した『隋書』の女国でも、九層楼の王居や、前 大宮殿は、武器をもった番兵の手で、常にきびしくかためられているという。ただし、こうした中国 卑弥呼のような存在は、各部族(『魏志』では国といってある) にも、その内部の各氏族にも、 『魏志』によれば、卑弥呼は侍女千人とともに、城柵を厳にもうけた大宮殿に住んでいるが、その やは だから、

宮殿や、城柵なるものも、たいがいどのていどのものであったか推察できるとおもう。 るように茅屋根であったのだから、斉明天皇の板ぶきの屋根というものが、当時いかに画期的なもの にはれいれいしく「飛鳥の板ぶきの宮」と記されているが、それというのもそれ以前は か。ちょうどそれは舒明天皇のころである。それから三代目の斉明天皇の皇居が、『日本書紀』 であったかを、ものがたるものとおもわれる。それをおもうと、四世紀をさかのぼる卑弥呼ごろの大 よると、太宗の貞観五年 (六三一) に唐の使者がわが国にきたとあるから、その際の見聞記でもあろう **レ木為レ柵、以」草為」屋゚」 とあって、国には城郭なく茅の屋根に木柵の住居だとある。** とみえている。 また、『旧唐書』の「東夷倭国伝」にも、「倭国者倭奴国也。……其国居無|城郭|。 後の『唐書』に 『唐書』 にあ など 以

内の諸部族をこめた大部族連合が、すでにここでは成立している。そして卑弥呼は、その大部族連合 ものであったろう。 の総首長なのである。 とはいっても、前漢ごろのいわゆる百余国的なばらばらな時代とはちがって、北九州の諸部族や、 だから、その住んでいる宮殿のいかんをとわず、心の構えはたぶん相当大きな

呼のヤマト連合も、心の構え、もしくは組織の機構の点で、ちょうどこのイロクォイのそれとおなじ うえでも偉功をあらわし、 族や氏族にむかって任命した世襲酋長などもいて、力強い団結をとげた結果、 朴な生活状態にもかかわらず組織の構成は大きく、大酋長や大軍事長がおり、 マのような父系氏族制へと発展し、さらに古代国家へと推移したであろうと、想像される。 後にもみるが、アメリカ・インディアンの部族連合、たとえばイロクォイ部族連合等でも、 もし白人の侵入がなかったならば. この連合組織は、 やがてギリシアやロ 異族討伐など武力戦の また連合政府から各部 わが卑弥

ような道程にあり、ようやく団結力が強まるにつれて、かつては個々が全体を渇望していたのが、い まや個々中の有力なものが全体の名をもって、ぎゃくに個々を制圧するような傾向なども出てきた。

諸国を検察す。諸国之を畏憚す。」 国々に市ありて、有無を交易す。大倭をして之を監せしむ。女王国より以北には、一大率を特置

記』や『日本書紀』によると、いわゆる皇居が、しばしば近江方面におかれたのをみるのも、上代におけるこ 族の祖神として古くから知られている。また、近江の息長族もこの族である。 の卑弥呼ごろのことのような形で顕現している。但馬の出石神社は、敦賀の気比神宮とともに、この 族の子孫である神功皇后を中心にこの地方一帯で活躍したことも、古典のなかで、そしてちょうどこ の方面の重要性をしめすものであろう)。伝説ではあるが、シラギから渡来したアメノヒボコ一族がその と『魏志』がかいているのは、但馬か敦賀方面に監察機関を設置したことをいうのでもあろう(『古事

て、これを擬制同族(家っ子)としたが、これら被征服民衆は、 機関をおき、出入の諸使たちの携帯する文書や物品等を、「臨ゝ津捜露」したと『魏志』にみえている。 祖イトテ……奏して曰く、高麗国意呂山に天より降りきたれるヒボコの苗窩イトテ」云々とある) の地に出先 **所として、前に記したように、北九州のイト (このイトもヒボコ族の地で、『筑前風土記』に「恰土県主等の** これを征服して連合に参加させたり、 したときなども、 このように、ヤマト連合は、すでに整備した機構をもっており、結束して連合外の諸部族にあたり、 ヤマト連合では、このように、東北部に監察機関をおくとともに、西南部には、 同盟加入を提議したが、イリー人が拒絶したので、追放したとみえる)、あるいは捕虜とし 追放したり(エンゲルスによれば、 擬制的にはどうともあれ、事実は奴隷 イロクォイ族がイリー人を征服 外国 への出入の要

縁から、 た部族へ分配したりするうちに、各部族や各氏族自身も、しだいに相互の闘争やあるいはその他の機 であることにまちがいなかった。こうして連合は奴隷をもち、それを祭田に使役したり、手柄のあっ 族有の奴隷をもつようになった。

魏の景初二年 (二三八) 、卑弥呼は、大夫難升米、次使都市牛利に、生口 (奴隷) 男四、女六、班布二

を我は甚だあわれむ。いま汝に、親魏倭王の金印紫綬を与える。今後も族人を率いて忠誠をつくせよ。 匹二丈をもたせて、魏の都の洛陽に朝貢させた。そこで魏の明帝は、卑弥呼にたいして、「汝の忠誠

女性が中心となっていた時代 等の土産物を持参した。そこで同四年、卑弥呼はふたたび使者を魏に送り、生口、倭錦等を献じた。 られた。その後、正始元年 (二四〇) には、魏の使者が、さきの印綬などをもたらし、さらに金帛刀鏡 の特賜としては、 い名前の錦地類五匹、十張、五十匹など莫大な量を、これは献品への報酬として、また別に卑弥呼 **升米、牛利の二人にも相当の官と銀印青綬を与える。」というような意味の返書とともに、むずかし** 錦地、自金五十匹、金八両、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠鉛丹各五十斤等があたえ

返しをしている。 心になっているかともおもわれるが、先方では、それで満足していたらしく、右にみたように莫大な 同八年には、卑弥呼と、ケヌの彦御子との戦争のことで、使者が行って魏の援助を乞うたところ、魏 これでみると、卑弥呼から魏への献品は、かなり貧弱で、奴隷 ――それも女奴隷がおおい――が中

徇レ葬者奴婢百余人。」とある。殉死者として奴婢百余人を生き埋めにしたとはおどろくべきことであ からはわざわざ告喩の使者などを送ってきたりしている。 女酋卑弥呼はこのようにして生き、そしてやがて死んだが、『魏志』によると、「大作」塚。径百余歩。

91

類であろう)。

四

初期の前方後円墳があるが、長径一六五間の巨大な規模をしめしているという。ヤマトの卑弥呼の墓 から墓まで人民が立ちならび、手ごしにして運んだ。」とある。現にその地に大市墓という古墳時代 の墓を大市というところに築いたが、「この墓は、昼は人が作り、夜は神が作った。大坂山 本書紀』の崇神条に、ヤマト・トト姫 (この姫もヒメミコといわれている) という祭女が死んだとき、 たぶん、このていどの大規模のものであったろうとおもう。 の石を、

り、それに大いに塚を築いたとあるが、すでにここらから古墳時代の開幕がみられるのである。『日

ţ

母所すなわち墓が顕現したのである(中国の中山廟や、ソビエトのレーニン廟などは、これとある意味で同 **愛と霊覚とからの指導者でもあった族母がもつ機能は、死後にまでもちこされるようになる。そこに** れの葬法にもそれと同じ類がみられるという。それが氏族時代となり、組織された力として、自然と に、石をのせて、霊魂の遊離を妨げてでもいるかのような風がみられるというが、縄文時代のわれわ に結束して生きようとしたもの、すなわち、氏族制の成熟とともに発明されたものとおもわれ してさえいた。ヨーロッパの旧石器時代などでも同様であったらしく、その葬法をみると、死骸の上 墓は母所であって、族母の死後のありかを標示し、生前とおなじく、死後も一族がその庇護のもと はじめわれわれの先祖たちは、死者にたいしてはなんら期待せず、それどころか死者の邪霊を恐怖 または他氏族との闘いのなかで、氏族が生きぬかねばならないようになると、結合の中心であり、

しだいに古墳的な方向へと発展したのであろう。犯罪者などがよくミオヤの墓域に逃げこむような俗 その初期の形態は、北九州の須玖遺跡等にみえる大石を置いて標識とした類のものであったろうが、

氏族時代には、共同墓地と個人の墓地とが並存するのである。あるいは共同墓地に個人の墓が、ある は、古典などで屡見するところであるが、こうなると墓域の神聖化はいちだんと助長される。こうして いは個人の墓域に爾余の族員の骨が共同収容されることもある。ドルメン―― 支石墓

のいずれかであろう。

は、 しかし、わが国でいう古墳時代の古墳のありかたは、これとはややいみがちがってくる。古墳時代

の標識よりは、 呼の墓のころにはあるいみでは絶頂にたっしたともいえるが、他の見方ではすでに半ば喪われて、愛 このことは、もちろん一生を同族に俸げて独身でとおしたような神業専念者としての卑弥呼自身に、 卑弥呼ごろからはじまると前にいったが、という意味は、いわゆる母所的な墓作りのいみが、卑弥 権威の標識と化しているともいえるから。

その責任があるという意味にはならない。卑弥呼以前にいったん女酋制をやめて男酋制にあらためる 制を拒絶したけれども、その拒絶の効果は、卑弥呼の次の女酋壱与 (または台与) あたりまでをかぎり り、時勢の流れに責任がある。人民大衆は、この時勢の流れに反抗し、暴動をおこして、つよく男酋 ことを希望し、卑弥呼の死後さらにその意欲をむしかえした長老者たちの階層が代表するもの、 つま

とあって、卑弥呼の次には宗女「台与」(『魏志』では前引のように「壱与」とあるが、『北史』の「台与」 其後また男王を立つ。」 **| 卑弥呼死す。更に男王を立つ。国中服せず、更に相誅殺す。また卑弥呼宗女台与を立てて王とな** 

として消失したのである。『北史』によれば、

93 を正しいとすべきであろう)が女王となったが、その次には男王が立ち、その後は男王の連続で、その

したというほどのいみとおもえばよい

臣従したことなどが記してある。 男王等は、 魏の次に政権を握った普、 宋、 斉、 梁等の諸朝にたいして、 あらそって、 朝貢し、そして

墳の主なのである。だから、古墳時代の古墳は、すでに前にもふれたように慈愛のンンボルとしての 族母のものではなく、 の男王等やまた彼等と同時代の各部族や氏族の男酋等こそが、いわゆる古墳時代の主権者であり、古 この 『北史』の記事はたぶんある程度信じてよいものであろう。 権力者としての族長のものである。 そして、私の見解では、 その歴代

世紀前である。そのころから、大乱がおこり、卑弥呼と宗女の二代の女酋で、一時緩和しながら、 四七―一六七) と霊帝 (一六八―一八八) の間のことで、紀元二世紀の後半にあたる。 らわれており、『魏志』によると、「倭国乱れ、相攻伐して年を歴たり。」とあり、『後漢書』によると、 かしついにやがて男酋中心の制度へとやはり推移したわけである。しかし、これも後にくわしくいう 「桓霊の間、倭国大乱、更に相攻伐し、年を歴て主なし。」とある。桓霊の間というのは後漢の桓帝(一 人民大衆の最後的な支持によって、かろうじて族母たりえた婦人たちであった。 卑弥呼とその宗女とは、すなわちこのような意味での族母と族長との過渡期にあって、 男酋中心となったといっても、それはかならずしも女酋がぜんぜん排除されたといういみではな かつて女酋中心の男女複式酋長制であったのが、これからは男酋中心の男女複式酋長制へと変革 過渡期は早くからあ 卑弥呼出現の約 しかもなお、

『魏志』が観察している当時のわが風俗の種々相は、 右にみたような社会機構と密接に関連してい るいは蹲まり、

あるいは脆いてそれをする。

的漁法をおこなっているので、そのからだにイレズミして巨魚の害を避けているが、いまでは、 身分の問題からはじまっている。倭国人は、海中に沈没して魚貝などを手捕りにするという式の原始 したイレズミが、 トーテム的な、もしくは身分制的な一種の標識を兼ねたものとなっている。

諸国文身おのおの異り、或は左、或は右、或は大、或は小、尊卑差あり。」

数世紀後になると、身分の標識は、裸体のイレズミによらず、外装の衣冠でしめすことになる。 れによると、諸部族、尊卑を通じて、当時の倭国人たちが、裸体ぐらしを常態としていたことがわかる。 つぎに、倭国では、下戸が大人に、道路などで出会うと、「逡巡して草に入る。」とあって、路傍の草 諸国、すなわち諸部族ごとにイレズミがちがうし、尊卑の差もイレズミでわかるというのである。 男性がイレズミをしているとあるが、『隋書』では、男女ともにイレズミをするとある。

むらの中などへ逃避する。また、下戸が大人に何か報告したり、ものを問うたりするばあいには、あ

95 問するときのひらの族員の態度というものは、『魏志』のそれとおなじで、直接口をきくことさえ彼等 もたされているともいう。また、それほど身分差のない部落民同士にしても、酋長級にものなどを質 とプミリガイには、ヤップの公道は禁ぜられており、 民とが道で出会ったとすれば、プミリガイ部落民は、ただちに草むらの中へ逃避する。それにもとも 表示されるが、その身分は部落単位できめられている。高級のクープ部落民と下級のプミリガイ部落 させるものがある。この島では男は褌、女は腰蓑だけの裸体ぐらしなので褌の枚数や種類等で身分が この『魏志』の記事は、中川善之助「カナカの島々」という旅目記のなかのヤップ島の俗を思い出 彼等は自分たちだけの小路をジャングルの中に

姓族」参照)。 によってきめられているという(このことについては同じく中川善之助「中部カロリン群島に於ける家族と ている。そしてガナン圏内での婚姻は禁ぜられており、また「名門」か下戸かは、 ており、 はひどくおそれているという。このヤップでは、すでに招婿婚はほろび、 したがって家 (ダビネウ) は父系家族で成り立っているが、ガナンという母系親族制も併存し 聚嫁婚つまり嫁取婚となっ ガナンの格の高

長を出している族などは、ひじょうな尊敬を払われているという。 らの島々のうち、みごとな部族連合を形づくっているパラオ母系族等で、連合の総酋長すなわち大酋 が)、酋長は世襲制で、したがって酋長を出す族は主族とされ、優位者とされている。とくに、 そのほか、 カロリン群島内の他の島々でも(そのおおくは母系制および招婿婚の段階にある島々である

れがめばえかけていたことがわかる。 風の原始的関係が、妙に特徴的に長く狂おしく、つづくのであるが、すでに『魏志』のころから、そ はこうした関係、つまり長老層が宗教的にそびえたち、族員たちを足がらみにからみふせていく南洋 ものがそれで、いわゆる下戸とは、普通の族員たちをいうのではなかろうかとおもわれる。わが国 であるが、長老層による特定の選挙母胎はあるようにおもわれるので、『魏志』のいわゆる大人なる ところで、『魏志』によると、卑弥呼ごろまでは、まだ部族連合の大酋長の世襲制はみられないよう

米の農家へ売りわたしたというように、 代々の倭王たちが、中国へ奴隷を献じたというのも、アフリカの酋長連が自族の族員をとらえて、南 それにつけても、子という血縁語が、のちに奴隷をいみした日本語、それを奴隷 (ファミリイ) とい あるいは自族の族員を奴隷として、献じたものかもしれない。

女性が中心となっていた時代

う言葉が、 の両者の逆のゆきかたがわかる気がする。また、前者がしばしば革命を圧殺して専制主義をくりかえ 後者が相つぐ革命によって民主主義をうちたててきた古代以来の歴史の足どりの秘密もわかる気 のちに家族を意味したというヨーロッパ語とくらべるとき、まさに、奴隷制の成立過程

がする。 三世紀ごろのわれわれの先祖たちは、いまやこうして似て非な血縁観 おそるべき同族奴隷観

のひとりひとり――もちろん筆者をもふくめて――に、根づよく伝統されているこうした奴隷道徳は、 者となるが、道徳でしばられた奴隷は反逆者とならずに心から奴隷化するのである。そしてわが国人 は道徳でしばる総体的奴隷制が形成されていく。鉄鎖でしばられた奴隷は奴隷化されずにむしろ反逆 への八幡籔へ踏み込もうとしていた。ヨーロッパの鉄鎖でしばる労働奴隷制にたいして、ここで

えば、 それが国際間の問題として表面化するときに、じつに顕著なマイナスとなって発見されてくる。 被征服者となったばあいのわが国人はどうであるか。こんどは自分が徹底的にまで相手の奴隷 征服者となったばあいのわが国人は悪鬼ラセツと化して、相手を奴隷あつかいにしてふみにじ たと

となって国をうり、家をうり、 自分自身をすら売ってしまう傾向がないだろうか。

さて『魏志』にかえろう。

「大人皆四五婦、下戸或二三婦。」

の多妻の俗や、エンゲルスがかいているイロクオイ母系族の男の多妻の傾向とおなじく、 一世紀ごろの一夫多妻のわが俗を『魏志』はこう報じているが、これはトロブリアンド母系族 むしろ性的 の男

97 な三角関係に比すべきもので、後代の家父長的蓄妾制ではこれはなく、これを裏返しにすると、「大

婦皆四五夫、下婦皆二三二夫。」とすらいえる種類のものではなかろうかとおもう。ただし、 んかは、 男性中心に偏向しつつあるのかもしれないが、私の調査では、 わが多夫多婦の俗は、 全招婿 いくぶ

問婚 婚期間中は、原則的に維持されていたといえるのであるから、まして、招婿婚も初期の形態である妻 ――すなわち通い婚 ――の時代に、蓄妾制をえがくようなことはできないとおもう。

外などでよく男女の別なく食ったり飲んだりして楽しんでいる姿が魏の使者たちの目に映っては、「人 部落単位、団体単位になされ、「家族」という個性は、まだ認められていない俗が描かれている。 性嗜」酒。」の断定ともなっている。 わち、「父子男女無」別。」「父母兄弟臥息異」処。」なのである。また、楽しむことの好きな国民性で、戸 つぎに、父母兄弟はちりぢりに別居し、部落民のなかにとけこんでおり、そして、「会同座起。」も、

出す式のもので、中国の史家たちは、これを「貫頭衣」とかいている。これもぬってなく、紐かなにか く原始的なワンピースのようなものを着ている。一枚の大きな布の中央に穴をあけて、そこから頭を 物を横幅にケサのようにして着ている。女子はおカッパの上部をちょっとまげたりした髪型で、ひど でくくりつけて用いていたのらしい。もっとも、前にみたように、ふだんは裸体でいたのだろう。ま 「手食」、すなわち、手づかみで食っている。男子は無帽で、むきだしの頭を布で巻き、縫ってない着 物を食うのに箸やサジを使うような文化人的方法は、まだこのごろまでは、輸入されてはいない。 かれらは、 ハダシで歩いていた。

かれらは、年月や四季等の暦法をしらず、春の種子まきから秋のとりいれに終わる期間を一年とし

ならないし、それは生産力の発達の遅さをもものがたっている。 て測量術などもあまり必要ではなかったのであろう。これらは商業や貨幣経済の未熟に帰せられねば かっていたという。たぶん、通路なども不備であったし、物を運びたいにも車も馬もなく、したがっ によると、七世紀ごろまで里数もしらず、水行十日とか、陸行二十目などと、道程は所要の日数では

『魏志』がみた三世紀ごろのわが日本の姿は、だいたいこのようなものであった。

## ヤマト連合がつくられた

また山は農神の故郷を意味し、農民の根拠地を意味し、農地ともされる。 これらのことからかんがえると、ヤマトの語は、はじめは特定の一地点をいったのでなく、ミナト ヤマト (山所) は、山の要所という意味であり、水の要所であるミナト (水所) にたいする語である。

ら、ヤマトの語は、弥生時代と同起源であろうとおもわれる。 干の名誉心からも、おのれの根拠地を単なる原野でなく、耕地であると誇称したのでもあろう。だか とおなじように、汎称として用いられたものであったろうとおもう。原始時代のわが先祖たちは、若

書』一本)、倭面 (魏の如淳の『漢書』注)、倭奴 (『後漢書』) 、委奴 (黒田家所蔵金印) などと書いているこ もっているので、ここでもそれをしたわけであるが、時には「委面土」(北宋刊本『通典』および『後漢 トのヤをなまった当て字である。中国の文人たちは、国名でも人名でも、省略して一字にするくせを 中国の歴史には、わが国のことを、「倭」または「委」としるしてあるが、「倭」や「委」は、

連合がくずれて、日本国となったのであって、つまりわが国としては、日本というのがはじめての国 化改新の詔から用いられ、中国の書物には、『旧唐書』から見えている。それによると、「倭国自らそ の名の雅ならざるをにくみ、改めて日本となす。」などとあるが、実はそのころわが国では、ヤマト 類に「倭鍛冶」「倭直」「大倭連」などとあるのも、みなヤマトとよむのである。日本という字は、 れをまねて一字にして、読むときにはそれをヤマトと読んだのである。聖徳太子の『法華経疏』 (白鳳ごろに書かれたという) に「大委国」とあるのは、たぶんオホヤマトノクニであろう。 わが古典 の表

所在地をいみしたので、連合全体の総称なのか、右の一地点の名前なのかもはっきりせず、またそれ その名前は、現実には北九州のヤマト (山門) とか、畿内のヤマト (倭、大和) のように、連合政府の各 でよかったのである。連合体が国家とちがう点は、こうしたルーズさにもあらわれていた。 ヤマト連合時代には、 ヤマトという語は、 いかにも漠然とした意味での総称ではあったが、しかし、

名なのであった。

ニといったりする。前にみたように、中国の前漢の時代に、わが国では、百余国が独立して肩を並べ 国ではウチといったりする。もっと大きくなると、部族といったり、種族といったり、わが国ではク あれば、大なり小なりの連合体は、かならず自然に発生する。小連合をフラトリーといったり、 ていたのであるが、 **(郡) ほどの連合体であったのだろう。** ヤマト連合はどうしてできたか。そのことをこれからかんがえてみよう。およそ、氏族制の社会で その一国は、おそらく一部落ほどの小連合体か、あるいはもっと大きなクニ (後

は、 中心とする銅鉾・銅剣圏と、 る部族連合体もできたとおもわれる。この二つの連合体の存在を考古学的に実証するのは、 従来学界での謎とされ、 畿内を中心とする銅鐸圏との存在である。この二つの圏の存在につい 一部ではあるいは二つの宗教圏かなどと、 論議されていたのであ 北九州

とおもうが、北九州には、 具だとみられたからであった。また、出土の状況からいっても、そのどれもが墓地での副葬品として 広すぎたり、楽器にしては舌を欠くのが多かったりするところから、 ぽうは武器. いっぽうは楽器であるにもかかわらず、出土する実物は、 ではなく、単独に、 従来の一部の学者たちが、これを宗教圏とみたのは、これらの銅鉾・銅剣および銅鐸が、形は、 つまり一定の聖地とでもいうべき地点において出土するのである。 これとはべつに、大陸からの輸入品である銅鉾・銅剣類が出土するが、 これらは実用品ではなくて、祭 武器にしては刃先が鈍くて幅が 前にもかい

は、 おなじく標物として、 た祭具めいた品物であって、これも墓地以外の地点から出土している。 ほうも、 の習慣は、 のほうの銅鉾・銅剣が、前記のように、副葬品としてではなく、単独に出土する状況にある。 のほうは実用の武器であって、しかも、このほうは、墓地での副葬品として出土している。 この輸入品を模して、 が古典をよむと、 これらの祖型は大陸にあるといわれているが、 部族連合の大昔からあったもので、すなわち北九州の連合に加盟している各部族には、 大刀や小刀などがあたえられたりする習慣のあることにきが 国造や県主への標物として、矛や剣があたえられたり、 わが国でつくられた、実用には不向きな形をした銅鉾 わが国での出土物は、 大氏・小氏にたいして すべてわが国でつくっ 銅剣のほうで、 つく たぶん、 問題なの 銅鐸

銅剣が標物としてあたえられ、

畿内連合の加盟部族には、

つまり銅鐸がその標物として支給され

なかろうか。 たことが想像される。それがおそらくはこんにち考古学的に形成されている前記の謎の二圏なのでは

たものであろうとおもう。 である姫・彦たちは、毎年春か秋かに定例の、またはその他の時に臨時の大集会をこのヤマトでもっ の段階までは、特定の地名ではなく、根拠地を意味し、集会地を意味した。 北九州中心の部族連合も、畿内中心のそれも、もちろんヤマト(根拠地)をもっていた。 つまり、 加盟部族の酋長 ヤマ ト は、

集会ごとに、酋長たちは自分の部落から携帯した粗朶を、「日の出の側」とよばれる方角から順次に 集会を永遠に燃えつづける炬火をもって象徴している事情なども、よくかんがえてみるとおもいあた 行事であって、平安の婿取婚、室町の嫁取婚等にも、この行事は遺存している。また、オノンダガ 円陣に置きならべて燃やすのであるが、これは火合わせの行事にちがいない。 彼等の信仰によると、このオノンダガ盆地には、 ることがある。わが国ではこうした部族連合的な集会のことをトヨノアカリといっているが、それは、 いうのは、火合わせの行事は、カマド系を異にする二つ以上の族の結合には、かならずおこなわれる 聖なる明り」とか、「永遠の火」とかをいみする言葉なのである。 モルガンが研究したイロクォイ部族連合では、毎年の秋季にオノンダガ盆地で集会がもたれたが、 れわれの国の北九州や畿内の連合でも、たぶん同じような火合わせの行事をしたのであろう。 連合の炬火が永遠に燃えつづけているとされており、 ح

はムラ)、部族 (わが国のクニ) という系列を内包している。その構成については後にいうが、一五世紀 イロクォイ母系族の大連合体は、氏族 (わが国のへとか、 へへとかにあたる) 、胞族 (わが国 のウチまた 良

河神の意) や肥前のカハカミ (川上-

**ー河神の意) や、豊前のウサ、筑前のムナカタにおける三女神** 

河神の意) や筑後の筑後川流域のカハラ (高

いっぽう、

北九州の筑前の遠賀川流域のカハル(香春

ごろ北アメリカのニューヨーク州を領土として成立したこのアメリカ・インディアンの一大連合体は、 ハーヨウエントハーと呼ぶ一人の神秘的伝説的な人物によって組織の方策が立てられたと伝えられて

いる。

宮は、 がいた。その名をスクナヒコネといい、短身で、無口で、通訳をひつようとしたらしい。 神」とかいわれて、畿内のヤマトから、 されるが、『古事記』『日本書紀』『風土記』等によると、「国づくりの神」とか、「天の下造らしし大 忽然と姿を消したという。そこで、その後の連合組織の主動者は、ダガノウェダーに帰したわけである。 術師を使用した。そして連合組織の事業が完成すると、ハーヨウエントハーは、白い独木舟に乗って、 者であったが、 の神として、また、その地の守護神たるヤマト国魂神として祭られており、出雲のキツキ(木作り)の 反動に乗じて、遠い故郷へ飛び去ってしまったという。 玉 この神話は、 この人物は、 「から妙な独木舟で渡来して、大国主を指導したが、 彼が国ゆずりののち隠退したところとされている。 そういう国づくりの旅行のときに、 彼自身は口をきかず、通訳兼弁士としてダガノウェダーと呼ぶオノンダガ部族 わが大国主命の国づくりの神話を思い出させる。大国主は、 ロングフェローの詩のなかにみえるハヤワサのことで、オノンダガでの発会式の引 北陸、 彼の協力者であり、指導者であった一人の異様な外国 中国、 四国、九州までも、あまねく、足あとをのこし 大国主は、畿内のヤマトの地主神たる三輪山 事業がおわると、 粟の穂に乗り、 出雲の土族の子であると 彼は その 穂末 トコヨ の一魔

内のヤマトは周知の地点であるが、北九州のヤマトは、 等は、いずれもシラギ族などの系譜と関連するものがあり、きょうみふかい神話や伝説をもっている の領域中に清水山(正しくいえば清水村の女山)がある。高良山も清水山も神籠石とよばれる巨大な環状 前の大国主が畿内連合なら、このほうは北九州連合の反映ではないかとおもわれる。 矢部川の流域で高良山の西南方にあたり、 そして、畿

石の遺跡で著名である。

**国王 (一書に倭面土王) 師升なるものは、すでに両者併合後に北九州から進攻して畿内のヤマトに入部** 州連合時代の酋長であろうが、紀元一○七年、おなじく後漢の安帝に生口一六○人を献じたという倭 と空想をたくましくすれば、紀元五七年、後漢の光武帝から印綬をもらったという倭奴王はまだ北九 べて、格段の差があるが、もとの畿内連合内の不服の輩をでも捕虜としたものだろう。 し新連合の大酋長となったもののことではなかろうか。一六○人の奴隷は、後の卑弥呼の一○人に比 ゆずりの神話といったようなものは、そうしたものの一つの反映ではなかろうか。このついでに、 この北九州連合と、畿内連合とは、いつのころからか、併合の機運にむかったのではなかろうか。 玉

王卑弥呼の出現によって、ようやくおさまったという。 魏志』によると、この数十年後、いわゆる後漢の桓霊の間に、倭に大乱があり、その大乱は、

女

北九州連合と畿内連合とが併合して、ヤマト大連合が成立したことは、それは自然のいきおいであっ

男酋長たる彦の勢力が急速に高まってきた。それでも卑弥呼前後までは、まだ女酋中心であり、 たといえる。しかし、その成立過程には、武力もともなったとおもわれるので、男女複式酋長のうち、

四 がって氏族制も、まだ純粋に母系制であったと、南洋のカナカ族や、北米のインディアン族などを参

照するときに、私はそうおもわずにはいられない。

よう。 これにくらべると、卑弥呼ごろまでのわがヤマト連合は、かろうじてではあるが、酋長もまだ女性中 たのである。ただし、「アメリカ大陸の土蕃に加えられた神の崇りであった。」と、エフ・エー・ウォ 心の線を維持していたし、イロクォイ連合よりは、まだ純粋度の高い母系族の大連合であったといえ カー将軍に批評されたというほどの戦闘的種族であったからか、酋長はすでに男性のみとなっていた。 北米のイロクォイ族は、完全に母系制を維持したままで、大連合形態に入り、整備した政府をもっ

ように、オノンダガ盆地で、ハーヨウエントハーという神話的人物と、その体得者であるダガノウェ ことであったろうという。 ダーという魔術師に指導せられ、五部の酋長によって具現された。紀元一四○○─一四五○年ごろの らなり、その各部族は、氏族、胞族、部族の三系列から成立している。 ここで、モルガンがしらべたイロクォイ連合の機構をすこしみよう。 最初の連合会議は、前にみた イロクォイ連合は、 五部族

なされたのである。これはわがヤマト連合での「臣、連、などは、 ばよい。この匹者も、連合から任命された世襲酋長たちであるから。 氏族に指名配置した。空職となるごとに、当該氏族から世襲されたが、任命権は連合にあった。 五○人の世襲酋長によって、つまり連合会議 (立法・行政・司法の三権をもつ) がもたれ、連合の運営が 国造、伴造」の四者にあたるものとおもえ

イロクォイ連合は、成立と同時に、新たに五○人の世襲酋長職を設け、その職を各部族内

の特定の

この世襲酋長たちは、それぞれ助力者であって継嗣者でもある副酋長を連合の指名でもっており、こ

通酋長がいた。

雄弁家、魔術師、軍功者等がこの職に任ぜられた。

まったということにもなろう。なお、基部組織にはべつに功労にたいする行賞としてあたえられる普 れら正副酋長は連合の要員であるばかりでなく、それぞれの氏族 でもあった。 したがって、語をかえていえば、連合の成立と同時に、 ―部族の自治機関における最高要員 基部組織にも世襲酋長制 がはじ

物受領者」(わが国の蘇我氏のような役割)とされた。 の保管者」 たとえば、オノンダガ部族は、「会議の炬火の番人」(わが国の火継――マツヒツギ)であり、「貝殻珠帯 の諸事項を講じ、 連合会議は、 (貝殻珠帯は連合の神宝である。 宣戦、講和、被征服者への事務、世襲酋長の任命、宗教、その他一般の福址について また、大宴会によって和睦した。各部族には、割りあてられた伝統的な役割があり、 わが国でいえば三種の神器)であり、モホーク部族は、「貢納

いて顧みたいためであった。ヤマト連合は、三〇部族以上の連合からなり、前にもちょっと注したよ に傾き、 名誉ある伝統をもち、そのことによって有力な地位にあったので、 イの王とするものもいたが、モルガンは、それの誤謬であることを指摘している。 モルガンは、こうかいてきて、それがメキシコのアズテック部族連合にくると、ようやく武の専制 ただし、連合は、後に軍務総指揮官たる大将軍(二人)の設置をひつようとしたが、これは連合にとっ 連合には、特定の行政首脳がなかった。オノンダガ部族の世襲酋長の一人は、連合成立当初からの 一種の変革的意義をもつものであった。イロクォイ連合は、ここで文と武の分権をきたした。 ながながと、イロクォイ連合のことを引用したのは、 ギリシア、ローマの軍事大首長をへて、やがて、君主制へつづいていると断じている わがヤマト連合を、これとの比較にお 研究者の中には、これをイロクォ

上であって、 うに、連合から任命された臣、連、 前にはかきおとしたが、イロクォイでも世襲酋長には一定の名前をあたえたように、 国造、 伴造の四種の世襲酋長がいた。 そのうち、 臣と連は、氏の わ

が連合でも、 一定のカバネ名、 すなわち臣、 連の呼称をあたえた。

の地に氏神を祭祀して、それらを統制した(氏神には斎蔵が付属し、男からはユハズのミツギ、 ナズヱのミツギというぐあいに、氏族員から祭祀料をとった。これが後に氏の上の財産となる)。 ただ、イロクォイとちがって、わが氏族たちは、 全国的な規模で分岐し、各氏族の氏の上は、 女からはタ

割りこんでくる事情となったのである。そこで、やむをえず、それらをも包括し、 が一つの地域に集まったもの、すなわち部族であるが、その部族の地域へ若干の別の氏族 ここに複雑な事情となったのは、クニすなわち部族であった。クニはいうまでもなく、 固有部族の酋長で おなじ氏族 が分岐

っ ある国造が、管掌することになる。

若干の寄生異族をも含めて、一地域の首長であるし、その意味で一単位をなしているので、連合会議 上神宮を司祭する本拠の氏の上からいうと、伊豆国造はその一支族にすぎない。しかし、 後者のばあいは、 はこうした国造をも招集した。 のばあいもみられたが、物部連と伊豆国造のように、 国造は、 尾張国造や出雲国造のように、国造であるとともに氏の上でもあるというような二職 おおくは殖民地さきで支族をなし、 部族をなしたもので、だから、 同じ物部氏であっても、職を分けることも多い。 物部氏の祭神石 伊豆国造は 兼有

氏の氏の上は斎部連であるが、各地の神社などに分属している斎部という伴部の首長である斎部首は、 伴造は、 国造が地域代表なのにたいして、職域代表であった。これも分裂していて、たとえば斎部 有の彦の氏族というものは、見失われてしまう。

を世襲していたから、「物部の八十伴」というように、また「大伴」というように、伴部の大集団 在しており、本来の伴部の首長すなわち伴造としても、物部首、大伴造などのカバネでみえている。 あったが、前引のように氏族としては連が氏の上、また同族の国造もあちこちの植民地にたくさん存 これは伴造として、会議の一単位となる。物部氏なども、元来は、大伴氏と同様、連合の軍務指揮官

₺ 来の歴史家たちがかんがえていたような官僚制ではこれはけっしてなく、これらの根本をなしている 議の単位としたところには、イロクォイなどよりは、多少複雑なものがみられるが、それにしても従 のが、氏族制以外でないことは、いまさらいうまでもなかろう。 氏族の首長である臣、連、地域の代表である国造、職域の代表である伴造、これらをもって連合会

が置かれることとなるが、このことは後にみる。 こなわれ、姫は遠く伊勢に去り、連合の本拠ヤマトには、彦を中心としての擬制姫 (内実はその配偶者) たとえば、卑弥呼とその弟がこれであった。しかし、卑弥呼を頂点として、しだいに姫・彦分離がお この行政首脳者は、当時のわが氏族制のそのままの延長として姫・彦による複式酋長制をなしていた。 それから、これもイロクォイとちがうことは、ヤマト連合は、行政首脳者をもっていることである。

影のうすい存在となってくる。それに、酋長相続は、 総指揮官である物部と大伴の二酋長が、しだいに実力をのばし、また相互に争うようにもなって、彦は 物部氏を母族とする彦は、物部氏の本拠に依存するというように、父系母族の制が普及してきて、固 こうして、連合の酋長制は、彦の専制の方向へ傾いてくるが、大氏の氏の上で、同時に連合での軍務 いつのころからか父系にかわるので、たとえば

府の(斎蔵)いみくら・大蔵にたいして貢納の義務をもった。この方式は、モルガンが観察したメキシ ばれた。 領土は連合の手に帰した。その後、ナイアガラ河から中立民部族を追ったのも同じ理由からであった。 を征服したときも、 族を連合に加入させる努力をつづけた。しかし、新加入者の事実上の境遇は、やはり被征服 オノンダガ盆地の連合会議に列席を認められはしたけれども、 のであったらしい。 コのアズテック連合のそれと同じである。 ヤマト連合は、 わ れ われの連合は、 同じ祭祀下に入るという意味である。 一種の祭祀団体であった。だから、被征服者の加入は、「マツロヒ」(祭ろい)と呼 加入をすすめたが、イリーが拒絶したので、イリー湖地方から彼等を追放し、その イロクォイでも、後にタスカロラ部族が加入をゆるされたが、その酋長は、 イロクォイ連合がそうであったように、 被征服者は、 固有の氏族機構のままで加入し、連合政 東に、西に、侵略戦を敢行し、 発言権はなかった。また、 イリー部族 被征 者的 礼儀上、 なも

ちでも、宗派神道なるものの性格になにがしかの反逆味があるのは、 神をもつ族をなだめるためには、 磐井の反乱として知られる筑紫部族、大蔵の奪取を策した吉備部族、 おける外宮、 会議の実をうしない、 大伴大連の進出、大蔵や内蔵の管理者としての蘇我大臣の抬頭となって、連合政府は、 いた毛野部族等もそのうちに数えられる。祭祀の同化、 こうして、相つぐ征戦による参加部族の増加、 また伊勢両宮の域内における諸神の合祀等は、すべてそれを意味する。 寡頭政治化してきた。 しばしばそれらの神々の大祭や、合祀がおこなわれた。 また、 ひいては貢納の増加となり、 不服従部族も、これに応じて増加した。北九 つまり異なる母祖神をもち、またはトーテム 一千何百年前のヤマト連合時代 つねに虎視眈々の態勢をみせて 軍務酋長たる物部大連、 しかし、こんに ようやく部 伊勢神宮に 州

制同族として組み入れた。

の不服従からの伝統ではなかろうか。

た。だから調理係りのことを柏手部 (膳部) というのである。 役には、連合の姫(日前-という柏の葉を、食器として配り、酒を入れた土器を手にして、酋長たちの間を酌をして廻った。 や、ヤスカハラという河原などで催されたらしい。「氏々名々」の男女酋長が集まり、その宴会の主人 の樹蔭や、ツキがもと、つまり樫の樹蔭や、カムアサヂガハラという野原や、アメノタケチという丘 いでにいえば、こうした宴会等には、食器としての土器は間に合わず、したがって柏の葉が常用され その日がくると、キサキはかねてみずから船に乗って熊野地方などから採集してきたミツナガシハ ヤマト連合の大集会であるトヨノアカリは、ヤマトのアマカシがもと、つまりアマカシという大樹 ――キサキ) がなった。これはおそらくはおおむかしからの習慣であったろう。

力をのばし、また各地に植民地をもち、被征服部族を部民――つまり、氏族制の規制に制約されて擬 て農地を開墾し、または奪い合い、有能な酋長や、狡猾な彦をもつ部族や氏族は、その指導下に、勢 などもすこしはつかわれ、灌慨法や、その他の生産技術も輸入されてきた。各部族たちは、あらそっ できない。各部族は相互に独立して、自由に自族の運営をおこなった。末期にはようやく鉄製の農具 連合は、国家とはちがうので、各部族の内部を官僚制に切りかえたり、警察や軍隊で監視することは

れども、族制はいぜんとして母系氏族制を動かない。こういう事情を利用して、大氏の男たちは、酋 **まれた子は母の族で育ち、母の族員となる。だから、系譜的観念は、ぜんじに父系的にめざめてくるけ** また、このころになっても、婚姻制は妻問婚で、夫婦は各自の族におり、生涯別居しているので、生

地も、 輩出、それと一つ書きおとしたが、機織部、 れまでにみたような連合式貴族の顕現や、部族・氏族の独立性による生産競争、実質上の各種奴隷 内部に生まれた子たちは、その父系を誇りとし、時には一族が芋蔓式に相率いて、父方の大氏に「マツ 長をはじめとして、利益になりそうな氏族のところへ、あらそって妻問をする。すると、その氏族の ロヒ」をして、父方の部族中に加入する。しかし、氏名は原則として母方の氏名のままであるし、 ヤマト連合は、血縁を同じくする各部族の攻守同盟として、また一大祭祀団体として成立したが、こ 機構も、そのままである(このことは、『母系制の研究』や『招婿婚の研究』にくわしく研究してある)。 土師部、鍛冶部等わが国特殊の氏族制的分業の芽生えな

制国家へと、 ちの説にたいして、モルガンのアズテック連合観などと同じ見方から、 おわりに、私は、右にみてきたようなヤマト連合をもって、ヤマト国家とする従来の新旧歴史家た **ちょっといいそえておきたい。モルガンはこういっている。** きりかえられることになる。 反対せずにはいられないこと

どによる諸矛盾のために、六、七世紀ごろには、戦乱相つぎ、支えきれなくなって、ついに古代天皇

あったからだ。」 いうのは、それらの冒険者も学者も、ひとしくアズテック社会制度の構成および原則について無知で 「メキシコの土人部落を略奪したスペインの冒険家たちは、アズテックに進攻したとき、その政 君主制と観察したが、この見解は、スペインの学者たちによって、よういに、受け入れられた。 と 府

の金属に加工し、灌概によって耕作し、粗雑な織物を製造し、煉瓦および石材をつかって共同長屋を アズテック部族は、鉄器や貨幣をもたなかった。物々交換によって交易した。しかし、彼等は天然

111

建て、品質優秀な土器を作った。

なお、彼等は、土地を共有し、多数の家族からなる大家族にもとづ

らが食べたというから、夫婦が食卓を共にしないギリシアや中国のような父権的な家族であったかも であるが、食事に際しては、家族は二組に分かれ、まず男子だけが食事をし、そのあとで女子と子供 しれないが、よくはわからない。 いて生活していた。その大家族は、共産主義を実行していたといえる。父系家族か母系家族かは不詳

たという。貢納物というのは、主として織物や園芸上の作物であった。 る割合をもって互いに捕獲品を分配したり、被征服部族からの貢納物を分配する規定をともなってい 戦ってうち勝ったのを契機として、三部族連合が成立したもので、目的は攻守同盟であり、また、あ このアズテック族では、軍務酋長イツコアトルが、近親族であるテズクカン、トラコバン両 部族と

見方から、ヤマト連合が、けっして国家ではなかったことを指摘したいとおもう。 えたことはまちがっているとモルガンは指摘したのである。私も、前にいったように、それとおなじ 習慣等を保全していた。あるばあいには、連合側の貢納物徴収者が、彼等の中に住んだこともあった。 ず近隣の諸部族と戦い、それらを征服して朝貢民たらしめた。被征服者は、固有の領土や氏族機構! また植民の目的で送りこまれて住んだこともあった (ちょうど、 エゾ地における植民関係に似ている) 。 こうしたアズテック連合を、スペインの歴史家たちが、国家とみなし、その大頭目を帝王とかんが アズテック連合は、アズテック部族の軍務酋長をもって、連合の大頭目としていた。連合は、 たえ

したし、イへの成員は母系族から成り立っていたので、禁婚は母系族でだけおこなわれ、父系では兄 したがって、ヤマト連合時代には、女はまだ生産要員であったし、女酋も男酋と肩をならべて存在

異母の兄妹) の結婚などは、そのころのわが記録をみると、すこし誇張していえば、数えきれないほど えた東京都の志村遺跡のような) のことにほかならない。これに反して父系族、 られているとあるが、そのいわゆる同族とは、イへの成員である母系共同体(氏族の住居の項でかんが 妹婚でもゆるされていた。七世紀ごろのことを書いた中国の『隋書』に、倭国では同族の結婚は禁じ おおいのである。それは父系が、実際的には、まだ同族とはみられなかったからであった。 たとえば父系兄妹 (同父

## 姫彦制というもの

制は、 と 前にもふれたが、インディアンの複式酋長制は、男子だけのもので(わが上代にも、部分的には、 みられる複式

長制を、 アンとは反対に、女性だけの複式酋長制である。 オトシキのような男子の複式がみえる)、これにたいして、『唐書』にみえる東女国などでは、インディ 姫彦制のことをかいて、族母卑弥呼の項をおわりたい。姫彦制というのは、『『命』』 その助力者である弟(彦御子)のような関係 共同体である母系集団には、必然的にともなうものといえよう。モルガンは、インディアンに 独裁制へのブレーキとみて、原始人の正しい知恵におどろいている。 ――男女による複式酋長制をいう。こういう複式酋長 卑弥呼(すなわち姫御子) エシキ、

もわれる。 男女の複式にも、幾つかの種類がある。 しかし、これらは、ともに変形であって、やはり男女の複式のほうが、自然の形態ではないかとお

その一つは、分業的な性質のもので、中川善之助によれば、中部カロリン群島の母系諸氏族には、 男

たとえば、白川大家族における鍬頭と鍋頭のようなものでもあろうか)。 反しては、なにごともおこなえなかったというのである (この分業的男女複式酋長制は、 のビルンほどには勢力はないがそれでもまだ実権をもっている。もとはアイバドルも、ビルンの意に 合では、アイバドルという男の大酋長とならんで、ビルンという女の大酋長がいる。今のビルンは昔 は、母系諸氏族が、連合形態をとったばあいにもみられるのであって、たとえば、パラオ島 女の複式酋長制がある。そこでは族中の年長の男が男酋で同様の女が女酋である。そして、男酋は男 成員のうえに、女酋は女成員のうえに、その本来の支配権をもつもののようであるという。この現象 わが国でいうと、

の、もしくは執行者として、男酋が存在するという形式である。 神 (および爾余の氏神) を司祭する族母 (わが国のミオヤ) ――これが女酋であって、この女酋を助けるも 第二に、母系氏族の本来性にもとづく男女複式酋長制がある。すなわち、 母祖神の直統として母祖

第三に、右の関係が逆転して、男酋が行政首脳者、女酋が一種の斎職専門化し、かつ裏面では男酋

ごろまで、典型的な形をもって遺存していた。まず、それを紹介してみよう。 の配偶者化してくる段階がある。しかし、この段階でも、女酋的な意味は、 第二と第三の姫彦制は、とくにわが国で特徴的にみられたものであるが、琉球ではそれが一六世紀 まだ失われていない。

アマミク (天御子か) という母祖によって開拓されたと神話でつたえられている琉球の島々は、

日本

をもっている。また、その制度を、きわめて明確に報告したものとしては、鳥越憲三郎『琉球古代社 ともふかい。琉球の姫彦制を原理的に究明したものとして、われわれは、佐喜真興英『女人政治考』 の古語や古制をゆたかに近代まで遺している宝庫ともいえるが、とくに、姫彦制では、その感がもっ

の著書のごく一部分を、 であるかもしれない。しかし、ここでは、それらの著書の紹介をしている時間はなく、ただ、それら 会の研究』 がある。この二つの名著があることは、 適宜利用させてもらうよりほかはない。 姫彦制研究者にとって、どんなにありがたいこと

琉球の村落は、最近まで土地共有制で、村民たちは、それを一定年限のあいだ、くじびきで割り替

えて耕作したが、べつに根神田という特定の地所があって、これは根所の渡領であった。つまり日本 であり、 内地でいうミトシロ 根所というのは、 村落 (氏族) の宗家のことで、この宗家の女を根神 (ネーガン) といい、氏神の祭主 (祭祀田) である。

みたてたカマドの象徴物が神体とされた) との二つからなっていた。ただし、殿は根所 (大屋ともいう) 以 の屋敷のうちに祭る火の神 かたどったもので、大樹とか、大岩とかが、そのまま神体とも、 などにあたるもので、村づくりの最初に適宜の聖地をトして祭られるが、それは文字どおり、嶽すなわち山 彦制 (つまり複式酋長制、もしくは二重主権制) を形づくっていたのである。 ンチュー) といい、これは、彦的男酋にあたる。琉球の共産村落では、このように、根神と根人とで姫 が子カマドであることはいうまでもない。 かれらの氏神は主として御嶽とよばれている守護神(これは内地の村落にみられる氏神の森、 個々の家 (ツマヤ・マキ・クルワなどにあたる) にもあるが、根所のそれが親カマドで、個々のそれ 同時に、村落における姫的女酋である。これにたいして、女酋の兄弟の一人をたてて根人(ネ (原初的には、 カマドがそのまま祭神であったろうが、後には、三つの小石をく 神社ともみたてられる)と、殿といって根 鎮守の森

村落内の一群が村わかれをして、他の地域に新村を立てるばあいには、 その一群中の親すじの血統

ある程度、裏書きすることにもなるというのである。

まり、 の系譜は、最近まで氏族制を遺存した琉球では、おどろくべき整然さで、そして大きな規模で、たど なばあいでも、殿だけは、母村の殿の火とか灰とかを分けて移したうえにたてられねばならない。つ のものが、新村の根所となり、新しい御嶽や殿を祭って、新出発をすることはいうまでもないが、そん りえられるということである。 日本内地でいう本カマドにたいするワケカマドの制度なのである。この本カマド・ワケカマド

その本源地を玉城方面にもっているようにみられるが、このことは、 れによると、分岐族はほとんど全琉球に分布していることが知られる。 われた例祭の参詣者名簿やウサカテ表(祭祀料として各自が分担支出した金高の表)で示されている。そ 百年間、またはそれ以上の間に、どんなに多くの分村や分家が派出したかが、昭和一三年度におこな 三月、六月の吉日に、麦、粟、キビ、魚などを土産として、本カマドへ「神拝み」を欠かさない事実が には、六○○年前に玉城から久高島へ分岐したというひとびとの子孫たちが、現在もなお、毎年一月、ホホメード のアマミクが久高島に天下り、ついで玉城におちつき、 かに古い時代に分かれたものでも、子孫代々、一○里二○里を遠しとせず、毎年「神拝み」の月にな 例としてあげられている。また、玉城村字玉城の仲嘉家の例では、一つの本家または母村から千数 鳥越説によると、こうしたカマド系の例を一つ一つ調査していってみると、琉球種族のほとんどが、 すなわち、氏族制の原理がまだほろびておらず、血縁的結合が、必至に要求されている琉球では、 本源の出所を訪ねて、織るように行き交うのがみられるという。前記の『琉球古代社会の研究 爾後その子孫たちが全琉球へ分布したという また創世神話 -はじめに母祖

などの系譜をみると、 あるが、この事情は、 根神や根人は、 カガシコヲという男酋との二人で司祭して、氏族の祭治をおこなっていたというような類の例が、系 の氏神の社は、 し、そして継続したのであって、氏族が右にみたように、空間的に分布し拡大すると、本源の根所 琉球の姫彦制は、 大和の山辺郡の石上にあり、 その所在村落の酋長であるだけでなく、全琉球にわたる大氏族の氏の上になるわ このように長期間保存された琉球の氏族制のうえに、その祭治の中心として成立 物部氏は八十氏といわれるように全国に分布する大氏族であったが、その本源 日本内地の大化以前の事情とまったくおなじものといえる。 その石上社を、イカガシコメという女酋と、その弟のイ たとえば、 物部氏 けで

留異族をも含みながら、小連合や大連合をつくっていく。このことは、さきにヤマト連合のところで さて、氏族は、このような空間的なひろがりをもつのみでなく、地域的にも集落をなし、若干の寄

の初期の頃から大化前後の頃までみえている。

もみたが、 と同語で、大村、 といっているが、グスクとは、『古事記』・『日本書紀』にみえるスク (村主をスクリ)、シキ、 琉球では、 琉球では、この連合がまた一つの典型をなしてみられた。 まず数個の共産村落の小連合がみられた。これを琉球ではグスク―― 邑落等、つまり同族の住む一区域を意味するものとおもう。グスクには、のちに漢 またはグシク---シマ

としたように、ここでも征服をもって連合が成立する事情におかれ、したがって、その酋長は、これ グスクは、後には氏族闘争の中枢部となり、メキシコのアズテック連合の成立が征服をもって契機

字の城の字があてられたが、これもヤマトのシキに城の字をあてているのに同じい。そして、城は域

と同意である。

わち、グスクでは、女酋をノロ (祝) といい、 だ原始的であったしょうこには、姫彦制 もアズテックに似て、主として軍事長の性格をもって臨んでいた。 ――男女の複式酋長制 男酋をアジ(按司)といった。そしてこれも夫婦ではなく、 ――が、この段階でも厳存した。 とはいえ、アズテックよりは、ま

兄妹または姉弟であった。

りし日の祭主は、もちろんグスクの女酋ノロなのであった。そしてグスク地域の各村落の根神たちが、 嶽は、いまなお遺っており、その地域のノロや根神の後喬たちによって祭りつがれているという。 殿(火の神)が祭られ、城内の聖域に、例の御嶽が設けられた。殿は城とともにいまはほろびたが、 ジとしての支配)ということばが、しばしば「オモロ」(神歌)などでつかわれているのがみられる。 妃にもいわれ、また次にいう大連合の総祭主であるキコエ大君の偉業にたいしても、アジオソイ(ア に国王といわれるひとびとも、いっぽうではアジともいわれる。また男酋だけの称でもなく、後の王 とかウシとかと同語で、酋長のいみである。アジの称はかならずしもグスクの長だけにかぎらず、後 ロの指揮下に、連合祭祀圏を構成したのであった。 グスクの本所は、軍事的な城郭をなして、一般に丘の上に位置していた。その城屋の一つに、例の ノロとは、ミコトというようないみで、神言の体得者であり、また宣命者をいう。アジとは、アルジ 御

球史における中央集権の確立である。 の段階に進み、ついで、それら三山が最後に征服・被征服の契機から大連合へと進んだ。 この数個の村落による小連合グスクの段階から、さらに中山、北山、南山の三山に分立した中連合 いわゆる琉

この中央集権の確立は、一六世紀の初頭、 中山系の尚真によってなされたものである。

見聞した記録には、巣居穴処の民とある。貴族の居城でも、 よると、 琉球は、 一二世紀頃まで先史時代であったといい、 竹木の柱に茅葺の屋根であり、それらは 一五世紀の中頃、 中国の明の使者柴山

と歌って大建築としているのは、これも日本の伝説とかわらない。琉球はあらゆる点で、 上代日本のように縄で結んでくみたてられていたという。しかも、 そうした建築を神歌には、八尋殿 日本の縮

であり、日本よりは、なお純粋に原始性を保った島であるといえる。

顕現がみられることとなった。 球的規模における整備さえが要請された。ここに、いわゆる女治的なみごとな形態をもつ祭治社会の 氏族制は、なお原則的に根づよく遺存しており、したがって祭治制もなお崩壊しがたく、 大連合は、こうして半ば立国の形態をもって成立した。しかし、土台をなしている村落の共産制や、 むしろ全琉

ŋ , 里のキコエ大君御殿にあって、全琉球の祭治を統監した。 単なる斎職ではない。佐喜真説もいうように、 君) といった。後にもいうが、キコエ大君の職能は、 うに祭治社会なのであった。だから、王とならんで、王の姉妹も即位し、これをキコエ大君 (有名な大 大連合——琉球 上部では、その影響をつよくうけていた。しかし、内実は、 ――の頭目は、王と自称した。このころでは、すでに中国や日本内地との交渉もあ むしろ王よりは上位にあった。 総括的なものとして理解されており、けっして いぜん法治国とはならず、 このキコエ大君は、首 前記のよ

安堵された事態となってくる。この段階で、グスクのアジたちは、連合政権下に招集されて、「貴族」 発生的な状態そのままではなく、そのままのその状態を、中央の連合政権から、 こうして、大連合が成立すると、イロクォイやヤマトでもみられたように、 村落やグスクは、 あらたに再確認され、 自然

祭治を統監する。そしてノロは、前記のようにグスク (邑落) にあり、ノロ殿内にあって、村落の根神 とか、統率とかいっても、 たちを統率するという順序なのである(しかし、氏族制の祭治の根拠は、 わち、首里殿内 (中山) 、儀保殿内 (北山) 、真壁殿内 (南山) に自居をかまえ、そこからグスクのノロの 再確認されたノロによって、祭治される。また、前にいった中連合の三山には、それぞれ大アムシラ となる。そして、連合会議は首里に常置される。その留守のグスクは、アジの代官と、連合によって レ (大きな母治者) という女君たちが置かれる。これら三人の大アムシラレは、首里の三つの丘、 かならずしも文字どおりには行かないことがある。たとえば、玉城の根神など全琉 村落の根神たちにあるので、

て国民となっている) にはキコエ大君と王があるというように、琉球の祭治組織はあらゆるすみずみま シラレと王 (この段階から王と自称したようである) があり、大連合 (部族連合、そして琉球では半ば合体し グスク (胞族団体) にはノロとアジがあり、このグスクの中連合である三山 (三つの部族) には、 で男女の複式酋長制になっている。 いる共産村落 琉球の姫彦制の構成については、これでだいたいのことがわかった。すなわち、その土台をなして ――氏族共同体――には根神と根人があり、そうした村落の小連合である邑落すなわち 大アム

球に分布する大氏の根神なので地域のノロなどとは比較にならないほど地位が高いという)。

代のひとびとは理解できず、男女がならんでいれば、すぐに夫婦とのみ観念してしまうのはあやまっ 古い神社などに、 ことは、氏族制の原則からいって、当然なことである。日本内地でも、もちろんそのとおりで、 この複式酋長が、けっして夫婦でなく、姉弟または兄妹であるか、同族中の男女に限定されている 姫彦神が、祭祀されているのをみるが、これらはすべて夫婦神ではない。それを後

ている。

るというが、 琉球の姫彦制は、佐喜真説によれば、女治社会の象徴で、いいかえれば、 私もこの説を正しいとおもう。 母系・母権制の具現であ

るから、 割から、村内裁判、その他行政面のこまやかなことまで、根神やノロの権限内にあったというのであ 機関とさえなっていたのである。後のことになるが、たとえば明治以後の報告によっても、耕地の地 あった。だから、女性が祭祀を司ることこそは、その社会ではもっともふさわしいものであった。 まもって離れなかった。こうした女性のいのりは、すべて神に通じ、神から享受される性質のもので 蝶)となって、遠い旅路にも、苦しい戦争にも、また日常の困難にも、その兄弟、その一族の身辺を 神」(生神)なのであった。 一般女性の霊は、その兄弟のために、その一族のために、つねにハベル(胡 や感覚をもっていた。だから、琉球では、女酋のみが神ではなく、一般女性が、すなわち、「おなり と称する斎場兼神職集会所に、定例または臨時の会合をもって、氏族共同体の自治運営のいわば立法 では、その「愛」の本能のゆえに、神にさえ通じている自己犠牲の生活と、公平で無私な社会的感情 琉球の村では、 この姫彦制の根底には、一般女性がもつ「愛」の本能への社会の信頼があった。一般女性は、 つまり、氏族共同体の祭祀機構は、根神と神人とからなりたっていたのであり、これらがアサギ その職能が単なる祭祀のみでなく、祭治-根所の長女が根神とされるほか、前には書きおとしたが、家々の長女が神人とされ すなわち祭祀による行政 にあったことはま そこ

女王または女君、

ちがいない。

最高の神人、 キコエ大君の地位は、 族母卑弥呼に類したもので、中国の記録にも、 四

女神とある。一六○六年に来琉した明の夏子陽の使録には

国に女王がある。王の姉妹が世襲している。五穀がみのると、まず、この女王が久高島に渡って、

その穂を採る。それからでないと収穫ができない。」

とあり、一六八三年にきた明の注楫の使録には、

たところ、王はおごそかに、女神の霊がふせぐといった。」 「国に城郭兵甲が無いのをみて、われわれの一行中の一人が、なにをもって外侵をふせぐかとなじっ

とある。

れる「オモロ双紙」によってつぶさに知ることができる。一例をあげると、 キコエ大君は、トヨムセダカコ (有名な姉なる神人) ともいわれ、その偉業は、 琉球の万葉集といわ

きこえ大君か

てるかは、のたてゝ

あぢをそいす

天ぎゃ下、おそい

又とよむ、せだかこ てるしのは、のたてゝ

あぢおそいす

意味は、「キコエ大君は、日の神を祭り、按司として支配す。天が下知らすお方ぞ。」というのである。 「キコエ大君が、威風堂々といませば、見れどもあかぬ、首里の祖国かな。名とよむ姉なる神人よ。

こいう意味)のうり、ああ首里の森城。真玉森城。」

という意味のもあり、 キコエ大君が、大平の戦に、 蹶起奮迅、 百千の敵を切り伏せぬ。」

てきて、一六六七年には、女王の地位は王妃よりも下位とされ、姫彦制=男女二重主権制は、ここに は第一次主権者で、国王は第二次主権者であった。ところが、この関係は後にはしだいにぎゃくになっ 手を、火や日の代表者、または子孫とみる-ことは、よくあることで、その点、日本でもおなじであった。 の神というのは、殿の火の神の延長であろう。原始人が火と日をおなじものにみることや、その祭り 国を盤石の安きにおいているという素朴な信仰のもとに、古琉球のひとびとは安息したのである。 という意味のもある。いずれにしても、キコエ大君という姉なる神人が、日の神とともにいまして、祖 佐喜真説によると、キエコ大君は、国王よりも優秀意思の所有者であった。すなわちここでは女王

完全に滅亡した。 伊波普猷によると、それからのちのキコエ大君は、むしろ、迷信界の魔王のような存在となり、向

族守護の能力なども彼女たちは喪失した。 圧したが、それと前後して、一般女性の地位も、ひどく低下し、またそれとともに、オナリ神的な一 象賢や察温のような儒教派の政治家が出て、いわゆる牝鶏の晨するのを忌み、女性のマツリゴトを禁

姫彦制を、 れわれは、 この琉球の実例によって、髣髴せしめたいからであった。 琉球の姫彦制について、やや長く観察してきたが、それというのも、 日本のむか

日本の姫彦の名は、延喜式の「神名帳」や、『古事記』・『日本書紀』や『風土記』や古系譜、

ちろん、狭義の兄弟姉妹のみではなく、一族中の男女を氏族制ではひろく兄弟姉妹とよびあうのであ 埴安彦のように母と息子のばあいもあるが、やはり琉球のように、兄妹や姉弟であることが多い。 姫彦で、従兄妹である。豊玉姫と豊玉彦のように娘と父であるとされる例もすこしはあり、埴安姫と 社の玉依姫・玉依彦も、夫婦ではなくて兄妹である。ウヂノワキイラツメとワキイラツコは宇治氏の ことでうかがわれる。たぶん兄弟であったろうとおもわれる。建築部門の大屋ツ姫・大屋ツ彦、 後代の人は思いがちであるけれども、けっして夫婦でないことは、宇佐ツ姫は中臣種子の妻であった 等で、無数にうかがうことができる。たとえば、『古事記』・『日本書紀』神武条の宇佐ツ姫・宇佐ツ 彦のように、地名などを冠して一対の名がつけられてあるが、一対の名であるから、夫婦であろうと つまり、一族中からえらばれた男女が、一は姫となって祭祀や宣命のことをつかさどり、他は彦 賀茂

んにちでもつよく生きのこっているのがみられる。 信とだけいってしまっては、原始人や庶民の歴史は、とうてい書けないであろう。こんにちでも、 離のものであったかは、歴史家のけっして忘れてはならないことで、これを無視して、いちがいに迷 本国中、津々浦々に、氏神の森や、鎮守の広場があり、それらがかつてもった社会的機能は、 原始人にとって、神祭りというものが、どんなにたいせつなものであり、 団体生活や労働生活と不

となって実務を執行したのである。

どは、氏の上の姫彦であった。この制度は、いまでも、いろいろな形で民間にのこっているが、とく の、氏族共同体のうえにはじまった。前にいった物部氏のイカガシコメ(姉) とイカガシコヲ(弟) な 日本の姫彦制 Ę 琉球の根神や恨人の制度のように、氏神の森や、 大屋のカマドなどを中心として

女性が中心となっていた時代 を補任する例が『続日本紀』等にみられる。それというのも、まだそのころまで国造神社を中心とす しており、たとえば、 名前がよくみられることがあるが、これは国造における姫をいうのである。大化以後もこの俗は遺存 て帰国するときには、たとえば美濃国造職や、筑波国造職など、それぞれの故郷の国造職にその采女 諸国の国造族から朝廷に采女を出すしくみであったが、その采女の任がおわっ

た。『古事記』や『風土記』などをみると、紀国造アラカハトベ、因幡国造アラサカトベなどと、

女の

たとえば、クニのばあいでも、氏の上が姫彦からなっていたように、ここでも国造が姫彦からなってい

氏族共同体が大小の連合体を形づくると、日本でも琉球とおなじように、やはり姫彦制を延長

血

縁的な祭治者のことである。

いえば、

に室町以前までは、トジとトネ、またはオフクロと長者といつような形でつづいていた。

琉球でも島の長を島袋というが、この袋という語は、フキ、ブリ、

ハフリなどとおなじ語で、

オフクロと

部門の伴造の姫彦であった。 国造が姫彦からなっていたように、伴造もおなじで、たとえば、酒ミヅメと酒ミヅコなどは、

酒造

る国造祭治の遺習があり、姫彦制等も遺存していたからのことであろう。

は、 ヤマト連合は、族長たちが各自のカマドの火を持ちより、それを合わせて永遠に燃え立つ炬火とし 部族大連合にあっても、 琉球とはちょっとちがった変化のしかたをした。それは、この項のはじめのところでふれたよう 姫彦の分離、 および擬制姫の出現という現象である。 卑弥呼とその弟のように姫彦制であったが、古墳時代頃の大連合の姫彦制

125

たトヨノアカリをめぐって、なりたっていたらしいことは前にいった。その聖火は連合の象徴であり、

しかし、

ヤマトには、

模造の日像と、

擬制姫がおかれた。

擬制姫を日前といった。

従来の姫彦は兄

天皇のことは、 その護持のしごと(ひいて護持者)をアマツヒツギといった。そしてそのアマッヒツギのうち、 直接奉仕したのはヤマト姫であり、それを助けたのはヤマト彦 (根子) であった。後代の宣命などにも、 ヤマト根子と記されている。 のちに聖火は日像 -鏡に象徴された。 キコエ大君が日 聖火に

結びついた現象であったろう。また族長の世襲化とも関連したものらしい。 したものであったが、ここにきて、日祭りの意識が、いちだんとつよまった。 日 (太陽) と母祖 (大ヒルメ) とが、ここで結合された。元来、姫彦の名は、 日の娘、 これは農業の発達とも 日の息子を意味

の神に仕えたように、この段階にくるとヤマト姫も日の神に仕えた。

変化したころからであろう。伝説によると、トヨスキイリ姫は日像を護持して彦と別れて出たが、 ろからか世襲化してきた。それはたぶん、神を家々の廻り祭り式から、神社を立てて定祀するように いでヤマト姫がこれを承け、 マト姫とヤマト彦(根子)との分離であった。 アマツヒツギ (天火の番人) は、卑弥呼の頃まで、選挙制によってえらばれたらしかったが、 日像は伊勢に鎮座された。 つまり、 姫彦制における姫の分離であり、 つのこ ヤ

婚姻が忌まれなかったから。 あることが本質であるから、表面は父系の兄弟姉妹か姥甥かが姫彦としてえらばれた。父系であれば 弟姉妹か姥甥であったが、 キサキは内実においては彦の配偶者であった。 しかし、 あくまでキサキで

ここにきて、ヤマトにおける擬制姫と彦との地位は、 かつての姫彦的関係から逆転した。彦は擬制

四 姫の上位に位置したし、また彦の相続は父系的に世襲化した。

女性が中心となっていた時代

系制なのである。 がって子供は母のところで生まれて育ち、母の氏族名をなのるので、実際の族制は、 わすれてはならないことは(ここがたいせつなところだから)、婚姻制はまだ妻問制で、

かし、

ちがった家に住んでいるので、ちがった家での相続となるのである。 ひとは、すぐこのことに気がつくはずである。 だから、族長相続が父系的に世襲化すると、どうなるかというと、 わが古典をすこし注意してよむ おなじ家での相続でなく、代々

器が授けられる。こうして、その系は、父系を引きながら、母族から母族へと転移する。 があるけれども、母族からの支援も大きい。『日本書紀』などで、たとえば推古天皇などが、 持者となる。ヒツギには、斎倉や内蔵や、大蔵や、地方の屯倉や田部や、その他山部・海部等の にも、母族ではその都度、自族からヒツギを出したという気になり、一族をあげてヒツギの生涯の支 たてられ、それらをヒツギノミコといったという。その数人のヒツギノミコの中から一人のアマツヒ は、それらABCのいずれかから出ることになる。 ツギが選出され (だから世襲といっても半分は選挙制ともいえよう) 、ヤマト連合の長老たちによって、神 いまかりに、年頃になった彦が、ABCの氏族に妻問して、子を生んだとすれば、次の彦の候補 本居宣長の説によると、数人の候補者が数家から だから当然 朕は蘇 渡りょう

して、その妻子は、自族を離れなかったこと、たとえば、ヒツギノミコの一たるウヂノワキイラツコ 連合の規模が小さいあいだは、伝説によれば彦の婚姻圏も、 景行は吉備や美濃に妻問し、応神も山城・近江・尾張等にまで「蟹のように」通ったこと、そ 大和 河内を出なかった。 その後にな

我から出たなどといっているのは、この習慣のゆえである。

祭祀のたてまえから、連合の構成部族から童女(ウネメ)を一人ずつ出して、キサキに従わせるさだめ られることなど、 その頃でも、皇后たちは、子生み子育ては自家で、また、死ねば皇族の墓地でなく、自族の墓地に葬 拠や子生み子育ての場所や墓は、かならず自族内にあり、ヤマトへは出勤制の形をとっている。 うかがわれるであろう。彦の妻がキサキとなったのは、仁徳頃からのようで、そのキサキとても、本 は母の地宇治に宮をもち、墓をもったこと、イホキイリヒコも母の地美濃から出なかったことなどが、 であったが、このウネメも出勤制であった。こうした出勤制は、平安、鎌倉頃までもつづいているし、 別著『招婿婚の研究』でくわしく記しているから参照されたい。

あったので、卑弥呼時代のような、第一次的主権者ではなかったが、それでもやはりキサキ (日の前を つとめる斎女であり同時に女酋) として、あなどりがたい勢力をもっていた。 キサキは模造の日像に仕える擬制姫であって、その内実は彦の配偶者といういわば日蔭者の境遇に

もつような種類の伝説、すなわち異常な伝説が、わが上代には、むしろ反感どころか渇仰にちかい心 説の部分は、大いにありうるだろうとはおもわれるけれども、よくかんがえてみると、後人が反感を をそそっており、こんにちでは、「伝説」一点ばりで、その抹殺に半ば成功している。 日本史」の記者たちをはじめとして、「女らしくない」ということのために、わが歴史家たちの反感 る祭治社会の祭主であるからとおもわれる。また祭主であるからには、ときに従軍などもしたにちが は、『古事記』・『日本書紀』にみえているとおりである。これはキサキが、それらの姫彦に代表され いない。 氏々の姫彦の集会であるトヨノアカリに、キサキが主役をつとめて、それらの姫彦を接待したこと 神功皇后の伝説などは、おそらくはそれの反映であろうとおもう。神功皇后の事蹟は、 なるほど、伝

理状態のなかで存在しえたという事実だけは、すくなくとも無視されてはならない。

討ちてこそ帰りませ、各艦の益荒雄等よ、戦うてこそ帰りませ、天つ国までも轟いて戦うてこそ帰り て島を討ちてこそ帰りませ、益荒雄等よ、協力して国を討ちてこそ帰りませ、各船の武夫等よ、 風よ、島を討ちてこそ帰りませ、あはれ貴き君南風よ、国をうちてこそ帰りませ、武夫等よ、一致し ときに、それを率いたのは、久米島の君南風というノロであった。「くめの二問切おもろさうし」には、 のものであることがわかる。古琉球の軍勢が、あるとし八重山島のオヤケアカハチを撃ちに出征 神功皇后の従軍伝説は、古琉球の女君たちの従軍伝説にくらべてみるときに、まったくそれと同型 「キコエ大君が派遣せる軍勢よ、君国の威光を輝かせ。貴き君が派遣せる軍勢よ、あはれ貴き君南 島を

とある。神功呈后が筑紫の橿日の海辺で、軍勢を前にし、みずから斧鉞を執って、 「其の敵少くともな軽りそ。 敵強くともな屈ぢそ。」

じて半島への出征を企図したのも、姫的女性祭祀の信仰からであったろうことはうたがいない。 キサキの段階では、もはや、むかしの卑弥呼ほどの霊力は期待されえなかったといえるけれども、そ 皇太子中大兄すでに三十歳であったのにもかかわらず、わざと即位せず、重詐の母斉明天皇を奉

ときには、やはりキサキを表面にたてることが、人民を安堵させる唯一の方法としてかんがえられて れにしても、 なお人民の信仰をつないではいたので、なにか大事業でもおこなわねばならないような

129 いたことはまちがいない。

代々のキサキではなく、あるときは臨時のキサキがたち、またあるときは先代の彦のキサキが、ひき 青は、臨時に日像を斎いた女酋 (臨時のキサキ) ででもあったろうか。代々の彦の妻が、かならずしも ども、このことをものがたるものであろう。清寧の後、忍海の角刺宮で執政したというヒメミコ飯豊 にあったと伝えられるのなども、また『風土記』に、神功のことをオキナガタラシ姫天皇とあるのな の空位の分をも) をおそう習慣であったとおもう。仲哀の後、応神の成長後も、酋長の全権がなお神 **ぽうの男酋が死ねば、のこったキサキが、当座的にか、または第一次的順位においてか、酋長職 (彦** つづいてキサキである (このばあいは、キサキは当面の彦の配偶者ではない) ばあいなども、もちろんあっ それにキサキは、擬制的にではあっても、とにもかくにも複式酋長の内容をなしていたので、い

欽明の「即位前紀」に、宣化崩時 (五三九) 、欽明群臣に令して曰く、 「余幼年、 識浅し。 いまだ政事に閑はず。 山田皇后明らかに百の揆に閑ひたまへり。

請る。

就き

たのであろう。

て決めよ。」

姫)であったことと、彦が死ねば姫が自動的にそのあとを、引きうける習慣などのあったことを、 皇后を奉じて百政を決するように促しているのは、この皇后が先々代からつづけてキサキ(すなわち 田皇后をさして、「まつりごとに熟達している」といい、そこで群臣にたいして、「就きて決めよ」と、 田皇后というのは、先々代の安閑の皇后 (仁賢の女) である。それなのに、欽明が即位前に、とくに山 とあるのは、 きょうみある記事である。余幼年とあっても、 欽明はこのとき三十一歳である。 また山

れは示すものではなかろうか。したがって、欽明もこの習慣を一応尊重しなければならなかった。

か の全権をふるいたいとおもっていたとおもわれる。それを山田皇后は知っていたのでうごかされな つた。 かし、 欽明の真意は、その言葉とはちがい、自己の妻をただちにキサキにして、自分が彦として

にからむ変乱の時期であるとされ、たとえば安閑・宣化と、欽明とは、継起したのでなく併存したのだ という説などもあるほどの時期なので、こういうこんなんな時期への顧慮などもあったとおもわれる。 それに、継体から欽明までのこの時期は、従来歴史家たちのあいだでも、大伴氏と蘇我氏との対立

はお立派な方です。ひとびとよ、どうぞ皇子を奉じてください。」 そこで山田皇后は、つぎのように声明した。 私のようなものが、攻治にたずさわるなどとはとんでもないことです。それにひきかえて、

ここで私見をいえば、この時期は、すなわち古墳時代、酋長時代の末期で、ヤマト連合の大酋長 この声明があってから、冬十二月、すぐに欽明の即位がみられたと『日本書紀』にはある。

されない。 内容をなす姫彦制も、ようやく断末廃のところにきていた。すなわち、祭治社会の複式酋長制を一掃 かに君主制といえるが、その君主制が、わが国では、なお、かつての姫彦制の伝統をひいて、女帝と して、政治国家の一君主専制の段階へと変革しようとしていた。しかし、それにしても、 われわれが、女帝推古にはじまるいわゆる大化改新前後の時代にみるものは、 飛躍 もはやたし はゆる

交立の形態として開始された。そして、その交立の方式は、いまみてきた姫彦制的なもの、 いかえれば、 わが国の君主制(古代天皇制)は、男君主独臨の形態としては開始されず、 たとえば、

――とが交互に即位するという形態をとることになるのである。

131

すなわち姫と彦

Ŧi.

山田皇后でしめされたように、「彦が死ねば姫が自動的にそのあとを引きうける」という姫彦制的習慣 の開幕期 の踏襲にほかならなかった。だから、これを姫彦制の側からいうならば、わが姫彦制は、 -すなわち、推古女帝 (五九二―) から称徳女帝 (―七七○) までのほぼ! 一世紀のあいだ 古代天皇制

は、 なお姫彦交立という形態のうえに、残映を投じていたともいえるのである。

代天皇制の初期に姫彦交立の君主制へと推移したのである。このことは、後章の女性天皇の条でも観 つづめていえば、わが姫彦制は、石器時代に姫中心の姫彦、古墳時代には彦中心の姫彦、そして古

察するであろう。

もあるが、女治や母権は、こうした祭治的な姿をとって具現したのであって、われわれはここにその あざやかな例証を示しえたとおもう。 姫彦制は、 いいかえれば女治制である。一に母権制ともいえる。 世には女治や母権を否定する学者

## 五 女性中心の文化

## 霊能と女性

えてみたりしてきた。家庭(ホーム)を知らなかった社会のことや、そこでの生活条件、性生活、それ とさえいってよい。われわれの知識欲はこんなにも無限であるのに、あたえられるものといえば、ご から女治の方式等、それは、かなりいろいろなものをふくんでいたといえるが、それでもまだ、 われはじゅうぶんにはその時代について知らないのである。じゅうぶんどころか、ほとんど知らない れわれは、女性が中心となっていた時代について、すでにいろいろなことを観察したり、かんが

くわずかな分量でしかない。人間のなげきは昔からこの点にあった。

知り、 それでも、わたしたち人間は、やはり昔から知的動物であった。過去を知り、現在を知り、未来を 宇宙の実体を、人生の法則を、生命の原理を知り、 運命を知り、 災厄を知り、 それらにたい

て身を処する方法を知りたいと、われわれは昔から喘ぎもとめてきた。

して、私はこの霊能の問題こそ、無視することも、軽視することもゆるされない、まさに世界史的事 そういう知的欲求の、おそらく最初の形態として、私はここに霊能の問題をかかげたいとおもう。そ

種神秘的な知的能力――のことであるが、後代のひとびとは、この能力を、女性のヒステリーや、病的 実であったことをいいたい。 それはつまり、女性の霊能 ――はやくいえば「神がかり」という手段などを通じて表現されていた一

うような異様な神通力をもつ種族のことが、一種の恐怖心とともに、また一種の郷愁をもって、語り かったことは、 発作に帰している。それはどうともあれ、人間の最初の文化が、この女性による霊能文化以外ではな れわれは、 まぎれもないことであるというのが、私がここで指摘しようとしている問題点である。 あらゆる国々の昔ばなしや、童話や、冒険譚等のなかで、妖婆や、山姥や、仙女とい

まされているけれども、 つがれていることを知っている。 これらの異様な種族は、いまでは、夜ふけの森の中とか、人の行かない谷間とかに、肩身せまく住 すこし前までは、 たとえば、「アラビアンナイト」などのつくられた頃まで

は、大手をふって市街地区に住んでいたし、それどころか、ごく身ぢかなひとびと、たとえば愛妻と

慈母とか、また、おしひろげていえば、女性一般が、しばしばそうした異様な種族の血すじとさ

したとのことだ。」

えされていたのである。 観察し、そして警戒していたことはまちがいなかろう。 はやい話が仏教でも、 キリスト教でも、 儒教でも、そういう眼で女性一

般を

(, に日本の古俗ともいってもよい。 みな」も、おそらくは琉球語おみなりと同語であろう。そうとすれば、 は前にちょっと琉球のおなり神 (生神―現神) のことを記したが、琉球では、全女性がおなり神とされ ていた。ついでにいうと、おなりは敬称して、 ところが、時代をもっと歴史以前にまでさかのぼると、そこにはもうそのような異様 なぜなら、そこではそれらは「異様」な存在としてではなく、神として認識されているから。 伊波普猷「をなり神の島」によれば、 おみなりともいう。 日本内地でいう、 琉球のおなり神の俗は、 琉球では 女すなわち な種 族 は 同時 いり 私

生御魂」の義のあることはいふまでもない。 頃まで首里那覇にさへ行はれてゐた。姉妹のない時は、従姉妹なり誰なりのそれを貰つて、お守りに 仰があつた。姉妹の 項 の髪の毛を乞うて守り袋に入れ、或は其手拭を貰つて旅立つ風習が、つひ近 たのだから、 今なほ、 故郷を離れた男子には、をなり神が始終つきまとつて、自分を守護して呉れるといふ信 一切の女人が、その兄弟等に、 ……かうして彼女等には、神秘力があると認められてゐ をなり神として崇められてゐる。 をなり神に、 「姉妹

引きまわち給れまぼるかんだいものおみなりが手巾とある。民謡にも、

Ŧi.

大和までも

姉

の手巾は、

わが守護神なれば、

航 御船の高艦に加海中に、波が荒れて 船が沈みそうなときに、 白い海鳥がとんできて、帆げたなどにとまると、

われを庇護してよ、日本までも。」といういみである。

白鳥が居ちょん

おみなりおすじ

白鳥やあらぬ

うしてついていてくれるとすれば、 船のともに白い鳥がとまっている。 もう大丈夫だ。」 白い鳥ではない。 あれは姉妹の生御魂だ。 姉妹の生御魂がこ

といって、船乗りたちは喜ぶという。

の行くえ不明とか、 ているが、そういえば、いわゆる「神がかり」などでも、その起源をたずねていけば、たとえば愛児 このように、女の神秘力は、同族への血縁愛から生まれる(それほど女の愛はつよかった)と信ぜられ 同族の危険な出征とかのばあいに、純化され白熱化された愛と祈りの状態として、

はじめは経験されたものではなかったろうか。

その利害の直観であり、 のちには、 そのかぎりにおいて、 指導者や天才の卓越した頭脳のなかに、または、 その生命の伸長へのするどい予感でもありえたといえよう。 原始女性の霊能の純粋なあらわれは、その属する種族の叡知の集積であり、 世論の総合のなかにもとめられることと この種 の能力は、

なるが、それぞれの段階での対社会的な性質と、その価値、

その権威には、

なんら優劣はないといえ

Ŧi.

よう。

的科学-その他にみられたような、あのするどい直観や直覚となって、再現してくるのではなかろうか。そし 新原理をも、あいついで発見し、把握することになるのではなかろうか。 て、そのとき、われわれ人類は、げんざい想像してもいないような、たとえば、原子力以上の宇宙の 経過し、あらたに世界愛において純化される未来をもつばあいには、それは、たとえば、 こうして、女性の霊能は、同族愛において発揮された一時代をもったが、それが数千年の抑圧期を 放射能とか、原子力とかにおいて示されたフランスのキュリー夫人、ドイツのマイトナー 最近の革命

## ことばの文化

文化」があったことを、私はここでいいたいとおもう。そして、その「ことばの文化」は、主として 女性ないし生産者が生んだ文化であったということを。 未開時代から文明時代をくぎるものは、「文字の文化」であるというが、その一つ前に、「ことばの

「はじめに言葉ありき。言葉は神なりき。」と、キリスト教の『聖書』にみえており、日本の古語で おなじ意味のことが、「言霊」という語で表現されている。

条でみた霊能時代の段階においてであった。 始の生活事情の所産であったろうとおもわれる。そして、それが、文化にまで高められたのは、 ことばの発明は、それほど奇蹟的なものとされたが、おそらくは、これは群から氏族へかけての原 前

そこでは、「言」は「事」と同義語とされたが、ここに霊能時代の哲学があった。霊能時代では、 事

137

あるが、その状態は、自意識をなくしたとき、もっとも透徹したものとなれる。つまり無我の状態で

葉も、 間動植物その他宇宙一切)、この二つの状態は、併せてもつものと観念される。 を言霊という。そこで、よい言葉(ヨゴト)には、よい言霊が伴い、自他を幸運へとみちびく。 信的であるとして警戒されている。 も先天的悪人の一種である) であり、そのしょうこには、それらのものはつねに陰険で、不正直で、背 る良家のひとびとであり、その道徳を善といい、悪人はたいてい被支配層 るので、おなじ人間でも、 気の状態とのみがあり、 しいの反対は、古語ではマガ (曲がっていること、すなわち病的状態) である。 ここでは、普通の状態と病 の心身や、その環境)を、正常な状態におかねばならない。 言) でなければいけない。だから、けっきょく、 幸はう国」というのがこれである。しかし、それはもちろん偽りのヨゴトではいけない。マコト(真 物は漠然とした一切であり、その内部には、 後の男系・男権時代の哲学では、神と悪廃、人間と畜生というように、階級的差別的に観念せられ 正常ということを、古語では、正しとか直し(只という意味、また普通という意味)という。 あらわれると一定の質量にかたまり、 普通の状態であれば、誰でも真言の持主でありうるというのが霊能時代の人間信頼 いろいろな形で、外部へあらわれたが、その一つがつまり言の葉(端)なのである。この言の 神と悪魔というような二元的な善悪観はない。いいかえれば、誰でもが (人 善人と悪人との二つに判然とわけられ、善人はたいてい支配層 事物をなし、この事物にも、とうぜん意識が伴う。 意識がうずまいていた。それをタマ、またはヒといった。 マコトのヨゴトをいうためには、 ―たとえば賎民や奴隷(女 事物(ここでは人間 ―いわ の哲学で

Ŧi.

はやくいえば真言は神の言葉である。

うような意味であろう。言葉の文化時代のなごりであることはいうまでもない。 ことがある。これは「みこと」(命)と同語であって、「みこともち」――神の言葉の維持者 りである。また、いまでも、「あなた」というようなばあいに、「おこと」という語を民俗ではつかう れた。古典に「征服」とか「平」とかの漢字が、コトムケとよまれてあるのは、この霊能時代のなご しての威力をもっていたので、氏族間の闘争などでも、流血をさけて、言向け(コトムケ)がまずなさ こうして、霊能時代には、言葉への尊敬、ひいては言葉の文化が栄えた。ここでは、言葉は、

きょうとを、いかにひろく深くおよぼしたかが肯けるのである。 としてでなく、必須的の行事とされたことをみると、ことばの文化が、言霊的な宗教的な意義とえい における贈答歌などは、その遺俗であるが、このように婚姻などのばあいに、これらが随意的 和としておこなわれた。奈良時代の直接の、または玉梓の使いに託しての相聞歌、平安期の「ふみ」 おもうが、神前群婚の歌垣では男女が即興歌を唱和するし、この俗は、妻問期に入っても、妻問の唱 もなく、一般男女のすべてが、それ自身即興詩人であり、語り部であったことである。前にもみたと ことばの文化は、ときに優秀な即興詩人や語り部を生んだが、その前提となったものは、いうまで

『古事記』・『日本書紀』や『万葉集』や『風土記』を注意してみると、儒教ふう、貴族ふうのなかにも、 なおこの時代の人民ふうのなごりがみられるとおもう。それの伴う思想は、前にもいったように、汎 ことばの文化は、庶民、生産者――人民の文化であった。ヤマトコトバは、この時代にみが れた。

という題の文章にも、

「これは学者などのみな言っていることだろうけれども、日本の文化の核心になるものは、

女性主

にみられる。そこには、たとえば、室町以後きわだってみられる女性への蔑視や不信 (後章参照) の現 神的で、平等で、 平和で、楽天的で、真言を尊び、そしてそこには、女性への尊敬と信頼とが特徴的

農耕者で、平和愛好者で、汎神的観念の持主であったこの時代のひとびとは、動植物や、山や河 およそ同一民族か否かをすらあやしませるほどのひらきが観察される。

どころ (琉球のウガン、日本のホコラ) を設けて、宇宙の神秘と同化した。 即興詩人で、同時に宗教家であった彼等は、そういうところに美しさや尊さをみいだし、小さな拝み た都市国家 (ポリス) ではなく、朝日の直射し、夕日の日照る草深い山腹や、 ども、自己ときりはなさず、身ぢかにかんがえて、それらを敬愛した。彼等の住居は城壁でかこまれ 狐狸のすむ谷間であった。

説はあやまっている。そのしょうこには、これも通説の一つに、日本の文化は女性的であるというの そうした自己をとりまく大きなものを話題にして語り合った。ここにことばの文化がめばえた。 に思いをはせ、小楯なす山や丘のたたずまいをながめては心をつつましくした。ひとびとは、 本文化論 がある。 には固有の文化がなく、文化といえば、そのすべてが外来のものであるという通説があるが、この通 にし、そして人間の生活を無限にたのしくするものであった。ひとびとは、星空を仰いで未知の空間 ウガンやホコラが生産者のものであった段階では、それらの拝みどころは、人間を真摯にし、 岡崎義恵の日本の文芸学に関する論文のなかにもそういう説があったし、長谷川如是閑の日 におい ても、 それが持説になっている。 いつであったか鈴木大拙の「女性中心の日本文化」 つねに 日本

Ŧi.

ば、 時代になると、支那の影響が入ってきて、強くなる。その後だいぶんめちゃくちゃになってきたろう 外国の関係を離れた、日本だけのものになると、平安朝のそれのように、柔らかいものである。 ても、女でああいう物を書いたということは、世界に、類がないだろうと思う。一方、 義である。 弱い、柔らかな、湿った、すこしはっきりせぬもの、それが日本の文化である。 聖徳太子の時代、仏教が入って来て、あれから奈良へかけて、支那の影響が多い。……ところが、 しかし日本の文化の性格の基礎には、やはり女性的のものが強いように思う。」 日本に道徳とか何か強いものがあるとすれば、それはみな、支那から入って来たものであ ……紫式部にし 遡って考えれ

また、いうまでもなく、姫彦的祭治制度なども、その所産の一つであったのである。 りたたないことになる。じつに外来文化 (文字の文化) の一歩前に、 きされているといえよう。したがって外来文化のほかには、日本固有の文化はないという通説は、 性文化からつよい影響をうけているという事実は、こうした説の存在によっても、まちがいなく裏書 前にふれたように、多くの無名の即興詩人や語り部を出し、原始哲学や原始神道を創始したのである。 ついでに、語り部というのは、主として各氏族に属し、その氏族の来歴や挿話等を語りつぐ任務を 固有文化(ことばの文化)が栄えて、

とあった。みぎの説には受けいれがたい点もあるが、それにしても、日本の文化の基礎が、

原始の女

歌われている『万葉集』の志斐媼なども、語り部の一人らしくおもわれる。ところで、語り部の作品 ると、たぶんそういう種類の女性であったろうという。「いなといへどしふるしひのがしひがたり」と 事記』の誦習者として、その序文に記されている稗田阿礼は、平田篤胤や井上頼圀、 もった部門で、美辞をえらび、曲節を付した、いわゆる「語り物」の演奏家たちであったらしい。『古 柳田国男等によ

挿入せられているのではなかろうか。『古事記』の仁徳の条にみえている「枯野」の一章などは、ど というものはどんなものであったろうか。『古事記』・『日本書紀』や『風土記』等の古典にはそれが

うもそういう作品らしくおもわれる。次に引いてみよう。

其の音七里にきこえたりき。爾歌に、 ぞ謂ひける。 山を越えき。故是の樹を切りて船に作れるに、甚とく行く船にぞありける。時に其の船の号を枯野と 免寸河の西に一高樹ありけり。其の樹の影、旦日に当れば淡道島におよび、夕日にあたれば高安とのき ……この船のやぶれたるを以て塩を焼き、其の焼け遺れる木を取りて琴に作りたりしに、

和泉国大鳥郡富木村に等乃伎神社があり、 立つ 枯野を なづの木の 塩に焼き さやさや」 其があまり 琴につくり 殿来連氏の氏神という。この「枯野」の一章は、この氏がのぎ かき弾くや 由良の門の 門と 中か の 海石に

の語り部が語り伝えた伝説でもあろうか。 語り部の語り物は、日本流の史書の最初のものとされる『栄花物語』(赤染衛門ら)をはじめとして、

格を結果したというような現象は、 己流の腕前をあらわし、男性作家も爾後その影響下におかれ、前にみたように、日本文化の女性的 語』、『太平記』等の軍記類にも伝統しているといえよう。いまから千年前、 『大鏡』、『今鏡』『水鏡』、『増鏡』等の鏡物や、『源氏物語』(紫式部)をはじめとする小説類や、『平家物 の妹班昭は兄の死後そのあとをうけて『漢書』の表類を作ったといわれるが、これは自己流の作品ではなく、 日本をおいてはちょっとみられないことであるが (後漢の史官班 女性が歴史や小説に、

**性流の踏襲である)、それというのも、原始の女性文化** 

語り部的伝統が、仮名文字の発明に乗じて

Ŧi.

再現したためではなかろうか。

しめすものとして、意味ふかくうけとられねばならないものであろう。なお次章にもいう。 なお、女性流の作品には、母性我的世界観が顕著にみられるが、このことも原始女性時代の文化を

## 生産者本位の風俗

となる。そして歪曲され、破壊される。 からで、いわゆる男性時代になると文化は貴族中心となり、都会本位となり、生産者のそれは下積み 女性中心の文化は、 同時に生産者中心の文化である。というのは、女性時代即生産者時代であった

もう。 去の歴史では、女性時代だけで、このことからでも、女性時代というものの性格のよさがわかるとお 生産者が、自己の文化をもち、自己の風俗習慣をもち、自己の制度をもったのは、だから人間の過

なわち、海浜や、沸水などのほとりに、見晴らしのよい地所をみつけて、それをそういう宴遊の場所 をみると、「男女老少よりより集ひて宴遊する場所」というようなのが、どこの土地にもみえる。す として、共有していた。 生産者の社会には階級がなかった。だから、ひとびとは、楽天的で、集会をたのしんだ。『風土記』

じてタウゲ)という語のおこりである。峠のない平地では、村はずれのホコラまで送ってくる。後のこ り、これを「手向け」という。物を手向けて、旅路の安泰をいのるのである。これが、峠 族の一人が、遠い旅に出たりすると、一族たちは、峠まで見送りにでかける。峠にはホ (タムケが転 コラがあ

とではあるが、『万葉集』の防人の歌に、 松の木の並みたる見れば家人のわれを見送ると立たりしもころ

族が、出立のときに私を見送るといって村はずれの道の両側に立ちどまって、いつまでも動かずにい というのがある。 路傍に立ちならぶ松並木をすこし行ってからふりかえると、 それはちょうど私の

たあのけしきとおなじだというのである。

会は都会で、大厦高楼のすぐ隣に、誰に訴えるすべもなく飢え死のうとしている小さな一家やその片 ちの私有財産制度にもとづく家族制度の常識なのである。 われたちがいる。 は、むしろ、他人ばかりの都会のほうが、いくら住みよいかしれないほどでさえある。けれども、 が、それはじつは似て非なもので、いまの農村には階級の差別がひどく、だから貧農の家族にとって 楽も一村が一団となって共にしたわけである。いまの農村にもややこれと似た雰囲気がのこっている 氏族制度の時代では、こんにちのように家庭が孤立しているのでなく一村が一家なので、悲喜も苦 隣ではそれに気づかず、また気づいても、 知らないふりをしていることが、こんに

うものは、とても「神仏」の前になど出られたわけのものではない。だがよくしたもので、いわゆる たちに訴えてみたところで、そんなことは「赤」の思想だなどと突きはなされるぐらいがおちだろう。 「神仏」も、利己主義のためにだけ存在しているらしく、このような嘆きを教会の牧師や寺の坊さん あ、こうしたことに馴れ、それをなんとも感じなくなっているこんにちのわれわれの人間性とい われわれ不幸な者たちが、「赤」とはなんだろう、では救いは「赤」にしかないのかと、かん

がえはじめるいとぐちがある。

144

Ŧi.

**意)」な地方を、飛鳥と名づけたり、「春日のカスガ」――霞たなびくあたりを、春日とつけたり、思** さて、生産者の社会では前の条でみたように無名の即興詩人がおおく、「飛ぶ鳥のアスカ(°かすかの

で、祝福されてつけられたものである。こうおもうと、ごくつまらない小さな土地の名前一つでも、な いつきの美しさに、どっと笑ったり、拍手したりしながら、地の名や所の名が、どんどんつけられて いった。いま、われわれの周囲にある土地の名前や山や河の名前の半分は、昔こうした雰囲気のなか

んとなくおろそかにできないありがたい気がするではないか。

あろう。 敏な鑑賞、単純なものに高雅な美しさを見出す感覚」と批評した (そしてそれは当たっている) 日本人の つの伝統的性格は、よくもあしくも、むかしの生産者時代の先祖たちから伝わったものとすべきで 「日本文化史」の著者のサンソムが、「日常平凡の事物に楽しみを見出す慣性、形と色との美の鋭

という個人雑誌に、毎号うつくしい研究が載っていたことをおもいだす。 とは、前にも、いくらか書いたようにおもう。いまのお祭りのことは、近くは松平斉光の『おまつり』 日本民族が「お祭り」ずきの民族であることは、むかしもいまもかわらない。 むかしのお祭りのこ

の順に坐る。そして若者たちが調理方兼給仕となって、ごちそうが準備され、くばられ、あとは食っ るひとびとも、のこらずお祭りに参加する。そして布などで祭費をだす。村内のひとびとは、稲をだ りのときには、ちょうど前にしるした琉球のお祭りのばあいのように、村を出て他の地域に住んでい し、これを貸して利稲をとり、費用にあてる。お祭りの日になると、男女ことごとくあつまり、年齢 儀制令の『集解』の古記によると、奈良朝頃の庶民たちは、春秋二時、お祭りをしたが、そのお祭

等」充」.膳部\' 備コ給飲食。゚ 」という点であろう。 たり飲んだりとなる。後代のお祭りとちがうところは、「男女悉集。」と記されている点と、「以二子弟

子弟すなわち若者たちが、謄部となって給仕するというようなことも、おそらく後代ではありえまい。 これは奈良頃の俗であるが、もっと遠くさかのぼると、共食の行事のほかに、群婚の行事がともな 後代の宮座では、男女悉くではなく、主として男子だけである。 また、 女を含めた会衆にたいして、

う。このことは前に記した。

酒して、死者の霊をなぐさめる。いよいよ葬ってしまうと、一族は水中に入ってミソギハラヒをする そのままにしておいて、なごりをおしむ。そのあいだ、喪主は泣きつづけ、その他のものは、 葬式も、お祭りとおなじく、共同体によっておこなわれる。『魏志』には、人が死ぬと、十余日間′ 歌舞飲

などと、三世紀頃の日本の葬式の模様がしるしてある。伊波普猷『古琉球』によると、琉球でも類似 たん妻の郷里に葬られたのを、後に本郷へ移骨された記事がある。夫婦が氏族を異にするばあいには、 の俗がみられたようである。 とられたようで、『旧事本紀』のニギハヤヒ条にそれがみえる。また、『播磨風土記』などにも、 妻問さきで死んだ男は、形見の品 (衣類や手持品など) だけ妻子のところに葬られ、亡骸は自族へ引き

徒跣・露頂などの習慣を、根づよくいつまでももっていた民族であったらしい。 日本民族は、三世紀頃の『魏志』から、七世紀頃の『隋書』までの外国人の見聞記によると、 つまり、太平洋諸島 裸体

こうして各自の族に引きわけられ、墓地を別にするわけである。

的 自然人的な民族であったわけだろう。後代におよんでも、神事に、裸体徒跣の俗が維持されてい

145

いう。

相撲のときに裸体になる俗なども、朝鮮・中国・蒙古などにはなく、 あったところから、つまり祖神たちが、いつまでもそれを要求しているのである。 ることは、 はだか祭りや、はだしまいりが、これを証明している。この俗が、日本民俗の本来の俗で わが国特有の俗といってよいと 高橋健自によれば、

は、 典をみてもうかがわれる。 らわれていた。ひとびとは、ここでも正しい――つまり普通 のではない。この生産者の世界には、享楽はあったが、淫楽はなかった。男女の美醜観にもそれがあ 生産者の世界は、 生産者にふさわしい知恵と健康を意味するものであった。この時代の美の標準のいくらかは、古 裸体主義にはじまったが、この裸体は、自然を意味するもので、淫蕩を意味するも ――の美をこのんだ。普通の美というの

部分でなく全体的に把握された美)がかんじられる。とにかく、「胸幅の広い」などという条件は、 体格であったろうし、「花のごと、咲て立てれば 」という形容にも、この美少女の花のような全姿 (一 とある。「胸幅の広い、腰の切れた軽快な姿」というからには、おそらくは、下半身もよく発達した また『万葉集』に、上総の末というところの珠名娘子という美少女のことが歌われているが、それには、 なわち、楯のようにまっすぐなうしろ姿 『古事記』の応神条に、 胸別の、広き吾妹、腰細の、すがるをとめの、その姿の、端正に、花のごと、咲て立てれば、紫紅紫 山城の木幡乙女の美しさが描かれているが、「小楯なすうしろで」―― ――正しい姿勢が、とくにそこでは美女の条件となっている。

『出雲風土記』にも、「童女の胸鉏」とあるが、それは、若い女性の胸幅のように広い鉏という意味

者時代以外の美ではない。

うような外見一点ばりの堕落した意味になる。

女性が中心となっていた時代

後にもいうかも知れないが、平安時代の『堤中納言物語』のなかの「虫めづる姫君」など、後代なら、 ひとたまりもなく、ひんしゅくされてしまうだろうに、あのころまでは、ああしたひたぶるな熱中し むかしのひとびとは、これを心のすこやかな姿だとして、からだの美とともに、賞讃した傾向がある。 知的なかんじをもった、または何か一つの境地に、 純粋に熱中しているような女性にたい

ころに、美女観のちがいがうかがえよう。また、古訓でキラキラシというのは、輝かしいとか、ただ

のとおもう。後代でカホといえば顔面だけのことであるが、古訓にしたがうならば容姿全体となると

端正をキラキラシとよんであるが、これは江戸期の学者が古訓などを参酌してこうよんだも **前記の珠名娘子の歌のなかに、「その姿の端正」とあるのもおもしろいとおもう。姿をカホ**  女の胸の広くて健やかなのを貴んだ俗がわかる。

しいとかいう意味であって、心身一体の境地においていわれるが、後代ではいわゆるキラビヤカとい

か見ないような境地でも、乙女ぶりとして、むかしは愛してそれを見ていた。 た姿は、かえって美しいとさえみられたらしい。 生産者時代には、享楽はあるが、淫楽はないと前にいったが、そのこととも関連して、さきの珠名 恋愛にしてもそうで、後代のひとびとなら、「男ずき」だの、「恋愛遊戯」だのと、卑俗な見方でし

娘子の素行のことを、ちょっと説明してみよう。もっとも、珠名娘子の時代は、すでに奴隷制 であって、もちろん生産者の時代などとはいえない時代だったが、それでも、『古今集』以後の歌集と 0

147 『万葉集』とを比較してもわかるように、そこには、つよい土の香や、生活の積極面や、庶民の自主性

Ŧi.

人がきて立つと、珠名娘子はわれをわすれて夜中でも出て行って逢ったそうな。」というのであろう。

などが、まだ力づよくのこっているのがみられた。珠名娘子も、そうしたなかの一人であって、彼女 こしながいが、『万葉集』のその条を、仮名まじりに書きかえて引いてみよう。 の素行を売淫婦のそれのようにいう後代の解説者の卑俗な見解には、私はふさんせいなのである。す

が行く おの妻かれて しなが鳥 道は行かずて よばなくに そのかほの きらきらしきに 花のごと ゑみて立てれば 安房につぎたる 乞はなくに あづさ弓 すゑの珠名は かぎさへまつる 人皆の 門にいたりぬ さしならぶ となりの君は かく迷へれば 胸別の 広きわぎも 玉桙の うちしなひ 道行く人は 腰細の あらかじめ よりてぞ妹 すがるを おの

は

たはれてありける

金門にし人の来立てば夜中にも身はたなしらず出でて逢ひける」

を乙女に手渡したりする。世の中の男という男が、こんなふうにこの乙女の美しさに迷って大騒ぎを するものだから、 従来の妻とは前もって手を切っておいて、求めもしないのに、いつでも忍んでおいでなさいと合い鍵 てを忘れ、よびもしないのに、この乙女の門のところにきてしまう。また、お隣のおやじさんまでが、 姿をもった乙女で、そうした端正な姿で、花のように笑って立っているものだから、道行く人は行く かかりながら、のぼせてふざけていたよ。」というのであろう。また、反歌のいみは、「門のところに 安房の国の隣、 われわれの愛らしい珠名娘子は、あれごらん、身も心もたのしげに、男たちにより 上総の国の末という所の珠名という乙女は、胸幅の広い、腰の切れた、 りっぱな

た前記の「虫めつる姫君」のような女性美もある。また、土手で草刈りをしたり畑で土をほったりし て、熱心にはたらいている女の姿なども、美しいものの一つであったろう。 つくしい(愛らしい)とそれをみたのであろう。 恋の香に無心に酔っているこの乙女の乙女ぶりを、この時代のひとたちは、たぶん、寛大な心にう このように、そこでは美の条件の範囲がひろく、寛やかで、豊かであったが、これが後代になると、 事物の美しさは、もちろん、恋愛にだけあるのではなく、恋愛など無頓着で、毛虫の研究に熱中し

なにはまれな美人」というようなことばがあらわしているように、美女は都会と貴族にだけ存在する 類のものであった。 いう種類の美は、けっきょくは自他の生命をそこない、生きる希望までうしなわせてしまうような種 とされ、爾余のすべてへの世のひとたちの審美眼までが、いつともなく曇って消えてしまった。 いわゆる「女らしさ」というようなせまい枠がつくられ、したがって女性美は萎縮し、さらに、「ひ たまたま生みだされるあたらしい美といえば、きまって、変態的な、淫楽的なものであって、 そう

輪を連想させ、けっしていいものではない。」といっている。 国の学者も、これを批評して、「纒足については、昔風な中国人は、此れ歩々金蓮花を生ずとか、尖っ て春筍の如しなどと、ひとりよがりなことをいうが、あの筍のような足の格好は、美というよりも片 外国の例でいうと、かつての中国がもった纏足の美なども、それであって、陳東原という近代の中 ところが、国粋家たちの間には、「拝脚狂」というような、奇妙な集団さえ生まれたほどであった

149

という。李笠翁というひとは、「昼は憐惜し、夜は撫摩す。」などとかいているし、小脚の研究家とし

Ŧi.

そういう小さい足をもった名妓などの靴を、酒席の客が順ぐりに愛撫する遊戯などもあったというか う。三寸から四寸ぐらいのもので、底の弓なりになった、白い軟かな足がもっとも愛玩されたらしく、 て有名な方絢という学者などによれば、香蓮(纒足した足)には、肥・軟・秀の三種の神品があるとい おどろかされる。生産者の国であるいまの中国などには、こんな風俗は、もちろんもうみられな

ような風俗と、胸幅のひろい、うしろ姿のまっすぐなのを女性美の条件とするのとでは、そこには雲 のちがいがあるといわねばならない。 ひとりだちのできない女の姿を美しいとし、小さな不具な足でよろめくのを蓮歩といって愛玩する

いことであろう。

われていた。 人という語は、後代では女性だけを意味するようになったが、わが国でも平安頃までは、男性にもい それに、もう一歩ふみこんで観察すると、美といっても、女性だけを対象とはしない。たとえば、美

た。人間への愛だけではない。大きくいえば、天地万物にたいしてそうであった。たとえばむかしの 性を無視した品さだめの態度-オダフクという醜女の典型も、 かいうような、ほめた意味があった。醜は醜であることによって、また同時に美でもあったのである。 こうして生産者の世界では、あらゆる存在が肯定された。人間への愛と尊敬の深さがそこにはあっ また、ついでにいうと、美醜観そのものにも、後代のそれのような、冷淡な物品あつかい―― かならずしも後代のそれのようなつきはなした暗さがない。むしろたくましいとか、心にくいと **――などは、なりたっていなかった。たとえば、醜 (シコ) という古語に** ウズメノミコトとして顕現したとき、それは一方の魅力を意味した。 人間

草のなかにも、より雑草的なものと、花だけを強調する牡丹的傾向のものとがあるが、むかしの日本 立派な容儀があった。七世紀の『隋書』の「倭国伝」によると、男女の多くが腕や顔やからだにイレ の背景をなしているより大きな天然の美 祖たちも、かならずしも容儀について無神経ではなかった。それどころか、そこには裸体にもとづく おいてのそれであったから。 人は、前者を愛したといえるのである。愛の尺度が、花のみにはなく、 日本人は、雑草を愛したが、牡丹やバラがなかったからというだけでは、それの説明にはならない。 さてこのへんで、ふたたび前の裸体生活のところへもどりたい。 Щ 河 野、 晴れ、曇り、 裸体生活者であったわ しぐれ、野分き等との調和に 姿にあったし、 その姿も、 れわれの先 雑

にを、からだや顔に塗ったらしい。男女の埴輪土偶に、顔を赤く彩ったものが多いのも、 おいとには、当然にも、それが容儀化してきた。 ズミをしているとある。このイレズミは、はじめは魚や虫の害を防ぐためになされたらしいが、 イレズミのほかには、『魏志』によると、「以|朱丹|塗|其身体。」とあって、 赤土からつくったべ おい

う。 もその最初はたぶん裸体者の容儀に由来したらしくかんがえられる。髪は、男も女も被髪(自然の垂 て、花や葉をさすもの、 裸体の俗とならんで、広幅の布を裁縫せずに、男は『魏志』のいう横幅、 また、耳飾り、耳玉、. 頸飾り、腰飾り、手玉、足玉等の装身具の出土に徴すれば、これらの装身具 健康美を強調したわけであろう。 埴輪輪にみられるミヅラや、 カヅラといって、蔓草などを、巻きつける俗もあった。竹櫛もさした。 島田髻などにすすんだのであろう。 髪飾りには、 すなわち袈裟がけに巻き それであろ ウヅといっ

は、 してチハヤという祭衣に遺存したという。この式の服装は、 つける式、 いまの海南島の男女が貫頭衣を着ていたこと、『南晋書』 裸体の俗とともに、南方からきた俗らしく観察される。 女は布の中央に穴をあけて貫頭衣式にする段階がはじまったが、 現在もミクロネシア人のなかでみられる には、 中国の諸書 扶南人も男は横幅、 この両式は、 たとえば 後には合併 女は貫頭衣 『漢書』に

であったことなどがみえている。

安頃にはうしろの腰に着装する形ばかりのものとなった。その頃にはひだのある赤いハカマが用いら れた。いわゆるヒノハカマである。 のとがあったらしく、この二つを併用するふうもあった。 方は、ハカマをはいてから、キヌを着て、胸にひもをむすび、 横幅、 **貫頭衣についで、キヌ(またはソ)とハカマ(またはモ)からなる上下衣式がみられた。** ハカマは、 ハキモの意味だそうで、だからモ(裳)には、 後には、モはひだのついたものとなり、平 細帯で腰をしめて、正面に結び垂れる 股のあるハカマと、 腰巻き式の その着

せかたであったらしく、 ものである。あわせかたは、左前を下、右前を上 (いまの着物と反対) にあわせるのがヤマト式のあわ 輪のようになっているもの、 衿くびには二通りあって、一つは、あげくび(盤領)というもので、えり首のところが穴になったり、 埴輪などにみられる。これを中国では左衽という。 もう一つは、たれくび(方領)というもので、いまの着物のような方式

であるとしていた。そこでわが国でも、 国では、被髪や左衽は、 天武朝に男女結髪令が布告され実施されたが、その三年後には、四十歳以上の女や祭祀関係の 野蛮人の風俗だといって、これを軽蔑し、結髪と右衽とを文明 まず髪のほうからいうと、大化改新で、中国一辺倒となった 国 0 風

髪令となるなど、ジグザグ式がみられたが、いつかまた垂髪となり、それが室町時代の中頃までつづ 垂髪の令が出た。しかし、文武朝になって、ふたたび、祭祀関係や宮人、老女をのぞく全女性への結 女は、もとどおり被髪でもよいという緩和令が出、ついで、その翌年には、まったく結髪が撤! 回され、

たで、これはもとのヤマト式と一致している。 が、これはこんにちまでつづいている。ただし、こんにちの女の洋服は、左が下、右が上のあわせか めて天下の百姓をして襟を右にせしむ。」とあって、従来の左衽を廃して、中国ふうの右衽にかえた いっぽう、えりくびのあわせかたのほうはどうかというと、これはすこしおくれて、元正朝に「初

織物もあった。白地の布を山藍、クチナシ、アカネ、ムラサキなどの汁でたたき染めにしたり、摺衣も られ、その絹地にも、カトリ(いまの羽二重のようなもの)や、アシギヌ(いまのツムギのようなもの)など 志』によると、三世紀頃にはすでに養蚕もあって、その製糸法は、口にマユを含んでしめらせ、 て横縞に織ったもの)もあれば、綺といって、絹糸をいろいろにそめて自然の文様を織り出した小幅 の種別もできたらしいという。模様にも、倭文布といって、つまり筋織り(麻の緯を赤青黄などにそめ ぐちをみつけて糸をとるというそぼくなものであったらしい。しかし、とにかく、こうして絹地も織 の地質をいうと、よくはわからないが、麻、楮、カヂ、藤、イラ、シナなどであったといわれる。 ついでに、横幅、貫頭衣時代から、上下衣時代 (この時代の服制は男女ともにおなじい) にかけての、

このように、なにごとも原始的な時代ではあったが、前にもいったように、生産者の時代なので、男

スミレ、シノブ等をすりつけて染めたりもした。

といって、月草、榛、

Ŧi.

0) トで武装した男や、タスキやヒレで祭装した女があらわれ、それが一般にもえいきょうをもってくる。 女の服装に、ほとんど後代のような意味での差別がない。 飾り、首や手足の玉飾りまで男女が同じであるし、 とはいえ、上下衣式の時代までは、その服装には、 田まげであるが、このばあい後代のように男を簡素に、女を飾るというような差がない。また、髪 ただ、時代が進んで、男に特定の軍人層、女に職業的祭女層などが分化してくると、ヨロヒカブ 性的差別の強調が顕著でなく、だから、 着物の地質、模様、そして色合いにも差別がな 髪も両者被髪か、 または男がミヅラで女が 両性

が特徴となってくる。 は、大名の妻妾や色街の遊女を中心とするものになるが、それは平安貴女の肌着であった小袖を露出 した服装で、ハカマがなく、前が割れていて淫らなのと、幅のひろい帯や振袖などで富を誇示するの のそれは蹴落とされて、働き着とか、野良着とかになって、堕落する。室町から江戸にかけての服 して優美であった時代はあるまい。平安頃になると、貴族本位の動きのとれない服装が発達し、 女性だけにかぎっていっても、 日本の歴史において、この時代ほども、 女性の服装が労働に適

自然美は、かえってすなおに顕現する機会があったともいえる。

ず、けっきょく洋服・洋髪に傾くほかはない。 **貫頭衣や上下衣 (被髪左衽) の昔へまではさかのぼれず、江戸時代の遊女のまるまげや、前記小袖式** おひきずりにとどまるわけなので、女性がようやく解放されようとしているこんにちの時勢にはあわ だから、筆者をふくめてそうであるが、こんにちの日本の女性は、心にはいつも妙な矛盾を感じて 明治以後、婦人服の改良問題は、一つの大きな懸案となってきたが、民族性を発揮しようとしても、

場の白人たちと同席したときの、外観上の卑小さは、 ないかなどと、そんな気持さえもしているのである。いわゆる優越的な白人の服装を身につけて、本 るし、ひいてそれが心理のうえにまで卑屈となってあらわれるとすれば、それはいっそうたまらない 男女にかかわらず、つねに眼にうつる事実であ

おり、洋服よりも、むしろ中国、朝鮮などのアジア服に、右へならえをしたほうが、まだしもましでは

ことであるから。

# 第二章 女性の地歩はどんなぐあいに後退したか

#### 文明の開幕

#### エンゲルスの説

則が花のように一時に咲きひらいたあの古典時代――に相当している。 とえば、ギリシアやローマの古典時代――今日にいたる全文明時代の根源をなしている諸原理や諸法 ものは、「古代」という史学上の時代区分のことばで表現されている一時代である。この時代は、た われわれは、いよいよ未開時代をおわって、文明時代に入ることとなった。文明時代の最初にくる

代がいよいよ開幕するのである。 壊期であり、ひじょうに過渡期的であるが)。この時代がおわったところから、すなわち鉄中心の文明時 で、考古学的には、石器と鉄の中間にある青銅中心の時代である(すでにそれは父系氏族時代で、氏族崩 分のことばでいうと「英雄時代」という一時代があるが、この英雄時代までは、まだ未開の氏族時代

古典時代の直前には、ギリシアでいえばホメロスの詩にみえているような、これも史学上の時代区

は怒号し、あるときは歓喜にみもだえて、双手を高く天にさしのべている時代なのでもある。 そしてそのなかから次の待望の時代へのあたらしい芽生えや力が、あるときはすすりなき、あるとき てくるしみ、のたうちまわっている時代であり、しかし、またいきいきとした、魅惑的な時代であり、 そして、この鉄の (後にはそれと併存しての石炭の) 文明時代こそ、げんにわれわれがそのなかにあっ

私 いみかたでみていけるよう、ふかく心にいのりながら、これからの何章かをみつづけ、かきつづけ **は胸いっぱいここで深呼吸をしよう。さて、できるだけ昻奮しないよう、昻奮せずに正しい偏し** 

起源』のなかで、文明を定義して、

最初に、エンゲルスの説をとってみたい。エンゲルスは、その名著『家族、 私有財産および国家

といっている。これを一語でいえば、文明時代はすなわち商品生産の時代(商業の時代)ということにな 産がそこで完全な展開をとげ、そしてそれ以前の全社会を変革するところの、社会の発展段階である\_ 「……かくて文明とは、分業、それから発生する個々人のあいだの交換および両者を包括する商品生

品生産の過程にこそ、人間の――したがって女性の――奴隷化が貫徹したからで、この意味で、文明 時代すなわち女性の奴隷時代であるから。

る。そして、女性にとって、これはもっとも注意せねばならない定義であるといえる。なぜなら、商

さて、商品生産の過程での人間の奴隷化について、エンゲルスはいう。

は、 なく、人間もまた商品たり得るし、人間を奴隷に転化することによって、人間力もまた交換され得る であるが、道具や技術が発達してくると一人一人の生産力も発達して、それ自身の消費量をはるかに ものであり、また利用され得るものであるという偉大な真理が発見」されてくると。 つまり、 **「(○人間の労働力が、それ自身の消費量をはるかに越える生産物をつくることができるようになる発展段階** 分業および個々人のあいだの交換をめぐる発展段階と、主要な点において同一であるが)然るに今や間も かつての原始時代には、 一人の人間は一人の消費量程度の生産力しかもっていなか ったの

品化、

人間の商品化である。

と 資は、 ようになる。こうして商習慣が発達し、貨幣もできて、商業本位、営利本位の世の中へとすべりだす 越えるほどの物資を生みだすことができるようになる。そうなると、ある人間は、 あらゆるものの価値や意義が、商業経済、営利経済を中軸にしてたてなおされるようになり、こ 他の各種のやはりあまった物資と交換されるようになり、そこに交換の利益が発見されてくる 奴隷のみに働かせて、自分は遊んで食うという事情をつくりだす。また一方では、 他の人問を奴隷に あまった物

んどは人間自身が、それへの奴隷になってしまう。

えない、 りでしばりつけて奴隷にし、それらの一人一人の労働力をねぶみした「ねだん札」によって、めにみ でまけたものやあるいは自族中の平の族員など)の自由をうばい、めにみえない、またはみえる鉄のくさ も芽生えの時代をすぎほんとうの制度となって確立するのである。 人間 の価値は、 またはみえる市場での人身売買というみにくいことをはじめるようになる。「労働力」 各自がもっている「労働力」を中心にしてねぶみされることになり、ここで奴隷制 強いものは弱いもの(たとえば戦争 の商

ものを自由自在に必要に応じて市場に売り出すことのできるような習慣や制度をつくってしまう。 での相互扶助の集団制度を破壊し、またはうまくそれを偽善的に改変して、いつでも強いものが弱 またここから、 人間は血縁関係とか、同族とか、その共同休とかいうかつての美しかった真のいみ て修

飾されてはいるが、せんじつめると、右にのべたことに尽きるのである。階級 文明時代というもの、文明時代の国家制度や家族制度というものは、 -の区別も、なんのことはない、右のようなりくつからいよいよはっきり固定づけられ、 いろいろな偽善に蔽われ -すなわち強い もの

とエンゲルスはいう。

踏み台にしてはじまったので、毒をくらわば皿までというように、つきるところがなく、 制度化されてくる。ここに、文明の悪の正体がある。 後にもいうが、 文明は、「人権のじゅうりん」を

0) 軌道をすべりまくるのである。

飾されている奴隷制は、 は文明の三大時代にとって特徴的であるがごとき隷属の三大形態である。公然の、そして最近には粉 に特有の最初の搾取形態である。これにつづいて、中世の農奴制、近世の賃労働があらわれる。 社会の最初の大きな分裂があらわれた。この分裂は全文明期のあいだ継続した。 - 文明のもとにおいてそのもっとも完全な展開をとげた奴隷制とともに搾取および被搾取階級への つねに文明と並んでゆく。」 奴隷制は、古代世界

その奴隷の労働力を売買する制度ができた。古代-「労働力」のねぶみ、労働力の商晶化という現象が生じてから、 強いものが弱いものを奴隷(財物)化

式の大農場や、ギリシア式の大工場で、 に市場から市場へと転売されることもあれば、事業家に買われて、鉄鎖にしばられたままで、ロー 露骨なもので、奴隷市場でねだん札をつけて売り出された奴隷たちは、仲買人に買いとられて、 まったが、それをかたく制度づけたのは、それが商品化した文明時代においてである)。この古代の奴隷制は、 に入れ、分配して、内外の市場で大儲けをすることができるわけなので、古代ギリシアやローマでは、 でも需要される。他国との戦争に勝つと、いわゆる勇士たちは、こういう奴隷を、大量に、ただで手 の奴隷制度がその最初である(まえにもちょっといったように、奴隷現象は、氏族時代からすでにはじ 商品生産のために駆使されるのである。 まえにいったギリシアやローマの古典時代 だから奴隷はいくら さら

いつも求めて戦争がおこなわれた所以である。

農奴である。 計をくめんする自由もあたえられるが (それが奴隷主にとってけいざいなので) 、奴隷主の領土のうえに しばりつけられ、領土とともに売買されたりして、やはり商品であることにはかわりがない。これが 中世の封建時代になると、奴隷はもう鉄鎖ではしばらなくなり、自分で家をもつことも、自分で家

生存権が神さまでなく一部の人間層の手ににぎられ、たえず、それをもっておどかされつづけている 状態にある。 ものが、準労働奴隷の境遇におちいらされ、めにみえない鉄鎖 (制度・法律・道徳等) でしばられ、その の労働奴隷とすこしもかわらない。それにここでは、いわゆる労働者のみでなく、ほとんど大部分の いの労働力がねぶみされ、是が非でもそれの切り売りが強制されるしくみになっている点では、古代 近世の資本主義時代の労働者は、身分的には中世の農奴より、さらにずっと自由になるが、 めいめ

三段階をとって、こんにちにおよんでいるのである。 制に終始した時代であり、その奴隷制は、古代の労働奴隷、 (したがって人間を財物視し、その生命の自由や尊厳をあたまから無視した時代)であり、 このように、文明時代は、人間の労働力を他の商品とおなじようにそれを徹底的に商品化した時代 中世の農業奴隷、近世の賃労奴隷という (J いかえれ ば奴隷

のあるところ、ここではそれは商品としてのみ、供給されるからである。こうして、「労働力」 あつかいかたの文明時代では、女性の性もまたおたぶんにもれず商品化してしまう。 さて、これからいよいよ女性の問題に入るが、以上のような商品化万能、 営利万能 のか なぜなら、 んがえかた、

こなわれたように、 品化と、「性」 ねばならない。また、労働力の商品化が、人問を奴隷 (財物) に転化することによってのみお の商品化とは、文明時代における二つの大きな「人間性の商品化」 性の商品化も、 女性を奴隷(財物)に転化することによってのみおこなわれたので 現象であることが、

であるが、これをいま一語でいえば、 女性の性が商品化された道すじについては、項をおい、章をおって、だんだんと説明していくはず

あるが、このことも、

また同時に記憶されねばならない。

というわけである。 奴隷のありかたに、 男女の分業の過程で母権氏族が崩壊して弱者の地位におちいった女性が、いっぽうで発生した女 ぜんじに同化し、ついに、まったく奴隷化し、そして、商品化してしまった。」

のテーマの中心の一つになっているとさえいえる。 払わなければ、その持主からとりはなつことはできない。 もわれるが、この段階では、女奴隷はすでに明確に個々人の私有に帰しており、なにびとも代価を支 分けとって、 こうした女奴隷は、男たちの性欲のために掠奪され、あるいは買いとられることもおおいが、それ ホメロスの作品などによると、すでにギリシアの英雄時代頃には、 各自の女奴隷として携帯し、玩弄しているのがみえる。 ホメロスの詩は、こんな女奴隷の悲劇がそ 最初は共有物であったかともお 敵から掠奪した女を勇士たちが

と関連して、生殖のためにも需要される。つまり、 奴隷が生んだ子は、 やはり奴隷として待遇され、財産の一つとされたものらしい。 雌牛を買って、子牛を期待するようなもので、 これとおなじこと

161 は、 アメリカでは、近代までおこなわれたようで、一八五三年に黒人小説家ブラウンによって発表さ

エンゲルスによれば

れた作品『クローテル』には、 式の家族の淵源とされている)のありかたは、すなわちこのことの消長をもっともよくしめすもので、 如実に描かれている。 当時の白人の主人たちが、黒奴に子供を生ませて、それを奴隷とした ローマのファミリア (familia) という家族団体 (その名前からもヨーロッ

うち醜い幾人かは男奴隷一人ずつあてがい、子供を生ませ、その子供らも、 現するために発明され、そしてこの社会的有機体の長は、妻子および一団の奴隷を、 ぽうでは、氏族制がこわれて、氏族の女性たちの身柄が孤立化し、男の族員が私有する右のファミリ それが後になると、主人の老後や死後を保障させる等のひつようからも、財産相続の習慣が熟し、いっ にくわえる。こうして、この団体は、つねに一人の主人と多数の奴隷群とでなりたっていたのである。 もとに、全員にたいする生殺与奪の権利をもって所有していたのである。」 する奴隷の全体のことである。ガイウスの時代にもまだファミリアはすなわち相続分で、遺言によっ しい数人は、主人が多妻的に弄んで子供を生ませ、その子供らもまた奴隷の数にくわえる。女奴隷 て遺贈された。この言葉 (ファミリアという言葉) はローマ人によって一つの新しい社会的有機体を表 いで、もっぱら奴隷を指している。家内奴隷はファムルスと呼ばれ、ファミリアとは一人の男子に属 アのなかに助けをもとめて落ちこむようになり、かくて男はそれを正妻として迎え、その正妻の子の つまり、ファミリアは、もとは一人の男の私有する奴隷の男女で構成されており、女奴隷のうち美 「ファミリアという語は、……それはローマ人においては、最初はけっして夫婦とその子供を指さな おなじくファムルス ローマ的父権の の数

なかから相続者をえらぶという段取りとなり、さらに後には、女奴隷でも主人や主人の子の妾であれ

ば、 工場へ追いやられ、鎖につながれて働かされる。この過程で、ファミリアという呼称は、 由人と非自由人との分化がみられるようになってくる。もっと後には、自由人たちは一夫一婦の小集 団に分化して家をもち、 その生んだ子は正妻のそれとおなじく自由人として評価されることとなって、 奴隷たちは分離されて、分けとられ、 それぞれの主人の所有する大農場や大 この団体にも、 夫一 婦 自

小集団、すなわち小家族の側に伝統し、こんにちにおよんだわけなのである。

隷の境遇におちいったことをそれは意味するのであり、また、男のために、男に奉仕するものとして 質的にはけっしてそうではない。本質的には、あくまで一般女性のほうが堕落して男の私有する女奴 をそれはいみするのである。したがって、「一人の男子に属する奴隷の全体」というかつてのファミ あることにかわりはない)を生む家畜の一種(かつて女奴隷がこの任務を兼ねていた) になりさがったこと の性質をもった子供(だからこれも名前は男の息子や娘であっても、父権のもとではそれらは本質的に奴隷で リアの性格は、どこまでも不変で、こんにちにおよんでも、 は右にみたようにその集団を分化させたり、その集団の品性を向上させたりするようにみえるが、本 このように、一般女性がファミリア(一人の男の私有物である奴隷集団)のなかにおちこむと、 なおそれが微弱ながらも貫通しているこ 外面 的

隷は男奴隷と同様に農場や工場の奴隷とされる。というように、便宜に応じて分類され、各自 た生産の面でも、 いわゆる家婦的な生殖部門と、娼婦的な性欲部門との二つの性的労働部門にわ 家婦はいわゆる家事労働(紡織 · 裁縫. 調理.掃除等)の奴隷となり、 そのほ か か れ 1の枠内 の女奴

さてこうして一般女性が奴隷化してくると、女奴隷の職分にも分化が生じ、たとえば「性」的な面

とによってのみ「家庭」は存続しているといってよい。

163

やはりなんとしても、性的労働者、性的奴隷の面が特徴的であるのはいうまでもない。 に釘づけられ、各自の仕事が強制されるが、「女」という範疇で男奴隷から区別してみるばあいには、

もちろん、神様の意思からでたものでなく、人間の世界の支配のしくみから生じたものであることは じ女の性を享けたものへの、いっぽうには生め、いっぽうには生むなというこうした強制のしかたが、 は世界のどこでもみられる)、後者にはそれは嫌忌される(子持ちの娼婦はおよそ艶消しとされる)。 婦))とがあり、さきにいったように、前者には子を生むことがもとめられ (子なき妻が離別される風習 性的労働者、 性的奴隷には、 いまのことばに飜訳すれば、いわゆるオンリー (妻) とバタフライ (娼

ある。たとえば、家婦は娼婦よりも上品だというように。 れているものであることはうたがいない。また、奴隷たちに階級をつけることも、分裂支配の一種で 奴隷制の面でも、つねにみられるもので、奴隷の団結を恐怖する奴隷主の底意から、これが割りださ るべきたくらみというほかはない。いわゆる「分裂の支配」である。この種の支配のしかたは、 を隔離し、相互に反目嫉視させることによって、なおいっそう支配の効果をあげている点など、 ついでにいえば、こうした支配のしくみはじつに至れり尽くせりであって、とくに両者 (妻と娼婦)

れば、家婦はオンリー的に買いとられたもので、娼婦はバタフライ的に転売されるというちがいがあ のところでいったように、 しかし、家婦にせよ、娼婦にせよ、奴隷 (財物) であることにはかわりはないので、この条のはじめ ともに商品 (性の商品)であることからのがれることはできない。

るだけである。

つに、売買の証文を手交するというようなことが実際におこなわれ、高価に買われた妻ほど肩身が 妻を買う行為は、修飾されて、 いわゆる婚礼となるが、それでも旧中国等では、 わが国の嫁取も同じであって、そのしょうこに 婚礼の手つづきの

は、 その息子の母親たちも、おおくはおなじようにして買われてきた奴隷なのである。奴隷市揚から買 よさそうな女を物色して買って帰り、それを息子にあたえて家をもたせる話が、 ひろいという現象なども、そこではみられたという。 『アラビアンナイト』などをよむと、息子が成長すると、息子の父親が奴隷市場にでかけていって 縁どおい女のことを、売れのこりという。 たくさん見えている。

もしくはいつでも商品化されうる性であることでは同一である。 とるのと、家長から買いとるのとのちがいはあっても、妻の本質が奴隷(財物)であり、 商品化された、

奴隷制の面でも観察される所以である。 近代)における三つの奴隷形態(古代奴隷・封建農奴・資本賃労奴隷)に照応する発展形態が、 隷制と原理および基礎をおなじくするものであるから、前にみたような文明期の三時代(古代・中世・ 転化され、商品化されたことを中心としておこってくる現象なのである。 文明時代においてのみみられる女性の地位の低下現象は、つまり以上にみたように、 したがって、 それは 女性が奴隷に 般奴

品化を中心とするものである。 それは、 女性史とは、 古代もしくは古代的基礎のうえでは、家父長権や夫権の絶対性 (生殺与奪) のもと、三界に いいかえれば、すなわち女性奴隷史である。そして、女性奴隷史とは、性的労働の商

家なき無産の妻としてあらわれ、また、いっぽうでは、公娼制の開始として展開する。

品でしかないように、この時代の女性も、けっきょくは古代のそれから遠くはなく、現実にはいぜん られる)としてあらわれ、 として父権や夫権の拘束下につながれ、妻の財産は夫の管理下にあるので無産にひとしく事情によっ 奴に対応して、若干の財産権をもった妻(だからヨーロッパなどには、後にみるように女性の諸侯などもみ いっぽうには、ギルド的売笑制が展開する。しかし、農奴がけっきょく土地にしばられて売られる商 次の封建時代もしくはその萌芽や遺存の基礎のうえでは、古代奴隷よりもやや自由なその時代の農 恋愛神聖思想や女性崇拝観につつまれた妻や娘としてもあらわれる。

てはいつでも没収される状態にある。

ことも近代ではおおくなったが、そのばあいには、家庭というものの本来の性格(妻を専門的奴隷として されてしまう。近世特有の母子問題がここにおこる。そしてこういう母たちの私娼化の現象も、 奴隷の夫に依存する妻は、ひとたび夫の失業、病気、死亡等に出会うと、子供とともに路上になげだ に、支配層が極度に少数となり、大部分のものが準賃奴隷化している現代では、そうした不安定な賃 女たちが、いぜんとして、家における、街における性の奴隷であることにはかわりがない。そのうえ 父長的、夫権的婚姻制にくらべると恋愛結婚も可能となるし、いっぽう公娼制がすたれ、自分で自分 るのに対応して、女性も身分的にはほとんど自由になり、他人が自分を身ぐるみ売買したむかしの家 ではほとんど通例のこととなっている。あるいはそうなる前に、妻も職業をもち、 の性を切り売りする私娼制が登場する。しかし、このようにいちおうは自主の形をとるにしても、 したむかしにくらべると、ここでは自分が自分の労働力を切り売りするような形にまで進んできてい 近代になると、賃労働者が、身分的にはほとんど自由になり、他人が自分の労働力を身ぐるみ売買 夫と共稼ぎをする

か、 うえに皺寄せされ、妻は外での職業と、家庭での仕事とを、二重に負担する結果になる。 構成される性格) と妻の職業生活とが矛盾衝突し、けっきょく、その矛盾は泣き寝入りのかたちで妻の の体力にはかぎりがあるので、ここから女性の病弱 または家事がルーズになって秩序がやぶれ、家族(とくに青少年)の不良化の現象などもおこるだ ――ひいてその子供の病弱 の事態がおこる しかし、人

おそらくは、このことによって、自爆しようとしているものらしい。 これで、文明時代における「労働力および性の商品化」、その持主たちの奴隷化について、 ずれにせよ、古代以来の奴隷制は、近代にきて、二重三重の各種奴隷を女性におしつけているが、

ろう。だから、これもまた、けっきょく母子問題の一つであるといえる。

し観察してきたとおもう。 文明時代は営利時代である。 生産は自己消費のためでなく、商品生産を中心としておこなわれる。

れを弾圧するための合法・非合法の支配層の暴力行為が、 りなく、ここでは征服・被征服が社会の原理であり、奴隷群の反乱と争議 者自体を本源的に生殖する女性 (それとともに性欲の具としても需要される女性) の性も、また同時に商品 ための奴隷の労働力も、事業主が需要するので、商品として奴隷主から供給されるし、そういう労働 と被搾取者、支配者と被支配者の階級的対立があらわれる。だから、このむとこのまないとにかかわ として家長や夫たちのあいだで売買される。ここには、前にもいったが、必然の結果として、搾取 つまり、 人間の需要物が、ここではすべて商品として生産され、供給される。したがって商品生産の 国家と家庭の秩序なのである (職場と家庭を問わず)、 そ

そして、この時代の大部分の住民たちのいつわらないあこがれ(いやがうえにも強権者でありたいための)

または、すこしでも幸福になりたいための) は何であろう。 一にも富、二にも富、そして三にも富、々、

々

であろう。富こそ、この時代での最高の価値であり、決定的目標なのである。

得が不可能」であったであろうからにすぎない。 期とが、文明の懐にいだかれたとしても」、「しかもそれもただ、これなくしては現代の完全な富の獲 なるほど一見、富以外のもの ――たとえば、「科学の上昇的発展と、 時に繰り返された芸術 0

こで借用しよう。 の起源』の結語として引用しているモルガンの文明批評を、それゆえ私も、この文の結語として、こ 儲からないとなると、その口の下から戦争を企図するだろう。ここにはもう狂気以外のなにものもな 富を目的として動いているわれわれの世界では、 文明とはけっきょくこういうものであったのである。エンゲルスが、『家族、私有財産および国家 たとえば口に平和を唱えているものも、 平和 では

に個々人の利益にさきだち、そして、 る財産との関係や、また有産者の権利の限界を規定する時代がくるであろう。社会の利益はぜったい れて佇んでいる。しかしいつかは、 にたいして支配しがたい権力となった。人間精神はそれ自身の創造物のまえに途方にくれかつ魅惑さ なはだ包括的となり、そしてその管理は有産者のためにはなはだ巧妙となって、ついにこの富は 人類の最後の運命ではない。文明の発端以来すぎさった歳月は、人類のすぎさった生存期間のただの 去にとってそうであったように、進歩が、いぜんとして将来の法則であるならば、 文明の出現以来、 富の増加ははなはだ莫大となり、その形態ははなはだ複雑となり、 人間の理性が富を支配しうるほど強くなり、 両者は正当かつ調和的な関係に持ちきたされねばならな 国家と国家の保護す 単なる富の追求は その応用 はは 過

より高い社会段階をさし示すであろう。それは古い氏族の自由、 権利の平等、 その唯一 ような進路はそれ自身の破壊の要素をふくんでいるから。 小断片にすぎず、 の終局目的とする歴史的進路の終末として、われわれの前にせまっている。 普通教育は、 なお、 経験、 将来きたるべきものの一小断片にすぎないのである。 理性および科学がそれにむかってたえず努力しているところの次の 政治における民主主義、 平等および友愛の――しかし、より 社会の解 社会における友愛、 なぜなら、 体は、 この

### 日本ではどうか

い形態における

復活であるであろう。」

私は、

前の条で、文明や文明時代についてのエンゲルスの説と、それからひきだされてくる女性史

隷制も商品生産の基礎のうえで完全な展開をとったギリシアやローマの古代奴隷制社会では、 についての私の公式的な見解とを、いちおうひっくるめてのべてみた。 に女性史に関連して、すこしばかりかんがえてみたい。文明の開幕が典型的になされ、したがって奴 この条では、この公式が、日本では、どのような道すじをとってあらわれたかということを、 女性

おり、 当時すでに比較的発展していた商品生産および商品取引に、 頃から、土地はすでに族員中の男たちに分配されて、私有財産に移りはじめていた。これはあたかも、 奴隷化もそれにおうじて、典型的な経過をたどった。たとえば、ギリシアでは、氏族末期の英雄時代 からの手工業の分離もすでにみられ、 海外貿易もさかんであった。このような生産段階におうじて、俘虜の奴隷制もすでに芽生えて 農民自身も、ブドウ酒、 適応するものであった。 淟 穀物等を商品用に生産しはじめて そこでは、 農業

おり、前にもみたように、 ていた妻や母たちは、 財産権もほとんどなく、その地位は急速に低下しつつあった。 女奴隷も存在した。 すでに嫁取婚で、男の家に迎えられて女奴隷と同居し

オデュッセイアの中で、いかにテレマコスが彼の母を馬鹿にするかを見よ。」 英雄時代には、女子はすでに、男性の優位と女奴隷の競争とによって卑しめられているのを見る。

とエンゲルスはかいている。ついでにもっと引いてみると、

とも、彼はかいている。 することが出来またするところの女奴隷の首長たるにすぎない。」 う彼女はその夫にとっては、 とが期待される。英雄時代のギリシアの妻は文明期のそれよりも尊敬されはしたけれども、ひっきょ からは、彼女がこれらのすべてを忍容し、しかも自らは厳格な貞操と夫にたいする忠実とをまもるこ けるアガメムノンのカサンドラのごとく、将軍等の故郷および夫婦の家へつれてゆかれる。……正 天幕と床とを共にする捕虜の少女のことが語られている。これらの少女はまた、アイスキュロ のかような女奴隷のための争いを中心とするものである。 がってもっとも美しいものを選びだす、全イリアスは、周知のごとくアキレウスとアガメムノンとの間 捕われた若い女は、ホメロスにおいては、勝利者の情欲に投ぜられる。 彼の相続者たる嫡出子の母、 彼の家政婦長および夫が思うがままに妾と ホメロスの重要な英雄においてはい 将軍等はその位階にした ずれ スにお

幣経済のさかまく怒濤のなかで消滅する。氏族時代の首長級から統を引き、大土地所有の富豪となっ すでに完全に商品生産段階であり、かつての自給自足的制度のほんのわずかななごりまでがいまや貨 この英雄時代を前提として、 いよいよ文明期の古典ギリシア時代に入ると、そこでの生産段階は

たのである。

工民の社会は、つねにある程度民主的形態をとる。

しかし、その本質は、

もっとも残忍な奴隷制

袓

会である。

争力が、工業的および商業的富をもった新しい階級のうちに成長して、前にみたように、 人種 いたった手工業および手工芸が支配的な職業部門」となり、古い貴族権力にたいする勝ちほこった競 すべての行政権は、完全に民主化して市民の手ににぎられ、ここに氏族によらず、 て権力をふるっていたアテナイの貴族等は前六世紀のソロンの改革以来、一般市民のために打倒され、 血によらず富によって結成されたアテナイ国家が出現した。アテナイ市民は、 ―つまり商工民であった。そして、「商業と奴隷労働によっていよいよ大規模に経営されるに 住域によって区 典型的 前者を倒し な文明的

顕現する。 無産者で無力な妻や娘があり、また、ソロン以来国家によって庇護された売淫ヘテレの制が存在 奴隷と、 花やかであったアテナイ古典時代であった。その裏面には市民の三、四倍もの鉄鎖につながれた労働 日本でいえば、後にいうが、これと類似の状態は室町以後のいわゆる下剋上の民主的機運の 絶対的夫権下の単婚家庭の女部屋に監禁され、嫡子を生むことと、家事労働に釘づけられ その裏面において、日本女性は、ギリシア、 ギリシアにおいて奴隷制が確立したのは、くりかえしいうように、民主政治および文化 ローマのそれに相当する奴隷化の極致に陥った。 なか から した。

アテナイ時代の妻たちの奴隷的境遇については、 外来者は容

171 子は女奴隷をつれてでなければ外出しなかった。家にあっては堅苦しく監視された。アリストファネ 易にゆくことができず、 女部屋は.二階または屋後の、 男子の訪問があるばあいには、彼女等はそこへ引きさがったのであった。女 家の隔離された部分をなし、そこへは男子、 ことに、 らわれるのである。\_

ギリシアでは、 にヘロドトス時代にキオスで商売の目的で生産された(。それはギリシア人にも利用されただろう。 スは、姦通者を威嚇するために飼われたモロッシ犬について語っているし、 の諸都市 (゚当時の) においては、妻を監視するために去勢者が使用された。これらの去勢者は、すで **姦婦は殺してもよかったし、奴隷に売ってもよかった)。エウリピデスにおいては、妻はオ** よたすくなくともアジア

かにしては、彼はアテナイ人にとっては女中頭以外の何ものでもなかった。」

イクレマ、すなわち家政のための物件 (๑この言葉は中性である) と呼ばれ、そして子供を生む仕事をほ

とエンゲルスは記している(またギリシアでは、女は教育、職業、政治などすべて国家的社会的なことから

らわれるのではなく、 に公言された単婚の排他的な目的であった。……かくて単婚は、けっして男女の和合として歴史にあ された最初の家族形態であった。家族における男子の支配、もっぱら彼の子供であることを要し、か すなわち原始的な自然発生的な共有財産にたいする私有財産 (◦男のみに顕現した) の勝利のうえに樹立 れとはぜったいに無関係であった。……それは自然的条件のうえにではなくて、経済的条件のうえに、 の他の性による征服として、いままで全先史に知られなかったところの両性問の抗争の宣言としてあ て追跡しうるかぎりの、一夫一婦制の起源であった。それはけっして個人的性愛の果実ではなく、こ つ彼の富の相続人と定められていた子供を生むこと――ただそれだけが、ギリシア人によって、明白 「これがすなわち、われわれが古代のもっとも文明化し、かつ、もっとも高度に発展した民族におい ましてその最高の形態としてあらわれるのでもない。反対だ。それは一つの性

割りきられている室町以後にみられるもので、それ以前の日本の婚姻制は古代以前の ともエンゲルスは記している。明快な定義であって、なにびとも、この定義を否定することはできまい。 ただし、日本では、こうした「古代的婚姻制」は、日本の歴史家たちにただ単純に封建時代として 「原始的婚姻制

である招婿婚(対偶婚) でしかないことは、もう前にくりかえしいったとおもう。(レュラサセンニス いるように、文明の開幕における典型的なものとして、ギリシア(およびローマ)の歴史は、 私は、 おもわずながながとギリシアの女性史にかまけたようである。しかし、エンゲルスもいって きわめて

重要な意味をもっている。このことは、女性史においてもまた同断なのである。

産制 隷制と古代婚姻制との相関性」についてである。この両者は、前にみたように、古代的生産段階を共 通の基礎として顕現したものであり、また氏族的共産制から完全に脱却して確立したところの私有 そこで、記憶されねばならないことは、文明の三大時期中の第一時期である古代における「古代奴 だから、

解されるであろう。 古代的婚姻制 られている点で、本質的には完全に同一であることが観察される。ここに、 るというちがいはあるが、ともに、その身柄を全面的に拘束され、ともに、 も前にいったように、古代の奴隷と古代の女性とは、一は職場にしばられ、他は家庭に監禁されてい (ただし男性の上にのみ) の所産であることは、もはやくりかえすまでもあるまい。 は、 かならず不離のものとして、これを総合的に観察しなければならないことが理 両者 奴隷主の生殺与奪に委ね 古代的奴隷制

顧慮(まにあわせのおしあてでなく)をおろそかにしていることは、 日本でみられるように、 古代的奴隷制のみを追求し、古代的婚姻制 ゆるされないことである。 ひいて家族制 ばかりで 、の真

なく、そのことは、古代的奴隷制そのものの研究をすら、不完全にし、不具にし、否めていることを けているようなところでは、このような総合的観察は、とくに、必要なのではない いみするのである。それに、日本のように、歴史学上の時代区分が確定せず、いまだに、 ゕ゙゚

代を日本ではどこにおくかということが、このごろ問題となっており、あるいはヤマトタケルノミコ さるべきではないかと私はおもう。 前に、そういう説話のなかに、同時に反映している婚姻制や家族制のありかたへの顧慮が、もっとな ト説話などが、それの反映ではないかという。それはそれとして、しかし、そういうみさだめをする たとえば、「古代」の前提として「英雄時代」という一時期があることは前にみたが、 この英雄時

無力な卑しめられた妻や母たちの説話なしにはなりたたない。 隷や、その分配をめぐっての闘争や、女奴隷の身代金の話や、いっぽうそういう将軍たちの家庭での 女奴隷として各自の天幕のなかに伴っている。ホメロスによるギリシアの英雄説話は、こうした女奴 に依存している。そして将軍たちは、俘虜の女のなかから、位階にしたがって美しいものを選びとり、 夫一婦婚 (もしくは蓄妾的一夫多妻婚) に移っており、妻は、嫁取婚によって夫家に嫁し、 の国の英雄時代も)、父系氏族制の末期に位置しており、婚姻制はすでに対偶婚から強い夫権を伴う一 してわすれていなかったことは、前にみたとおりである。ギリシアの英雄時代は (そしておそらくどこ エンゲルスが、ギリシアの英雄時代を描写したときに、 同時にその時代の婚姻事情への観察をけっ 夫家の扶養

族吉備氏の居地である吉備をうごかず、夫である景行天皇を大和からかよわせている。その墓地もま ところが、ヤマトタケル説話では、どうであろうか。その母のイナミノイラツメからして、生涯、 自

175 女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 犬上氏、武部氏等となって分岐している。タケルの妻のうちで有名なのは、「尾張氏の祖」と記され た女奴隷を軍陣の伴侶としている説話などは一つもない(それに似たことがあらわれはじめるのは、 ての、二手に分かれての同盟軍として発動したのがみられるが、これは氏族時代としては当然のこと く従軍したものである。ことに、吾田姫や神功皇后のばあいは、 禁じられるまではむかしの日本の妻たちは、「崇神紀」にみえる吾田姫、「仲哀紀」にみえる神功皇后、 行するが、おそらくは妻であると同時に、軍の祭女でもあったのであろう。後に「律令」の軍防令で もよらない。また、他の一妻であるタチバナ姫は、物部氏の一族の穂積氏の女、これは夫の軍旅に同 ケルとの結婚によって、自族をはなれて、タケル家へ身柄を移すなどということは、もちろんおもい 妻は尾張氏の女酋 (姫) であって、兄のイナダネとともに、自族の氏神を祭っているとされている。タ ているミヤス姫で、袿ということばや、ミヤス (宮主を意味する) という語でも知られるように、この 族を根拠として蕃延している。たとえば、近江の息長族に生まれた子等の子孫は、 であった。こういう従軍はみられたがギリシアの将軍たちのように、俘虜の女を分配したり、そうし く妻問婚 舒明紀」にみえる上毛野形名の妻たちのように、あるいは一方の将として、または祭女として、よ このように婚姻制からみても、氏族の対偶婚 タケル自身の婚姻もおなじで、尾張、近江、山城、吉備等の妻たちにたいして、タケルは父とおなじ 平安期の すなわち通い婚 『将門記』とか、 ――に終始している。 前九年、 後三年などの戦記類以後のことである)。 だから、その子供たちも、各自の母族で育ち、母 それも、モルガンがみているイロクォイのそれよ 夫は夫の族を率い妻は妻の族を率 そのおなじ地方で わが

りは、 代に比定することは、 なお原始的な通い婚 なんとしても無理であるといえる。 をおこなっているこのヤマトタケル説話の時代を、 ギリシアの英雄時

安・鎌倉では、そうした妻たちは、ほとんどが自族の保障や、私産、職業等で自活しており、 夫と通ずるので、妻の側からみれば、一妻多夫であることもおおい(これらのことはすべて別著 ばあいもすくなくない。こうした性質の多妻現象が、わが国では、、平安・鎌倉とつづいている。 ヤス姫のように、しばしば女酋ですらあり、夫から扶養されるどころか、かえってぎゃくでさえある 飼われる (扶養される) 妻たちであるが、前者はいわば多角的恋愛の一種であって、妻たちの身分はミ アやローマの蓄妾的な多妻とは、本質的にちがっている。後者は男のところに封鎖され、または男に 多妻傾向とおなじ段階のもので、この段階での多妻は、群婚の自由化、または、偏向であって、ギリシ の研究』にくわしい)。 して夫には依存しない。また、男の側からみれば、一夫多妻であるが、妻たちも、しばしば自由に多 ヤマトタケル婚姻が、一夫多妻的にみえているのは、 エンゲルスが、 イロクォイにみ 原則 『招婿婚 Ć

格がうかがわれる。縄文土器という新石器段階に、 たというイロクォイ母系部族連合のなかの諸勇士たちに比すべき段階のものではないかとおもう。 結果として私は賛成しえない。ヤマトタケル説話は、私のかんがえでは、 ヤマトタケル説話を英雄時代の反映とみることには、このような婚姻制や家族制 前章の幾ヵ所かでいったように、 日本列島の進化過程には、太平洋的性格と大陸的性格との二重性 自然物獲得という旧石器あるいは中石器の生産段 むしろ、 勇敢無比といわれ への総合的観察

**謁婚)を長びかせながら、南北朝頃で、この併存現象はおわり、それからは家父長権や夫権をもった** 父・母系併存という日本列島特有の現象に移っていく。父系は系譜観念として〔後には族長相続のうえ 陸的生産手段の浸透も無視されず、前にみたような (くわしくは、別著『母系制の研究』『招婿婚の研究』) (インドネシアのじきまき水田社会に今日でもみられているような母系制)。 しかし、いっ ぽうで は鉄器的大 前二、三世紀頃から、鉄器や青銅器の同時的移入と併行して、弥生土器の時代に入り、 進化過程も、つぎつぎとおなじような食いちがいの法則をとってきている。 そこにもっとも原始的な群婚の族制(オーストラリアにみられるような)が停滞したのである。 て(大化以後はそれの崩壊したなかでの母子家族として) 停滞し、その基礎のうえに、氏族制と招婿婚 て新石器特有の農耕時代に入る。したがって族制は、農耕段階に適応して、母系の氏族制が完熟する 大化以後は不同居の原理につらぬかれた父系氏族として) 母系の胎内で成育してゆき、母系は族制とし すなわち、 ここではじめ 日本列島では その後の

ない。このことはよくみんなで研究せねばならない。そして封建は明治を突破し、近代といりまじっ さきは封建といりまじって応仁乱、 の「古代」は、古くからの「原始」といりまじった形で大化から南北朝頃までつづき、さらに、 てこんにちまで遺存している。 この事情をかんがえると、 日本歴史の時代区分は、きわめて複雑なものになる。すなわち、日本で 織豊、 あるいはもっとのびて幕末頃まで遺存しているのかもしれ その

ギリシア、

ローマ的古代的婚姻制および家族制度に移っていく。

制は、けっして完全な「古代」のそれにはなりきっていないのであって、むしろ半ばは「原始」を停滞 とにかく、われわれが普通に「古代」とよんでいる大化から南北朝頃までの期間は、 婚姻制 や家族

177

しており、

また耕地の割替制や、

山林の共有制などもみられるのを知っているのである。

させているのである。 ではないか。 ローマに徴すれば、商品生産の段階なのである。 「原始」の農耕段階に停滞しているからであると私はかんがえる。 したがって、 その基礎となるものは、 わが国の婚姻制や家族制が、古代ギリシアやローマと一致し、 やはりその期間の生産制が わが国では、この段階はようやく室町期に花咲くの 古代の生産制は、 「古代」的のものになりき わが ギリシアや 国 の女

性が、「古代」的な奴隷化 (身柄の全面的拘束) の段階に入るのも、室町以後の時期においてなのである。

前にもいったように、

いまだに確定をみてはいない。

昭和

わが国の歴史学上での時代区分は、

新八郎などの研究では、はるかにくだって南北朝頃におかれた。こんにちでは、この松本説が 年前後の渡部義通などの見解では、古代と封建とのさかいが、奈良期末におかれたが、終戦後 た戦国時代末に、古代の下限を設定しているが、その説にはたしかに肯けるものもある。 しているといえる。 しかし、安良城盛昭は最近『歴史学研究』で、この時期よりさらに二世紀もくだっ 図の松本

ように農村を故郷とし、 子、本家と分家等の形で、一部落の規模における大家父長制をすら構成している。 求していくと、古代的家父長家族は、 もひとしくそれをもった。後にいう) の対偶婚的家族ないし前家父長的家族でしかない。このみかたを追 それは、原始的対偶婚であり、夫婦別居または別産(わが国では私有財産は男のみのうえにはじまらず、 によってなりたつ村落共同体的性質の部落も広汎に存在し、 これを、 女性史の立場からみると、古代的婚姻制や家族制は、 百姓を代々の先祖とするものは、そうした機構以外、 いわゆる封建制の基部にも、 そこには種々の原始婚や原始家族が遺存 室町以後完成しており、 なおひろくわだかまり、 組 いっぽう、 とか それ (V 親方と名 筆者 以前 とか 0

跡も

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか

貫徹しているのであるが、他の地方では、特殊事情によって、停滞したり併存したりして、 じて私有財産も成育し、そして女性の奴隷化もみられるという進化の原則はうごかない。 わけであろう。 いち早く展開したのは古代のギリシアやローマで、したがって、女性の奴隷化も、そこでは典型的に よって駆逐される段階には、 文明の本質は前の条でみたように、営利主義、商業主義にあるが、その本質が典型的に割りきれ しかし、進化の基本的原則は同一で、だから、いいかえれば、交換経済の発達におう まだけっしてなってはいなかったという。 進化する

れかたをせず、したがって、各時代の各種奴隷たちの反乱や、その革命化運動等も、 にちにきているとおもう。ただ、時代と時代との区分が、このわれわれのところでは、 後に項をおってみることになるが、日本の歴史も、その点まったくおなじ原則につらぬかれてこん 単純な割りき わばなしくず

は異なってくるであろうが)というように、 しに、複合的におこなわれている(革命の法則をつかんだ現代では事情はおのずから自然発生的なそれらと 特殊面での歴史は、いわゆる民族史であって、われわれが書きまたは読む日本史は、この面を中軸と 特殊面においての差が大きい。

殊面に溺没し、 するものであるから、この面の研究はおろそかであってはならない。けれども、それかといって、特 安坐して、 世界史の原則を撥無してはならない。

179 えに、さらに一歩でも二歩でも、それらが商品生産にたいして交渉をもっていく姿 そこで私はおもうのであるが、 いま学界でもっぱら試みられているような農業中心の古代研究のう それを総合的

につかんでの古代研究こそが必要ではなかろうか。すくなくとも、 ような総合的な社会経済史的な面であるように私にはおもわれる。 女性史の根拠となるものは、 その

代区分のたてかたのほうに、まちがいがあるとするよりしかたがない。 世では半自由、近代では自由というような段階を女性史の面でもとるのを通則とする。 世には中世相応の、近代には近代相応のそれがみられるはずである。 しも女性の古代的奴隷化がなく、中世といわれているような時期に、かえってそれがあるというよう いて、古代奴隷、農奴、賃労働の三隷属形態に適応するものとして、古代にあっては全面的拘束、 いくどもいうような複雑な時代的発展のために、普通に古代といわれているような時期に、かならず こうして、日本でも、ヨーロッパとおなじように、古代には古代相応の女性の奴隷化現象が 一見順序がくるっているようにみえるが、しかし、順序は狂うべきものではないから、これは時 いいかえれば、それは身柄にお ただ日本では、 あり、 中 中

代に古代的奴隷化 総体的に奴隷化したうえにきずかれており、日本の封建権力は、古代的な家父長家族、その他をふく ちにいえば、 産組織には、 なおまじっており、日本で封建とされている時代には、やはり権力組織に封建的なものがあるが、生 これは、日本で古代とされている時期には、権力組織に古代的なものがあるが、生産組織には、 ている(古代に農奴制が発現し、封建に古代奴隷制をみるという見方がまちがっているのと同様に)。それで、 ヨーロッパの女性史では、原則的発展がみられるのに、日本の女性史にかぎって、古代よりも封建時 日本の古代権力は、原始的な共同体や、前古代的な雑多なものをもふくめて、それらを 古代がなお入りこんでいるというような理解のしかたがなさるべきではないか。 ――全面拘束の ――をみるというようなかんがえかたは、いずれにしてもまちがっ 原始が ひとく

いりまじった時期とする。

だから、「女性の地歩」は、この時期では「後退しつつ」はあるが、

後退し

みんなで研究する必要があろう。 めて、それらを総体的に農奴化したうえにきずかれているのではないか。 いくどもいうように、

則 とるみかたとせねばならない。特殊はおおいにありうるが、それが進化の原則 がいままでぎゃくとされ、古代よりも封建に女性の地位の低下をみるとされたのは、 なありかたなどは、けっして資本主義社会の段階のものではなく、若干の差はあっても、 父長制的「家」のありかたや、それをめぐって女性に付与された制限的な財産権、相続権、 ずにくいちがっているのが観察されるのである。近代でいえば、明治、大正、昭和にいたるまでの家 してみるはずであるが、右にのべたようないみで、この時期は、私の時代区分では、古代と原始との の封建段階に比定されるものであることはまちがいない。 のそれよりは、 この第二章では、いっぱんに古代といわれている時期(主として大化前後から南北朝頃まで)を範疇 事実、女性を中心としてみるばあい、 をまでくるわせるような特殊は、ありうるわけがないからである。 あらゆる点で、やや向上していることについては、 婚姻制や家族制のありかたは、このように日本では、 ヨーロッパの封建段階の女性の地位が、古 次の章でみるが、日本ではそれ 世界史の基本的原 進化の原則にも ヨー 無能力者的 割りきれ ロッパ کے

きってはいない。 かえって父系氏族は鎌倉時代にいたって、はじめて、軍隊組織となったりする(ギリシアの英雄時代な いるのである。 氏族制も古代ギリシアなどとはちがい、 女性はこの時期では、男子同様に財産権をもち、氏族に保障された対偶婚のなかに 崩壊しつつはあるが、 崩壊しきってはおらず、

れないかもしれない。「けれども地球はやはり自転するのである」――けれども女性史からみたとき 私のこうした時代区分のたてかたは、おそらくいまの学者たちによって、スムースには受けいれら

## 私有財産がうまれた

どうしても、やはりこんなぐあいになるのである

## その発生と女性

は、 てしまうとされている。 男性であって、女性はそれ以前の共有制時代と運命をともにして仆れ、いまや、私有財産の発生以後 人の手に掌握される形態 れている。つまり、原始の共有財産制が、その内部における生産諸力の発展のためにやぶられて、個々 私有財産の発生は、公式的には――そして世界史的には――、男性だけにみられる現象であるとさ 女性は無産者となり、 被扶養者となって、男性がつくる家、男性が主人である家での召使となっ ――すなわち私有財産制―――へと転化するとき、その私有財産制の主体者は

所有にしても、また、荘園や名の所有にしても、まちがいなく女性は男性とおなじように、それを所 現するのである。このことは後にくわしくいうが、大化以前から芽生え、以後にかけて展開した奴隷 階をたどっている日本では、いわゆる私有財産は、男性のうえにのみは発生せず、女性のうえにも発 有している。そのばあい、家のなかでは夫婦は別産であって(別居時代はもちろんであるが、同居時代も)、 この公式は、日本の女性史のうえにも、すこしのまちがいもなく顕現しているのがみられる。 前のところでいったように、特殊的な、食いちがった、もしくは諸要素のからみあった発展の段

183

ど) が受けいれられて、板についてくるのである。

書(たとえば、「女子と小人」の思想や、七去の法や、 それを伝承し、または緩和するという過程がとられるのみである。 らの国では、いちはやく古代において確立するのであって、その後の封建近代の諸時代では、古代の けるまったき奴隷として出発する。女性に付与されるあらゆる奴隷道徳や女訓書の類は、 として)。それらの国では、女性は第一歩から典型的古代家族制(嫁取婚による家父長制や夫権制)にお はいうまでもなく、印度にも、中国にも、これは、みることのできないものであるといえる (例外は別 して夫の被扶養者でない。それへの傾向はあるが、 に、きわめて離婚の容易な対偶婚的事情にあるのである。はやくいえば、妻はこの時期までは、 にあるのであって、 各白が別個 て、はじめて古代印度の五障三従の説や、古代中国 (周末や漢) にできたおなじような奴隷道徳や女訓 いない。こういう事情のうえに、日本のいわゆる古代のいわゆる私有財産的現象はみられるのである。 はなっていないのである。だから、「家ゆすりてとりたる婿のこずなりたる」(『枕草子』)というよう 私有財産の発生期に、女性が男性とおなじくそれをもつというような現象は、ギリシアや、ロー ところが、日本のいわゆる古代の家族は、前にいったように夫婦別産の妻問婚や婿取婚 奴隷道徳や女訓書などは、その段階ではほとんどみられず、室町以後のいわゆる封建時代になっ 各自別個の氏族にわかれてついており、したがって生活の本拠も、 の氏産圏や、 夫婦は同居していても、その夫婦生活はなおじゅうぶんには、社会の経済単位に 総領圏 管轄の系統や相続の面で――に属している。 中国女訓書の聖典である漢代の「女誡」や「列女伝」な 原則的には、まだけっしてそういう段階に入って なおそれらの各自の氏族 いいかえれば、 の家族であっ だからそれ けっ

家父長のうえにでなく、氏族員個々 (男女個々) のうえに分割されることとなるのである。 たる男性」なるものは、この段階ではまだとらえることができず、したがって氏産分割のばあいには、 あって、氏族がまだ各人の背景をなしている (崩壊しながらも) というような事情にあるので、 「家父長 にかわる「家族」のうえに (家父長のうえに) 発生するといえるが、それが日本では、「家族」が未熟で またいうまでもなく、そのことに照応するものである。いいかえれば、世界史的には私有財産は氏族 が、男性のうえだけでなく、男女のうえにひとしく顕現して発生したというような日本特有の このような食いちがいは、 日本の歴史の一種異様な特殊性をものがたるもので、 Ŋ わゆる私有財産

私有財産制)は、日本では室町以後に発生するのであって、ここにきて、日本もようやく公式の線にた 制(しかも男女への)に終始していたといえる。 シアやローマ的ないみでの真の古代的私有制はもっておらず、いつもなんらかの形での共有的な分割 族共有の枠内での分割私産ともいうべきもので、鎌倉時代の総領制までは、 それで、日本のいわゆる古代におけるいわゆる私有財産なるものは、きわめて緩やかな意味での氏 だから、真のいみでの私有財産制 われわれ日本人は、 (家父長ににぎられる

## 男女の分業の上に

どりついたということができる。

の原料や、それにひつような道具をつくる。女性は家事および衣食の調製にあたり、料理し、紡織 業は純粋に自然発生的で、 ンゲルスによれば、 女性の地位は、 両性間にのみ存在した。 はじめは、 男性は戦争をなし、狩猟および漁撈にでて、食物 母系の家において第一位であった。そこでは、分

幣となった。

り、 猟・漁撈の道具の所有者で、女性は家具の所有者だった。それらは、各自がめいめい自分の手でつく 裁縫した。 そして使用したからであった。その他の共同でつくり、そして使用する家屋、 両者は各自の領域で主人であった。男性は森林で、女性は家で。そして、男性は武器や狩 庭、 船などは共有

であった。

たが、 製品をもち、 めた。まもなく貨幣は金属に移るが、それもはじめは塊のままなのを用い、最後に鋳造された金属貨 はじまると、 後には家父長や夫の手でおこなわれるようになる。 規則的な交換もはじめて可能となった。その交換は集団的に氏族長によっておこなわれ 爾余の未開人よりも、 最初の大きな社会的分業として牧畜がはじまった。これは男性の発明であった。 かれらは多量の乳、 乳製品、 この段階で、 肉 さらに獣皮や毛糸をもち、 家畜が貨幣の機能をおびは 牧畜が その

くる。 業、手工業における生産の向上は、 者と被搾取者の二階級への最初の分裂を知っ 出現が可能となる。すなわち、戦争の俘虜が奴隷に転化された。人類は、ここで、主人と奴隷、 能力をもたらした。こうなると、前条でみたように、一人でも多く働き手をふやすことがのぞまれて 牧人種族は、牧草栽培と穀物耕作とを、牧畜についで発明した。 働き手がふえればふえるほど、それだけの分量の余剰生産物がたまり、 人間の労働力にたいして、その生計の量以上の生産物を産出する 金属の加工もはじまった。 働かずに食える階層 牧畜、

きた。家畜は男性の所有であり、家畜と交換される商品や奴隷も――したがって、あらゆる富が、 それと前後して、 いまや畜解およびその他の新しい富とともに、 家族のうえに一つの革命がやって

働は、 族内の共同性はやぶれ、貧富の二階級となって引き裂かれるというわけである。 業を私営し、氏族内の他のそうした家族とのあいだに、貧富の差をおこすのである。 父長家族や夫権家族は、 嫁取婚への)移行となり、 母権のてんぷく、 証したと同一の原因(家内労働)が、いまではぎゃくに家内での男性の支配を保証した。 の所有に帰した。 家族における分業は男女両性間の財産分配を規定していた。それはいぜんとしてそのままであっ しかもそのことが、この段階では、 男性の獲得労働のまえに無価値となった。かくて、家内における男性の事実上の優越についで、 父権の移人、対偶婚の(そしてここで筆者にいわせると婿取婚の)一夫一婦婚への(そして 女性もそれを享楽はしたが、彼女は財産にたいしてなんらの分けまえももたなか 古い氏族制に一つの裂け目ができる。つまり、嫁取婚によってつくられた家 それ自身つよい単位性をもっているので、漸次的に奴隷や土地を私付し、 家内関係を顛倒した。 女性にたいして、家内での第一位を保 したがって、氏 女性の家内労

た日本での事情は、 スがたどられる。 いて、そう観察している。 てはみられたが、厳密には当分の期間あいまいであり、とくに庶民層では、後代でもかならずしも男 エンゲルスは、 女は内というぐあいには縄りきれていないことを示している。 ただし、エンゲルスがみたのは、 私有財産の発生期における女性の敗北について、 たとえば男女分業(男は獲得労働、 そして日本においても原則的には、その観察となんら異なる点のない 主として牧人種族であるが、農耕民として出発し 女は家内労働)の展開なども、 またそれと男女分業との 大まかな傾向とし 連に コー

本的手捕り法は、アマによって代表されたほどで(『延喜式』には、朝廷の料に奉仕する志摩の海女のことが たとえば、 自然物獲得時代では、 狩猟は主として男性であったとしても、 漁撈のうちでの重要な日

性が司っている。神事のみでなく、『万葉集』その他によれば、早乙女 (殖女ともいう) の田植をはじめ でも、前にもいったが、農業はすべて女性、朝廷や神社での農業神事(田植・抜穂・米春等の諸神事)も女 牧草栽培に起源しない地域での農業は、むしろ女性の発明であるとさえいうくらいで、 わが国

みえている)、その他貝塚の貝なども、大半は女性の手で獲得されたものとおもわれる。農耕期に入っ

として、田仕事は、むしろ女の専門のようにさえ(いまもインドネシア等でみられるように)描かれている。

をとめども行相のわせを刈るときになりにけらしもはぎが花咲く

「吾はそともいはず」と、女が気前をみせている歌などもある。『日本霊異記』にも、 とあるのは、稲刈りが女の専業のようにみえている例である。女の粟畑に情人が駒を乗り入れても、

|於||二月三月之頃、年米春時、其家室、於||稲春女等、将」宛||間食、入||於碓屋。|

られる。『枕草子』には などと、農村の風俗がえがいてあるが、これでみると、稲つきのしごとも女たちの専業であったらし い。平安期頃の記録にも、稲のとりいれや精米等に、女たちがもっぱらはたらいている姿が数多くみ 賀茂へ詣づる道に、女どもの、新しき折敷のやうなる物を笠にきて、いと多くたてりて、

で、正四上、左中弁東宮学士)の家に、清少納言たちが立ちよったとき、女たちの稲扱をする光景を、 と女たちの田植の姿態を描き、また、これも賀茂の奥の自作農家、高階明順(時の一条中宮定子の伯父 たひ、起き伏すやうに見えて、只何すともなくうしろざまに行くは、いかなるにかあらむ。 稲といふもの多く取り出でて、わかき女どものきたなげならぬ、そのあたりの家のげす女などひ

187 きゐてきて、五六人してこかせ、見も知らぬくるべきもの、二人してひかせて、歌うたはせなどす

るを……」

どで、農耕のしごとと女性との関係の深さは、貴賎を通じての現象であったといえるが、この平安朝 族の女たちも、「わがまきし早稲田の穂だち…」とか、「しかとあらぬ五百代小田を刈りみだり田廬ボポセ などと、ことばがきしたのがみえる。ついでにいえば、奈良朝頃までは大伴坂上郎女母子のような貴 たちも、当然土から離れた。そして都会には家内だけの女の営みがはじまり、男女の分業化も、 らず、すべて杵臼の役なし。」とあるように、大都会が現出して、貴族たちの家は都に固定し、 頃になると、元慶三年の民部卿藤原冬緒の奏状にも、「京戸の女は、事外国と異なり、蚕桑の労を知 居れば……」とか、磯城の竹田荘の作小屋から、京にいる婿の家持に通信したりするのがみられるほ と描いている。『和泉式部歌集』にも、「あやしのしづの女はよねといふものをしらげ侍ると聞きて」 からどうやらすこしずつ表面化してきたともいえよう。

男女分業も貫徹する傾向をとるが)、したがって、女が農耕の要員である事実(この事実のうえに、強い主 うに、生産者の層での男女の分業が、判然としめされているが、わが国ではそうではない。「男は外、 家、商人等の家でのことで、農家では、それの影響程度で(もっとも農家でも家父長制が貫徹するにつれ) 出なくなりはじめたのは 女は内」ということが、はっきりいわれ、紡織・裁縫等の私的家内労働に女が局限せられて、手も足も る。中国などの古語には、「男が耕さねば天下は飢える。女が織らねば世の中はこごえる。」というよ ――、うたがいもなくげんみつにいうと室町以後のことであるが、それも主として都会での官吏、武 したがって、わが国では、男女の分業は、生産者でない階層の内部で、おそくはじまったともいえ ――つまり、古代ギリシアやローマ、印度や中国とおなじ段階に入ったのは

くこれを理解する必要があるとおもう。

らわれてきている。このことは. 現在の農家の女たちの無告のなげきともいってよく、ひとびとは深

いわゆる淳風美俗的教育が普及してから、農家の女たちの過労は、未曾有のはなはだしさとなってあ

婦権や、 野良帰りの門川での洗濯、帰ってからの子もりというように、家事方面にも協力したので、女の過労 もいくぶん緩和されていたが、明治以後、普通教育法が布かれ、支配層本位の「男は外、女は内」の いい。」という気風が、なお濃厚であったし、それに男たちも家の内外の掃除や、物日などの料理方や、 現象を生じた。それも、江戸末頃までは、「百姓の女は力が第一、裁縫などは野良着ぐらいが縫えれば つまでもみられ、右の影響が強くなればなるほど、 男女の自由恋愛や、 原始婚や、爾余の原始制の遺俗が、 女の労働は農耕と家事との二重的なものとなる わが農山漁村には、 最近まで保存された)は、

業がひらけ、 者の地位を階級化するなんらの原因ともなってはいない。ついで、牧畜がはじまり、牧草栽培から農 見方からすれば、 ないうらみがあるので、ここでふたたびくりかえしていうと、男女の分業は、まず公式的、 の発明するところであり、したがって男性は一切の富の所有者となるところから、女性の固有の家事 男女の分業の発展過程は、あらまし以上のとおりであるが、 商業がおこり、 原始社会からすでに截然と割りきってみられる。しかし、そこではそのことが、 奴隷所有や土地私有が相次いで顕現する。そして、それらの一切が男性 以上の描写では、まだ段階的に明瞭 世界史的 両 で

は、 原始時代は女性が主として農業を受け持っていた。もっとも、その当時はやはり農業は一種の家 世界史的な見方はこのようなものとされているが、ところがわが国ではどうか。 わが 国

それはそのまま奴隷的な仕事へと転化してしまうというのである

労働は無価値となり、

農事のほかに、 の一要員としてその後もいすわったのである。 の引退 (男性の肩がわり)という事情にも、日本ではなかなかならず、ひきつづき、 の歴史家たちがその公式におしあてようとして努力して図式をたてているようには、 味にはならなかったし、だから牧畜が発明された後の牧人種族の女性の惨敗の段階にたいして、 ある。だから、牧人種族のばあいのように、男は獲得労働、女は家内労働という割りきった分業の意 ないような未熟なものであったにせよ、農業は農業であって、生活資料の獲得をそれは意味したので 事労働の一つであったともいえなくもない。 しかし、牧人種族のばあいに比べて、ややちがうことは、 やはり公式どおりの自然的な男女の分業は、わが国でも大まかにはみられたわけである。 紡織・裁縫はもちろん、 土器つくりや、家作等にまでも、手をそめていたのであろう。 男は戦争や狩猟や沖漁などに出かけたので、その意味 いくら原始農業が家事労働 女性はわが国農業 女性の農業から の一つでしか 女性は 日本

りきれないで、農業の要員としていすわっていたために、農業の一応の発展や、それへの労働力の需 かれていたことからの現象でなかったかとおもうのである。いいかえれば、 の制度なども、 共同体の伴侶部門というほどのいみのもので、つまり共同体の内部で、その自給自足的な分業を担当するもの) いかとおもうのである。 私のかんがえでは、大化以前にみられたらしい日本特有の伴部 (トモベというのは、 共同体内部に、 男女の分業が、その他の分業(農・工・商等)とともに、あいまいな未分内な事情にお 家内労働その他をこの伴部によって充当する制度が生まれたのではある 女性が家内労働専門にな 氏族もしくは部族

たとえば、家内労働のうち、 もっとも手間のとれる紡織部門にたいしては、 奉部や服部、

ものになり、そこで、家事部門には、伴部が補充されるいきおいとなっている。 どが、どこの氏族もしくは部族にも分属した。奉部を例にとっていうと、この秦部というのは、 とりかえしてあつめてみると、九二部一八六七○人という多数にのぼったともしるしてある。 けとられたことが、『日本書紀』や『新撰姓氏録』 にみえている。後に軍隊をさしむけて、それらを して絹物をおる帰化族の工人衆であったが、各地の氏族や部族のために、この工人衆が掠奪されて分 このように、大化以前の氏族末期には、女性の農業(水田を主とする)への進出は、いよいよ大量的な

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 『続日本紀』以下に、さかんにみえているが、これでみても、一般の俗として乳母の制度が早くから あったから。 や子守の制度 (氏族員による当番的伴部としてかもしれないが) が発達していたともおもわれる。これは きな氏族になると、ミブ部、ユエ部というような託児所的な伴部が置かれるし、普通の氏族でも、乳母 存在したろうことがわかる。働き手の百姓の女たちには、こうした託児所的機関がなによりも必要で 大化以後のことであるが、百姓の女たちが多産すると、官から稲と乳母があたえられたということが 育児関係などでも、大

的分業 (農・工・商等) が、いつまでも未分状態にあり、海外市場も乏しく、そのために生産は自給的 として、緩慢に推移した。そのあいだは、家族制も未熟であった。それは男女の分業や、爾余の社会 が国では、氏族制の崩壊も急激にはやってこない。それは大化以後南北朝頃までの長期間を崩壊期間 の域にとどまり、 こうして、生産力が高まってくると、氏族制が崩壊しかけてくる。 しかし、この大化以後の氏族崩壊期間にそれ以前の伴部時代よりは、男女の分業的な形態が、 商品生産が一般的とならないような社会経済的事情のゆえであった。 しかし、いくどもいうように、

191

ろうとおもう。

ある。

に製糸工場をおこし、全国から女子をあつめて、新しい操糸法を練習させたのとおなじ試みであった 社会的分業の見地からとりあつかった現象であるとおもわれる。つまり、 本後紀』にのせてあるが、これは女性のそうした分業を、家事労働的見地からよりは、むしろ一種 馬等の国の女性を、一国から二人あて陸奥の国へ派遣し、二ヵ年養蚕を教習せしめたことなどが 段階で注意せねばならないことは、女性のその種の労働は、より多く調布をつくったり、多少は市場 民家では、 はっきりしてくることは事実である。伴部の制は、大化の改新を境としてなくなり、それは官庁、寺 に出したりする方向に重点がおかれたことである。桓武朝には、伊勢、三河、相模、近江、丹波、但 貴族、豪族等の住居内の、作物所とか、織殿、縫殿、染殿などとなって転移した。そして、一般の 女性が伴部にかわって、 農業と併せて、紡織のことも営むようになった。けれども、この 明治の初期、群馬県の富岡

れるようになり、家も富んできた。そこで例の男は、またこの妻へ帰り住んでなかよくくらした、と ころ、こんどは、さきのみすてた妻のところに一つの奇蹟がおこり、雪のように白い上物の絹糸がと 家事労働のそれとしてではなく、址会的産業の いういみの話が載っているが、この話のなかにみえている女性の製糸業なども、 に貧乏になってきた。そこで男はその女をみすてて、よい糸をつくる別の女のところに住みかえたと つくる糸がわるくなり、ねだんも下落したので、その女の家には奉公人もいつかないようになり、急 『今昔物語集』に、 ある男が養蚕の上手な女のところに婿住みしていたが、どうしたのか、 商品生産の ――一つとして、あらわれているので うたがいもなく私的 その女の

いないとしても、それと同時に、右のばあいのように、社会的に、あるいは商品生産的に評価されて もちろん、 当時の女性のそうした労働が、自分や家族の消費のためにもなされたろうことはまちが

いることは、注意されねばならない

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 品を奪ってくらしていたのを、尾張の国のやはり大力女が、商人を装って乗り込んでこらしめた話であるが) な からみられ、当時の文献には、富裕な市女の話や、美濃国の小川市場に、蛤を一船商品として持ちこ んらの分けまえももたなかったというが、わが国では、販女や市女などといって、女性の商業が最初 ら男によってなされ、それから得る富も、すべてことごとく男の所有となり、女は財産にたい 織る布が、その作る稲とともに、最初の貨幣がわりとなった。それで、牧人種族では、商業は最初か んだ尾張の女の話 (もっともこの話は、美濃に大力女がいて、小川市場にあつまる商人たちを劫掠し、その商 牧人種族では、 男の飼う家畜が、最初の貨幣としての機能をおびたというが、わが国などでは女の してな 親

じょうにおおくみえている。 や他人からも相続して、それらを自分の名義にして所有しているのが、これも古文書類のうえに、 ども、いろいろみえている。だから、当時の女たちは、男とおなじように、自ら財産を作り、 それで、前にいったように、「男は外、女は内」ということが、男は獲得労働、女は家事労働という

職にたずさわるのにたいして、女は女房つとめのほかは、そのたいていが家内にとじこもって歌をつ そのいみで、平安頃の中央貴族の家では、すでにその傾向が芽生えており、男はそのほとんどが官

こと、および男は扶養者、女は被扶養者ということと一連の同義語をなして貫徹するのは、

わが国で

は、

非生産者の階層においてであるとせねばならない。

193

から れた荘園などを所有している。そしてそれらは後にもみるだろうように、夫から独立した財産なので、 婿婚の研究』にくわしい) するところであるし、そのほか、たいていの妻たちは、親や親類からゆずら 産の依存者とまではなっていないことで、夫婦が住む家屋も、 くったり、 絵をかいたり、音楽に親しんだり、 ているが、ただ忘れてはならないことは、この時代の貴族の女性も、 裁縫をしたりしてくらしている。こうして社会的職業 この時代では原則として妻の所有 夫から扶養され る無

自分で勝手に処分することができる。

のなかに、 ない奴隷的境遇にあり、家内に封鎖され、性的および家内的労働に駆使されている。そして、この俗 そういう子供たちを、戦闘員たる家の子にしたてている。それらの女たちは、ほとんど後代とかわら 上げた美女(自羽の矢、 これにたいして、同時代の地方の英雄的豪族たちの家では、敵から掠奪した美女や、部内から召し 漸次に一般女性もおちこみ、それが室町以後に表面化して、「男は外、女は内」、「男は扶 人身御供等の物語はこのへんから生まれる)をたくわえ、それらに子供を生ませ、

養者、女は被扶養者」という奴隷的制度や思想となって貫徹するのである。

なものとはしていない。正式な婚姻は、やはり妻問や婿取、またはそれを擬制した婚姻であって、そ うした婚姻での妻たちは、中央貴族や下層庶民の妻たちとおなじく財産を所有し、あるいは自分や夫 の直営地で農耕の指揮をとり、 けれども、それらの豪族の家でも、 その他鎌倉時代にみえる母権の強い刀自的女性たちの存在が、それを語っている。 共同の神祭りではお袋として司祭するのが通例であった。 平安から鎌倉頃までは、それらの掠奪的、 召上的: な婚 北条政子と 姻を正式

だから、太古から鎌倉末頃までは、一般的にいえば、男女の分業は大まかにはみられたが、

截然た

また、財産権も分有していたといえるのである。 るものとしてはみられず、いいかえれば、この期間、 女性は男性とならんで、直接生産者でもあれば、

の期間に ならんで氏族的共有制からの「完全な私有制」への財産制の移行がみられたことを史実は示している。 間であったが、それが嫁取婚の一夫一婦(もしくは一夫多婦)の家父長家族制へと移行したとき、これと 国では閨、室町以後の日本では奥という)、いわゆる男女分業的な奴隷的な生活の身の上となってしまう。 点となってしまう。こうして、女性はぜんじに財産権をなくし、いわゆる三界に家なき流浪者となっ 富の獲得が第一の生活目的となってくるにしたがい、女性のもつ生理的諸条件も、こういう社会では弱 重要視されるようになるのにつれて、それが男性を女性から優越せしめる有力な契機となる。それと、 ように、いわば氏族的共有の枠内における分割的私産制とでもいったようなもので、したがって、そ とエンゲルスはいっているが、事実、わが国でも鎌倉末、南北朝頃までは、 て獲得するよりも戦争によって獲得することをむしろ正式とするような殺風景な時代の到来によって) として つまり、大化以後鎌倉末まで(遺存的にはもっと後まで)のわが国のいわゆる私有制は、 **「完全な私有財産への移行は、徐々に、かつ対偶婚の一夫一婦制への移行とならんでおこなわれる。** 室町以後の家父長家族制のなかに、その女部屋の奥深いところに(古代ギリシアでは女部屋、古代中 男性の戦闘員としての特殊的な能力は、 女性もまたそうした私産権をもっていたのであるが、 それによる掠奪が、 いまや「完全な私有財産制 一種正式な獲得部門 招婿婚という対偶婚の期 前にもいった が顕 によっ

くる「家」における私奴となって、従来の公人的資格をここに完全に没失するわけである。

することになると、公式どおり、わが国でもその権利をもつものは男性だけとなり、

女性は男性が

196 エンゲルスは、この状態と、この状態をめぐって考えられる女性の地位について、次のようにいっ

は、 なったのである。」 を次第に公的産業のうちに解消させようと努めるところの、近代的大産業によって、はじめて可能と だに婦人労働をより大規模に許容するのみならず、本式にそれを要求し、そしてまた、私的家内労働 家内労働が彼女をほんの僅かしか煩わさなくなるや否や、はじめて可能となる。そしてこのことはた な生産的労働から除外され、そして家内の私的労働に局限されているかぎり、永久にそうであること 「ここにおいて、すでに、 明白である。女子の解放は彼女が大きな社会的規模において生産に参加することができ、そして 女子の解放、 その男子との対等は、不可能であり、そして女子が社会的

## 女性の私産現

をきめて、分割のやりなおしをしていたのが、後にはそれをしなくなり、固定して家族の永久的共有 て分割されたのである。それも、土地などは、はじめは定期的に分割され、割替といって、一定の時 も土地制もなく、奴隷は擬制の子とされ、土地は私有というよりは、占有的のものとして観念されていたらし 地にしても、はじめは氏族の共有物とされていたのが(もっとも氏族制の段階では、はっきりした奴隷制 い)、ぜんじに氏族中の家族 (夫婦族) の共有となり、あるいは家族の長である家父長や夫のものとし て私有財産制となるまでには、おおくの過程がたどられるようである。たとえば、奴隷にしても、土 氏族時代の共有財産が、大家族の家長や単婚家族の夫たちに分割されて、その私有となり、固定し

**大家族の家父長の私有 (古代ローマの家父長家族のように) となったり、それが分かれて、** 落をなし、 家長権はそれほど強くはない)となったり、そういうザドルガ式の大家族が、 物(スラブ人のザドルガのようなもので、そこでは氏族制はすでになく、大家族が社会の単位となっているが、 土地は村落の共有(ドイツのマルク共同体のように)となったり、 あるいは家父長権 単婚家族に分かれて、村 夫権のつよい 。 の うよ

**単婚家族の夫の私有 (古代ギリシアのように) となったりする。** 

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか ろに、 ばあいには、 な原始的状態ではけっしてない。だから、それらの種族では、氏族共有から家族私有へと財産が れる形となっており、 陸的種族では、はやく父系氏族となり、父系家族となっていて、すでに妻ははやく夫の族中に嫁取ら はどうかという点である。この点、ギリシア、ローマ、ドイツ、中国、 に平安に入ると、婿取婚に発展し、夫婦は同居はするが、その同居は妻家での同居であるというよう とは、氏族共有から、その氏族中の家族へと財産が移るというばあいの、その氏族や家族 こうして、いろいろな過程をとって、氏族共有から、けっきょくは家父長や、 古代私有制の典型的なあらわれがあるといえる。ところが、ここに注意しなければならないこ ひじょうにスムースに、それが家父長や夫の私有へと掌握されていく。 日本のように、大化以後までも、 妻問婚があり、 夫婦の別居制がみられ、 印度等、 ほとんどすべての大 夫の私有 日本ではそうは のありか となるとこ さら

から、 日 本では、 財産が氏族から家族に移るばあいには、 氏族中の家族は、 妻問家族、 すなわち母子家族であって、夫婦家族にはなって むしろ母子家族の代表者である母に移る。 だから、 い な た だ

かな

197 とえば、 蘇我のエミシという蘇我氏の酋長でも、「母財をもって威を天下に振う。」と、『日本書紀』

供が生まれる。 民俗学者の報告にもおびただしくみられる)。それとはんたいに、妻の氏族や家族のなかに、 暮らすことはありうるけれども、夫の氏族や家族のなかに妻や妻が生んだ子が入りこみ、 産があれば分かれて私宅をもつこともあり、したがって、それぞれの夫婦が便宜によって寄りあって 祭祀しているばあいが多い。妹たちには他から夫が通ってきて、おなじ屋敷内に妻屋がつくられ、 ある。そして、この母の家には、 こういう母たちの夫は、 かかれているように、そこには母の財産の存在が観察されるのである。 したり、 酋長にしても、 て暮らすことは、 婿住みしたり、 また、 河内の国の弓削のアサ姫という母を背景にして、弓削五ヵ村を生活の根拠としている。 原則的に禁忌されている(棟を並べることはありうるが、 エミシやモリヤの頃になると、 もちろん母たちを妻問しているのであって、夫婦や父子は別居してい また、夫の子が生まれて育つことは、 母の兄妹もおり、兄は母とともに姫彦をなして、氏の神や家の神 氏族崩壊期に入っているので、兄弟姉妹も、 ずっと後まで普通のことである 物部のモリヤという物部氏 同火は禁忌される。 夫が婿通 同居同· このことは るので

すこしずつ父系味が加わっていく事情にある。 的なので、その家族態(家族の同居様式)は、 まちがっている。 それで、こういう日本に、はやまって、よその国のような家父長家族というものを、想定するのは、 日本では、 氏族崩壊期間中は、 次の項でみるように、 嫁取婚が発現せず、 母系を原理としたもので、 婿通いや婿住みの招婿婚 それに が支配

本の家族態は、 い夫婦組織が家族態の中軸となっているというような事態には、 こういう事情にあるので、 あらゆるところで半ごわれの母系味のかった共同体や、 われわ れがこの章で当面 して いる期間 まだいたっていない。 寄合家族をなる 氏族崩壊期間 だから財産制 夫権 お ける日 0 つよ

は、 たものとはならない。 共同体の破壊が不可能なので奴隷とすることができず、そのままで隷民としたのである) に転化した。 これ 時代頃から、氏族間の闘争の結果、 こにはみられるのである。 けがもっていたりするようなきょうみある私産現象 (家父長権や夫権などの存在を示さない現象) 族共産の建てまえであるが、わが国では別産式になっているといったのは、このような男女を問 女を問わないそれなのである。石井良助が、当時のわが財産制を中国のそれと比較して、 その枠内での 女性もいぜんとして、農耕の要員ではあり、祭祀権もやはりにぎっていたので、 は主として男性の武力によったので、ここらから男性 奴隷よりも妻の所有する奴隷の数が多かったり、戸主は奴隷をもたないで戸主の母あるいは姉や弟だ い個々人の私産現象のことであろう。後にいうように、奈良頃の古文書類をみても、戸主の所有する の研究』参照。 人への分割として顕現しているのである。そして、くどいようであるが、この個々人なるものは、 - 部などという私民を設けることになるが、そのばあい、女の族長層も、 女性の私産現象は、 氏族あるいは擬制氏族、 共有されたらしくかんがえられる。後に、族長層の個々人が、部民に似た子代、名代、 ・私産現象としてみられる。 例をあげれば、氏長者や家長者の渡領、 男性のそれと発生的にもまた同時的であることが観察される。すなわち、 それで、 または、 それら部民の貢納物も、氏の奴の名のように、氏族またはフラトリー 勝者が敗者を、一種の貢納隷民としての部民(氏の奴ともいわれる。 各種共同体による共有的観念をたぶんにのこしており(『招婿婚 つまり、家父長や夫の掌握としてでなく、 またそれら長者による氏産や家領の管理総領制など)、 ――とくに男酋 ――の勢力が仲長した。しかし、 男性の勝利は貫徹 母や、 中国では家 または個 が、 古墳 わな そ 男

またそのことにあずかるの

ものらしい。日向を中心とする九州各地、河内を中心とする畿内各地、その他全国に分布する大部民 れたものとおもわれる。日下部は母方の日向族の支援によるものらしく、この日向族の とあるのなどがそれであろう。葛城部は自族の居地名によるもので、この部も自族によって管理せら 若日下王の名代として若日下部を定める。」とあるのや、「八田若郎女の名代として八田部を定める。 石之日売の名代として、葛城部を定める。」とあるのや、「大日下王の名代として、大日下部、その妹いゎ。゚ロック 氏族のかたちをとった名代や子代などとして顕現する。名代の初見は、『古事記』の仁徳条に、「大后 制氏族として設定されるのは、その時代が氏族時代であるからで、やっこという語なども、それは家 氏族にたいして、それの擬制同族のいみをもつのである。このように、事実は隷民でありながら、 は族長も族員も同じなのが原則であるところから、それにならって、ある個人の名と同じ名の集団 をコというところから、それに準じた集団をつくり、これを子代というのであり、 の日下地方に移住しており、大日下、若日下の兄妹は、 い。部民もまた、蘇我氏の共有部民はこれを蘇我部といい、中臣氏のそれは中臣部というように、 で、つまり擬制氏族をいうのである。このことはイロ部もおなじであり、前の部民のばあいもおなじ つ子――つまり家の子――をいみし、ヤカラ (家族) ともいい、同居の擬制同族をいみするのである。 つくり、それを名代というのである。だから、子代といい、名代といっても、けっきょくおなじもの 子代、名代というのは、いわば擬制氏族の設定をいう。すなわち、族長をオヤ、族員 (奴隷を含めて) 部民や奴は、共有のもので、私有としては、みぎにみたように、ある個人を首長とする新立の擬制 この地を本居としたので、 また、 それで部名とした 氏族の名前 部が、 河内 主

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 本居、

大和の添上郡春日郷に由来する。

物部山 4 大部民をなしている。その母方春日氏の管理するところで、部名は春日大娘の居地で、 公というとみえている。 である大和添上郡の矢田郷に由来する部名である。 である。 無媛連公といい、 八田部は矢田部とも書く。『旧事紀』 この部はその弟物部大別連公の管理によるもので、 この部も全国に分布している。 の天孫本紀によると、この部の領主矢田郎女の 雄略皇女春日大娘の名代春日部も、 なお、 矢田部という部名は、 爾来大別連公を矢田 矢田郎女の 母族春日氏の 各地 にあって、 居地 部 母 連

にあずかった。 このように、 擬制氏族のかたちで、私産現象がはじまると、 女性もまた男性におなじく、そのこと

こでわが国では族員のことを「久米の子」「蘇我の子」などと、「子」という語であらわすが、 まり早くいえば奴隷) とみなす傾向があり、 ここでついでにいうと、 わが国では、このように族長層が族員層 わが奴隷制は、そうした意味をもってはじまっている。 (擬制のそれをも含めて)を財産(つ 同時 そ

族員から奴隷にひとしい労働力を族長層が搾取しようとしたのであった。 たのであり、大化前後からの氏族崩壊期には、 すなわち奴隷の族員化 隷化の両様のいみをしめすものといえる。これを過程的にいえば、右にみた氏族時代には、 奴隷のことをも、「子」という語であらわすのである。そして、このことは、 ―によって、彼等奴隷から族員にひとしい労働力を族長層が搾取しようとし 後者--すなわち族員の奴隷化-奴隷の族員化、 によって、かれら 前者 族員 の奴

201 大化前後からは、氏族制が崩壊しはじめ、 かつての氏族員も擬制氏族員も、 ともに国家の公民

転移した。それと同時に、 かつての家つ子は、擬制の表皮がはがれ、奴婢(このほかに家人というのもみ

える) 恥部を露呈したもので、つまりいいかえれば、その所在の社会の性格 りえなかった。しかし、本格的奴隷であることにはかわりがなく、 の荷い手でなく、また、 ている点、ギリシアの古代奴隷とえらぶところがなかった。ただ数もすくなく、 の名において、本格的奴隷へと転化された。この奴婢は、 生産段階の遅滞のゆえに、 営利的生産 全面的に身柄を拘束され、 いわばこれは、 商品生産 ——奴隷制的性格 ――のための奴隷 したがって全生産 その所在の社会の 商品 でもあ

において表示したものであった。

みで、 個 族崩壊期は氏族全滅期ではないので、氏族や氏族的な機能は、なお各所に遺存したのである。その **はもっとも顕著であった)、氏賎といって、氏族共有のものもみられた。前にいくどもいったように、氏** であった。このことについても前にいったとおもう。 「々人によって、個別的に所有されていた。 この奴婢は、ギリシアやローマなどのように、家父長や夫によってではなく、わが国では、 個々人の私産である奴婢も、 なにほどかの意味では、その背後の共同体の共有的枠内での私産 もっとも、奴婢は官庁や社寺にも所有され(寺院 の所有量 男女の

年の国 えば、大宝二年の御野国春部里の国造族富売 (戸主妻) は、奴二、婢一を所有しているし、 の関係が保たれてあるのかもしれない。このような庶民の女性でも、私産としては、やはり奴婢を所 これらは氏族時代の家つ子の一種で、現在でも、 がもったそれであったが、奴婢の段階にくると、庶民の女性も、ここでは奴隷主になっている。 女性の私産現象としてみるばあい、まえにしるした氏族時代の名代、 郡未詳の秦 人広幡虫名売 (戸主姉) は、 奴一、婢一を所有している。 あるいは国造家や秦家とのあいだには、 子代等は、 国造族といい、 族長層 本家と家人 推定天平五 秦人といい、 の女性のみ たと

203 女性の地歩はどんなぐあいに後退したか

> 妻) は奴婢三四、戸主は二二で、ここでも妻の所有数が夫より一二だけおおい。 右のように、一一で、夫よりは九だけおおくもっている。大宝二年、御野国肩々里の国造尼売 (戸主 妻) は、 県造奈爾毛売 (戸主母) は、奴八、婢六、あわせて一四の大量所有者であるが、この戸では、 が奴隷主で、 奴婢一一の所有者であるが、この戸では戸主は奴婢をもたず、戸主の弟が奴婢三、弟の妻が その他は戸主をはじめとして不所有。 神亀三年の山背国雲下里の出雲国大家売 (戸主弟 彼女のみ

なく、右にみたように、戸主が奴隷をもたず、戸口のしかも女のみがもっていたり、夫より妻の奴隷 るのみでなく、前にもいったように家父長制や夫権制の不存在を、 が多いなどということもありうるという現象は、単に男女平等の財産制 (実俗のうえでの) をものがた 所有のありかたにおいて、 大化以後の奴隷制の時代では、奴隷が財産を代表し、かつ象徴してもいるわけであるが、その奴隷 女性が男性にくらべて、劣位をしめすような徴候は一つもない。 これはしめすものといってよかろ ばかりで

う。だから、ここでの戸主なるものは、よりおおく中国からの移入の律令制的方式であって、 (半こわれの氏族共同体) でなりたっているというちがいがあるだけである。 太平洋戦時の隣組長のようなものであったろう。ただ、その時代の隣組は、 戸主に奴隷がなく、戸主の母にのみあるというような型などは、むしろ母刀自的なありかた、 主として血縁者や姻

らをたてた族員にたいして、母が白分の着物を脱いであたえる俗のなごりが、鎌倉頃までもなおみら 的な俗をしめすものとさえいえる。こういう母のなかには、 ているものがたぶんにみられたことであったろうとおもう。 家の祭祀だけでなく、 わが国には、旅にでる族員や、 村の祭祀をも司 何か てが

であろう。

れるが、これなども母家長的な実俗が、 いかに根づよくわが国には存在したかをしめすものといえる

有地化し、名田のなかに解消した。 ることになった。これを口分田という。この口分田の制は、漸次にすたれ、後にはこれが個々人の私 律令法によって、天下の公民男女六歳になれば、男には二段、女にはその三分の二の土地が班給され 化した感があった。大化以後は、いわゆる国有となり、大化二年施行の班田制および大宝元年制定の 枠内で、族長層男女の私有地があらわれ、氏族の共有地そのものも、後にはほとんど族長層の私有地 つぎに、土地の私有形態をみよう。 土地は、大化以前は氏族の共有であることが建てまえで、その

この段階に参加したわけであった。 録にはみえている。つまり、この名の段階から、土地の私有化=私産化が表面化し、女性の個々人も、 のもある。これらを総括して名という。「お花名」とか「何某尼名」とかいうように、女性の名も記 名田というのは、私有者の名を付した田のことで、おなじいみで、名畠、 名山、 名屋敷などという

おこった。女性もこれに従った。それは女性自身や、子供たちや、前にみた私有の奴隷たちをつかっ にはみられたらしい墾田私有をおもてむきにみとめてから、庶民たちのあいだにも、墾田開発が競 田三世一身法」、つづいて天平一五年に「墾田永世私有法」が布かれて、それまでにも貴族のあいだ て、なしとげられたものであろう。 この名の発生については、さかのぼって、墾田私有のことも注意せねばならない。 養老七年に

墾田の女性所有者の名前は、当時の文書や、すこし後の田地の由来書などに、かなりたくさんみら

どは、 れる。 れらから推せば全国各地の女性墾田は、おそらくさらに莫大な数にたっしたであろう。 ら数多い。 越前国足羽郡に四六町九段三三〇歩の墾田と家屋を所有している。 天平神護三年の「越前国司解」によると右京四条の上毛野奥麻呂戸口の田辺来売という女性 ところで、これらの記録は、 たまたま一、二の寺院や官庁等の関係でのこされたもので、こ その他一町内外の墾田主な

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか が一○世紀頃から表面化した荘園制 (それ以前は班田制) の基礎となった。 されたり、 ト (族長) 層とイトコ (ひらの族員) 層との疎隔は、 りしたことであろう。こうして、手に汗した墾田や、口分田を私有地としたものが名田となり、 ここまでくるには、 これらの女性墾田 あるいは自衛のために、それら荘園へ名義的に寄進され、名田としての確保が企てられた は他の墾田と同様、あるいは寺院や貴族や豪族などの大墾田からなる荘園に兼 いろいろな闘争があった。大化以前から臣、連、 ウマビト層の氏産横領や、私地私民の蓄積によって 国造、 伴造らからなるウマビ

うがごとき奈良の皇都でさえ、三代目の聖武天皇の頃には、はやくも荒廃して、山城のクニというと うとしたが、その天皇制政府の性格は、半ごわれの氏族制や共同体のうえに統一された無理押しのも はなはだしいものとなり、氏族制も、そのどだいの共同体もこわれだし、 ころへ遷都したり、 のであったので、 天下が乱れに乱れた。そこで大化改新となって、強力な天皇制政府が出現し、天下の乱れを抑圧しよ それだけ人民への賦課は重かった。その頃の人民の苦しみは、『万葉集』の山上憶良の「貧窮問答」 中国から借りてきた家父長制的法制も、 それも四年で、 さらに近江や難波への遷都などまで計画されたほどであった。 山上憶良は貴族の一人であったけれども、貴族でもめぐまれな 班田法も、 五〇年とはもたず、 貧富の差がはげ 咲く花の匂 しくなって、

205 のなかに、まざまざと歌われている。

いものもおおく、 したがって庶民の苦労がわかり、憤りが感じられたのであろう。

た。そこで、 になっていたが、その親が死んで、家が貧しくなり、息子は外出するのに着物にも事かくようになっ の頃の結婚は、女の家に婿住みする方式なので、その貴族の息子も、女の家に同居して女の親の世話 つくしい娘が住んでいたが、ある田舎貴族の息子と幼い頃から愛しあい、成人後ついに結婚した。そ **『伊勢物語や』『大和物語』のなかに、筒井筒の話がある。それによると、大和の葛城郡に一人のう** 

は、 ばいみじういたはり、身の装束いと清らにせさせけり。」 「かぎりなく思ひながら (◦男はその妻をいぜんとして愛していたが)、妻をまうけてけり。 この今の妻 富みたる女になむありける。殊に思はねど(。男はこの今の妻をあまり愛してはいなかったが)、往け

なかったというのである。 というように、妻が貧しくなると、しかたなく、ほかの富裕な女を妻とし、その扶持を受けねばなら

江戸時代の嫁取婚の頃には持参金のおおい嫁をほしがるふうがあったが、婿取婚の頃には、こうして 貴族の息子にも、こんなに貧しいものもいたわけで、おなじような話はこの頃以後たくさんみえる。

すこしでも金持の女をみつけてその家へ住み込もうというのでもあったろう。 それはとにかくとして、この筒井筒の話も、その頃のある階層(おそらくは貧弱な田舎貴族の階層)の

家のありかたをものがたるものとしてみれば興味がある。 詩人もでたのであろうとおもうと、なお興味がある。 そして、こういう階層から、憶良のような

人民たちは逃亡の形で闘った。山城の出雲というところには、出雲臣という小貴族が、集落をなし

207 女性の地歩はどんなぐあいに後退したか

の出 いて、 度をとって、これらの乱脈を軍の力で威嚇していたが、その徴兵制が、武器も手持ちで、 穀倉も、人民たちの稲田や粟畑も、一つとしてねらわれないものがない。はじめ天皇政府は、 倉時代の、あの母権のつよい、財産をもった、おおくの女性たちは、けっして突如としてあの時代にだ れは、それらの長者の母なり嫡女なりが、刀自やお袋とよばれて、祭司者であり、財産をもち、 くりだしていった。 弁とあっては、 を山や海で待ちぶせして、掠めとるものも出てくる。 また、これらの大土地は、奴隷や人夫や小作で耕すことになるが、そこへ逃亡者たちがおちこんでき 女 (五位以上の貴族) たちにあたえられる。だからこれらのひとびとは、いよいよ大土地の持主になる。 女性たちのようなたくましさが、 て、そうした奴隷的な労働者になるのである。 観察される。 その後、わが兵制は、田舎の豪族の手に委ねられ、しだいに源平などの英雄的豪族ないし氏族をつ しかし、それも苦しいので、たえず動揺がつづき、 征の留守に、 各地方での長者であった。つまり血縁・擬血縁的な集団の頭目なのであった。そして、 あとの口分田は荒廃してしまう。そういう荒廃地は、 まして庶民の逃亡者が、どれだけあったかは、 人民たちはこれを忌避するほかなく、 農耕のことや、その指導にも従事したであろうことを想像する。 これらの豪族は、もとからの国造や、それの招婿婚による外孫たちでなりたって わが国でもまだこの頃までは、いっぱんの女性たちにみられた。 九世紀頃にはこの制度もすたれてしまった。 山賊や海賊になって、 貢物ばかりではない。 収公されて、 想像にあまりがある。 寺院や、 官庁や貴族たちへの貢物 官衙や寺院や貴族たちの たとえば、 皇族男女、王臣男 人民たちが逃亡す 食費まで自 われ 徴兵制 琉球 男たち 鎌 Ó

けわいたものではない。 んとなく異様なものにみえるのにすぎないことを、 たまたま鎌倉時代の記録のみがこんにちにまで多くのこっているために、 われわれはここで反省する要があろう。 な

男の歴史家たちは、 女の地位を、ひじょうに低く評価することに安心を感じ、また、 女の問 題

性にも財産権をもたしたのだなどというものもいた。 条政子がわがままで勝気な女であったために、自分が財産権をもちたい下心から、あの時代の一 感症である。鎌倉時代の女の財産についても、保守派の有名史家のなかにはつい最近まで、あれは北 般女

と高いものがあったろうということである。 15 いたいのは、支配層の女性でもそうであるから、まして庶民層の内部での女性の地位は、もっとずっ 財産権をもち、祭祀を司り、生産に従事したのは豪族の女だけではなかった。それどころか、

を失うのは、 女性の隷属は、まっさきに支配層において、顕現するのが原則である、たとえば、財産権や職業権 財産権では室町以後において、そのことがしょうこだてられる。農村の女性などには、むかしど どこの国の歴史をみても、支配層の女性がまっさきである。 日本でも職業権 では大化以

さて、天下が乱れ、人民の男女が班田制を役だたなくすると、まえにいった名の制度がおこって、

おりの財産権が、江戸末までもちつづけられた現象もある。

る一種の擬制族長を設け、名主はそれの家人となるのである。また、本家と名主との中間にも、 するためには、当時としては、それを、 の制度は、 れが貴族たちの荘園の土台とも、あるいは、衰退しながらもなお併存した官地の土台ともなった。名 私有の制度であり、だからそれは売買も譲与もできる。 一種の共有の範疇内におかねばならなかった。本家とよばれ しかし、その私有権の神聖を確保 領家、

預所、 が、政所やその家司を別にしている。なかにはいきおい生計まで別にしているばあいもある。このこ から、『招婿婚の研究』でも、かなりくわしくみているように、平安貴族の家では、同居の夫と妻と の妻であって夫とは独立に本家であったり、領家であったり、名主であったりしていることである。だ すべてが自己の分については売買や譲与の権利をもっているのである。 ば多数者の共有物になる。このばあい、所有名義は本家にあるわけであるが、すべてが共有者なので、 また、注意される点は、それらの所有の単位は、家族にはなく、個人にあることで、したがって、人 荘司などといういろいろな家人群が介在し、名主の下にも下作人がいるなど、一つの名がいわ

209 女性の地歩はどんなぐあいに後退したか おもうと、一名のなかに二〇人余の名主がいることもあり、何分の一名主などという呼称もある。 くの本家をもっていることも普通である。同名の名でも錯圃といって、あちこちに散在し、 た名もおおく、所の名前のものや、無名の名もある)、したがって、それらの名が、それぞれちがった多 てよい。名は一人で幾名でも所有してよく(そのばあい、その所有の名には、自分以外のものの名前のつい 度とともに、ふしぎな制度であって、わが学界でも、決定的な研究は、まだなされてはいないといっ 囲内では転々するが)、伝領されており、聖子の夫家などには伝わらない。 から、たとえば藤原聖子に寄進された荘や名は、一、二世紀後になっても氏族外に逸脱せず(氏族の範 は、共有観念があり、したがってそれの氏外逸脱は防がれている。これはおもしろいことである。 とは貴族のみの俗でなく、庶民もそうである。これほど家族的には個人的であるが、しかし氏族的に りまじっていることもあり、しかも、そうした同名が複数の本家をもっていることもある。 名の制度のことは、目下看手中の『古代女性史の研究』でみるはずで、ここにははぶくが、部の制 そうかと 他名とい だ

所職、 をもった大名主であることもあり、『古事談』などに出てくるような大荘司 (多くの荘園の荘司役を兼併 五尺のいも各一すじずつ持て参れ。」などと呼ぶのである。すると翌朝になるが早いか、下人たちの があると、長者家のものが、この岡にのぼって、「この辺の下人承れ。明旦の卯時に、 ある) も、 や『宇治拾遺物語』にみえる利仁将軍の妻家(利仁はこの家に婿とられており、都への出仕もこの家からで り、「オヤ」であり、お袋とともに、その地方の祭治の首長であることは前にもいった。『今昔物語集 している者) であることもある。 それに類似の「結い」等もみられたことであろう。その長者なるものは、土地所有的には、多くの 名 田時代に各自が奴隷をもっていたように)、耕作に従事する。それと、氏族制的に長者圏での共同耕作や、 力が成熟する。男女の名主や作人たちは、家族や隣人と組んだり、あるいは所従や下人をつかって(班 えにあずかる方式となってくる。 かには夫が一つの地頭職さえもたないのに、妻は数個のそれを所有しているというようなこともある。 有性が弱いが、けっきょくは、名の制度一般も「職」的なものとなり、一の共有財をめぐる本家職、 人といえるが、ぎゃくに荘園主や官衙から、名主職を補任することもあり、このばあいはいくぶん私 示した当人であり、それを、中央や地方の権力者や寺院等に名義的に寄進し、共有関係をむすんだ当 この時代には、 名主なるものは、 荘司の諸職、 越前の有仁という長者の家であるが、この長者家のかたわらには、 鉄製の農具も普及し、水利のくふうも進み、交通の便もはかられ、めにみえて生産 後には地頭職、名主職、作人職などの観念が構成され、各自職分によって分けま 起源的には、自己の墾田とか、口分田とかに、自己の名前をつけて、 族制的には、長者の名前がしめすように、 例ははぶくが、それらすべての「職」に女性もあずかっており、 血縁・擬血縁的な長者であ 人呼 びの岡があり、 切口三寸長さ 私有性を標 用

家から、 の高さにまで積み上げられるというのである。 山の芋が、 血縁・擬血縁式の集落にあっては、その中心の長者家をとりまいて、 一すじずつ、陸続と届けられてくる。 それが数時間つづき、 屋根にもとどくほど

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか ても、 Ŕ がおこなわれる。そうした原始形態は、こんにちにまで庶民のあいだには遺存している。 もあり (次の項でみる大古味部落などのように) 、寄合式もあるという雑多な様式の婚姻生活や家族生活 嗣ぐものもおおい。また、部落民同士のあいだでは、むかしながらの群婚式もあれば、 招婿することに、つよい関心をこの時代の豪族たちはもっていた。だからたとえば源氏の御曹子など きたりして、非公式の婚姻に甘んずることもある。 いまにのこる姉家督もそのなごりか)、その息子は『今昔物語集』などの郡司の息子にみるように、 へ通い住むこともあり、あるいは部落内の顔のよい娘を召し上げたり、敵方の美女を掠奪してつれて ついでにいうと、これらの長者家では、利仁のような婿が次代の長者となることも多く(東北地方に 国々にわかれて、めいめいの母家で生い立ち、足利や新田のように、母家の名字や、 主従ともに、家父長家族にまでは到達せず、したがって、母権をはじめとして、女性の権力は 娘には国衙の役人や、遠来の貴公子、武人などを 終生の通 財産などを いずれにし

おくなり、 ただし、 いわゆる輿入のおこりである。こうして、前家父長制ともいうべき俗も芽生えるが、もちろ 掠奪のためや、 おしまいには弱小の隣族たちも、 自衛のための戦いが繁くなるにつれて、前にいった非公式の婚姻生活 自ら卑下して、その娘を宮仕えと称して、 進上するよう

211

なおつよいものがあった。

子千古に譲与する。このことは別に証文にも書いて千古に渡しておく。」と記してある。『栄花物語』 Ą にも、一条太政大臣為光が、三の君とよばれているその娘に、一条第とともに全財産をあたえたとい かわらず、「小野宮第ならびに荘園、牧厩、男女財物、家中の, 一切の雑物、塵あくたものこさず、女 相続させる俗 (『招婿婚の研究』 にくわしい) とならんで、全財産を娘に譲与する例もまれではなくみえて いる。『小右記』寛仁三年一二月九日には、その筆者右大臣小野宮実資が、二、三の息子がいるにもか 女性が財産権を失って、正式に嫁取婚(奴隷婚)におちこむのは、まだずっと後のことにすぎない。 ――平安朝における女性の財産についての記録は、けっしてすくなくはない。本第を娘に

うことがみえている。

本第に居住し、氏祭を司り、死後は氏族の共同墓地に葬られる現状にあるので、その財産も夫家には 后泰子の財産は、近衛家領の重要な部分となったし、おなじく聖子の財産も、九条家領を形づくづた。 院領も莫大なものとされていた。皇子には、これらとならぶ荘園主はみあたらない。摂関家でも、氏 主軸をなしたものとして知られている長講堂領も、後白河皇女宣陽門院の領であった。 が、後には一部が大覚寺に伝わり、大覚寺領の主要なものとなったといわれているし、 で、この女院領は、父鳥羽院、母美福門院からの相伝と、各地の地主からの寄進とでなりたっていた これらの財産の大部分は、氏産から分割相続したものであるが、夫家からの勅旨田などもまじり、寄 男女をうちまぜての大荘園主のうち、そのおそらく筆頭ではないかとかんがえられるのは八条女院 いいかえれば、皇后であっても、氏族制の原則によって氏族の身分を失わず、氏后として氏族 つまり、 あくまで個人の私産としてあらわれているが、しかし、氏外逸脱は避けられ 持明院皇統の また、七条女

家勘解由小路中納言家」とみえている津守七十町の地は、 このような原則 その祖母が領家として所有したものであるが、本家職は禅尼在世中に、禅尼の手から亀山院 なお上層下層を問 は われ ..わず一貫して存続していたのである。 われの当面している氏族崩壊期間中にあっては、ぜんじ衰運にむか もと勘解由小路家の仲川禅尼という女性 『豊後国図田帳』に、 「津守庄七十 Ü なが 町

素をなすのであるから、それの氏外逸脱はあらゆる手段で防がれるわけである。 寄進し、 日記である『勘仲記』弘安六年八月二日その他にみえている。このように、名義は個人の私産でも、 門にとっては、個人はその一分子であり、だから個人の私産は、 領家職 は禅尼の死後、 祖母の手からその孫で禅尼の弟にあたる兼仲に譲ったことが、 一族の財産すなわち家領の一 兼仲 要 .. の

213 女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 者としてはみとめられず、結婚すれば、亡父の遺産は、そっくり持参金となって、 をふせぐのが主眼であるという。この点、日本ではややちがい、前にみたように、息子があっても、 婚させてまでも、この娘と結婚させるといっている。 娘一人というようなばあいには、氏中の男をえらび、もしその男がすでに結婚していれば、 ギリシアの例をひき、氏人中の一人が財産をのこして死んだとき、息子があれば問題は ざわざ娘に全財産を譲る例もあるほどで、一人娘のばあいでもおなじであるから問題はなかった。 氏産の氏外逸脱をふせぐ手段として、エンゲルスはその著『家族・私有財産および国家の起源』で、 氏族制末期には、 すでに氏族内の家族は家父長制的な実情となっており、 男の年齢などは問うところでなく、氏産の逸外 夫の手に帰属 娘は財 な Ň が、 それを破 産 もし

しまうので、さてこそ氏族中の男と結婚させ、その財産をその男のものとすることによって、氏族中

にとりとめたわけであろう。

三条第をあたえたばあい(『水左記』)や、同師実がやはり源氏の妻に京極第を譲ったばあい(『中右記』) 逸脱しないようにしたのがみられた。 語』)。ところが、夫がそういう手続きをせずに死ぬこともある。たとえば藤原教通がその妻の源氏に、 期相続の旨を付したりして、逸外をふせがねばならなかった。道長の妻は源氏であったから(『栄花物 はしないかというおそれがあり、藤原道長のように、若干の荘園を妻に譲ったばあいなど、とくに一 のもあるが、実俗ではその心配はなかった。かえって、夫の財産が妻に移り、妻から妻の族へ伝わり 令法下の法学者たちのなかには、 である。そういうばあいには、妻の死後、 ある氏族の娘が、別の氏族の男と結婚したとしても、財産がその男へ移ることはない。 中国ふうに解釈して、 藤原氏の氏長者が裁判をしたり、 妻の財産は夫家の家父長に帰属するというも 回収したりして、氏外に

父系的になる。 は、支障がなかったが、氏族崩壊期に入ると、同居体はなお母系原理に執着するが、氏族制 統で、ギリシアにみられる妻から夫への父系制の俗と対蹠するものである。ところが、大化以前まで 九条家の先祖兼実を養子にしてゆずられた。母の財産が子にゆずられることは、 いえば、それは外孫系への逸脱である。しかし、母から子への、この母系制的伝統は、なかなか根づ こうなると、母の財産が子に伝わるばあい、それはしばしば氏外逸脱をいみする。 これに譲った。さきの氏后泰子の財産は、近衛家の先祖の基実を養子にしてゆずられ、 既婚と未婚とにかかわらず、氏女が大財産主であるようなばあいには、 たとえば、 母の子は母の籍に貫していながら、母とはちがう氏称 (父の氏称)をなのる。 氏人の男女を養子にして、 母系制の俗からの伝 母の氏族の 聖子のそれは、 は確実に り側から

の氏外逸脱をくいとめた。 にみたように、実子にはゆずらず、氏人を養子として、母から子へを擬制し、これによって母の財産 したがって、小財産は大目にみられていたが、大財産の逸脱はこまるので、そのときには、 前

を制約する一つの大きな条件となってくる。 し、父系制が成熟するにつれて、女を通じての外孫への氏産の逸脱ということは、やはり女の財産権 な例がおおい。 までは、みぎのような事情もあって、禁じられていない。すでに皇室ですら、前の泰子、 女の養子 ――とくに妻の養子は、父系制の社会ではどこでも禁じられるが、 源倫子 (道長の妻)、北条政子 (頼朝の妻) なども、おおくの養子女をもっていた。 日本では、 聖子のよう 平安、

215 はこの時代に五摂家に分割された。とはいえ、後の家父長私有とはちがい、九条家ならば九条家一族 ような氏族の氏長者から、近衛家、楠木家というような名字族の首長(これを家長者、家督、 さざるをえない。そこで、みぎにみた平安頃からの逸外防衛の諸手段が、この鎌倉期では、 なり、ほとんどの妻は夫家に迎えられる。そうすると、妻の財産への妻方からの警戒心はいきお におかれ、 いう)に移ってくるし、共有観念も氏産から家領へと単位をせばめてくる。 めだってくる。また、鎌倉期は氏族崩壊期の最後の段階として、団結の単位が、藤原氏、 **、出嫁の女子をも含めで、) に分割された財産は、** 鎌倉期になると、擬制婿取婚といって、擬制的には、 それらが無主財産となったり、その他不都合なばあいには、 やはり一括的に家領と観念されて、 なお婿取原理が遺存するが、事実は嫁取式に 家長に回収される建てまえで たとえば、 時の家長の管理下 藤原氏の氏産 橘氏という 名代などと ひとしお い増

ある。このことは九条家や近衛家の文書などにくわしくみえている。

は、 代であって、その家族は異族の寄りあいでしかない。夫と妻とは相異なる二つの総領圏に分裂し、 ている。 擁しているが、家族には適当の長の呼称の持主がなく、父母、夫婦、親子という親族称のみでよばれ 卿よりはいっそうめだってみえる。 ているような氏族と家族との立場の相違をしめすものである。すなわち、 て総領される。 武家では、 かなり大きな総領圏をもち、 長の呼称は、 名字族が軍事組織を構成し、幕府の家人制にも利用されるので、この名字族 この時代の族制の単位は総領圏にあり、その内部の家族にはない。 総領圏の大家長のみがもっている。このことは、 出嫁の女子をもふくめての族員の総私産は、その時 総領制というのがそれである。北条家とか、三浦家、 エンゲルスやモルガンがい 鎌倉期までは氏族原理の時 家族は夫婦と子を 々の家長 の制度 和 田 家など によっ は公公

によって、鎌倉末期頃から家領の家産化すなわち一族の共有制から家族の家父長の私有化 対偶婚によるところの離婚の容易な不安定な夫婦生活の一つの保障となった。 産現象として顕現しているのであり、 るにつれて、私産現象にはあらゆる制約がくわわり、応仁乱、 こうして大化以後鎌倉期まで、女性の私産現象は男性のそれとともに氏族の共有財産の枠内での私 かし、ここでははぶくが(別著 『招婿婚の研究』および次著『古代女性史の研究』 それがこの期間の支配的婚姻形態として持続した招婚婚という 戦国時代頃までにはその遺存的な部分 参照)、 諸 へと貫徹 種 の経 過

たがって別産である。

## 三 氏族がこわれた

もあとかたもなく(ただし庶民にはその後も若干遣存)全滅することとなった。

これをわが国でいうと、たとえば、わが国では室町中期頃まで、夫と妻とが、その墳墓を別にする かつありえなかった。 ルガンやエンゲルスによれば、家族は氏族制度の下においては、けっして組織単位ではなかった というのは、夫と妻とは必然に二つの異なった氏族に属していたか

氏族から家族

れたのである。 俗があった。すなわち、夫は夫の氏族の共同墓地に、妻は妻の氏族の共同墓地に、引き裂かれて葬ら 宮地直一『諸陵式と陵制の変遷』には

部分は別々になって居る。」 の御陵に於けるが如く、 は決してかうはいつて居らない。その中でも、 「皇后の陵と天皇の陵とは概ね同一の場所に定められるのが、正当の様に考へられるものゝ、 同じ所に築かれた様な例もあるものゝ(。両例は同族のばあいの例である)、大 後朱雀天皇と皇后陽明門院、 二条天皇と中宮高松院と 事 実

とあり

陵墓は、 温子から始って、後朱雀天皇女御准三宮藤原生子まで十八人の后妃と、二三方の皇族で、これらの御 皇子達は大概此処に御陵墓を築かれてある。 「木幡山 ( ∘ 宇治) は、代々藤原氏の墓所となって居た因縁からして、藤原氏出の后妃又はその腹 藤氏代々の墓所と相錯綜して築造されたものらしく思はれる。」 歴史に明らかな処では、 醍醐天皇の御養母皇大夫人藤原

ともある。 後朱雀以後でも、 後冷泉皇后歓子、同中宮寛子、後三条女御茂子、 堀河女御茨子等の陵墓

やはり木幡にある。

いでにいえば、藤氏が九条、近衛等の名字族に分かれ、それらの名字族が、それぞれの墓地をも

217

意地に埋葬された。

つようになると、 出身后妃も、 たとえば、 崇徳中宮聖子の月輪陵のように、 それぞれの自己の名字族

出身であるから、 氏の出身であるから、宇多源氏の共同墓地に埋葬された(『中外抄』)。関白師実の妻麗子も村上源氏 間も民間では長かった。たとえば、藤原道長の墓は、例によって木幡にあるが、その妻倫子は宇多源 り村上源氏であったから、前の麗子と同域に葬られた(『兵範記』)。 皇室でもそうだから、 村上源氏の共同墓地(北白河)に埋葬された(『中右記』)。 まして民間では、 それはいっそう通例のこととされたし、 関白忠実の妻師子も、 この 俗 の遺存 やは 0) 期

卿記』・『親長卿記』・『実隆公記』)。 **夫とともに埋葬されるというようなわけにはいかず、自族の吉田地域に埋葬されたのであった (『宣胤** 女は、すべて同所に葬られた(そうでない俗もおいおいとあらわれるが、異苗の夫婦は原則として引き裂かれ 鎌倉頃から前にみたように名字族があらわれ、共同墓地も名字族単位になると、 そして、この族から他族 山城国愛宕郡吉田にある吉田名字族の共同墓地には、室町中期頃まで、勧修寺、 甘露寺等の家々に分岐した一族が、 ――たとえば三条西家等に出嫁した女性なども、三条西家の共同墓地に なお同苗というところから、その骨々を一つ所に埋葬し v わゆ 中御門、 る同 坊城、 0)

系統をなして分立するものであり、したがって、そのかぎりにおいて夫婦各自は各自の私産に相互に する別産である。 夫婦別墓の俗とおなじく、前項でみた夫婦別産の俗も注意されねばならない。しかも、 平安期では、各氏産圏に引き裂かれた別産であり、 つまり、夫婦各自の私産は夫婦各自の氏族や名字族の氏長者や総領主の統管下に別 鎌倉期では各家領な いし総領圏 その 別産た に分属

お 呼称の持主がなく(強いていえば、女には上、家主、 臣俊家の女全子と結婚し、忠実を生んだが、『台記』や『今鏡』にもあるように、この夫婦は仲がわ されればそれがただちに子からも追放されることになるようでは、 通例とする。 は、オヤといえば母をいみしたように、実俗的には、母権に重心があったとさえいえる。 族長のみがもっている。ところが、この鎌倉期的総領制的ありかたを、家父長家族とみなす歴史家が 時の文書にも、 単位は総領圏にあり、その内部の家族にはない。 た氏族に属しているから。 干渉することができない。 ろが、室町以前ではそうでなかった。実例はいくらもあるが、たとえば、 ん母権はない。 の主婚権も、 が有力に遺存している族制下では、 つれて、ようやく父権が芽生えたが、母権もけっして亡びはしなかった(家父長家族の女性にはもちろ ここにいう母権の第一は、母の資格の絶対性であるとしたい。 それに、氏族崩壊期中の、わが国の家族には、父権と肩を並べての母権がある。 おいが、 その誤りであることは、 いわゆる三従主義である)。 もっぱら母にあった (平安に入ると父に移った)。それが夫婦の別居が同居に推移するに 室町 父母、夫婦、親子というような親族呼称でだけ記されている。長の呼称は、 以後のわが国などをみても、父なき後の母のありかたとしては、嫡嗣子の下風に立つのを なぜなら、モルガンやエンゲルスがいうように、氏族制下または氏族原 だから、 家族はけっして組織単位でなく、夫と妻とは必然に二つの 前にみた夫婦の別墓、 前の項のおわりのところでみたように、 家族は夫婦と子でなりたっているが、そこには長 前等の古い母権的伝統をもつ家主的呼称があるが)、当 別産的な分裂的事情をみても肯けよう。 室町以後のように、父から母が追放 母の資格はゼロにひとしい。 関白藤原師通は、 鎌倉時代までは、 それも奈良頃まで 子女の結 総領圏 族制 異な とこ

219

るく、 となり太政大臣になると、 は無縁の他人でしかない。だから、全子は忠実の母として、公然と関白家に出入したし、 なければならない。だが、忠実にとっても、その頃の社会の常識にとっても、 の義務や権利はおろか、名義さえ、失ってしまうし、子は父の後妻をもって、あらためてその母とし 務もこれに伴っている。これが室町以後なら夫から離別された妻は、その子にたいしても、母として 子を離別しても、 も例の対偶婚的のものなので、個人間の私事としてしか、それはみとめられない。 離婚となり、やがて師通は後妻として九条太政大臣信長の女をえたが、なにぶん離婚といって 全子はいぜんとして忠実の母であり、公然と母としての待遇を受けるし、 藤氏の公第東三条にあって、忠実をはじめ藤氏一族からの公の礼拝をうけ、 師通の後妻は、 だから、 忠実が関白 権利や義 師通は全 忠実と

れを父とともに子にゆずったので父権と母権とが両立したのである。 権は父の財産を子にゆずることからはじまるといっているが、わが国では母も財産をもっており、 にもそういう権利の所在を示すときには、つねに「父母」という語がつかってある。エンゲルスは、父 父母は別産なので、その子女へも別々に譲渡することができる。 いったん譲渡したものをとりかえす権利があれば、母にも当然それがある。だから鎌倉時代の「式目」 鎌倉期の母権は、 父権と同様、より多く、私産の譲渡をめぐって、顕現しているのがみられるが、 したがって、父に「悔返」といって、

准三后、従一位にも昇った。こういう例は、もちろん全子だけの特殊例ではない。

織と家族的結合とは相容れないものであったし、家族的結合は、いつでも二つに分裂する素質をもっ いったように、二つの異なった氏族の寄りあいである姿がみられた。このかぎりにおいて、氏族的組 このように、氏族崩壊期中は、氏族原理が失われず、したがって、そこでの夫婦には、 エ ンゲル スが

では、 れるのである。だから、氏族は絶対であるが、 た弱いものであった。 対偶婚は、 夫婦の結合に、 愛情本位の自然婚なので、 生活組識としてのいみをみとめず氏族組織にのみ生活組織としての重心がおか 原始から鎌倉期にいたる対偶婚(招婿婚)の存続も、 離婚の容易なのを特徴としている。 家族は離婚が容易であった。 これに対応するものであった。 つまり、こうした自然婚

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 宣告で容易におこなわれた。これを「夜がれ」「床さり」「床はなれ」などといった。 とが事後的にわかるしくみであった。 後妻のところに婿住みした。このように無宣告で「床はなれ」ることや、再婚することで離婚したこ それが離婚の表示なのであった。前にみた平安末の関白師通の時代もそうで、師通は十五歳 妻家の大宮第に婿住みしたが五年余で無宣告のまま妻家を去って、いったん実家にかえり、 が国でも平安文学等でみるように、婿取の儀式ははなばなしいが、 離婚はその翌夜からでも、 婿が逃げ去れば、 再 の頃から 婚 無

うちに天王寺入道師家と再婚して、その再婚通告を夫に送ることを、夫との離婚の表示としたような 倉初期頃には、 のように、 いの頃には、 女からはやや露骨な表示が必要であった。 それとないしうちで、男がしぜんに「床去」るようにしむける方法がとられた。 「門から帰す」という方法がとられたし、「住み」の頃には、『落窪物語』 たとえば、 北条時政女がその夫宇津宮頼綱にしたように、 『万葉集』 や 『伊勢物語』 などにみえているように、 無宣告のまま別居してい の 面白 また、 の の駒の条 通 鎌

氏族の側におかれていた。だから女には、氏産の中からより多くのものを分割譲与する習俗など、 これらは、 いうまでもなく対偶婚的離婚であって、夫婦相互の生活の根拠は、 ここでは原則として 離

221

例

もある (『明月記』)。

ざりにするのが普通なので、子女の養育までが、妻や妻方の親族の責任とされたからである。 婚の用意としても必要なのであった。なぜなら、 平安末頃までは、 離婚すれば、夫はその子女を置き

いことは『招婿婚の研究』を参照してほしい。

父長的段階ではけっしてなく、それ以前の原始婚的段階 (私の分類では擬制婿取的段階) を示すものであ レ」とか、「テマトル」とか、「ナヽ」とかに伴う試験結婚的なものもそれであって、この段階は、家 離婚の容易な俗は、庶民のあいだでは、たくさんの遺俗として、こんにちでもみられる。「アシイ

にす。若し子を揚るときは皆女の家にて養育する者とす。」 る。明治二七年七月刊の『風俗画報』にみえている土佐国高岡郡野津山郷の大古味部落などのように、 **|女は終身生れたる家に居住し、男は夜々其女房と定たる女の家に行き、朝早く帰りて、世業を別** 

『文学会志』四の一、近沢敬一発表の宮崎県七ツ山部落の族制などもそれらと類似のものにみえる。 ないからである。飛騨の白川村で最近までみられた族制も、ほぼ同様のものであったし、山口大学の 生活的にいたでをうけるようなことはない。なぜなら、夫婦生活は、ここではけっして生活組織では というようなところでは、すなわち、離婚は「夜がれ」式でよかったはずで、そのために夫婦相互が

でなかった。なぜなら、すでに父権社会であったために、彼女の財産は結婚とともに、夫に帰属するが、 自然的結果であった。すなわち、富裕な父の遺産相続者である娘は、その遺産を確保する独立人格者 た。この段階で母権が父権になり、婚姻方式は嫁取方式となったろう。第二の裂け目は第一のものの ているのがみられた。一つは私有財産の芽生えであって、これが共産的な氏族制度にひびわれを与え エンゲルスによると、ギリシアの氏族は、歴史にあらわれるころには、すでに、二つの裂け目をもっ

宣言したから。 逸脱がふせげるのである。 それは氏産の氏外逸脱をいみする。だから、 こそは氏族権の一要素であったのが、ここにいたって、族内婚の前に首をたれ、自己の権威の失墜を ふせぐために、娘にたいして族内婚を命じた。そうすると娘の財産は族内の男に帰属するので、 ギリシアの英雄時代の氏族は、このような二つの裂け目をもちながらも、 しかし、このことで氏族は氏族権を自棄したのである。 まだ氏族制度の下にあったギリシアでは、氏産の逸脱 まだ氏族をもちつづけた なぜなら、

族外婚 族外

取と被搾取、金持と貧乏人との二つの階級が発祥した。そして、この新しい秩序を保護し、構成する 化によって、氏族制的、族長的秩序はもろくも一挙に崩壊し、私有財産を神聖とする土台のうえで、搾 奪に、すなわち、本式の獲得源泉に変化しつつあった。最後にこれらのひとびとの加速度的な商工民 が、裂け目はしだいに大きくなり、家族における富 (女性と家内奴隷とを踏台とした家父長の富) が増大し、 部族同士のいがみあいであった古い戦争は、あらゆる富や、富の手段を獲得するための組織的掠 法治国家が顕現した。 家族が氏族に対抗する一権力となった。子供への財産の相続を伴う父権制も発達した。 の蓄積

家制度のもとでは、女性は家父長の道具として、子を生み、また、家内に跼蹐してその私的労働(家 中の平等な一員であった女性が、氏族制がこわれて、家族が家父長の手に帰したまま露出してきた国 接に富をつくる手段として財物視され、道具視されることである。 もとでは、富を生産する労働者や、その労働者を生産する女性 くれぐれも、 注意せねばならないことは、 私有財産すなわち富をもって第一目標とする文明国家 ――これらすべての生産者が、直接 かくて、氏族制度のもとでは族員 間

223

地方の長者階級は、この期間

氏族崩壊期

―に、長者であることが、金持であることをもいみ

事) に駆使される家内奴隷の一人になりおわる。

室町以後である。 後的承認権を公然ともつようになるのは、平安末のいわゆる院政期頃からで、完全に婚主となるのは はもたない。こうして、結婚は最初は女の母が、次に女の父が司り、男の父が「父入」という形で、事 父と対等の原則をもちつづけ、いつまでも婿取婚がつづき、それを嫁取婚へ変革するだけの力を社会 族制度の爆破はみられず、したがって、家族的事情も前にみたように長い間未熟で、妻は夫と、 氏族から家族への過程は、 わが国では、 生産力や、ひいて交換経済の未熟のために、ギリシアなどのように、 原則的にはそのようにして辿られるのであるが、ただ、いくどもいうよ 母は

を警戒するようにもなった。 ある。この反面、ようやく、妻の財産を夫が相続したり、夫の知行のなかに妻の財産が混じたりする 委任というようにもなった。鎌倉期になると、後家処分といって、妻は処分権だけを行使したようで 法ではこのぎゃくであるが)。それは、道長の妻のばあいのように、一期相続ののち、藤氏の氏寺へと 共産的になったりする現象も生じてくる。とくに、夫の私産を妻が相続する段階が最初にくる (律令 移してくると、原則的には別産制とはいえ、夫婦相互の私産を条件つきで相互に相続したりあるいは ようにもなってくる傾向がみえ、 いう条件つきのこともあれば、平安末には、第一順位者として妻が相続し、その後の処分は妻に白紙 しかし、氏族制の崩壊過程のなかで、奈良までの妻問的母子家族から、平安の婿取的夫婦家族に推 そのために鎌倉幕府では、御家人の女性と非御家人の男性との結婚

き奴隷となる。

用意するようになり、かくて室町以後になると、居館がそのまま城となる過程をもつのである。 する事情をつくりあげ、平安中期頃から、戦争も本式の獲得源泉に変化しつつあった。すなわち大化 以前には、にわかづくりの稲城などで問にあわせたのが、鎌倉頃になると、長者館の近くには山城を

アテナイに似た商工文化も芽生え、個人主義的民主主義的機運のなかに、氏族制度が全壊する。 て、その底から家父長が全権をにぎった家族制度が立ちあらわれ、 そして、いっぽうでは、「地獄の沙汰も金次第」というような富を第一目標とする標語をつくりだし、 女性は私産権を失って三界に家な そし

# オヤの変化――祖から親へ

る。」ということを、つねに強調している。 民俗学派でも、「民間の伝承によれば、わが国のオヤはけっして二人ではなく、ひじょうに多数であ オヤという語が、両親のみをいみするとおもうことは、とんでもないまちがいである。 柳田 国男ら

にちの家族制度でのように狭いいみにはつかわれていない。すなわち、長老年齢層にたいする爾余の すなわち氏族共同体 ヤは、男女の別なく、先祖もしくは族中の長老年齢層をいったのであり、したがって、上古の族 すべての少壮年齢層をこれはいうのである。大化頃の記録に、「祖子」「祖兄」などとみえているのも、 「父子」「父兄」のいみではなく、やはり多少とも類別的ないみでのオヤとコを示しているのだとおもう。 『古事記』や『日本書紀』などには、「祖」という文字を、オヤと訓ませてあるが、このばあ ――には、多くのオヤがいたこととなる。それと対応して、コという語も、こん いのオ

オ

、ヤは、

かならずしも実父母でないオヤ、長老的オヤであり、

コも、

般の成員をいう。

また兄と

にあるわけである。 たがって類別的親族呼称がいつまでも存続するので、親子兄弟姉妹の語さえ、このように未分の状態 定家が、自分の姉のことを長兄としるしている。日本の家族態は、いつまでも共同体的であって、 ことは普通であり、 いうのは、 コノカミすなわち男女にかかわらずコのなかの年長者をいう。 また姉のことを兄と書くことも普通である。 鎌倉初期の 姉のことをコノカミと訓 『明月記』には、

等親で、父の父 (祖父) が二等親というぐあいである。これに反してわが国では右のように長期間未分 的 であったりしている。記録者自身もとまどったかたちなのである。 の状態にあったので、『日本書紀』の大化以後の記事などにも、「祖母」とかかれているのが母のこと の父の父、または自己の兄、自己の兄の子などというように叙述していくやりかたで、自己の父が一 のものでなく、 古代ローマや、古代中国では、はやく氏族共同体から家父長家族が分化したので、親族呼称は類別 等親的、 叙述的のものになっている。つまり、自己を中心として、自己の父、

らずしも兄でなく弟のばあいもあり、 とをイモと書かれているのがみえる。また、従姉妹や、もっとひろい範囲の女をも意味する)という。 といっている。このほか、同一年齢層を性別的に分けて、女から男をセ(兄という漢字をあてたが、かな 齢層を大まかにオヤの層、 から女をイモ(妹とかいたが、姉であることも多い。『源氏物語』に、 氏族共同体では、前にもふれたとおもうが、年齢制度があり(農山漁村には最近まで遺存していた)、年 コの層などにわけ、また同一年齢層の年長者を兄(エ)、年少者を弟(オト) 従兄弟のばあいも、 もっとひろい範囲の男のばあいもある) といい 空蝉の弟にたいして、その姉の空蝉 男

いえば姫彦の姫であり (別著『母系制の研究』参照)、すなわち族母である。 本居宣長は、その著『古事 父長的にみえていても、 が歴史家たちが、はやまって家父長家族を上古に発見するわるいくせは、反省されねばならない。 氏族共同体では、オヤ層のなかに、ミオヤ (御祖) と称する酋長がいる。このミオヤは、 それはじつは族長的な共同体や、その半こわれのものでしかないのだから。 別の言葉で

記伝』のなかで、「御祖」の語を解釈して、

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか のことなるに」とあるのは、 といい、上古における夫婦、父子の別居と母子の同居の制を描いている。「父の於夜なるはもとより 在る故に、朝暮の事にふれても、御祖とは先ツ母を云しなり。」 とよりのことなるに、母をしも殊に云る所以は、子は母の許に生長しなれば、父よりも親睦く同家にとよりのことなるに、母をしも殊に云る所以は、子は母の許に生長しなれば、父よりも親睦く同家に **「記中、凡て御祖とは母を云う例なり。山城賀茂御祖神社なども然り。そもそも父の於夜なるはも** 宣長の思いちがいであり、

し、したがって婚姻がゆるされてあること (この俗は鎌倉期頃まで遺存) を観察している。 たく禁婚し、これに反して異母兄弟姉妹(父系の兄弟姉妹)はママ兄、ママ弟などとよび、他人とみな 上古の父子別居、 の族制は、 (江馬三枝子「白川村の大家族」によれば、家族たちがカカとよんでいるのは、 ついでにいうと、彼はさらに、わが上古では、同母兄弟姉妹 (母系の兄弟姉妹) をハラカラといい、 父を中心として親疎をきめるのでなく、母を基本としての家族観念からなっていることを、 母子同居の制をみぬいたのは、さすがに碩学の名にそむかな 御祖を実母に限定しているのも誤っているが 族母であって、実母ではない)、 つまり、

彼は観察しているのである。

母)とよび、イロハから生まれた兄弟姉妹を、イロセ、イロモというのである。族母のミオヤが包括 る) がうかがわれる。 これにたいして、 実父をよぶ古語 (たとえばイロチなどという古語) はみつからな する氏族共同体のなかに、こうした実母子の小家族が存在すること(この小家族はツマヤなどを根拠とす たりの母系部落たとえばトロブリアンド島などでも父のことは外来者とよぶという)、母のことはイロハ(親 そこで、父そのものもカゾといってつまり外来者のいみにかんがえられているのに反して (南洋あ

でもなかろうが、房戸もその一つ)が、すなわち小家族なのである。その頃の法令によると、郷戸のなか の家々の数は限定しないとある。 いる郷戸は、すなわち半ごわれの共同体で、そのなかの家(かならずしも房戸としてのみ見えているわけ 大化前後からは、氏族制度が崩壊しはじめ、氏族共同体も半ごわれとなり、母子小家族が露出して、 ―カマドの 単位も、ようやく共同体から小家族へと置きかえられる。奈良戸籍にみえて

家族の単位が母子にあったことを、これはものがたっているといえる。

われている。が、すこし後になると、父にもいわれるようになる。 ヤ」という。『万葉集』では、「垂乳根のオヤ」も「タラチシのオヤ」も、一の例外もなく母のみにい である。歌など作るときには、この語に枕言葉をつけて、「垂乳根のオヤ」もしくは「タラチシのオ んにちいうオヤ (親) となってくるが、この親にも段階があり、最初は主として母のみをオヤというの いに位置をしめてくることをものがたるものである。後にいう。 こうして奈良頃までは、おしなべて母のみがオヤである現象がみられるが、これは、奈良頃までは こうして族制が崩壊して、「家」的なものへと推移するにしたがい、オヤ(祖)もぜんじ縮小して、こ これは、オヤのなかに、父がしだ

とあるのがそれである。喜田貞吉も、

母」とかいうように、母とならべてのみいっており、単独に父のみをあげているのは、一例しかない。 ろいろな述懐においては、大部分が母のみをいい、父をいうばあいには、かならず「母父」とか、「父 別居の俗もまだ圧倒的であり、したがって小家族の世帯主も、この時代まではまだ母であるからであ 駿河国防人丈部足麻呂の作に、「たちばなの美衣利の里に父を置きて道の長 R 道ぢは行きがてぬかも」 「ツマドヒ」ということばが、まだ婚姻語として支配的であるように、通い婚の時代であって、 の遣唐使(貴族)や、防人(庶民)などの歌をみても、 親の恩とか、その他親をめぐるい

宝頃の戸籍ほど夫婦同籍率が高く、養老以後になると、 といっている。 だったかと思ふ。」 たことをしめすものではないかと私はおもっている。いずれにせよ、夫婦別居の度合いの顕著であっ この傾向は な事情が、 つ戸籍よりは計帳のほうが夫婦同籍率が低い。神亀の『山城計帳』、天平の『右京計帳』等になると、 ることで、 夫婦の便宜的 万葉には「おもちち」とある場合が多く、 私の調査では、戸籍中の夫婦の六割が同籍していない。それに興味があるのは、 すなわち奈良頃の事情であった。これは正倉院文書の奈良前後の戸籍を調べてみてもわか これは律令制度実施直後には夫婦同籍への強い官僚的要請があったのが、ぜんじに緩退し 一だんといちじるしくなっている。 同居や、 寄合的同居の俗も、 もちろんみられないことはな 此の頃が丁度母父と父母との順序入れ更りの過渡時代 すなわち、 加速度的に同籍率が減退することである。 奈良戸籍は、 後期になるほど夫婦同籍が いが、 原 劕的 には右 初期の大 のよう が減

229

た事実は、このような不完全な奈良戸籍を通じてすら、如実にうかがわれるのである。

わが文献には、こういう父のこと、婿のことを客 (マロウド) と書いたのが多い。 母の家へ通ってきたり、一時滞在したりすることがおおかったので、やはり外来者の感がつよかった。 こういう時代に、オヤ(親)という語が、もっぱら母のみをいみしたことは、当然であった。

うのは、いままで通っていた婿を、女の家に同居させることを起点として、いままでの夫婦別居の俗 てくるのである。それというのも、いままでの妻問婚は、より多く男女個人の情交に終始したが、こ から、夫婦同居の俗へと移らせる事情をいうが、このムコトリの段階から、婚姻儀式などもはじま **リ」という語があらわれ(『大和物語』などから)、この語が、それ以後の婚姻語の主要なものとなる。こ** トリ儀式が必要となる。 んどの婿取婚では、婿が妻家に同居するので、婿と妻族との同化という問題がおこる。だから、 のことは、いわゆる国文学を読むもののおよそ誰でもが知っているとおりである。このムコトリとい ところが、平安中期頃 ──一○世紀頃──になると、いままでの「ツマドヒ」にかわって、「ムコト ムコ

家のカマドから松明につけて携えてきた火を、女の家のカマドの火のなかにまぜこむ儀式などもある。 忍んできて寝ている男のところへ、女の親などが踏み込んでいって暴露する。そして、女の家のカマ て、男を女の家に同化してしまう。つまり、この行事で男は女の族と同火共食をしたことになり、女 ドでつくった餅 (三日餅という。三日目にこの行事があるからである) を、男の口へおしこむことによっ の家の家族の一員となったことになるのである。その他、女の家の着物を男に着せる儀式、男が男の ムコトリの儀式のなかには、 トコロアラハシ(露顕とも書く)などというものがある。 女のところに

**婿婚の研究』にくわしい)。** 

これはすべて、 男が女の家族となったこと、 だから同居してもさしつかえがないことをしめすもので

えたりする。 ことである。 自分たちは、 の家へは帰ってこない。これに反して、娘は親の家をうけつぎ、そのカマド系を伝えるのである(『招 こうして夫婦同居がはじまると、 その近所に別家する。次三女夫婦には、別に家を建ててやったり、 いいかえれば、男は結婚すれば、長男と否とを問わず、親の家を出る。 注意せねばならないことは、息子の結婚には、親たちはかまわず、住居の心配もしない 親たちは長女夫婦 (または気にいった娘の夫婦)にその家をあたえて、 婿の才覚で新居を構 そして二度と親

俗は、 奪婚等で、父の家に他族の女をつれこむこともみえ、それが漸をなして、室町頃に、武家作法の嫁取 なのである。どちらかといえば、貴族と庶民にこの俗はおおくのこっており、 して同じ家に住まず、どうかして同じ家に住むばあいにも、カマドだけは別にするという。こういう 国では鎌倉末、南北朝頃まで、家族原理として存続するのがみられる。民俗学者の報告によると、伊 豆あたりの部落では、母夫婦と娘夫婦は、カマドを同じくしてかまわないが、父夫婦と子夫婦は、 これはあきらかに母系の原理であるが、この原理が、いろいろな形におしつめられながらも、 関東、 北陸、 九州等にみられる。 おなじ屋敷うちにいるばあいでも棟だけは異にする建てまえ 中間の武家階級は、 けっ 掠

231 鎌倉末頃まではそれらは例外の俗とされ、やはり父系は別居または別棟を常則としたのである。

婚をおこし、父系族同居の家父長家族を顕現することになるが、それにしても、

この階級

(武家) にし

平清盛一族の六波羅集居などは、父系族集居のめざましい一例であるが、それにしても清盛夫婦と重

あらわれなのである。これに反して、母親家族と娘家族とは、同じ女系なので、同火族とされる。 後でなければ、父の本居に子が移ることはない。それというのも、 婦の本居をようやく子夫婦がうけつぐ俗となるが、そのばあいには、父夫婦が死ぬか、他へ避居した 内亭から離れ、小町東亭に引きうつるといったようなことがみられる。また、鎌倉期になると、父夫 婚と同時に代々が新居をかまえる。時宗のように、わずか十一歳で結婚したようなばあいでも父の山 うで、時政の名越亭、義時の大倉亭、泰時の小町西亭というように、結婚までは父子は同居するが、結 盛夫婦とはけっして同居しない。惟盛夫婦もおなじである。 の主婦家族と当代の主婦家族とは同じ女系でないから、同火してはいけないというのが、母系原理 鎌倉における北条一族の住居をみてもそ 問題は妻にあるのであって、

ういう系統の者なら、何代でも同火同居してよい。

数世代の女系大家族となって顕現した。それというのが、息子たちの家族は父の家族とは相容れない 現しているのがみられるのである。これに反して、男系の大家族というものは、まったくみられない。 た女系の大家族は、次三女の分家がどうかしておくれたり、またはできなかったりすると、すぐに顕 を生むので、そういう女系的大家族をなしたのである。これは物語であるが、記録をみても、こうし て、娘や孫娘(外孫)たちは、寝殿や対屋など、これら主要な建物を花やかに占領して、婿をとり、子女 ので、息子たちは父の家では廊下などに独居しており(妻子のところへは通いをつづける)、それに反し らず。」と宣言して、すべての子女にたいして、同居をもとめ、別居を禁じたが、その結果は、 男系の大家族がみられるのは、室町以後のことで、たとえば、東北地方に最近までみられた名子制 『宇津保物語』の主要人物である源正頼は、大家族を理想としたひとで、「外へおはせむは我子にあ がぜん

ぐに起こりうる現象である。 大家族のようなものがそれである。またこんにちでも、次三男の分家がどうかして妨げられると、す

家族態が存続したこと等の現象は、うたがいもなくわが国における各種生産力の総体的な未熟をかた のであろう。これでみても、南北朝頃まで招婿婚が支配的であったこと、その基礎として母系原理の まりこれら原始的生産関係を生産力がつきやぶることができず、したがってこうした遺俗が存続する を裏からいえば、生産力が未熟で、私有財産もヘソクリ程度のところでは、妻問婚や女系式族制等、つ と母が、母の夫と同居しないで大家族に直結しているしくみは、家族内に排他的な小集団をつくらな しないことが特徴であるといわれる。戸田貞三によると、白川大家族のように、生涯妻問婚で、子供 る。こういう女系大家族は、労働組織として、純粋に共同的で、家父長権のような強い主権を必要と いから、生産事情のおくれた地域の労働組織としては、もっとも適している組織であるという。これ ついでにいうと、白川大家族は、 だいたいの結構において女系大家族で、 原始の遺俗であるといえ

代表したことはすでにみた。それが平安頃になると、婿取婚による夫婦同居の制がはじまり、オヤの 葉集』でのように母のみをいみしたりはしなくなる。『古今集』頃までは、 なかに父も入りこんでくる。こうなると、タラチネやタラチシのオヤなるものが、かならずしも『万 もとにかえって、氏族時代の祖から家族の親に移ったこと、家族の親も奈良頃までは、もっぱら母が

233

(。母) の守りとあひそふる心ばかりは関なとどめそ

タラチネの親

などと母をいうが、同じ頃、父には「タラチヲ」という新造語があてがわれているのがみられる。

四

世の中に誰か名だかきタラチヲと我とが中を人は知るらむ(「貫之集」)

造語があらわれる。 などというのがそれである。とかくするうちに、この父のタラチヲにたいして、母をタラチメとする

タラチメの昔の親はさもあらばあれさてやはうまのかみのこはよき(「仲文集」)

などがそれである。この傾向がすすむと、母にはタラチメ、そして父には、かつて母にのみつかった

タラチネという語をあてることもはじまる。

子だねを植えつけるために使用する畑でしかない。すなわち、「腹は借り物」というような、この種 母は第二義的な存在となる。いいかえれば、子だねは父のみがもっているもので、母は単に父がその うことになる。こうして、氏族の複数の祖(オヤ)が、家族の二人の親(オヤ)となるが、その親も、母 などにそれがみられる。ここにくると、父と母とが完全に入れかわり、父のみをタラチネのオヤとい の思想をあらわすのに、うってつけの諺なども生まれてくる。 から父へと代表者が推移し、ついに室町以後になると、オヤなるものは真の意味では父だけを意味し、 タラチネもまたタラチメもうせはててたのむかげなきなげきをぞする(「拾遺集」)

## 四 国家ができた

### 天皇制国家と女性

保っていた。この氏族制度の時代には、ものを生産する力が弱かったので、したがってひとびとは血 国家はどうしてできるか。原始の氏族時代には、国家のかわりに氏族制度があって、生活の秩序を

縁的 民度は低かったが、 歩調をあわせてくらすことができた。 に共同体をつくり、 団結は簡単で、 たがいに助けあって共同生産し、 自然神や祖先神を祭ることを中心にして、容易に心を一つに それを共有していた。だから、 生活は貧し

ここに人による人の搾取が可能となる。すなわち、最初は族長とか、その他有利な地位の者が、 ところが、生産力が発展して、一人の生産能力で、一人分以上の生活物資が生みだせるようになると、 自分

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 共有を原理として、 大切な財産であり生産手段である奴隷に関するとりきめなどはもっとも必要となる。これらの事情は、 ところから、私有財産神聖の標語と、それを裏づける法律や、警察制度などがつくられる。もちろん、 の分配が不平等になり、富者はあらゆる手段をもって、ますますその富をふやし、かつ守ろうとする 搾取階級と被搾取階級とにわかれ、かつての無階級社会は、ここに階級社会に転化する。こうして富 ははたらかず、族員や奴隷をはたらかせることによって、ゆうゆうと食っていけるようになり、 相互保障を要求する氏族制度とは相容れない。とくに、古代ギリシアやロ 社会は

帯はいうまでもなく粉々にくだかれ、富によるグループ、すなわち富者と貧者との集団へと、 単純化されて、組みなおされる。 ように、急テンポをもって、商品生産の時代に突入したようなところでは、氏族などという血 アやローマなどでは、ひじょうに典型的に露出する。 ルシャ戦争の当時などには、 また、前にいったような搾取層と被搾取層との対立なども、 自由人一人につき奴隷は一○人の割合に達していたという。 ギリシ それは 温縁の紐 まさに ーマの

**人類がもった奴隷制の毒々しい、露骨な表面化といわねばならない。ほかの国ではこうまで露骨でな** または、わが国のように氏族制を偽善的に改変したりしてまにあわせているようなところもある

してあらわれるとおもえばよ

がじゅうぶんな展開をとった国々であり、その他の国々は、最初は氏族制などを擬装し、 が、しかし、もちろん本質的には、なんら異なるところはない。つまり、ギリシアやローマは奴隷制 または利用

であるとおもえばよい。 の搾取という原罪 後奴隷や女性を「先天的犯罪人」とする哲学や宗教等が、雲のように発祥するが、それは人による人 のいみで、国家とは、一語でいえば、 くると、前にいったように、氏族制は破却され、これにかわっていわゆる法治国家が樹立される。こ こうして人による人の搾取がはじまり、私有財産制のうえに、その搾取物の蓄積がなされる社会が (国家がもつ原罪)を蔽わんがための、もしくはその原罪を正当化そうがための努力 搾取層の被搾取層にたいする権力装置にほかならない。この以

なろうとする過程をもつものとして。 れは内部における矛盾と抵抗の度がたかまればたかまるほど、それを調節しながら、 わが国では、 かくて国家は、かつての氏族制度の共同主義的秩序にかわる、私利私欲層の秩序として顕現した。そ 国家はいわゆる天皇制国家として、大化前後に出現したといってよかろう。 いよいよ強大に

らも、 **酋長がそのまま日本国の君主となったような形のもとに樹立された。それで、氏族制度は崩壊しなが** それは、ちょうど七世紀頃にあたる。ところで、わが国の天皇制国家は、かつてのヤマト連合の大 しかもそれがあきらかな作為によって変形され統一化されていることを発見するであろう。つ この期間に著述された『古事記』『日本書紀』の類において、神話が異常な高さでとりあつか 掃されてはいな い。ばかりでなく、むしろ利用された形での再現の現象さえみられた。

まり、 められ、 帰せられており、 向が観察される。このことは何をものがたるかというと、 の天皇の族長化を意味しているといえる。 わが神話にしたがうと、 嵯峨天皇の弘仁年間に公布された各氏族の系譜書 その直系が皇室であることになっているのである。また、これと前後して作りは けっきょく各氏族は同一祖(アマテラス、またはアメノミナカヌシ)神に それはもちろん諸氏族の一氏族化と、 『新撰姓氏録』をみても、 やはりおなじ傾 それ

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 群の内部からの変動があって、そうなったことが理解されねばならない かったといえる。 なっていた。いいかえれば、ヤマト連合の大酋長の地位は、民族(または部族)連合の一機関でしかな 時代の大酋長は連合の代表者である大小氏族の族長群から推挙され、それらの手から (または斎部氏と いうような祭祀関係者の手から) 標物を授与されることによって、 はじめてその地位につくという形に の立場においておこなわれ、その大酋長は、選挙または推挙によるものとされる。 本来からいうと、各氏族はめいめい別の先祖を祭っているもので、 それが前にいったように変形したのであるが、それには下からの、 したがって各氏族の連合は平等 事実、 つまり組織氏族 ヤマト連合

奴隷の意味であろうとおもう。族長と族員との関係は、こんなにまで歪曲されていたのである。 書紀』皇極条に、 曲されて、部民同様のものになり、族長層と族員層とのあいだには、事実上の分裂がおこった。『日 り、氏族ないしフラトリーは、 が、この氏族等のことを、 手みじかにいうと、 蘇我のエミシが畝傍山の東に家をたてて城となし、氏族等をしてその門を守らせた 組織氏族群は、かなり早くから、族長専制的な構造のものになってい 「祖子孺」と呼びなしたという記事がみえている。 他のそれらとのせりあいで、部民を創出したが、そうなると族員も歪 祖子孺とは、 いわば同族 た。 しか

237

衝突した。

抗もあったが、その反抗は、朝鮮への出陣とか、 **均衡はうしなわれ、強大氏族と弱小氏族ができ、両者の関係も階級化した。したがって、そこには反** 氏族は、タコの足のように、各氏の間にわりこみ、各氏をさきとりながら、膨張した。ここに、連合の うな亜氏族工作があった。すなわち、自族員をして他氏を妻問させてえた子孫群を、これも在地のま ら、中国では隋や唐による統一、朝鮮でも新羅による統一の機運があらわれると、ゆきづまりがきて、 かし、そうした転嫁も、大陸の植民地事情や戦乱状態に乗じてのみ可能であったので、七世紀ごろか ま、自系下にくみいれるやりかたで、母系族態への父系のわりこみを意味する。こうして、族長専制 のまま、 も、こうした族長たちは、その権力下に、前にいったような部民群を、擬制氏族として包容していった。 部民群の成立については、いくどかふれてきたとおもうが、 **貢納民とするやりかたであった。族長の氏族拡張は、この方式のほかに、第一章でふれたよ** クマソへの出征とかへ転嫁されたのがみられる。 つまりそれは、他氏を克服して、 在地

部と蘇我というように、相次いでおこなわれ、ついに蘇我が勝ち、最後にその蘇我が連合の大酋長と また、ヤマトでは、大氏の族長の間に、独裁を目標とする闘争が表面化した。それは大伴と物部、 物

大氏、小氏のにらみあいが、ふたたび、深刻となった。

のように依存的存在であったが、内外の力関係が、大酋長をして蘇我氏の地位にすりかえさせたので ことを自称し、聖徳太子の子山背大兄も、「われら父子、ともに蘇我氏から出た。」といったという。こ れに依存し、蘇我氏のぼあいには、ほとんど蘇我氏の傀儡であった。推古天皇も蘇我氏の出身である

この大酋長は、前にいったように、それほど強力ではなかった。大伴氏や物部氏が強いときにはそ

前にみ

それ以後殷・周というような古代国家を形成し、さらに春秋・戦国という大変動期を経過して、 点から神話化したものである。この象徴的な女神が、族長の直系の祖であり、 国史では律令体 の発展をしている。さらに後漢末から三国にかけての動乱をへて、その後の南北朝で、北朝の魏に律 西嶋説によれば中国の歴史は、日本史と相違してすでに紀元前十数世紀から階級社会に入り、 諸氏族を再生産して一丸とした構想のうえに立つ専制的族長でもあった。 じつはヤマト連合の火合わせの火を日に象徴し、さらにそれを当時の母系氏族制的 制 (専制君主による全国土全国民の把握の体制)を貫徹するまでにいかに多端な歴史的過 かつていち早く個々の諸氏族のうえに発生した専制的族長 ちょうど同じ頃に中国に顕現した隋・唐の律令制を継受して成ったものである。 かなり大規模で、整備されているといえる。 日本の社会がまだ未開の社会であったときに、 ・唐帝国の時代に完成する。 中国の律令制段階と日本のそれとは歴史的性格が一致 で顕現したのである。こうして、か しかし、 このようにみてくると、 同時に諸氏族の共同 のありかたが、 中国ではこれだけ 西嶋定生が その祖とされ その結 『古代 中

それが日本では、きわめて短期間に、

原始社会から統一的な律

をこえた過大なものであった。

程をたどったためではないかというのである。また、石母田正は 令国家へと形成されたということは、歴史法則の自然的実現というよりも、 むしろ、 特殊な飛躍の過

租税や徭役に寄生した。坂本太郎『大化改新の研究』によると、これら貴族層の収入は、 寺社、公民等に隷属した。奴婢は完全に私有財産で、売買、譲渡ができた。ところで、いっぽう、か の族員とともに、このなかに入れられた。賎には奴婢や品部、 れた。口分田は死ねば収公された。人民は良と賎にわけられ、良は公民といい、かつての部民も普通 には、班田収授の法によって、口分田が分給され、また、租、庸、調という租税のほかに徭役が課さ なら、搾取形態が、石母田説にもあるように、大化前代の部民制の継承でしかないからというのである。 といっている。大化改新には政治的改革のみがあって、社会的変革はなかったという説もある。 変の上に立っているのでなく、大化前代の部民制の直接間接の継承であり、それに断絶がなかった。 つての族長層をみると、 、後に郷) に分けて、五○戸を一里として、国司、 大化改新では、それ以前諸氏族の枠内にあった人民と土地を、国家のものとし、全国を国、 |日本の律令制や班田制は、……中国の均田制が成立するまでの内部的・対外的諸条件の かれらは天皇制国家の貴族となって、中央や地方の官職を占め、 郡司、里正をおいて、これをおさめた。 雑戸等があり、そのうち奴婢は、官庁、 人民の男女 人民の出 いろんな転 郡、 の限度

の自治のために存在するが、ここでのそれは公民を搾取するための手段でしかない。ここでの公民は との相似である。 こうみてきて、すぐに気づくことは、これと、かつての専制族長的氏族 というよりは、それの露骨な奴隷制化である。ギリシアなどでの行政区画は自由民 (部民を含めて)の りか

で、これでみてもその性格の奴隷であることがわかる。 自由民ではなくて奴隷であるから。その証拠には、当時の戸籍をみると、「左頬にあざがある。」とか、 「耳の下にひきつれがある。」などと、人別に注してある。 これは逃走のばあいに役だてるためのもの

によって数多くなされているのがみえる。また、官庁では、各氏から「氏女」や舎人を徴してもいる。 奴隷制である。 での奴隷制は、 古代天皇制国家の性格が、奴隷制であることはうたがいない。しかし、いくどもいうように、 このころの文献をみると、氏族の再編制や、氏長、氏社等の規定などのことが、 いわゆる「公民」に擬制された奴隷制であり、また一面からみると、氏族制を利用した 国家

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 兄姉という氏族制的表現が、いぜんとして親族の基本となっている。古代国家は、氏族制をてんぷく 大化二年の詔に、「年始の礼拝は、兄姉以上の親族と氏長にたいしてなせ。」というのがある。氏長と るから、この点でも中国のそれとは段階がちがうのである。 してなりたつのが原則であるが、わが古代国家は、再生氏族制や半こわれの共同体のうえにたってい して出てくる家族制 いうものが、まだ族制の単位であることがわかる。また、ここには、父母という家族制的表現がなく、 -すなわち、家父長家族や夫権家族 (以上のものを古代家族という) ― -を基礎と

は禁じられていた。「隋書」などをみてもこのことはわかる。このように、彼と我とではたいへん差 ならかまわないとされていた。その実例は、当時の文献にたくさん出ている。 れはわが俗とはちがっている。 また唐律では、兄妹婚は絞首刑であるが、 わが俗では、 しかし、 母系の近親婚 父系の兄妹婚

241

比較してみよう。

ここで、中国の律令制における女性の地位 (くわしくはわからないが) と、わが天皇制のそれとを若干

**唐令では、寡婦をのぞけば女性には班田しない。遺産の相続権も女子にはない。こ** 

があった。

すれば、 きらめるほかには方法がないことだとされた。「男の顔に泥をぬった」などというのは夫権時代のこ の姦通は、夫の姦通と同様、愛のさめたしょうことしてのみ受けとられたので、常識人としては、 は有夫の妻の姦通罪をめぐる規定などもあるが、これも無意味でしかなかった。平安頃にしても、 の家族制の時代にのみ顕現するもので、わが国では室町以後のことである。 であろう。 時に結婚でもあったので、このような規定など、おそらく理解する能力さえ当時の男女は欠いていた (つまり恋愛) は姦通罪の一種として処刑する規定であるが、わが当時の俗では、恋愛こそすなわち同 制段階の婿取婚(モルガンの対偶婚)なので、根本的に相容れないものがあった。 **- 姻関係等では、中国は家父長制段階の嫁取婚 (モルガンの一夫一婦または一夫多婦婚) 、日本は氏族** 最初から空文の覚悟で移載したものとしかおもわれない。たとえば、律令では結婚前の私通 娘の私通を不義とするかんがえかたは、家父長権(すなわち娘を家父長が所有するありかた) これとおなじく、律令に だから律令制

いだに、扶養・被扶養の義務がなく、女はそこでは子供とともに自族に依存しているので、夫家に依 方法であるから。 再婚するばあいに、再婚さきの夫の所有権と、前夫の所有権とのあいだにおこる紛争をふせぐための が.これも空文で、 離婚についても、 むしろ名残りを惜しみ、余韻をのこす離婚のしかたが、そこでは上乗とされている。 ところが、奈良・平安期の文学や生活記録によると、離縁状どころか、 離縁状はもっと後代でなければ普及しない。なぜなら、 律令には離縁状をやって追放する (これを律令語では棄妻という) 規定などがある 離縁状は離縁された妻が 無宣告の離 夫婦 のあ

とでしかない。くわしくは後章にいう。

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか 事をのぞいては (ただし、女軍の記事や、女性従軍の記事もみえないではない。そのことは前にもいった)、女 らの複式酋長の内容をなしていたし、村や戸でも、 るのも、そのことをかたるものとおもう。連合の大酋長から、氏上、国造、 性もあらゆる公務にあずかっていたといえる。古系譜の婦人注に、 も飛躍ではなく、天皇制国家の奴隷制的性格にそうものであったろう。大化以前の祭治社会では、 は根本的に相容れないものがあったが、中央・地方の官職から女性を排除したことだけは、 の女性観は、そのように隋唐的家父長段階の女性観の直輸入であったので、わが当時の俗と 刀自と刀禰が複式酋長であった。 参政とか、参朝政とかの語がみえ 伴造等にも、 女性はそれ かならずし

のに、 宣という。 をつとめていたが、織豊時代ごろから禁止され、ようやく中国式になって、大奥の侍女という境遇に なわち女房の地位は、 した。また、天皇に常侍し、国務に関する重大な奏請、宣伝のことを主たる職務とした。 司以下の諸司に若干の女官がみられるのみであった。しかし、中国の内侍が皇后に侍するものである 天皇制国家では、女性はそうした公務から全面的にオミットされ、 わが国 室町頃には女房奉書といった。公卿や室町頃までの将軍家の女房制もこの形式である。 [の内侍は「内侍所」(模造の神鏡) に侍し、 意外に高いものがあり、家の主人の側近にあって、宣旨、 かつてのキサキを代行し、 ただ、 後宮職員令において内侍 秘書、 諸社の大祭に臨場 応接等の諸役 これを内侍

治時代からの遺俗としてみるべきものであろうとおもう。おなじことは、庶民の問にもみられた。律 このような特殊な女房制を、 わが国がこの時期にもったということは、 おそらくは、 大化以前の祭

おちつく。

令制では、 隠居をいう。しかし、ほんとうの起こりは、一部落 (氏族共同体) のミオヤすなわち姫にあることを知 **自・村刀自がいた。刀自とは、所の主の意味である。祭治の主者でもあるところからフクロ** 排除された。しかし、実俗では、オヤの条でみたように、母が世帯主であり、母たちのなか 後の「お袋」である。今日お袋という言葉は、関東では母をいうが、関西では村の本家などの女 行政区画の末端である「戸」の首長として、戸主をきめたが、その戸主には女は原則的 ともい には家

りたい。

とが慣例であったらしいことが奈良前後の記録にみえる。いっぽう、男の国造は、たいがい郡司をつ は国造がいて国造神社を祭っていた。各地方のこの国造圏からは朝廷へ采女が出される規定であった 末端で、式内・式外の小社を祭っていた。村が集まって国 (律令制では郡に相当) をなしたが、そこに 律令行政 とむすんで平安中期以後の英雄的武家層となるのである。 **律令の行政圏のほかに、実俗では、右のような祭治圏があって、行政圏と併存していた。たとえば、** 采女が朝廷をやめて国に帰るときには、 庄司となり、祭治圏では長者といわれ、 圏は、 「村」(フラトリー)をしめだしていたが、その頃の実俗では、 あらためて郷里の国造職にその采女を国家が補任するこ 地方貴族の代表者であった。これが中央からくる国 それがたいせつな祭治

の禰宜等、 祭祀によるものであった。 つまれていたといえる。もっとも、天皇制下では、氏族制的祭司にかわって、職業的神官の制が定め 国家最高 の神社から、前にみた庶民の小社のお袋にいたるまで、 したがって、天皇制下でも、伊勢の斎王、 賀茂の斎院、 隙間もなく女性祭祀でつ 春日の斎女、

天皇制国家は、それ以前の祭治社会の遺存のうえに建てられていた。しかも、その祭治社会は女性

阿蘇その他の宮

地低く、ひ

れる。そこには、男女を氏族制下の平等な一員としてみる見方がなお遺存しており、家父長権や夫権 とあるのも、やはり従来の慣わしからきた考えであったろう。当時の多産顕彰が、 た思想であり、天武の布告で、「およそ女官になりたいものはこれを許せ。既婚未婚は問題でない。」 くみだ。男女が並んでの国政への参加こそ道理に叶うことだ。」といってあるのも、この慣習からき 治が、僧尼の仏教と一体視されたのは、かつての姫彦祭治の踏襲であったろう。 寺)が、百済に留学して帰朝した善信尼等による尼寺としてはじめられたことはどうであろう。 性祭祀のえいきょうからぬけでることができない。わが仏教当初における尼寺や尼僧のおびただしい 女性個人を対象としたこと、したがって既婚未婚を問わなかったことのなかにも、 が採用した方式で、それが天平年間造立の国分寺・国分尼寺となって完成したわけである。 聖武の宣命に、「父の官職が男の子にのみ伝わり、女の子がこれにあずからないのは、 わが天皇制は、この原始的雰囲気を離脱しようとして、仏教を輸入した。しかし、その仏教とて、女 聖徳太子造立のイカルガの寺からはじめられた僧寺・尼寺の併置の方式は、当時の大寺のすべて おそらく他国にはみられないものであろう。しかも、蘇我氏による最初の寺院桜井寺 (豊浦 おなじ原理がみら 夫婦を対象とせず、 不合理 国司の政

245

によってカバーされた私的存在としてみる後代的な見方はまだ熟していない。

がきの後にぬかつくごとし」などという近代人に似た自主的なこの頃の女性の性格は『万葉集』のな の頃から論議される傾向があった。ただし実践的にはそれは無意味で、 かに横溢してみえているとおりである。 かし、仏教や儒教による「女性の罪業」観や、「宿命的な劣性」観も、学問のうえでは、若干、こ 「相思はぬ人を思ふは古寺

熟であり、それよりもより多く階級的にのみ――つまり貴族階級の男女対奴隷階級の男女というぐあ 性別的の縦のひびわれが貫徹するが。 いにのみ けっきょく天皇制律令国家では、女性が一団となって、男性と対立するような性的差別の事情は未 対立しているのがみられる。 後代になると、上層にも下層にも家父長制が普及してきて、

### 女性天皇について

入れるならば、その前に推された天智皇后ヤマト姫をも考慮に入れねばならない。そうすれば、やは 奈良の光仁(七七〇)まで、天皇一六(弘文をのぞく)のうち、その半数の八が女帝である事実をみる。 り交立の原則が立証されよう。 の事実は、だいたいにおいて、天皇制初期における男女帝の交立をものがたるものといえる。 天皇制国家は、げんみつには女性天皇推古 (五九二) によって飛鳥朝に開幕された。そして、その後 弘文を

なり、 第一章の姫彦制の条で、「三世紀の卑弥呼頃までは、姫中心の姫彦制、 姫は内実は彦の配偶者である姫彦制、そして七世紀からの天皇制国家では、姫彦交立-爾後の古墳時代は彦が主と 女性の地歩はどんなぐあいに後退したか

れにせよ、姫たるの資格は、 構想を私は描いておいた。 皇女である点にあるとされる)が、彦の空位の分をも代行する習慣がみられた。仲哀崩後の神后 の推古以下の女帝のばあいも同様であって、たとえば、推古は敏達の皇后であるが、天皇たる資格は、 キサキ(このキサキは彦の当面の配偶者か、前代か前々代の彦の配偶者であることが多かったが、しかしいず このうち、古墳時代の姫彦制では、 配偶者であることにはなく、彦と同系の身分であることにある。このことは、 彦が死ぬと彦と並んで模造の神鏡に奉仕していた姫、 すなわ (いわ 欽明 後 Ó

皇女、 峻等の歴代を通じての姫であったろうとおもわれる。『崇峻前紀』に、 推古は、山田皇后の五○年後に女帝になったひとであるが、その前身は、おそらくは敏達、 安閑皇后) が、執政に馴れているというので推されているのもそれであろう。 用命、

蘇我馬子、炊屋姫尊を奉じて、佐伯連丹経手、土師連磐村、

的臣真噛に詔りして日く、汝等兵を

る息長帯姫天皇)のありかたがそれである。また、これも前にみたように、宣化崩時、

山田皇后 (仁賢

崇

とあるのをみても、炊屋姫尊すなわち後の推古が、この用命崩の直後、崇峻のまだ位に即かな 厳にして速に往きて穴穂部皇子と宅部皇子を誹殺せよ。」 V 時

にちがいあるまい。 に、「詔」を発して、異母兄を討つほどにまで尊ばれていたというのは、すなわち、姫であったから 女性天皇は、 このように姫彦制の伝統を引くものとして、天皇制の初期に顕現した。「天皇」 の語

は、 推古の代から見えはじめる。ところが、江戸期の学者以来、こんにちの進歩的学者にいたるまで、

247

女帝の顕現にたいしては、 ない。これはそれら何百年来の歴史家たちが、みな一様に「男性」であったからではないだろうか。 いわゆる女帝傀儡説をとっており、史観において寸毫の進歩の跡もみられ

の条での、 『偽らぬ日本史』(中央公論社版)は、進歩的歴史家たちの共同研究に成るものであるが、 女帝説になると、いぜんとして昔どおりの傀儡説を一歩も出ていない。

崇峻天皇の二の舞の悲劇(〜崇峻は蘇我氏に殺された)が演ぜられるかも知れないと、 と右の書にはいってある。してみると、前にみた「山田皇后は百政に馴れていられる (百政に閑ひ給ふ) り日本のみならず、 皇も女帝であるが、 を天皇には立てず、敏達皇后を女帝に推したのかも知れない。推古天皇にかぎらず、すぐ後の皇極天 もし聖徳太子の如き英明な男子の天皇が立つならば、殷鑑遠からず、或いはまた蘇我氏によって、 古来外国の歴史にも幾多の例のあることだ。」 国家の支配機構が非常な危機にのぞんだ時期に女帝を立てるという手段は、 慎重審議して太子

斉明となったのも危機のためか。もっとも、そういう眼でみれば、およそなんらかの意味 モロで有名なノロ君南風の出征に似ている。こうした危機的大軍を動かすのには、たしかに女帝斉明 に亡ぼされた百済が、 のは、たしかに危機であった関係からともあるいはいえよう。斉明天皇六年、唐および新羅の連合軍 である。そこで七年、斉明はみずから筑紫に行幸して、征軍を督した。これは神后の伝説や、 い時代はないともいえる。 いる」ということ自体に問題がないか。つぎに、皇極のばあいも危機というが、その皇極 から」と即位前の欽明が、 日本に救いを求めてきたが、このことがあるのは、 ことに斉明の時代は、年齢すでに三十の中大兄が即位せず、斉明を推 群臣に皇后を推しているのも、 危機であったからか。 以前から予想されて 第一「百政 で危機 が (重祚 以に馴れっ 琉球 いたの でな

は の型にははまらない。だから、こういう姫彦的見方からの危機女帝説であれば、私も肯かないわけで であることを必要とした。しかし、こういうばあいの女帝は、前記の歴史家たちがいうような傀儡説 :ない。 :

后 (舒明皇孫) ヤマト姫であろう。ヤマト姫は歌人であって、天智崩時の秀歌が いる。『万葉集』に中皇命(ナカツスメラミコト)という女流歌人があるが、喜田貞吉説によれば、 斉明の次に天智が即位した。この時代に中つ宮にあって神鏡に奉仕したのは、おそらくは天智の皇 『日本書紀』にみえて ヤマ

て、天智天皇を「我妹」と呼んでおり、共に斉明に従って、筑紫の朝倉宮に侍しているのがみえるが、 も理由のない説ではな あるからともにスメラミコトと並称されても不思議ではないから。しかし、 中つ宮のキサキ時代でも、 けるヤマト姫の即位の事実を立証するものだというのが喜田説であるが、即位しなくても、すなわち 仲天皇はすなわち中皇命と同じだからであるという。そして、この仲天皇の呼称は、壬申乱以前 ト姫と同人であろうという。というのは『大安寺伽藍縁起流記資財帳』に、仲天皇という女性があっ ナカツスメラミコトとは呼ばれたかもしれない。 喜田説のヤマト姫即位説 姫彦はともに複式酋長で

自分は皇太子を辞して、出家するから |天下をあげて皇后に付けよ。仍ち大友皇子(。弘文)を立てて宜しく儲の君と為したまへ。」

天智時代の皇太子は大海人皇子(後の天武)であったが、

天智の病篤い頃、

大海人が天智にむかって、

四歳にもなっているのに、それをおいて、まず皇后を推して天皇とし、大友を皇太子とするという構 といったところ、天皇はこれを許可したと『日本書紀』にみえている。 その頃大友皇子はすでに二十

249

想は、いわゆる危機であったからよりは、それが当時の常識であったからにほかならない。天智天皇 皇子ではなく、ヤマト姫皇后であったろうというのが、喜田説であるが、従来の弘文即位説よりも、私 もこれを許可したとある。だから、天皇崩後、近江朝廷で即位がおこなわれたとすれば、それは大友

次に、天武時代の皇太子は草壁皇子であった。皇后はウノ皇女、後の持統である。天武崩時、

には、むしろこのほうが妥当な説であるとおもわれる。

「天下のこと、大小を問わず、ことごとく皇后と皇太子に啓せ。」

の遺詔に

はその皇女孝謙、次に淳仁、孝謙重祚して称徳、次に光仁となって、奈良朝ここにおわる。 十三歳であったが、義母としての元正がまず即位し、聖武は二十二歳になってようやく即位した。次 早逝し、その皇子文武が即位したが、文武が崩ずると、その母元明(天智皇女)が即位した。奈良朝第 は二十六歳であったが、皇太子は、すえおきにして、まず、第一順位者の母皇后が天皇となった。 とあり、皇后と皇太子を並挙したのは、さきにみた天智崩時の構想におなじい。 一の天皇である。その次は元正 (元明皇女、文武姉) で、ここでは女帝が連続した。元正のとき、 なお、聖武の皇后光明子以後、皇后の多くは皇族でなく、藤原氏から出たので、したがって即位に そして、その後も、即位についてはほとんど類似のコースがたどられている。草壁は皇太子のまま このとき皇太子草壁

統の亡ぶべき段階はきていた。神前奉仕のこともこの時代からはキサキから内侍に移り、爾来皇后は、 次に即位したのかもしれないという説もありえよう。しかし、時代はすでに推移していたし、 姫彦伝

もあずからなくなったが、光明皇后などは、もし世襲圏内の出身であったとしたら、あるいは聖武の

文字どおり天皇の配偶者専門となって、祭司者の実を失い、かくて姫彦伝統が亡び、 同時に女帝列立

説や危機説だけでは、この時期にのみ蝟集する女帝現象を解決することはできない。この時期以後に の現象も消滅したのである。 天皇制初期の女帝列立の現象は、 以上のようにみるときに、はじめて理解ができるであろう。

## 五 女性文化がくずれた

危機はたくさんあったであろうから。

## 女性文化とは何か

うほどのものであって、したがって男女両文化の永劫を通じての並行的存在などを意味したり、規定 したりするようなものでは、それはもちろんない。 ここでいう女性文化とは、第一章でみたような女性中心の文化――つまり、母系制時代の文化とい

然文化が、女性という一つの性を通じてあらわれる面に重心をおき、それを女性文化と名づけること れは女性文化というよりは、むしろ自然文化ともいうべきものであったろう。ここでは、そうした自 圧をしらず、だから恐れず、思うままに各自の自然性を発露したのであろう。このいみでいえば、そ 種の自然主義的文化であったとおもう。したがって、そこでは女性も、また男性も、後代のような抑 にしたい。 それに私のかんがえでは、母系制時代の文化は、あらゆる差別や分類以前の文化であって、いわば一

いずれにしても、性はちょっとした窓々ではあっても障壁ではないので、 男女が相互に截然とちが

義でもあるまい。

るので、ここに一つの過渡的手段としての、「女性文化」なるジャンルの設定も、 ただ、二、三千年以来の男性独裁の文化が、あまりにもいわゆる「男性文化」に偏している事情にあ かならずしも無意

り、女が女であることは、男が男であることと同様の価値においては、そこでは受けとられなかった。 きにはほめられ、「女々しい」ときには貶されるという奇異な現象までそれは伴ったのである。 とばからもうかがわれるほどの根本的な男女の差が断定されており、しかも、女でも「雄々しい」と 男性文化の圏内でのことであった。そこでは「男だから」とか、「女では」といったような卑俗なこ できない。だからそこではすなわち文化は、男性文化のみであったのである。ヴァイニンガーは、 いいかえれば、男は優れた性で、女は劣った性であったのである。文化は男のもので、女には期待が ゆらい、ことむずかしく「男女の別」をあげつらい、かんがえ、強要したのは、女性文化ではなく、 男にも女の要素があり、女にも男の要素がある。すぐれた男とは、男の要素のみを多くもってい

る者をいい、すぐれた女とは、女の要素をできるだけ少くもっている者をいう。」

7

同的社会をいとなみ、地上の平和を実現したが、一神的の男性文化は、つねに一を追求して寧日なく、 ものとなる傾向がつよく、排他的一神的のものとはなりえないものがあった。汎神の女性文化は、 は、母の文化 (かつての氏族集団の母の文化) であって、たとえば、宗教の面でみても、共存的汎神的 すべて、こうした優劣的な差別意識は、いわゆる女性文化の経験しないところであった。女性文化 的な作品とされて、ほめられてもいよう。けれども、真のいみで女性の男性にたいする、または子供 なおありし日の女性文化の伝統を探りうるのである。室町以後においては、われわれはほとんど無能 たちを把握する資格をもわれわれはもちうる。なぜなら、先祖たちがもった文化-主的な権威をもっての発言や思索の可能な段階にきた。そして、この段階にきて、はじめて遠い先祖 れの生活の諸条件に動きがきたことを意味するはずである。 化にたいし、たぶんにそれの批判としての女性文化を対置しはじめたということ自身、それはわれ がって、こんにちわれわれのあいだにこうした反省が芽生えたということ自身、つまり従来の男性文 識として、意識の運動として顕現するものでなく、生活の諸条件と表裏しておこるものであり、 しかない。 分裂と闘争に終始する。 教育家たちが、その時々の支配層幇間となって書いた女訓書めいた作品はある。 力者となったし、 ていたのは、 また、このわれわれにみられるような段階、自主的な必然的な段階に立つものであったから。 こうしてわれわれは、遊離した意識としてでなく、必然の条件からの、だからつけやきばでなく、自 日本の女性が、自分の眼でものを見、自分の心でものをかんがえ、自分の意思で実行する能力をもっ 分裂しあい闘いあっているか。他の存在への尊敬と信頼がない世界では、昨の味方は今の敵で 鎌倉の主婦までは、そういう能力をもっていたといえる。したがって、そこにのみわれわれは、 けっきょく「力」のみが解決することとなる。こうした現象は、 すなわち鎌倉頃までであった。文献に徴される限りでいえば、奈良の乙女、平安の職業 したがって文化的所産もない。なるほどわれわれのなかのいわゆる名流婦人や女流 一神教またはそうした思想の内部に、いかに多くの「唯我唯真」の標榜者た しかしもちろん単独 またそれは良妻賢母 ——女性文化

253

にたいする愛情と真実の一片をすらも、 それらが表現したものであったかどうか。 それにくらべると、

肥後の国の五木の農奴の娘が、

髪の結い様で二十五番容姿で一番姿で二番

と誇号し、

と反撥し

情かけるちゅて粟の糠かけて

主の情がかゆござる

をかんがえ、そしていうばあいにのみ生まれてくるものであるといえよう。 ろう。かくて女性文化とは、女性がなにものをもおそれず、女性自身の眼でものをみ自身の心でもの と冷笑したことなどのなかにこそ、むしろわれわれはありし日の純情な女性文化のなごりをみるであ

## 女性文化悼尾の抵抗

たのは、一一世紀のはじめにあらわれた『かげろふ日記』が最初で、その後三〇〇年 (鎌倉頃まで) に 次田潤は、 日本文学史のうえで、女性がさまざまな苦悩を自伝体告白書としての日記として発表し

わたって、こうした女流日記が一○種ばかり書かれている。これを西欧に比較すると、西欧には女流

提起している(『学苑』)。

ら にヨーロッパでは男性の告白文学の傑作がおおいのに、日本では女流の告白文学が早くあらわれ、 イツの大詩人ゲーテの『若きウェルテルの悩み』や『詩と真実』などは代表的なものである。かよう 作家の告白文学はまれであっておおくは男性作家の手になったものである。 かも三○○年にわたって引きつづき一○篇も発表されたのは、いったいどういうわけかという疑問を いた『懺悔録』や『孤独な散歩者の夢想』、フランスの詩人ミュッセの『世紀児の告白』、 めに書かれたアウグスティヌスの信仰告白書や、その後宗教改革の機運をめぐって一六、七世 つぎつぎに書かれた告白文学、近い例では、 一八世紀のフランスの思想家で文学者の たとえば、五世紀のは あるいはド ル ソー 紀頃 が

告白文学以外ではないことをおもうと、右の疑問は、 文学だけでなく、紫式部の小説『源氏物語』、清少納言の随筆『枕草子』などにしても、やはり一 私は、この疑問をもって、私自身の内部を照らしてみた。なぜなら、私がよそめには尋常とは、 この疑問は、まことに提起さるべくして提起された疑問であると私にはおもわれる。 なおいっそう深まるのみである。 それに、 種 おも

ないか。あるとき私は日記に、 えないかもしれない情熱をもって、女性史の研究に従っているのも、 ではないかとも、 私は人格の(世紀の)完成をもとめて無限の旅をつづけている。」 私は世紀末的に破綻している。 私には思えるからである。では、 私の情熱の鍵はここにあるらしい。 私はなぜそうまでして私の自己を告白せねばなら あるいは一種の自己告白 私は自己矛盾でいっぱいであ

255 と書いたことがある。つまり、自己告白の情熱の動機は、自己破綻にあるとおもう。そして、こうし

とではなかろうか。

た自己破綻は、 時代末期や時代初期、 つまり、 時代の過渡期には、 多かれ少なかれ、 誰も経験するこ

性文化悼尾の過渡期的現象ではなかったかと私にはおもわれる。 こう思うと、一一世紀頃から一三世紀頃までにわが女性のうえにあらわれた告白文学は、 まさに女

それが必然的に「文字による女性文化」として再現されたという過程においてのみ、この疑問は、 とばをうつすのに便利な仮名文字ができたことから、文字による文学的訓練が女性たちの間でなされ、 について私はつぎのようにおもう。第一章でみてきたように、 のにすぎないのにたいして、日本では有史以後まで、「ことばの文化」として温存されていたのが、こ でに女性文化は有史以前に亡び、わずかに考古学的部面や神話学的部面等にその片影がうかがわれる しかし、そうした女性文化的現象がヨーロッパにはなくて、なぜ日本にのみあったのだろう。それ ヨーロッパ または大陸 ――ではす

れるが、つまりここに女性の自己告白の文化現象 多角関係への偏向の加重等)の矛盾を展開する具として、当然にも文学が利用されたことがか さらに、平安頃から、上流階層に先駆的にあらわれはじめた女性被圧迫(簾中への封鎖や一夫多妻的 ――いいかえれば女性文化悼尾の抵抗的顕現がみら んがえら

解ができるのではなかろうかと。

屈な、 の『日本文化史』(福井利吉郎訳)には、「平安時代の最上の文学が大部分婦人の作」であり、「男子が退 ところが、外面的観察者たちは、 勿体ぶった評論の外は殆ど何も書かなかった」理由として、「著者の私見では、男子の智力は みぎのようにはみない。たとえば、アメリカの大学教授サンソム

模範は五○○年前に中国に流行した文体であったし、それに中国と日本とは遠くはなれていたからそ が 時から口にした生きた言葉で表現することができた。」ところが、男のばあいはそうはいかない。 と空想との動くがままに自由に振舞うことができた。目で見たところ、心に感じたところを、 ぬ学問で圧しつけられてもいなかった。」つまり、女性は、ある限られた枠内では、「その情緒と本能 特に貴族社会の婦人はその地位が決して従属的でもなければ圧迫されていたのでもなく、又役に立た の文物にはえらばれた少数のものだけが渡航して直接ふれえたのみで多数の男子にはそれは不可能で 漢文を書く場合には、その効果から見れば死んだ言葉を使っていた。」散文のばあいなど、 子供 その 男

支那の書物と受け売りの支那思想とで酔っぱらっていたことに真の理由があると思う。

それに対して

女性の地歩はどんなぐあいに後退したか れており、 といい、ここに問題解決の鍵があるとする。 あった。「だから多数の男子は女子とは違って、他人が見たもの感じたものを書いていたのである。 理はあるといえよう。 こういう外人流の観察(そして従来のわが男性史家たちの観察もこれと似たものである)にも、 女のみがいわゆる女文字 (仮名) によって、自己の情緒や空想を日本的に自由に表現するこ 外国崇拝の国柄として、わが男たちはいわゆる男文字(漢字)の習得にのみ疲 なるほど

口 ッパには男性によるそれがみられる」ということ― ゕ それだけでは、 前提の疑問 「わが国には主として女性による告白文学があらわ の解決はつかない。ここで私見をいうと、 ñ ヨー ヨー

る。事物の顕現には、手段と機会とが、必要であるから。

とができた。また、当時の宮廷の雰囲気がそれを助長したということも、一応うなずけるりくつであ

257 口 ッパの男性の告白文学は、古代、封建、近代の各過渡期 男性専制の期間内の各過渡期

には、 られ、 してのいわゆるアジア的なものへの偏見なども、それではなかろうか。そしてその同じ精神は、 表面化しつつあるのではなかろうか。たとえば、いわゆるヨーロッパ的精神への愛惜や、 抵抗的なものを内具したといえる。そしてそれは、 文化」の性格をそれらはもち、この性格によって、 くもめばえかけているとはいえないだろうか。 ヨーロッパの若干の学者たちの女性軽蔑や嫌忌ともつながっているようである。 わが平安の女性文化現象に対蹠する現象 そのかぎりにおいて、それぞれに異なる段階性を示したが、しかし、 近代になって、 将来の大衆文化(男女協同の)に対し拒否的 すなわち「男性文化悼尾の抵抗」的現象 いよいよ露骨に、 一括すれば共通に かくて、 いろいろな形に その反動と ヨー D なもの、 ッパ 男性

る。 ても、 した事情と、 蓼からの抵抗がそこにはみいだされる。それは、 のつみかさねによる知性)によって作られた文学であることが、私などには読むたびにいつも感じられ なわちなにほどかの意味で非原始的なものともなっている。 ほどかの意味で統一された世界観や、意識の体系があり、そのなかで訓練され、陶冶された個性は、 ふれたことがあるが、そこでは地上の女性への幻滅から、天上の「永遠の女性」への憧憬が芽生えた。 さて、すべての完成した文化は、なにほどかの意味で知性的である。いいかえれば、 端的に一例をあげれば、ようやく無軌道に肉情的であろうとする男性たちへの、 それはパッション的な本能の所産というよりは、むしろすぐれた女性たちの高邁な知性 そのはねかえりとして男性の寂蓼現象がみられたことについては、 ちょうどぎゃくなものとおもう。 ヨー ある時期における男性文化が、女性の肉欲性を嫌忌 ロッパで、女性の性が男性の圧迫下に退化したた したがって平安女性文学に例をとってみ 私は別著『恋愛論』で若干 女性の知的な寂 そこにはなに (伝統 す

また、 おなじ心理は、 その一面において地上の女性へのきびしい軽蔑とも唾棄ともなった。

の持主で、女は肉欲、 の最古の童話集「ヂャータカ」にみえる女性観などは、はっきりと「男は忍耐、 これとおなじ女性軽蔑は、 虚栄、不貞等の本能的動物」とし、その説があらゆるページでのべられている。 印度でも、中国でもみられた。紀元前三世紀頃につくられたという印 謙抑、寛容等の 知性

松村武雄訳の『ヂャータカ」の第十二話「婆羅門僧の唱言」という童話には、次のようなことがみえ

ている。

河がうね

ij

樹が森に生え

機さえあれば

女が不義を働くは

これ自然の掟なり

という歌を、スゴロクの遊戯のときに、菩薩の化身である王が歌うと、その王はその遊戯にかならず

ない女をつくりあげて、王の真理を破綻させてやろう。そしてうまくスゴロクに勝ってやろうとたく というのも、女を貞女に仕立てるには、監禁以外には方法がないというのが、その当時の「ヂャータ らんだが、おもしろいことには、坊さんは正しい女をつくるのに、監禁をもってしようとした。それ 勝つことができた。というのは、それが真理であったからである。そこで、相手の坊さんが、不貞で 作者や「ヂャータカ」読者たちの了見であったからだろう(わが大和撫子的方法もこれであって、ど

うかしたはずみに、その監禁が破れると、大和撫子変じて世界的パンパンに一変するという奇現象は、 われわ いずれにしても、女性を一肉塊、

淫欲の化身とみるみかたは、この「ヂャータカ」童話の全篇にあ

となった。というのが、この話のあらすじである。 ぐらせたり、衆人の前で坊さんを馬鹿にしたりして、悦に入るというしまつ。こうして坊さんの負け もうこうなるとしめたもの、坊さんの妻はよろこんで無頼漢と姦通し、おまけに無頼漢に坊さんをな だった。無頼漢は番をしている侍女に化粧品や香水をやってだまし、なんなく女の部屋に入りこんだ。 とにした。監禁さえやぶれば、妻そのものは、もともと不貞ときまっていたので、計画の遂行は容易 女を妻にしてもっていることを知り、一人の利口な無頼漢に命じて、その坊さんの妻と姦通させるこ 厳重さであった。 にかくまい、生まれた女児に男を近づけないためには、七つの入口に、一人ずつ番人をつけるという れがつい最近経験したことであった。このことは第四章でみる)。 そこで坊さんは、一人の妊婦を自分の家 ロクに出かけたところが、案のごとく坊さんが遊戯に勝った。そこで王は坊さんが、身持ちの正しい 女児が成長して女になると、坊さんはすぐにその女を自分の妻にした。そしてスゴ

あるというにあった。 これ自然の掟なり」という歌を、うごかしがたい宇宙の真理であるとする点にあった。作為はむだで つまり、この話のもつ教訓は、菩薩の化身である王が歌う歌 「機さえあれば女が不義を働

性を肉欲のかたまりとするもの)と、 ふれているみかたである。この点、 そして尊敬と愛情を失わないでみまもっていることである。これは女性文化の本源の母性我的世 徹頭徹尾女性軽蔑の哲学となるが、後者では、そういう男性をも、なお根本において信頼 ほとんどまったくぎゃくのものともいえる。 前にもいったように、平安女性がもっていたであろう男性観 (男 ただ、ちがうことは、

尾上八郎は、

この物語の社会は、

いったいに人物が花やかであり、

事件が艶やかであるので、

源氏物語』 の全構想は、 私見によれば、このような女性文化の伝統をもって、 当面 四の女性

界観からきている愛の態度であろうとおもう。

将をもってきたようである。薫大将の心情には、愛の真実への渇きがいくぶんみられるし、それにつ げ入ってしまうが、これも、平安女性の抵抗の姿の一つでもあろう。男女関係のみでなく、世相 うあらしめているような趣向になっている。その妹の男に弱い浮舟も、 もなくはない。そこで『源氏物語』の作者は、 もって光源氏という男の終焉でもあるとする点にほのめかされる。おそらくは、 かな思いやりの能力とが示されている。しかし、女性のこれにたいする知的抵抗は、紫の上の死を 寂蓼の心を男女関係において描写したものとおもう。 にたいしても、 いては、その相手の宇治の大い君のひじょうに清い姿、むしろ恋愛を厭うて忌避している姿が彼をそ の上あってのものであるともいえなくはない。人間の愛情の性格のなかには、そうした帰一的なもの まな肉欲の諸相を知悉し、これを遺憾なくえがきえたことのなかには、 知的寂蓼からの種々の描写がなされている。 その後篇で、光源氏のそうした面での後継者に、 すなわち、あくことのない男性の偏 女性の冷静な叡知と、 最後になると、 光源氏の多欲も、 小野の奥に逃 したわが あたた い知的 一般

澹陰欝で、 めて美しい、晴れやかな、暖かな、光と匂とのあふれている社会のようにみえるが、しかし意外に暗 地異もしばしばある。 苦悩 のおおい憂愁の満ちている世相が描 死霊が出没しては、美しい者を奪い、悩める者を出家させ、または取り殺す。 源氏隠退中の暴風雨などははなはだしいものである。 かれている。 政権の移りかわりがしきりで、天変 妖物は陸にもいれば、 ひと

陰欝化し、 去って、晴涼の国、 あり、陰気であり、 激しい悶がおこる。 びとは権力と富を得ようとして奔走し、対抗者をおとしいれ、また自己を苦悩する。女のためには腕 力こそ用いないが、よりいっそう激しい競争をし、得るべきでないものをも得るにつれて、そこでも 暗澹化するので、この物語にあらわれた社会全体は、花やかで、艶やかで、しかも朧げで 暗黒である。これをつくづくと眺めていると、たまらなく厭わしくなる。これを 憂愁の雲のかからぬ光明の満つるところへと行きたくなる。こういう意味のこと 事件は意外に簡単に片づいても、苦悶は深くかつ長い。 これらの精写が、全体を

を、いっているが、うなずける気がする。

かくせずにはいられない。主観もきわまれば、客観とおなじく知的であることがわか としてではなく、一種の告白――すなわち主観として処理されている事実には、われわれは驚きをふ 物への固定観念を撥無した視野の大きな冷静な描写が、すぐれた男性作家にみられるような客観描写 文学は、晩秋の夕空をあかあかと輝かす残照にもたとえられよう。そこには、かつての太陽の掉尾のか がやきと、暮れて夜になっていく宿命的な暗さとがある。それを知りながらの太陽の抵抗である。 この点で、女性文化掉尾の抵抗のありかたもわかるであろう。すなわちわが紫式部がしめした抵

存在が、あたたかく肯定せられる。貧弱な肉体をもった空蝉の上にも、その心の高さからくる性的魅 女の一人一人にたいしても、透徹した心眼がおよんでいる。それに第一章の ところでいったように、女性の哲学は庶民のそれと同様、肯定主義のものなので、そこではすべての |生産者本位 の 風俗」の

生把握のたしかさがみられるのであるが、そのことは男を描くばあいのみにはかぎらない。もちろん

男の一人一人を描きわけ、その心理を知りつくしていることのなかには、作者の同情のふかさや、人

品である。そこには『万葉集』の乙女がもったかげりのない明るさや、事物にたいする信頼の気持が 相容れない別の世界へと急激にかたむきつつあったから。 体を蔽うものは否定的な空気である。なぜなら、すでに時代は、女性文化を包容しえない、それとは らすれば、こうした描きかたにならずにはいまい。しかし、こうした同情や肯定にもかかわらず、全 野な近江や、老淫婦の源内侍も、 力が描きだされており、不具な鼻をもった末摘花も律義な生きかたがなつかしく人をひきつける。 清少納言の『枕草子』は、いずれかといえば、『源氏物語』よりは、もっと原始的な活力を示した作 可憐な一面をもっている。 けっきょく共存的汎神主義の女性文化か 粗

と書きはじめて、 夏はよる。月の頃はさらなり。」 たぶんに残っており、だから「言論の自由」もある。この清少納言が、 春は曙、やうやうしろくなりゆく山ぎは、すこしあかりて、紫だちたる雲のほそくたなびきたる。 わが民族特有の季節感の型を、 書中のあらゆるところで範示したことは、 偉大な功

されたのが、 績といわねばならない。 然描写なども、 るのを、急いでとらえて折ろうとすると、ふと外れて通り過ぎてしまうのや、青蓬の車輪におしつぶ 飛沫をあげておどりあがるけしきや、路の左右にある生垣の枝などが、車体に障って、屋形の内に入 五月頃、車に乗って、谷川沿いを一直線に行くと、一通りならず澄んだ水が、人の行くの 車輪のまいあがったのにつれてまぢかく薫を漂わせてくるといったような、 随所にみえる。 活動的な自 に応 じて、

263

清少納言がもっているこうした明るい生き生きした性格は、

より正常な平凡な形で、こんにちも一

とくに農山漁村 にみるあの天真な勤労的な婦女子たちのなかに伝統せられて、 生きつづけ

始性が、その後こんにちにいたるまでの世の男たちや淑女層の反感をそそるたねとなったことは、人 己のわびしい姿をみつめつつも、なお環境への抗議や自己誇示を最後までやめなかった清少納言の原 の星が注意されるような一茶式の日本的庶民心理に再現されて、いまに息づいているものとおもう。 に、名木の紅葉を超えてペンペン草の紅葉に日をうつし、七月七日の七夕の夜にも、七夕以外のただ うにする蚤などにも、愛撫のひとみをよせる清少はうつくしい。こうした作品の伝統は、 の知るとおりである。 としての母ごころを示すものであろう。塵をつまむ幼児や、着物の布の下を跳りあるき、 それと同時に、積善寺供養の群集を写実する知的な眼や、一転して借家ずまいの職業婦人である自 ことに、清少納言にみられるあらゆる幼弱な生命への愛や好奇心は、女性文化の一つの大切な要素 紅葉の季節 もたぐるよ

女は世の中にたいして半ば抵抗力をうしなってしまった。 等観のゆえであったといえよう。しかし、それがやむをえない世の常の習いだと知ったときには、彼 力を欠き、与えられた卑小な境遇にたいして、抗議もせずにまんぞくしているようなひとびとの姿に 上向きの体勢がみられたときには、清少納言はこれらのすべてに同感をもったが、それに反して、気 小さな蚤にも、布をもたげる気力がみいだされたとき、乞食尼の常陸のすけにも、宮廷を物ともおも 彼女はくやしさと怒りとを感ぜずにはいられなかった。それは、彼女の **| 雪の築山を踏んづけて風のように立ち去ってしまった元気が発見されたとき、卑官の蔵人にも** ――そして女性文化の平

265 第二章 女性の地歩はどんなぐあいに後退し

話ものこされている。後代の男たちや淑女たちは、こうした清少納言にたいして、心から憎悪をかん 嘲り笑ったのにたいして、「駿馬の骨を買う者あるを知らずや。」と反棲した(『古事談』)などという挿 など親しむ人もなかりけるにや。」などと、死骸のうえに唾を吐くようなことが記してある。 じたらしく、たとえば伴蕎蹊の『閑田文草』などにも、「今おもふにも憎さげにて、後に落ぶれたる くして、みるのようなぼろぎれなどを洗濯している清少納言の姿を、通りかかった若い殿上人たちが といって、筆をおいたのが最後であった。しかし、他から伝えられた後日談としては、陋巷にれ 清少納言への後代人の憎悪は、そのまま女性文化への憎悪ともいえるであろう。活気にみちた生活

うるたれはばからぬ夢想やあこがれの「態度」があったのである。そういう態度は、けっして後代支 記』にせよ、それらのすべてを女性文化の観点から分析してみると、そこにはかならず後代支配層を ら。しかし、後代支配層は、紫式部にたいしては、反感をもたなかったが、これは彼等の見当ちがい 配層の好むものではない。後代支配層は、女性の陰気なくらさと、おしつけられた歪んだ恐怖心をの 力や、その主張や、事物への平等観などは、後代支配層によって忌み嫌われる唯一のものであったか いらだたせる種類のもの、たとえば女性の自主的精神からの抵抗や、 であった。紫式部の『源氏物語』にせよ、道綱母の 『かげろふ日記』にせよ、孝標女の『さらしな日 諷刺や、自由な乙女のみがもち

最近のできごとであるが、関東のある地方である女の校長を排斥する運動がおこったが、きくとこ

み嗜好したから。

ろでは、「その校長が汽車の中で女らしくなく大声で笑った。」ということが、その排斥運動の理由の

ど、悲しいことには、けっきょく相容れない時流への敗北的な抵抗の段階のものでそれがあったとこ つであったという。このように女は後代では、笑うことさえむずかしくなったのである。 いずれにしても、平安の女性には、本来の女性の晴れやかな面が、まだたぶんにのこっていたけれ

ろに、彼女たちの不運や、ひいて、彼女たちの文学自体の歪みもくらさもあったのである。

父や母の姿が心にいたくしみいったりするような、そんな階層の女たちであった。こうした彼女たち 界に類のない古代女性文学としての、一連の高価な抵抗的文学が、そこに力づよく発現したのであっ たり、つとめから帰ってみると、うそ寒い火桶をかこんで、くらい陰気な部屋に坐っている失業者の の焼米をかじったり、家の者がぼろかくしの上っ張りを着ているのを、風の日の訪問者の前で気にし のびんかんな眼が、上層に先駆的に顕現している女性被圧迫の現象をいちはやくとらえたときに、世 平安の女性文学者たちは、そのほとんどが、小官吏の娘たちであった。彼女たちは、門田 もちろん貴族的な狸雑な時代色がそれらに付帯していることは否定できないけれども。 世のありふれた見方――単純にこれら女性文学を貴族文学とのみみる見方 **――には、私は反対す** の青立ち

特にいいたいのは、文学全体が、 をみるのである。 られていることで、 ものの姿がじつによく活写されている。これだけでも母ごころの文学といいうるが、それよりも私が 母ごころの横溢ということである。平安女性文学には、前にもちょっとふれたが、子供または小さい さて、これを要約するとき、私の心がいくども打たれてやまないのは、この平安女性文学における そこではひとびとは、あたたかな血縁的な見方で、人事や自然の一切のありかた いわゆる「物のあはれ」ともいうべき母性我的世界観によってつく

な高さに生きたことはない。

この意味の文学は、平安をもって終わり、鎌倉で凋落した。この後、

わが国の女性が、二度とこん

されている。これらの写実はみな躍如としており、そこには大きな母心の眼が感じられる。 らびやかな写生がある。『さらしな日記』には、のどかな海沿いの旅路が記され、 から、構想も大きく、写実の筆もリアルである。『枕草子』には、 それは主観の極致をあらわし、観照のくもりなさにおいて、冷徹な客観と一脈通ずるものがある。 『かげろふ日記』の馬のかみ訪問の条には風が描かれている。『栄花物語』には、 市街の雑閙を描いている場面があ 神秘な足柄峠が写 法成寺供養 のき だ

- 『女性の歴史 上』(「高群逸枝全集』第四巻所収、 理論社、一九六六年九月、 第二刷) 所収。
- 本巻には、『女性の歴史』の第一、二章を収めた。
- あらためた。 『記紀』は『古事記』、『日本書紀』に、『伊勢』、『源氏』、『今昔物語』等の書名は、 本来の表記に
- PDF 化には IATEX 2ε でタイプセッティングを行い、dvipdfmx を使用した。

http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/science/sciencelib.html 科学の古典文献の電子図書館「科学図書館\_ 「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、

科学図書館掲示板

http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs